

The Journal of the Americas Studies

アメリカス研究

第21号

2016年

〈論文〉	
星名謙一郎と天理外語の鹿野久市郎 ——大正期のブラジル日本語新聞にみる—— 飯田 耕二郎	1
大恐慌の登場から「憲法革命」までの素描 山口 房司	17
米国市民権の境界の設定——1790年帰化法の長い影—— 山倉 明弘	29
アメリカ本土へ渡った「戦争花嫁」の異文化適応とアイデンティティ ——「日米間の草の根親善大使」言説についての一考察—— 尾上 貴行	49
サンディエゴのチカーノ・コミュニティ——社会的排除と社会関係資本—— 石黒 馨・吉澤 静香	87
アラモ砦の観光化とサンアントニオの観光文化のテックス・メックス化 ——都市計画とメキシコ料理を中心に—— 牛島 万	109
国民行動党 (PAN) の躍進 ——1990年代におけるメキシコ・グアナファト州の事例—— 吉野 達也	129
オクタビオ・パスの詩と現代ヘブライ語の歌との比較 ——歴史哲学に照らしてみた、動詞構造の特徴に関する一考察—— 古畑 正富	141
「現集団」概念と経済人類学の射程 その3 ——基軸通貨国特権とグローバリゼーション・パラドクスの視角から—— 森田 成男	167
〈書評〉	
G・ガルシア＝マルケス著 P・A・メンドーサ (聞き手) 『グアバの香り ガルシア＝マルケスとの対話』木村榮一訳 片倉 充造	191
〈翻訳〉	
ロサリオ・カステリャノス著「拒絶された恵み」 柴田 修子	195
〈活動回顧 (創設20年)〉	
活動記録に見る天理大学アメリカス学会の状況——創設期を中心に—— 新井 正一郎	205

星名謙一郎と天理外語の鹿野久市郎

——大正期のブラジル日本語新聞にみる——

飯 田 耕二郎

はじめに—星名謙一郎のこと

昨年（2015年）5月に発行された『天理大学アメリカス学会ニューズレター』（NO. 72）に「私の日本人移民史研究—天理とのかかわり—」というタイトルで書かせていただいた。その中で、星名謙一郎という人物が私のハワイ・テキサス・ブラジルを調べるきっかけになり、彼はハワイやブラジルで日本人移民の草創期の頃に新聞を発行したと記したが、ブラジルでは南米最初の日本語新聞である週刊の『南米』を発刊した。その新聞を手伝ったのが鹿野久市郎で、彼は天理大学にも縁のある人物である。本稿は、2人が共同で発行した『南米』新聞と鹿野久市郎について、当時の新聞や雑誌の記事にもとづいて明らかにしたい。

星名謙一郎についてはこれまでほとんど知られることがなかったが、彼の波乱に富んだ生涯について現在執筆中で、今年度中に「不二出版」より刊行の予定であり、詳しくはこの本で知っていただくことにして、ここでは彼がブラジルで新聞を発行するまでの略歴を次に紹介しておこう。

星名謙一郎の略歴（ハワイ～テキサス～ブラジルまで）

1866（慶応2）年10月10日 愛媛県吉田町（現在の宇和島市）に生まれる。

1887（明治20）年 東京英和学校（現在の青山学院）を卒業。

1891（明治24）年までに ハワイ島に契約労働者として渡り、まもなくキリスト教の伝道者として活躍。岡部次郎牧師が伝道者を求めて日本に帰っている間、彼がヒロ教会を守る。岡部牧師が同志社から牧師を連れてハワイに戻った頃、彼は伝道師を辞め、コーヒー栽培をやる。

1895（明治28）年頃 ホノルルに出て、税関の通訳をしながら、『ほのるる報

知』など日本語新聞を発行。

1901（明治34）年 愛媛県卯之町（現在の西予市）出身の末光久子とハワイで結婚。しかしホノルル時代は麻薬の密輸などさまざまな事件に関わり、長女が亡くなるなど不幸が重なる。

1904（明治37）年 アメリカ本土に渡り、西原清東のいたテキサスで米作を行う。この時、のちに同志社大学の学長となった星名泰（通称テキサン）が誕生。しかし、テキサスでの生活も、久子夫人の父親の病気のため、3年ほどで閉鎖し、日本に戻る。帰国後は、愛媛県の卯之町と松山で過ごしたが、この時、考古学者の故江上波夫（東大教授）夫人の幸子が誕生。

1909（明治42）年12月13日 神奈川県庁より外国旅券下付。旅行地名：ブラジル、旅行目的：商用とあり、その直後に横浜から単身で出港したと思われる。

1910（明治43）年 リオデジャネイロ州マカエにある山縣勇三郎の農場で、石橋恒四郎のもとで働く。

1912（大正元）年頃 石橋とともにそこを出て、同州サンタクルス耕地に、当時のミナス鉱山移民の逃亡者を集めて水田式米作を行うが、労働者側の不平等が原因で失敗。彼はつぎにサンパウロに移り、プラス区の鉄工所の職工として働く。

1. 星名による『南米』新聞の発行とその後

星名は1916年初め頃、週刊の『南米』と称する雑誌風の謄写版刷りの新聞を創刊したが、これはハワイでの新聞発行の経験を生かしたものと思われる。『南米』はブラジルというより南米最初の日本語の言論機関紙であった。当初、新聞発行を手伝った鹿野久一郎との関係について、日本人移民の草分けであった鈴木貞次郎の回想記には次のように書かれている。

『南米新報（ママ）』の発刊は海外興業会社支店の好意で謄写版刷器を無料で頂だし、当時ぶらぶら遊んでいた鹿野久一郎とソーシオ（仲間）で遣れという条件であった。鹿野もなかなか頑張りであるが星名の海千山千の頑張りには及ばない。『南米新報（ママ）』を発刊したのはよいが、代金が星名一人の懐にはいっても鹿野には一ミルの金も転げ込んで来ない。止むなくコンデ、デ、サルゼーダス街辺りで集めた新聞代でピンガをあほり気焰を上げる外なかった。鹿野に取って是は当り前を通り越した程の権利であるが、星名にして見れば海興が共同で遣れといってくれた謄写印刷器ではあるが、それは単なる外交辞令で、その実自分に呉れたものと解

積している。このくい違いが二人の間に気拙い溝を掘って行った。星名が鹿野の新聞代無断（断ったら星名から取上げられるのが解りきっている）消費の事実を嗅ぎつけて、内心ぶんぶん怒って帰る途上、ばったりとジレイト街ミゼルコルディア広場で鹿野と行き逢ったからたまらない。

「おい鹿野貴様は新聞代を消費いこんでいるな」

ジャカレ（鰐）といわれた程のあの醜惡な顔が火のようになっていいる。

「なに？新聞代を消費い込んだ。当たり前じゃないか。俺はソーシオだぞ、手前ばかりが権利があると思っているのか、人を馬鹿にするのもいい位にしろ」

鹿野も馬靴の様にだだっ広い面貌をふくらして怒鳴った。

「何を生意気な！」

星名のことである。直ぐ鹿野の胸倉を取ったからたまらない。あの体格のよい柔道の心得のある六尺豊かな、昔なら武者修行にでも出そうな体格の持ち主である鹿野のことである。そのまま温和しく引込んでいる様なことは断じてあり得ない。

「俺が生意気なら手前は何だ。泥棒はそっちの事だ」

星名は未だジャカレという綽名のない時であったから、まさかジャカレとは呼ばなかったろう。二人はミゼルコルディア広場で上になり下になり取組み合った。物見高いはサンパウロ市民である。黒山の様に人だかりがして来た。結局二人はポリシアセントラル引っ張られて行って一夜を豚箱のなかに明かし、翌日釈放されたが、これで鹿野はオトマチックに星名と縁が切れ『南米新報（ママ）』は星名一人のものになってしまった。

（鈴木貞次郎『埋もれ行く拓人の足跡』1969年）。

ところで『南米』新聞は、現在、サンパウロ日本移民資料館に1918年1月12日の103号から1918年12月14日発行の150号まで（この間欠号あり）が保存されている。大きさは約16.5cm×23.7cm、ページ数は48～16で、雑誌風の週刊（毎土曜日発行）謄写版新聞。発行所は南米社で、現在のサンパウロ市の北部のサンターナにあって、星名が持主兼発行人、日下生太郎が編集人である。目次は、社説あるいは論説から始まり、雑報・最近電報・日本近信・投書欄・文芸欄・広告・奥付などで、最後のほうに広告がかなりのページ数を占めている。

はじめは500部、一時は1,000部以上刷ったようである。いつ頃までこの新聞が発行されたかは不明であるが、現存する150号の直後ぐらいで終わったのではないかと思われる。当時の他の日本語新聞『伯刺西爾時報』記事でも南米社

という名前が登場するのは1918年末までである。いずれにせよ『南米』新聞はブラジル日本人移民に明るさを与えたというだけでなく、社会意識を芽生えさせたという点でも非常に重要な意義をもつものと考えられる。

星名はこの新聞で当時ブラジルにやってきた日本人のほとんどを占めていたコロノと呼ばれる貧しい農業労働者の土地定着を論じ、とくに土地購入・植民地（移住地のこと）の開設の気運促進に力を注ぎ、彼自身、サンパウロ西方600キロにあるソロカバナ線のプレジョン植民地と、さらに30キロ奥地のバイベン植民地を起こそうと、土地を求めて売り出しにかかった。その開設はともに1917年である。そして『南米』新聞を廃刊にした後、この2つの植民地建設に力を注ぎ、サンパウロを離れてプレジョン植民地に住み、経営に当たった。

植民地経営がようやく軌道に乗って1920年代になって、ブラジル経済、ことにサンパウロ州ではコーヒーによって支えられていた時代であったが、そのころ不況にあえいでいた。その主たる原因は、1924年に起こった革命戦、そしてサンパウロ州を襲ったイナゴの群、また運悪く大旱魃と打ち続く天災に遭遇して、とくに日本人農家は営農資金に貧していた。そこでノロエステ線で植民地を営営していた東大出身の上塚周平が起こした日本政府からの低利資金借款運動の奥ソロカバナ線の代表推進役として星名が参加した。いわゆる八五低資と呼ばれる日本政府からの救済資金は85万円で、そのうち星名の方に来た金は9万円ほどだったが、この話が出たのは1924年6月で、実際に資金の出たのが1926年の12月であった。

1926年12月13日午前6時半、この資金の一部を受け取るためにプレジョン植民地のあるアルヴァレス・マッシャード駅で汽車を待つうちに彼は射殺されてしまった。犯人は自分の使用人カマラーダだったという。享年60歳であった。

2. 鹿野久市郎のこと（ブラジル渡航以前）

鹿野については、星名と共同で新聞を発行したということで名前を知る事になり、彼は帰国後の昭和初期に海外移民を奨励する『植民』や『海外』という雑誌にいくつか文章を寄せていることが分った。そのうち彼の紹介文が掲載されている中に、彼が「天理外国語学校講師」とあったので興味深く思い、本学会のニューズレター（NO. 72）で彼についても紹介させていただいた。その後、国会図書館で戦前のブラジルで発行された日本語新聞のマイクロフィルムのコピーを入手し、星名と共に鹿野についての記事を見ていくと『伯刺西爾時報』という新聞に彼について書かれた記事や彼の連載文を見つけることが出来た。

そして昨年、彼に関する情報を求め東京にある外交史料館と東京外国語大学

を訪れた。外交史料館では大正二年「外国旅券下付表」の東京府のところに彼の名前が記載されていた。

身分：熊太郎長男、本籍地：島根県西佐伯郡成實村大字長田村五四、年齢：廿五年二ヶ月、保証人：川田鷹、旅行地名：南米伯刺西爾（ブラジル）、旅行目的：東洋移民会社練習生、下付月日：三月十八日。

本籍地が島根県となっているが、地名辞典で確かめると、島根県と鳥取県の境にあたり、成實（なるみ）村は明治29年から鳥取県西伯郡の自治体名で、長田など13カ村を合併して成立とあり、現在は米子市の南部の地域にあたる。年齢がその時25歳2ヶ月ということは1887（明治20）年12月～翌年1月生まれということになる。保証人の川田は『大正人名辞典』によればブラジル拓殖会社取締役や東洋移民合資会社の社長などを歴任した人である。東洋移民会社練習生は今でいう会社事業の研修生のようなもので、実際には耕地で通訳などの仕事を任されたのではないと思われる。彼と同時期に数人がブラジルに渡っている。なお、彼は地元の米子中学（現在の米子東高校）の第2期の卒業生（明治38年3月卒業）50人の中の1人であることが、出身校を今年の春に筆者が訪問して明らかになった。卒業後は郷里を出て東京外国語学校に入学した。東京外語はこの頃、神田錦町3丁目にあり、彼は伝通院（現在・文京区小石川3丁目）裏の久松学舎（鳥取県出身の学生寮）から通っていたと考えられる。

次に東京外大の文書室に残されている資料のうち『東京外国語学校一覧』によると、鹿野久市郎（鳥取）は、伊語（イタリア語）学科の明治42年3月第6回卒業生（6人）の内の1人として名前が出ている。先の大正二年「外国旅券下付表」の東京府で同時期ブラジル渡航の目的で下付された人物のうち西語（スペイン語）学科の人物は、渡辺孝（福島）が明治40年、そして半澤虎尾（宮城）、橋本蒼（東京）、村上虎次郎（山口）、原口七郎（佐賀）、坪田信雄（滋賀）の5名が大正2年の卒業で、かなりの外語卒業生が同じ時期にブラジルに渡ったことが分かった。とくにイタリア語の出身では他に就職の口がなかなか見つからなかったという事情があったのかもしれない。ちなみにポルトガル語出身者はこの時までいない。明治43年12月発刊の『校友会雑誌』の卒業生動静欄で、鹿野は新刊書を求めて丸善に出入りし、なかなかの読書家であると書かれている。また同年発行の『卒業会員氏名録』では勤務先は空欄（無職）で、住所は本郷区駒込千駄木町36 清栄館とあり、卒業後は夏目漱石や森鷗外などの文人が住んでいた辺りにいたことが分かる。

3. 鹿野のブラジル時代

彼がブラジルに渡ったのは旅券下付のあった直後の大正2（1913）年3月の末と考えられる。後掲の『伯刺西爾時報』第171号の記事で1920年4月1日に神戸に帰った日は、同じ神戸を立った7年と2日目と書いている。ブラジルに渡った彼は輪湖俊午郎『流転の跡』（1941年）などによると、耕地通訳やブラジル人に柔道を教えたりして遊んでいたとある。なお、同書などによれば彼は妻子を日本に残して渡伯している。その後に星名と知り合い、『南米』新聞の発行を手伝うことになった。彼は文章が書ける男だったので主に編集を担当した。しかし1917年頃までには前述のように喧嘩別れで辞めたようで、現存する『南米』新聞には彼の名前は出てこない。星名と別れた後、マットグロッソ州のカンボグランデ（現在のマットグロッソ・ド・スル州の州都）のさらに奥地にあるミランダという田舎町で一時、鉄道工夫をしていた。その後、『南米』について2番目にブラジルで発行された日本語新聞『日伯新聞』に迎えらる。この新聞は1916年8月31日創刊で、金子保三郎と輪湖俊午郎の共同で、週刊、石版印刷で出され、謄写版の『南米』より見栄えがよかったようである。しかし輪湖は半年余りで金子と意見対立して、1917年初めに辞めてしまっ彼もマットグロッソ州に去ってしまい、その後、鈴木貞次郎が後任の見つかるまで編集と経営を任された。そこで当時浪人をしていた鹿野がスカウトされ、鈴木も日伯を出てしまった。『日伯新聞』が軌道に乗った頃、もう1つの強力な新聞が登場した。ブラジル移民組合の御用新聞である『伯刺西爾時報』である。週刊で活字印刷、編集長は黒石清作であり、1917年8月31日に創刊された。そこで金子は1918年の初めに日本に帰国して、活字と印刷機を入手することにした。その間、鹿野が『日伯新聞』のきりもりをした。彼は文章に優れていて評判は上がった。しかし、金子はブラジルにすでに夫人がいるにもかかわらず、印刷機と一緒に新しい奥さんを連れてきた。金子のために新聞を続けていた鹿野は興をさまして直ちに『日伯新聞』を出てしまった。金子はブラジルの夫人と別れなければならなくなり、それで人気を失い、1919年9月に『日伯新聞』を三浦鑿に売らねばならなくなった。その後、鹿野は『伯刺西爾時報』にも一時期、関わりがあったと考えられるが、詳しいことは不明である。彼に関する記事や自身の連載記事は『伯刺西爾時報』のみ見られる。以下、これを順にみていくことにする。

最初の3号では、彼が東洋移民合資会社に関係していたこともあって、父親が1917年当時、彼の郷里でブラジル移民取扱の業務をしていたことが分かる。

73号によれば彼が1919年頃、聖市（サンパウロ市）に在って『日伯新聞』の主筆をしていたようである。そして1919年5月に彼は突然アルゼンチンのブエノスアイレスに向かうことになった。86号の記事の内容は以下の通りである。

『日伯』の主筆として文壇に絢爛の筆を走せられたる鹿野久市郎氏は今回亜爾然丁『在亜日本人會』に聘せられ急遽出發せざる可からざる事情より知己友人等は同氏の行を壮んにせんが爲め昨夜日本俱樂部に於て俄か仕立の送別会を催したり、同氏は本日午前十時の列車にて当地出發サントスへ下り飯野氏と共に海路ブエノスアイレスへ直航せらるべしと

これに対し次号（87号）で渡辺孝は鹿野を惜しむ記事を寄せている。その記事の一部を次に紹介しよう。渡辺は前述の如く東京外語の先輩で同時期にブラジルに渡り、この頃サンパウロ州の田舎を回り現地の様子を書いていた。

…君が主宰した日伯のなくなったことは在伯識者の等しく失望した處で今回の亜國行は啻（ただ）に吾々同窓の惜しむ所ばかりでなく、在伯同胞のためにも甚だしき損失である。

人間も貧乏していると自信力がなくなる、長いこと貧乏していた君が、伯國の将来に就て、又自分自身の将来に就て、自信のうすくなったのも無理はない、併し何事も運命である。

僕は何か見込がありそうで亜國へ行かれた君が若し先方で面白くなかったなら又此国へ舞ひ戻ることを信じて待っている、その儘日本へかへったりしてはいけない。

君が時報に入ることには不賛成であつた、僕は又同様に君の亜國行にも賛意を表さない、日本帰国なぞ全然不賛成である。…

1919年5月10日、サントス港からウルグアイのモンテビデオ、アルゼンチンのブエノスアイレス（武市）に向つた。91号から101号まではその旅行記を『伯刺西爾時報』に寄せたものである。91号では「『南米』を出ては大林（マトグロソ）州へ行き『日伯』を止めては亜國（アルゼンチン）へ去る。」と、いずれも新聞を辞めたあと外に出て行くことを想い、「六年前神戸を立ちし時に返り五月十日に聖港（サントス）を去る。」と、日本を出た時のことを回想している。93号でも「僕はこれで外国船に二度のる。最初は明治三十八年再び東京へ行く時境から敦賀へ『マクベス』で有名なダンカンとか云ふ人物の名を

取った船にのった、当時外国から船を借りて居た日本が此頃は外国へ逆様に貸せる蒙（くら）い変り様である。サントスからポンタ・ダ・プライヤを廻って大西洋に出てアルト・ダ・セツラの山を顧（かえりみ）るところ丁度郷里の米子から境を廻って日本海に出ると違はぬ、夏休暇船が日野川尻にかゝると恋しがって眺めた僕の家の山はアルト・ダ・セツラの山に当る。」と故郷の風景と重ね合わせて眺めている。最後の101号では「僕が武市へ着いてから六日目に語学校の同窓会があった。」とブエノスアイレスの伊太利料理店で外語の同窓会が開かれ二十数人が集まった様子が書かれており、このころ外語の卒業生が南米に多くいたことが分かる。

4. 鹿野の帰国後

『伯刺西爾時報』の153号から162号までは、翌1920年に讃岐丸で帰国の途中に南アフリカに寄ったときのことを、帰国後に寄稿した文章と思われるが、その一部しか残されていないのは残念である。そして171号から177号までは帰国後のことを1年近い後の1921年に寄稿している。まず171号では「四月一日夜の十一時頭神戸に帰ったリオネジャネイロを出てから七十五日目の噂も消える頃である、私は神戸を立てから七年と二日目に神戸に着いた譯である」とあり、1920年1月の中頃にブラジルを出発したことが分かる。同号では続いて「私は三ノ宮から京都經由で山陰へ向かった（中略）八年前東京から郷里へ妻子を連れて帰る時『あんな海を越へて行かれるかと思へば』と妻は涙を拭った事を懐い出したから妻の居る筈だった倉吉へ帰国電報を初めて打った」と、まず妻の待つ郷里の鳥取に向かっている。その後、彼は東京に出かけ、173号によるとカフェ・パウリスタなどに行き、「東京から郷里へ帰って間もなく伯国移民の宣伝のため島根鳥取両県下へ遊説旅行した」とあり、久しぶりに田舎を歩いて、日本とブラジルの風習の違いを述べている。

そして帰国した1920年の9月に『東京朝日新聞』にほぼ毎日12回にわたって「ブラジル物語」を連載した。これは帰国して間もない彼がブラジルに関する興味深い話を新聞に提供したものである。最初（一）のトピックである鈴蛇カスカベルは響尾蛇とも言い、尾に鈴があつて振れば鳴る蛇が実際ブラジルに生存していて、フランス人は昔ブラジル国のことを「鈴蛇の国」と恐れたという。続く（二）のトピック「汽車を生擒る計畫」は、これより7年前に南米横断鉄道の一部であるノロエステ線が開通した時、処女林の中の原人達が集まって話し合い、黒い息を吐いて素晴らしい勢いで飛び歩く大蛇を生擒りにしようと藤葛を切って網を作り、数百人の戦士が毒矢毒杖を忍ばせて潜んでいたところ、

大蛇は定刻にやって来た。しかし汽車は網を突き抜けてしまい、六七人の原人は轢かれ、他の戦士はいずれも猿の如き声をあげながら山奥へ逃げ隠れ込んだという話である。(三) 以下は比較的まともなトピックを取り上げ、「伯国と人種問題」ではブラジル人は皮膚の色に対して問題をなすものではなく、好悪の情を起すものではない。同じ南米でもアルゼンチンとは大いに訳が違うとしている。「ブラジルの国語」では、ポルトガル語以外に、フランス語、イタリア語、スペイン語の使用について説明しており、「珈琲耕地」では特にサンパウロ州の珈琲について、「聖波羅（サンパウロ）の花と果物」では「火の花」フランス語で「フランボイヤン」、果物ではバナナとアバカシ（パイナップル）についてなど、「支那に似た伯国」では中国とブラジルの類似点を述べている。「移民から地主まで（上・下）」は日本人移民が地主になるまでの様子を説明し、目下ブラジルに日本人が4万人、そのほとんどがサンパウロ州にいて、賃金労働者1万5千人、歩合労働者1万5千人、独立労働者1万人と書いている。「聖州の米作（上・下）」は、これまでブラジルことにサンパウロ州では珈琲ばかり作っていたが、新しい試みとして米作が行われるようになり、これまで日本人が取り組んだ例をテキサスから3年前にやって来た西原清東等の例を挙げて説明している。最後の「ブラジル式」では、ブラジルは舞樂而留とも書き、食うに困らず舞樂して留まって居れる国であり、大ざっぱはブラジル国の特徴で、その例をいくつか皮肉を込めて挙げている。

翌1921年2月～6月にかけては日本の雑誌『実業の日本』に「ブラジル帰客談」として南米の排日などについての情報を掲載している。

また同年12月『伯刺西爾時報』218号の「鹿野氏の近状」と題する記事では、「再渡伯の考へにて一時帰国の鹿野久市郎氏は家事の都合にて日本に留まるべく余儀なくせられ目下松江工業学校の英語教師として教鞭を執り居らるゝとのこと」とあり、ブラジルへ帰りたいと思いつつ、郷里に近い松江にある学校の英語教師になっているとの便りをしている。

1922年から23年にかけての記録はみられないが、1924年の雑誌『植民』から彼のブラジルに関する記事が始まる。『植民』は南米ことにブラジルへの移民を推奨する雑誌で、鹿野は時流に乗っていくつかアルゼンチンと比較しつつブラジルについて論じている。1925年2月発行の同誌の記事には彼の名前に大阪外語の肩書が付いているので、この頃大阪に出て外国語学校の講師になったと思われる。同年3月発行の次号の記事「ブラジルに活躍するわれ等が先達」では、ブラジルの日本人移民を指揮する人物として、渡辺孝、福川薩然、翁長助成、山根寛一、原口七郎、斎藤武雄、古関富彌の7人を紹介している。このう

ち先に紹介した渡辺や、鹿野と同時期にブラジルに渡った原口、そして一期おくれの斎藤、古関はいずれも東京外語スペイン語学科の出身である。さらに1925年5月1日発行の同誌4巻－5号で次のようなコラム欄がみられる。

葡語、西語を学ばれる方へ

大阪外国語学校の鹿野久市郎氏と海外植民学校の酒井氏を推薦する

南米へ発展せんと準備さる、諸賢が、先ず一番に当惑さるゝのは語学の問題である。所で、昼間は働きつゝ、夜間のみ独習で学ばれんとする人々にとって、今の日本では、特殊語学であるある葡萄牙語、西班牙語の習得は、まことに不便である。

所が、茲に幸ひなるかな、本社の社友である左の二氏がこの希望に副ふ最も適当なる良師であることを同望の諸賢に推薦する。

■鹿野久市郎氏（大阪市東区上本町、大阪外国語学校内）同氏は在南米八箇年、目下大阪外語で葡、西、伊語の教鞭を執る傍ら、葡、西語教授をされる。何れも一箇月通信教授料二圓であるから、前金を副へて申込まれよ。

（酒井市郎氏は省略）

彼はこの頃、上本町にあった大阪外国語学校でポルトガル語、スペイン語、イタリア語を教えるかたわら、雑誌『植民』の社友として南米を志す人のためにポルトガル語とスペイン語の通信教授もしていたことが知れる。また同誌の4巻－11号（1925年11月）、5巻－1号（1926年1月）の伏櫪生、および『海外』1月号（1928年1月）の伏櫪老人はいずれも彼のペンネームであり、伏櫪（ふくれき）とは「人がその才能をあらわさないでいるたとえ」で、彼は自身の生き様を表す言葉を使っている。

そして1925年に創設された天理外国語学校に翌年の1926年4月、最初のポルトガル語の教師として迎えられた。『植民』6巻10号（1927年10月）および6巻11号（同年11月）の「ブラジルの百姓生活」記事では天理外国語学校教授なる肩書が付いている。同校での活躍ぶりは今のところ不明だが、この頃はブラジル移民の全盛期で『植民』に続いて発行された雑誌『海外』の1928年にはいくつかブラジルの農業や自分の体験談を掲載している（後掲参照）。同誌2月号（1928年2月1日）の記事の中で「鹿野氏は南米にあること八年、親しく鋤鋤をとってその土に親しめる士、目下は奈良天理外国語学校講師、大阪府嘱託講師、大阪外国語学校講師としてブラジル語、伊太利語の教鞭をとって居られる。前号の「南米趣味」の筆者（伏櫪老人―筆者注）も氏に外ならぬ。」と紹

介されている。

少し経って『変り学読本』（1936年発行）なる本で、彼は「灯籠考証」という文章を著している。これは当時、大阪毎日新聞の「家庭と学芸」面に連載された「変り学コンクール」を改題してまとめた本で、読者に好評だった読物39篇のうちの1文である。彼は「東京外語出身、天理外語教授、刀剣研究家として知らる」と紹介され、灯籠は天平期から始まり、鎌倉時代からの石灯籠、そして茶灯籠や自身も所蔵する蜂灯籠など様々な灯籠について考証している。また天理図書館には「鹿野文庫」という刀剣に関する書物のコレクションがあるとのことで本年9月に図書館を訪れた。すると遺族が寄贈したと思われる彼の私家版の「刀剣関係資料集」と題する冊子40号+別冊2号および昭和15年1月1日から16年8月29日までの日記が所蔵されていたことが分かった。資料集は1～30号までが和綴じ、それ以後は MATHEMATIC BOOK なるものを2～3冊を合わせた200頁におよぶ冊子で、時期的には昭和10（1935）年～16（1941）年に作成され、内容的には刀剣に関するものがほとんどで、文章や刀剣類の図など全て手書きである。ところどころに係る新聞・雑誌の切り抜きや研究会の案内状、彼宛ての葉書、知人の名刺などが添付・挿入されている。彼は文章を書くことを好んだが、1936年以降はブラジルへの移民ブームが去ったためもあってか彼はブラジルの啓蒙よりも自身の趣味に生きていたことがうかがえる。折り込みの葉書によると奈良の住所は、当初は奈良市外百毫寺とあり、昭和15（1940）年頃から奈良市上高畑町となっている。ちなみに1932年の『東京外語同窓会誌』によると奈良市高畑町本薬師608とあり、いずれにしてもいまの奈良教育大学がある辺りの住宅街に住んでおり、昭和16年頃までは健在だったようだ。

お わ り に

本稿は、筆者がこれから本にまとめようとしている星名謙一郎とブラジル時代に最初の日本語新聞を共同で発行した鹿野久市郎について明らかにしようとしたものである。まず星名はハワイ、アメリカ本土、ブラジルと3つの地域で移民の先駆者として活躍したが従来あまり知られることのなかった人物である。また鹿野は文章が非常に優れていて、当時のブラジルではいくつかの日本語新聞の編集に携わった人物である。鹿野が帰国後、新聞や雑誌に掲載したブラジルに関する文章を読んでも、一般読者が興味を引きそうな味わい深いものである。彼が1冊も単行本を残さなかったのはまことに残念であるが、彼はそれより趣味に生きた人物のようにも思われる。天理大学の前身である天理外国語学

校の創設当初、ポルトガル語の教師として関わりのあった人物ゆえ、本誌に彼の行迹と業績の一片を書き留めておくのは少なからず意義のあることと考える。また彼の刀剣に関する資料はこれまで恐らく顧みられることなく図書館に保管されてきたと思われるが、これを機会に資料の活用の方法を考えていただくか、時々是一般の人達の目に触れるように残されることを望むものである。

【参考】

①『伯刺西爾時報』の鹿野久市郎関係記事

第3号（1917年9月14日）

東洋移民合資会社

代理人 鳥取県西伯郡成實村長田村54 鹿野熊太郎

第18号（1918年1月1日）

恭賀新年 名刺交換 鹿野久市郎

第69号（1919年1月1日）

恭賀新年 名刺交換 鹿野久市郎

第73号（1919年1月31日）

◆日伯主筆鹿野久市郎氏は去る日曜日サントスなる海水浴場に一日の清遊を試み即日帰聖

第86号（1919年5月2日）

●鹿野氏はブエノスヘ

第87号（1919年5月9日）

「鹿野君へ」ニヤガラ耕地にて 渡辺孝

第91号（1919年6月6日）

「聖市から武市へ」鹿野久市郎

第93号（1919年6月20日）

「聖市から武市へ（下）」鹿野久市郎

第94号（1919年6月27日）

「ウルグワイから」鹿野久市郎

第95号（1919年7月4日）

「武市見物（一）」鹿野久市郎

第96号（1919年7月11日）

「武市見物（二）」鹿野久市郎

第98号（1919年7月25日）

「H君に案内せらるゝの記」鹿野久市郎

第99号（1919年8月1日）

「珍しいと思った」鹿野久市郎

第100号（1919年8月8日）

「いろんな人（上）」鹿野久市郎

第101号（1919年 8 月31日）

「いろんな人（下）」鹿野久市郎

第153号（1920年 9 月 3 日）

●喜望峰諸港（六）鹿野久市郎

第154号（1920年 9 月10日）

●喜望峰諸港（七）鹿野久市郎

第161号（1920年11月 5 日）

●喜望峰諸港（七？）鹿野久市郎

第162号（1920年11月12日）

●喜望峰諸港（八）鹿野久市郎

第171号（1921年 1 月14日）

●歸國後（一）鹿野久市郎

第172号（1921年 1 月21日）

●歸國後（二）鹿野久市郎

第173号（1921年 1 月28日）

●歸國後（三）鹿野久市郎

第174号（1921年 2 月 4 日）

●歸國後（四）鹿野久市郎

第175号（1921年 2 月11日）

●歸國後（五）鹿野久市郎

第176号（1921年 2 月18日）

●歸國後（六）鹿野久市郎

第177号（1921年 2 月25日）

●歸國後（七、了）鹿野久市郎

第218号（1921年12月 9 日）

●鹿野氏の近状

② 鹿野久市郎の執筆による日本での新聞・雑誌等の記事

『東京朝日新聞』12302号（1920年 9 月14日）

「ブラジル物語（一）」鹿野久市郎 鈴蛇の國

→『新聞集成・大正編年史 大正九年度版下』（明治大正昭和新聞研究会、1983年）転載

『東京朝日新聞』12303号（1920年 9 月15日）

「ブラジル物語（二）」鹿野久市郎 汽車を生擒る計畫

『東京朝日新聞』12304号（1920年 9 月16日）

「ブラジル物語（三）」鹿野久市郎 伯國と人種問題

→『新聞集成・大正編年史 大正九年度版下』（明治大正昭和新聞研究会、1983年）転載

『東京朝日新聞』12306号（1920年9月18日）

「ブラジル物語（四）」鹿野久市郎 ブラジルの國語

『東京朝日新聞』12307号（1920年9月19日）

「ブラジル物語（五）」鹿野久市郎 珈琲耕地

『東京朝日新聞』12308号（1920年9月20日）

「ブラジル物語（六）」鹿野久市郎 聖波羅の花と果物

→『新聞集成・大正編年史 大正九年度版下』（明治大正昭和新聞研究会、1983年）転載

『東京朝日新聞』12309号（1920年9月21日）

「ブラジル物語（七）」鹿野久市郎 支那に似た伯國

『東京朝日新聞』12310号（1920年9月22日）

「ブラジル物語（八）」鹿野久市郎 移民から地主まで（上）

『東京朝日新聞』12311号（1920年9月23日）

「ブラジル物語（九）」鹿野久市郎 移民から地主まで（下）

『東京朝日新聞』12313号（1920年9月25日）

「ブラジル物語（十）」鹿野久市郎 聖州の米作（上）

『東京朝日新聞』12314号（1920年9月26日）

「ブラジル物語（十一）」鹿野久市郎 聖州の米作（下）

『東京朝日新聞』12315号（1920年9月27日）

「ブラジル物語（十二）」鹿野久市郎 ブラジル式

→『新聞集成・大正編年史 大正九年度版下』（明治大正昭和新聞研究会、1983年）転載

『実業の日本』24-3（1921年2月）

「南米の排日迎日」鹿野久市郎

『実業の日本』24-5（1921年3月）

「南米発展の三階段」鹿野久市郎

『実業の日本』24-11（1921年6月）

「南米ブラジルに排日は起らぬ」鹿野久市郎

『植民』3-11（1924年11月1日）

「ビイドロの起源—葡萄牙語と伯國語—」鹿野久市郎

『植民』4-1（1925年1月1日）

「南米発展には西語より葡語が第一」鹿野久市郎

『植民』4-2（1925年2月1日）

「雪と墨ほど異ふ伯刺西爾と亜爾然丁」大阪外語 鹿野久市郎
『植民』4-3 (1925年3月1日)
「ブラジルに活躍するわれ等が先達」大阪外語講師 鹿野久市郎
『植民』4-8 (1925年8月1日)
「真夏のお正月」鹿野久市郎
『植民』4-11 (1925年11月1日)
「南米独特」伏櫪生
『植民』5-1 (1926年1月1日)
「南米独特 (二)」伏櫪生
『植民』5-7 (1926年7月1日)
「伯国に於ける日本移民好評」鹿野久市郎
『植民』6-10 (1927年10月1日)
「ブラジルの百姓生活 (一)」天理教外国語学校教授 鹿野久市郎
『植民』6-11 (1927年11月1日)
「ブラジルの百姓生活 (二)」天理教外国語学校教授 鹿野久市郎

『海外』1月号 (1928年1月1日)
「南米趣味」伏櫪老人
『海外』2月号 (1928年2月1日)
「ブラジル実生活礼賛」鹿野久市郎
『海外』3月号 (1928年3月1日)
「ブラジル移住者宝典」鹿野久市郎
『海外』4月号 (1928年4月1日)
「ブラジル珈琲園労働の実際」鹿野久市郎
『海外』5月号 (1928年5月1日)
「ブラジル珈琲園労働の実際 (下)」鹿野久市郎
『海外』6月号 (1928年6月1日)
「ブラジルの百姓の想出」鹿野久市郎

鹿野久市郎「灯籠考證」(大阪毎日新聞學藝部編『變り學讀本』河原書店、1936年、所収)

主な参考文献

輪湖俊午郎『流転の跡』(1941年)
鈴木貞次郎『埋もれ行く拓人の足跡』(1969年)
天理大学五十年誌編纂委員会編『天理大学五十年誌』(天理大学、1975年)
飯田耕二郎「明治期・テキサスにおける日本人の米作者について」

水津一郎先生退官記念事業会編『人文地理学の視園』所収（大明堂、1986年）

前山隆『風狂の記者—ブラジルの新聞人・三浦鑿の生涯』（御茶の水書房、2002年）

飯田耕二郎「移民の魁・星名謙一郎のブラジル時代」『大阪商業大学論集』第151・152号（2009年）

_____「移民の魁・星名謙一郎のハワイ時代前期—キリスト教伝道師の頃—」
『大阪商業大学論集』第160号（2011年）

_____「移民の魁・星名謙一郎のハワイ時代中期—新聞発行・税関吏員・コー
ヒー農場主の頃—」『大阪商業大学論集』第164号（2012年）

_____「移民の魁・星名謙一郎のハワイ時代後期—ワイアルア耕地監督・新婚
の頃—」『大阪商業大学論集』第172号（2014年）

大恐慌の登場から 「憲法革命」までの素描

山 口 房 司

(1) はじめに

19世紀末、より厳密には1890年、アメリカ人は認識に深浅の差はあっても1つの報告と1つの画期的な法律の制定によって、この国は新しい局面に入ったことを実感したはずである。即ち1つは国勢調査局によるフロンティア消滅の報告であり、いま1つは同年7月2日に制定をみた所謂“経済憲法”¹⁾ シャーマン反トラスト法の登場である。

その直前にアメリカ人はいま1つの大きな飛躍を実現している。それは完成後のヘゲモニー獲得を争って1869年5月10日セントラル・パシフィック^{クーリー}鉄道とユニオン・パシフィック鉄道が中国人労働者苦力を枕木の数ほど並べたと酷評される厳しい労働によってユタ州の Promontory でつながったことである。それは建設ルートをめぐる²⁾、1854年“流血のカンザス” Bleeding Kansas 以来、中断していた大陸横断鉄道が完成し、アメリカが文字通り大陸国家 Continental America として登場したことである。このことは東部資本が西部の利益を味方につけ、前資本制遺制に固執し常に資本主義の仇役を演じきった南部の奴隷主勢力を打破し、広大な国内市場の足がかりを得たことを意味した。一史家に借言すれば「アメリカ資本主義の勝利³⁾」を見たわけである。この鉄道によってアメリカの国内市場は「線」でつながったのであり、フロンティアの消滅、即ち人口の定着によって国内市場は「面」的にも充実して資本主義へのお膳立ては全て整った。大陸横断鉄道開通から僅か20年強でフロンティア消滅を招いたアメリカ人の「西漸運動」領土拡大の凄さとともに、それによるインディアン諸部族の悲史も忘れてはならない。

(2) 巨大企業への道

南北戦争は3つの憲法修正、いわゆる戦争による修正 War Amendments に
よって定義され、以後この国の将来を決することになった。修正第13条（奴隷
制の廃止：1865年確定）、同第14条（市民権及び法の平等保護：1868年確定）、
同第15条（公民権：1870年確定）。これら3修正が波乱なく国内に定着すれば
正しく一史家が述べた如く“立憲上の理想”であったはずが、ものの見事なま
でに“失敗”に終わっている³⁾。その原因は何か、理想像を破壊したのは如何なる
諸力あったか——アメリカ史解明に重要であるのは言を待たない。鍵は1895年
に相次いだ3つの重要な判決にある。一つは前出“経済憲法”が最初に試
練を受けた首席判事フラーによる判示（8対1）合衆国対E. C. ナイト事件で
ある⁶⁾。

シャーマン反トラスト法適用第1号となったアメリカ製糖会社がE. C. ナイ
ト及び他の三社の買収を試み、この四社のみで砂糖の全国生産の三分の一当る
寡占が成立する上に従前の業界の支配状況を加えると、合衆国側敗訴を言い渡
した首席判事フラーでさえも、この合同が成功すれば「およそ95%の独占を許
すことになる」と認めた程であった。結局この判決は、連邦政府が規律しうる
のは州際通商のみであり、本件のように製糖工場が株を買占めても、それが直
ちに州際通商に影響するとは限らないとして連邦政府の敗北とシャーマン法の
効力削減に終わった。独占に歯止めをかけるはずの同法は陽の目を見ることなく
短命に終り、企業の足枷は崩れた。

通商は製造の一部ではなく、それに継起するに過ぎないとした判決部分が政
府側には敗訴、製糖業界の90%以上を支配下に収めたトラスト側に勝利を与え
た。標準的な概説は次のような叙述で当時の法曹会の風潮を伝えている。「反
動的で自由放任主義の風潮に浸った最高裁」はシャーマン法を「司法的に弱め
る発言をなした」、或いは同法を「狭義に解釈」し、「独占の合法化」をもたら
し、トラストには「自由の憲章を与えた」など最高裁批判と言うよりはむしろ
非難の論調が見られる⁷⁾。

独占に味方したナイト判決の法理が崩れるのは20世紀に入ってしばらく後の
ことであった。砂糖トラスト判決における「製造」と「商業——州際」の区別
は合理性を欠くものとして同じ連邦最高裁がそれを排し、代って有名な「商業
の流れ」論を展開して両者間の連続性を承認した。1922年首席判事タフトが前
年に制定された Packers and Stockyard Act に対し、スタフォード対ウォレス
事件で中西部の農場・牧場から巨大な家畜収容所や屠殺場に一旦集められ、そ

こから家畜のまま或いは肉加工品の形で消費都市にと至る過程を「取引の連続性」と主張されるに至ってナイト判決の法理は現実という試練によって存立基盤は失われ、巨大法人組織は連邦の規制にさらされるに至った。⁸⁾

同じ1895年に下された通称所得税事件ことポロック対農民貸付信託事件も重要度において決して劣ってはいない。先ず税金とは何かの間から考察しよう。どのような階級または（合衆国の場合）⁹⁾地域から、どのような金銭を徴集し、それをどのような人々の為に使用するのか——それが国家の運用であり哲学でもある。従って課税の理論・政策・哲学は単に政府維持の為に歳入を確保するだけでなく、それをどのように使用するかという「支出権限」と相俟ってその国家の性格を決定する。そのような重要性を帯びた「税金」がらみの判決が砂糖トラスト事件と同年1895年に下された点に括目する必要がある。

この年が近づく頃には最高裁は議会による課税権限を狭く解釈していた。1890年代まで急速な産業化が富の不平等な分配を生み出していた。富の集中と連邦の歳入額の増加を計るために議会は富裕層に税負担増を求めた。激論の末に1894年第2次所得税が成立し、個人に対しては2%、年間4000ドルを稼ぎ出す企業が課税対象となった。民主党首導の下、輸入関税の減収をこの直接税で穴うめするつもりであった。このことは東北地域に集住する者には重荷であった。一史家は言う、この課税の仕方は（富裕）階級への課税と“sectional な課税”である、と。¹⁰⁾

かく観ずれば直接税は自由放任主義概念とは相容れない。且つ同法は階級的立法であること、その故にここに言う税は財産に対する白刃となり財産権に対する更なる攻撃と観じられた。これに接した保守派は直ちに結束して *Pollock v. Farmers' Loan and Trust Co.* (1895) に臨んだが国論は鋭く対立した。連邦最高裁を前にして Joseph H. Choat は同税法は「その目的と傾向において共產主義的」であるとする一方で本法は「私有財産といった基本的権利、法の前の平等の維持がなされるべきとした」。議論を端折るが2度目の判決5対4で、本件に言う「所得税」は合衆国憲法第1篇8節7項により人口に比例して各州に割当てられねばならないとの規定に該当せず「違憲」とした。その為 Bryan 等革新的な運動の成果が無効とされ最高裁への不満は爆発寸前に追いこまれた。¹¹⁾

この判決の直接効果は、直接税のカテゴリーに所得税を加えることであり、そして所得税は前述の如く人口に応じてこのような状況では割当ることが出来ないから、連邦議会は以後およそ20年間もこの豊かな歳入源を失うことになった。この判決——もともとの合衆国憲法に対して附加された〔憲法〕修正を矯す為に、連邦議会と諸州は遂に面倒な憲法修正に訴えざるをえなかった。それ

が1909年提案、1913年12月発効した合衆国憲法修正第16条である。¹²⁾

1895年、最高裁は3つの重大な判決を下して、企業偏重の傾向を示した。砂糖トラスト判決ではシャーマン反トラスト法を骨抜きにした。所得税法事件では「一世紀にわたる誤り」を正して、最高裁は合衆国の或る種の富は連邦課税の対象にはなりえないと判示した。同時にこの富が物理的力で脅やかされる時には、それを守るために、あらゆる行政権力、司法権力が呵責なく動員されることを示したのが次に述べるデブス関連事件である。まさに大恐慌の裏に潜んでいた繁栄は1890年代「保守の全盛」——逆に「保守危機の内包」を孕みながら20世紀を迎えることになった。

経営の才能に恵まれた George M. Pullman は客車を寝台車に改造する事業で巨富を得た。余談であるがプルマン社製寝台車の最初の利用者は暗殺されたA. リンカーンの遺体でありイリノイ州までの道程で使用されている。「資本と労働との戦いのクライマックス」と呼ばれたプルマン・ストライキは1894年5月11日イリノイ州シカゴから南東部ほど遠からぬプルマンの「城下町」と、いみじくも呼称された産業都市から発生した。¹³⁾

ストライキ発生の経緯をこの争議を指導し、最終的には8か月の入牢を余儀なくされたE. G. デズズの政敵でもあった労働界のもう一方の旗頭であったアメリカ労働総同盟会長S. ゴムパーズは次のように批判的な観察と、そこから導き出される「教訓」を開陳している。創始者自らの名を冠して設立された産業都市プルマンは「後世、彼の事業と博愛の記念碑」と言うべきモデル都市を目指し、「彼はその被雇傭者には住むべき住宅を建て、さらには物品を購入するための店舗、お祈りを捧げる教会を建て」、「労働者の利益はプルマン氏のそれと合一すること」、「労働組合には加入しないこと——yellow dog contract」などが一方では求められていた。

プルマン温情主義 Pullman Paternalism に永年しがみついていた同社の社員達も会社がスパイを使って会社員（住民と言ってもよい）を監視し、工場ではブラックリストに載せられる不安にさらされたし、現場の工場長にはほとんど絶体的な権限を与える政策がとられていた。ようやくプルマン温情主義の実態を認識した同社従業員は、大挙して新生の、しかし攻撃的な組織アメリカ鉄道組合 American Railway Union（以下 ARU）に加入してボイコットに訴えたが、それは古くて新しい主題を提起した。即ち産業的闘争に際し合衆国大統領は州（イリノイ）知事の同意なしに連邦軍隊を州内で使用しうるか——州主権と連邦権限、連邦＝州関係、つまり合衆国の国体の性格があらためて問われた。それはこのプルマン騒擾は州内で収拾しうると観じ州兵の介入によって正常化し

うるとしたイリノイ州知事オルトゲルトの判断とは異なりクリーヴランド大統領は憲法第1編第8節7項に言う“郵便局および郵便道路を整備すること”に固執して、ストライキによってこの事業が阻害されるのを防止する為連邦軍の投入に踏みきったのである。

クリーヴランド政権の動きは次の如くである。この政権の司法長官は法曹保守派として知られるオルニイであった。彼の脳裡に浮んだ最初の考えは、プルマンのような鉄道のストライキは州際通商を妨害するのは明らかであったから「州際通商法」の適用は可能であるとの判断があった。同法はシャーマン反トラスト法よりも早く1887年に制定され、すでに幾つかの労・資紛争に適用されて鉄道側有利の判決を得ていた。つまり後発のシャーマン反トラスト法がどれ程の効果をあげうるか不確定であるに対し、いわば手慣れた手法と法律に訴えようとしたのであって熟練の実務的法律家としてとりうべき方途といえる。因みにシャーマン反トラスト法が労働組織に不利的に適用された最初の事件は1893年3月に判決をうけたニューオリンズによる一ストライキであった。

ともあれプルマン側を代表する総括支配人協会（General Managers' Association（以下GMA）は完勝し、ARUは解体に追いこまれた。シャーマン反トラスト法が本来の制定主旨とは遠く距って労・資間紛争に適用され、以後回復に一世代も要するほど労働側に大打撃を与えた。また本件において州際通商と郵便の通送保護という形をとった連邦政府の介入は企業側の勝利に資した。連邦議会が1926年鉄道労働法、1935年ワグナー法の制定に努め労働者の団結権と交渉権を認めたが、それで労・資問題が解決した訳ではない。合衆国ストライキ委員会が勧奨した幾つかの改善策も部分的にしか実現しなかった。

差止め命令を労働争議を抑圧する有力な手段として用いる「アメリカ特有の慣行」は、この判決によって根拠を与えられたものである⁽¹⁸⁾。本件の差止め命令は、従業員に対し職務の遂行を拒否するよう「脅迫によって強制または勧誘し、または脅迫、説得、暴力によって強制または勧誘すること」を差止める内容のものであり、ストライキを説得すること自体までも禁じられたのである。これ以降、相当な日月を経るまで刑事制裁を有効とした⁽¹⁹⁾。

(3) 合衆国憲法修正第14条——その曲解と憲法革命

前節で紹介した1895年の3つの重大な判決は、持てる者と然らざる者との間の闘争という側面を示しながら、結局は時代の主流自由放任主義を下敷に法人格を得た大企業には優位な情勢と、持たざる者はデブズに代表されるように“社会主義”を咎められて入獄を強いられたことを象徴として両者の立場は癒

(表 I) 修正第14条の下 州の活動から救済を求めた訴訟当事者

October Term U. S. Supreme Court	Total opinions	Corporations	Negro race	Individuals	October Term U. S. Supreme Court	Total opinions	Corporations	Negro race	Individuals	October Term U. S. Supreme Court	Total opinions	Corporations	Negro race	Individuals
1872	2	1	0	1	1885	7	3	0	4	1898	31	26	0	5
1873	1	0	0	1	1886	4	1	0	3	1899	31	18	2	11
1874	1	0	0	1	1887	12	5	0	7	1900	32	14	0	18
1875	4	1	1	2	1888	8	2	0	6	1901	25	14	0	11
1876	1	1	0	0	1889	10	4	1	5	1902	28	11	3	14
1877	4	1	0	3	1890	13	0	0	13	1903	31	13	2	16
1878	0	0	0	0	1891	12	8	0	4	1904	34	20	0	14
1879	5	0	3	2	1892	10	3	0	7	1905	38	19	1	18
1880	1	0	1	0	1893	15	9	0	6	1906	35	21	1	13
1881	2	0	0	2	1894	9	5	1	3	1907	36	19	0	17
1882	4	1	2	1	1895	14	5	4	5	1908	30	15	2	13
1883	5	1	1	3	1896	26	17	0	9	1909	28	20	2	6
1884	5	2	0	3	1897	20	9	1	10	1910	30	23	0	7
Totals.										604	312	28	264	

出典：Charles W. Collins, *The Fourteenth Amendment and the States*
(NY: Da Capo Press, 1974), P. 138.

しがたい程の懸隔を持つに至った。附加するとすれば次の2要因がその状況を増幅したことである。

一つは資本側が豊富な財源をもとに多数の有能弁護士を雇傭して(1)twilight zone²⁰⁾の悪用に走ったこと、いま一つは自己に有利な“forum shopping”を繰り返した点であって、更に修正第14条の“misconstruction”を利用して上積みをはかったことに尽きる。

表Iは修正第14条に基いて夫々の利益保護を求めた訴訟当事者の一覧である。連邦最高裁が1872年から1910年に至る全期に亘って判断した総数604件のうち、制定の本来の対象者であり、法により保護されるはずの黒人関係は僅か28件に過ぎない一方、この期以降合衆国の命運に深く関わり、“経済憲章”の規制対象となった企業は実に312件に及んでいる。憲政史家C. コリンズはこれを指して次のように断定している。「その制定起源及び制定目的から観じてそれは人

(表Ⅱ) 大統領選挙における民主・共和両党の得票表 (1928-48)

年次	候補者	二大政党	一般投票	全投票に対する右の百分率	選挙人投票
1928	Hoover	共和	21,392,190	58.2	444
	Smith	民主	15,016,443	40.8	87
1932	Roosevelt	民主	22,821,857	57.3	472
	Hoover	共和	15,761,841	39.6	59
1936	Roosevelt	民主	27,751,612	60.7	523
	Landon	共和	16,681,913	36.4	8
1940	Roosevelt	民主	27,243,466	54.7	449
	Willkie	共和	22,304,755	44.8	82
1944	Roosevelt	民主	25,602,505	52.8	432
	Dewey	共和	22,006,278	44.5	99
1948	Truman	民主	24,045,052	50.5	304
	Dewey	共和	21,896,927	43.75	189

道主義的」であったはずであるに対し「修正第14条は近時、事実上 corporation 企業利益の専用になりおえた。またそれは富者特権階級（の暴走）を抑制する目的で制定された。それは財産権に対抗し人間の権利に味方する自由の憲章 Charter of Liberty となるはずのものであった」。それが生起した変容は急速且つ完全であった。今日、人間の権利を犠牲に財産の権利を守るよう稼働している。今や「富を蓄積し組織化された資本側の the Magna Charta 大憲章に成りおえている²¹⁾」。この指摘の正当性と重みには疑問の余地はないが、このような状況につき、それが独り「9人の老人」による修正第14条の misconstruction として片けてよいか否かは別にあらためて一稿大の作業を必要とするところである。

一向に終息しそうにない大恐慌、経済的苦況、更にはフーヴァー政権の運用、国政選挙の逆転、要するに一般大衆の不安を背に、リベラル L. ブランダイス判事は如何にも彼らしい表現で、法曹界・一般社会に猛省と変革の気運を促した。大不況が本格化の兆しをみせた1932年に曰く、「実験を通じ、州にも国にもこの変化しつつある社会的経済的状态に対応しうよう体制を改造する権限が必要である」と。そこには彼らしい言辞で、大恐慌への対処の心構えと、敢て言えば自由放任主義との訣別が示唆²²⁾されている。

前節で紹介した1895年の3つの重要な判決は、持てる者と然らざる者との間

(表Ⅲ) 民主共和両党の議会勢力の消長(1928-48)

年次	政党	上 院		下 院	
		議席数	その%	議席数	その%
1928	{ 民主	39席	41%	163席	37%
	{ 共和	56	58	267	61
1930	{ 民主	47	49	214	49
	{ 共和	48	50	220	51
1932	{ 民主	59	61	313	72
	{ 共和	36	38	117	27
1934	{ 民主	69	72	322	74
	{ 共和	25	26	103	24
1936	{ 民主	75	78	333	77
	{ 共和	17	18	89	20
1938	{ 民主	69	72	262	60
	{ 共和	23	24	169	39
1940	{ 民主	66	69	267	61
	{ 共和	28	29	162	37
1942	{ 民主	57	59	222	51
	{ 共和	38	40	209	48
1944	{ 民主	57	59	243	56
	{ 共和	38	40	190	44
1946	{ 民主	45	47	188	43
	{ 共和	51	53	246	57
1948	{ 民主	54	56	263	60
	{ 共和	42	44	171	39

From Morison & Commager, *The Growth of the American Republic*,
Vol. II, p. 583.

の闘争という側面を示しながら、結局は自由放任主義を下敷きに法人格を持つ巨大企業を一方に、持たざる者はデブズに代表される“社会主義”のラベルを帖られて入獄さえも強いられたグループに両極化した。両者の間の懸隔は企業側が豊富な闘争資金で(1)有能な弁護士を僱傭し(2)彼らが編みだした裁判戦術——“Twilight Zone”を巧みに使うこと、(3)自らの陣営に有利な判決を下しそのような裁判所——通常は連邦下級裁判所——を漁り歩く forum shopping (4)裁判所の事件年間処理能力を越える程、数多くの裁判を連発しては、それを docket に入れる、即ち審理延引を企てるなどの挙に訴えることも可能であった。

(表Ⅰ)は修正第14条に基いて夫々の利益・権利保護を求めた訴訟当事者の一

覧表である。連邦最高裁（以降、特記しない限りそれらは州の諸裁に非ず連邦の司法部門を指す）が1872年から1910年に至る全期に亘って判断した総数604件のうち、本修正の真正の対象であり、保護されるはずの黒人関係は僅かに28件にすぎない、一方この期以降合衆国の命運に深く関わり「経済憲法」シャーマン反トラスト法の規制対象となった大企業は実に312件に及んでいる。問われるべきは、この修正第14条の使われ方を、9人の老人 Nine Old Men がどう受取ったかであって、単なる彼らの *misconstruction* に終らせてはならない。²³⁾

最後に「憲法革命」と呼ばれた1937年の判決と FDR の行動で以て、一先ず本稿を閉じる。²⁴⁾ 女性の為の最低賃法を違憲とした1923年の *Adkins* 判決を明示的に覆し、ワシントン州の類似の規制を合憲としたことで1880年代から続いていた「ロクナー時代」に終りを告げた重要判決として知られる。²⁵⁾ 本判決における最高裁の方向転換は従来 FDR の「異例の脅し」*unconventional threat* によるとされてきたが、近年は1936年の FDR の大統領選挙での圧勝をはじめとする政治的情勢の変化によるとされる。こういった説明の方が本件及びそれに継起する社会の動向を理解し易い。即ち自由放任主義の実現に寄与した「ロクナー時代」の最高裁から社会経済立法に寛容な最高裁への「転換」は「憲法革命」²⁶⁾ と呼ばれる一連の動きを現出させた。

本判決の意義は那邊にあるか、先ず挙げるべきは「契約の自由」の位置づけである。本判決では「契約の自由」がデュー・プロセス条項の保障する一般的な自由の一部に過ぎないことを強調しポリスパワーの正当な行使に服すべしとした。第2にポリスパワーが正当化する「公共目的の拡張」を謀っている。第3に裁判所による立法府への敬讓があげられる。これらを通覧すれば、裁判所は表現の自由等の規制立法については厳格に審査すべきだが社会経済立法については緩やかに審査すべきであるとした。要約するに19世紀末以来、私有財産権の一般的保障規定として使用されてきたデュー・プロセスはその機能を失なった。今やこの解釈は確定したと言える。代って裁判所内での主たる争点は「言論・集会の自由」をめぐるものとなった。結論として「憲法革命1937年以来、私有財産権に対する保護は相当弱くなり、現在の解釈のもとでは、少なくとも法理論上は、「社会主義的経済制度」を採用することを妨げるものではないと言っても差しつかえないと言えよう。²⁷⁾

注

- 1) 山口房司「“経済憲法” シャーマン反トラスト法制定の意図とその背景——世紀転換期トラスト問題の理解に向けて」（『文学会志』第42号、1991年12月）。

- 2) 山口房司「カンザス・ネブラスカ法案——若干の背景」『史林』57巻5号(1974年9月)。
- 3) Louis M. Hacker, *Triumph of American Capitalism* (NY: McGraw-Hill, 1965).
- 4) 特に重要なのは修正第14条であり、その第1節で基本的人権と法の適正な手続き条項 due process of law を定め、その他は終戦に伴う一種の“経過措置”に留まるとしている。塚本重頼、長内了『註解アメリカ憲法』(酒井書店、1983年)、203-205、205-224、224-227頁。
- 5) Charles W. Collins, *The Fourteenth Amendment and the States. A Study of the Operation of the Restraint Clauses of Section One of the Fourteenth Amendment to the Constitution of the United States* (NY: Da Capo Press, 1974), Chapter X: The Failure of the Fourteenth Amendment as a Constitutional Ideal, pp. 139-162.
- 6) *U. S. v. E. C. Knight Co.*, 156 U.S.1 (1895); Joe A. Fisher, “The Knight Case Revisited,” 85 *Historian*; Edward S. Corwin, “The Anti-Trust Acts and the Constitution,” 18 *Virginia Law Review* (1932), 355-378; A. T. Mason, Wm. M. Beaney, and Donald G. Stephenson, Jr., *American Constitutional Law. Introductory Essays and Selected Cases* (NJ: Prentice-Hall, 1983), pp. 150, 226, 230, 231, 241-243, 496. 山口房司「世紀転換期アメリカにおける独占の台頭について——砂糖トラスト判決を中心に」『史学』第63巻1・2号(1993年8月)。本件に関するより詳細な1次資料は Pa. 東部地区連邦巡回裁により任命された連邦聴聞審理官 Federal Examiner が聴取した記録である。*E. C. Knight*, “Transcript Record”.
- 7) Sidney Fine, *Laissez Faire and the General Welfare State: A Study of Conflict in American Thought, 1865-1901* (Ann Arbor: Univ. of Michigan Press, 1956), p. 164; Clinton Rossiter, *Conservatism in America: The Thankless Persuasion* (NY: Knopf, 1962), p. 244; Benjamin R. Twiss, *Lawyers and the Constitution: How Laissez Faire Came to the Supreme Court* (NJ: Princeton University Press, 1942), pp. 212-213.
- 8) *Stafford v. Wallace*, 258 U.S. 495 (1922); 262 U.S. 1 (1923).
- 9) *Pollock v. Farmers' Loan and Trust Co.*, 157 U.S. 429, 158 U.S. 601.
- 10) Dwight W. Morrow, “The Income Tax Amendment” 10 *Columbia Law Review* (1910); E. R. A. Seligman, “The Income Tax Amendment,” 25 *Political Science Quarterly* (1910).
- 11) George Tunell, “The Legislative History of the Second Income Tax Law,” 3 *Journal of Political Economy* (1895), 311-337; Carl Brent Swisher, *American Constitutional Development* (Conn.: Greenwood Press, 1943, 1978 ed.), pp. 440, 447, 448.
- 12) *Ibid.*
- 13) Colston E. Warne (ed), *The Pullman Boycott of 1894. The Problem of Federal Intervention* (Boston: Heath, 1955).
- 14) Samuel Gompers, “The Lesson of Recent Strikes,” *North American Review*, CLAX

- (August, 1894), completely reproduced in Warne, *op. cit.*
- 15) U. S. V. Workingmen's Amelgamated Council of New Orleans, 54 Fed. 994; Herbert B. Shoemaker, "Federal Power to Regulate Interstate Commerce and the Police Powers of the states," *American Law Review*, xxxix (1895), 64.
 - 16) オルニイの行為を弁護した著作は Henry James, *Richard Olney and His Public Service: Wih Document, Including Unpublished Diplomatic Correspondence* (NY: Da Capo Pres (1923), pp. 43-58 があり、逆に彼は労働組合を「法律のわなにかけた」 in the toils of the law とする解釈がある。Almont Lindsey, *The Pullman Strike: The Story of a Unique Experiment of a Great Labor Upheaval* (Chicago: University of Chicago Press, 1942), pp. 204-305, 359-361.
 - 17) Alfred D. Chandler, Jr, (comp.), *The Railroads: The Nation's First Big Business. Sources and Readings* (NY: Arno Press, 1981), pp. 142-155, esp. pp. 154-155.
 - 18) 田中英夫『デュー・プロセス』東京大学出版社、1987年、155頁。
 - 19) Brandeis in *New State Ice Co. v. Liebmann*, 285 U. S. 262, 311 (1932).
 - 20) 山口房司「世紀転換期におけるアメリカ連邦主義と独占の形成——修正第14条といわゆる“Twilightzone”について」『文化史学』第44号（1988年）。
 - 21) Charles W. Collins, *The Fourteenth Amendment and the States* (NY: Da Capo Press, 1974), pp. 137-138.
 - 22) *New State Ice Co. v. Liebmann*, 285 U. S. 262, 311 (1932).
 - 23) Drew Pearson and Robart S. Allen, *Nine Old Men* (NY: Da Capo Press, 1974).
 - 24) *West Coast Hotel Co. v. Parish*, 300 U. S. 379, 57 S.Ct. 578, 81 L. Ed. 703 (1937).
 - 25) 石田尚『実体的適法手続』（信山社、1988年）、7-9頁。なお本書は1937年の *Westcoast Hotel Co. v. Parish* にも言及している。同書8頁。
 - 26) 「憲法革命」についての考察は可成りの量にのぼる。先ず保守派と目される Epstein の二つの論文をあげる。Richard A. Epstein, "The Mistakes of 1937," 11 *George Mason Univ. Law Review* (1988); do., "Toward a Revitalization of the Contract Clause," 51 *Chicago Law Review* (1984); Frank R. Strong, The Economic Philosophy of Lochner: Emergenoe, Embrasure and Emasculation," 15 *Arizona Law Review* (1973); Aviam Soifer, "The Paradox of Paternalism and Laissez-Faire Constitutionalism: United States Suprem Court, 1881-1921," 5 *Law and History Review* (1987); Richard Epstein, "The Proper Scope of the Commerce Power," 73 *Virginia Law Review* (1987).
 - 27) 田中英夫『デュー・プロセス』東京大学出版会、1987年、201頁。但し同氏によればデュー・プロセスは往時の勢いを失ったことは確かだとしても私有財産の保障規定としてのデュー・プロセスは現在、一時的に「休火山の状態」にあるとして、むしろ「活火山の状態」の再来を期待しているようにも見えるのである。

米国市民権の境界の設定

——1790年帰化法の長い影——

山 倉 明 弘

は じ め に

米国における人種統治、すなわち、「人種」という概念に基づいた国家統治という観点から、米国では特徴ある時代を少なくとも5つ特定し得る。重なり合うそれらの時代は次の通りである。

1. 帰化の資格が人種に基づいていた時代、1790年～1952年（162年間¹⁾）
2. 移民受け入れの基準が人種であった時代、1882年～1965年（83年間²⁾）
3. 帰化不能外国人移民禁止時代 1924年～1952年（29年間³⁾）
4. 人種隔離合憲時代、1896年～1954年（58年間⁴⁾）
5. 異人種間婚姻が多くの州で違法だった時代、1860年代～1960年代（約100年間⁵⁾）

これらすべての時代の特徴に決定的影響を与えたのが、独立から14年後、米国憲法制定から3年後の1790年、米国第1回議会が制定した米国初の帰化法である。「帰化（naturalization）」とは、「それまでは外国人であった者が出生後に国籍を取得し、国民としての権利を獲得すること」をいう⁶⁾。

1790年帰化法によれば、「自由白人であるエイリアン（外国人）で、2年の期間合衆国の境界内および管轄権下にあるものは、市民になることを認められる」。本帰化法は、米国議会議事録に「統一された帰化の規則を定める法」と記録されている⁷⁾。しかし、この立法に言及するときは通称である「1790年帰化法」が使われることがふつうであるので、本論でもそうする。

この帰化条項のおかげで米国議会は「建国初期以来、ほとんど憲法にかかわる論争なしに数々の帰化法を制定して来ており、また移民を規制する連邦政府の権限も部分的にはこの帰化条項に基づいている⁸⁾」。帰化と言い、移民と言い、米国社会の構成にかかわる根源的な部分が帰化条項に基づいているのである。

だれを米国市民とするかを連邦政府が決定することを宣言し、その米国市民の資格として「白人」であることを規定した1790年帰化法は、その後の米国の歴史、特に人種統治のあり方に決定的な影響を与えた。その後の国家構成員のあり方を左右する重要な立法、たとえば、1882年中国人排斥法⁹⁾、1924年移民法¹⁰⁾などの連邦法、および米国最高裁判所の画期的判決、たとえば、スコット対サン¹¹⁾ドフォード事件、オザワ対合衆国事件¹²⁾、合衆国対バガット・シン・シンド事件¹³⁾などに決定的な影響を与えることになる。

我々日本人と祖先を同じくする第二次世界大戦前の在米日本人は、このほか1790年帰化法から大きな影響を受け、米国憲法が保障する法の平等保護と法の適正手続きは大きく損なわれた。法学者福田守利によれば、米国の日本人移民は歴史的に3つの法規制を受けてきたという。それらは、入国規制と帰化制限と土地所有禁止であり、日本人が帰化を否定されたために、米国に留まる限り終生「エイリアン」の法的地位から逃れることができず、そのために母国からの新たな移民を迎えることも、土地所有も否定されたのである。福田は「日本人が移民手続きを経て米国への入国を許可される前からでさえ、彼らが多くの西海岸諸州で土地所有が認められないことが決められるという状況があった。長年の間、連邦政府の移民・帰化政策と州政府の土地法は両者がこのように働いて、日系アメリカ人に不利に働き、そして日系アメリカ人が白人アメリカ人に与える彼らの安寧に対する脅威と彼らが考えるものから、白人を守ってきたのである」と主張する。在米日本人と日系アメリカ人に対するこのような法的抑圧の出発点が1790年帰化法なのである。

我が国では1868年の明治維新により国家統治の体制が大きく転換し、また1945年の敗戦と1946年の日本国憲法成立により、ふたたび国家統治体制が大きく転換したので、1790年代という江戸時代の立法措置が現代日本社会に重大な影響を与え続けるということは考えられないけれども、1776年の建国以来、民主主義的共和体制に基本的変更が加えられていない米国では、建国期の立法の中には永続的影響を与え続けるものがあり、1790年帰化法はその筆頭である。本稿では、「アメリカ人とは誰のことか」という大きくて根源的な問いの答えを探す出発点として1790年帰化法を取り上げ、長い歴史的な視野で考察する。

米国市民権の発達に関する古典的研究を著したジェイムズ・ケットナーは、独立革命が「米国市民」の地位を創設し、「自由社会の成員資格を統治すべき一般原則の表現を産み出した」と述べた。それらの一般原則とは、「共和国の市民権は同意に基づくもの」であること、「統一されており、不公正でねたみを買うような等級があってはならない」こと、「平等の権利を付与するもので

なくてはならない」ことであったが、「たとえ一般原則が明瞭であったとしても、市民権の拠り所、性格、そして実際の効果は19世紀が相当進むまではっきりとしなかった¹⁵⁾」。ケットナーはまた、平等で公正な市民権という原則と「共和国成員の特権から特定の集団を永久に排除したいという根深い欲求」との間には「あからさまな矛盾」が最初から存在したと主張する。政治学者のジュディス・シュクラーは理想と現実の緊張が市民の本当の歴史を形成していると述べる¹⁶⁾。以下に1790年帰化法成立の環境と経緯を検討する。

Ⅰ．1790年帰化法成立の環境

この節では、帰化法がどんな環境で成立したかを建国期の基本文書である独立宣言、『フェデラリスト・ペーパーズ』、および合衆国憲法に見てみよう。その後で、1790年当時の米国がどんな社会であったかを概観して帰化法成立の環境を考察する。

A. 独立宣言（1776年）

1776年の独立宣言には一か所だけ citizens（市民）の語が出てくる。在日米大使館の翻訳によると独立宣言は、「国王は、公海で捕虜となったわれわれの同胞（fellow citizens）に、祖国に対して武器を取らせ、友人・兄弟に対する処刑人になるよう、あるいは自らの手で自ら命を落とすよう、強要してきた」（国王に対する17の非難のうちの16番目の非難¹⁷⁾）と主張し、英国王に対する批判を独立の根拠の一つにした。ここではだれを米国市民とするかは定義されていない。

米国の植民者たちは、植民初期から英国国会の正式な権限移譲を待たず、英国臣民の受け入れを推進してきていた。「大陸の端に散らばっている孤立した社会が軍事的安全と経済的活力を得ようとするなら、新参者を引き付けなければならなかった」のである。新たな土地の豊富な資源を開拓するには労働力が必要で、そのために外国人植民者を数多く招いた。18世紀半ばまでには、最初のごくわずかであった英国系移民の波が「外国人新来者の洪水」にまで膨れ上がっていた¹⁸⁾。

英国政府はこれに対し、北米植民地への非英国系移民の抑制を図った。独立宣言は英国からの離脱を正当化するために英国王が植民地に対して行った行動に関して数多くの非難をしており、7番目の非難で「国王は、諸邦への人口増加を防止しようと努めた。その目的のために外国人帰化法を妨げ、この地への移住を奨励するその他の法律の通過を拒み、新たな土地取得の条件を厳しくし

た」と述べている。外国人を受け入れ帰化を奨励するのは植民地の発展に不可欠であり、それを英国王が阻んだと非難したのである。史家アリストイド・ゾルバークは次のように解説する。「ジョージ国王は始末に負えない植民地人を服従させるだけでは満足せず、彼らの将来の機会を最小化すべく人口を制限しようと決意した。その挑戦を受けて立ち、植民地人たちはヨーロッパの帝国に適した移民政策を、拡大するアメリカ共和国に役立つような自前の移民政策に置き換えようと英国王と同じくらい硬い決意をしていた」。そして、「正式に独立するずっと前から米国の移民・市民権政策が形成されつつあったことは明らかである」とゾルバークは主張する。大英帝国と北米植民地は入植者の必要性では意見が一致してはいたが、どんな人をどれだけ受け入れるかで対立しており、1755年、植民地人口が100万人を超えた頃から英国は北米植民地への移住制限を始めたのであった。¹⁹⁾

英国政府は1773年にはついに、植民地現地で外国人の流入を許可することを禁じ、ペンシルベニアとニュー・ジャージーの帰化法を違法とした。そして英国政府は各植民地の総督にあらたな帰化法に同意しないよう指示した。植民地社会の成員を決定する権利をこのように否定したことは、²⁰⁾植民地人たちの自由と繁栄に対して邪悪な打撃をさらに加えたと捉えられた。その反発は、数年後の独立宣言に反映されたのであった。

1776年の独立宣言によって英国との絆を絶ったことは、独立国家に社会の構成員を受け入れる権限が英国政府から個々の州政府に移ったことを意味した。しかし、「責任ある自治に不慣れなよそ者たちは、あらたに誕生した諸州の成員となる覚悟と準備ができていだろうか。単に市民権を選んだということだけで、彼らが共和国で生活する能力があることが証明できるだろうか」という疑問がアメリカ人たちの間で持ち上がって来るのである。²¹⁾

新生国家はまた、移民以外にも新生共和国適性に問題のある住民を抱えていた。独立宣言の中の英国王に対する最後の非難（17番目）として、英国王が「われわれの間に内乱を引き起こそうと扇動し、また、年齢・性別・身分を問わない無差別の破壊を戦いの規則とすることで知られる、情け容赦のない野蛮なインディアンを、辺境地帯の住人に対してけしかけようとした」として英国王を非難しているが、このことから、米国は最初からインディアンを米国民として想定していなかったことは容易に想像できる。それは、独立から11年後に制定した合衆国憲法第1条、第8節、第15項（州から連邦政府に委譲される権限の一つ）に、「連邦の法律を執行するために、また、反乱を鎮圧し、あるいは侵略を撃退するために、国民義勇軍の招集についての規定を設ける権限」

が挙がっていることから分かる。インディアンの侵略を撃退する国民義勇軍に、「国民」としてインディアンを迎え入れる気がなかったのは当然である。

インディアンを米国市民として受け入れる余地がなかったのは、独立戦争の経緯からも当然のことであった。インディアンに有利な交易をもたらせる手段を持っていたのは植民者たちよりも英国本国政府だったうえに、インディアンの多くの部族が英国に与して植民者の侵入を食い止めようとした。そのために独立戦争においては多くの部族が英国側につき、植民地軍と激しく戦った。こうして独立戦争は、植民者である「白人とインディアンの間に憎しみの遺産を残した」。したがって、米国陸軍省の設置にあたって「インディアン問題を陸軍省の管轄としたのは建国の父祖たちにとって当然で適切なことだと思われたのである」²²⁾。

B. 『フェデラリスト・ペーパーズ』

1787年に成立した合衆国憲法については批准の是非を巡って激論が戦わされたが、各州で行う批准のための議論に向けて、批准を説得するための意見書を集成したものが有名な『フェデラリスト・ペーパーズ』である。その中で、ジョン・ジェイが執筆した第2編には、合衆国憲法の批准を訴える建国の父祖のひとりがだれを米国市民に想定したかをうかがわせる次の一節がある。

私は次の点に気が付いたことも喜んで述べておこう。神は喜んでこの連携した国を一つの団結した人民にお与え下さった。つまり、同じ祖先の血を引き、同じ言葉を話し、同じ宗教の信仰を公言し、同じ統治原則に帰属し、風俗習慣の似通った人々である。これらの人々は、たがいに相談し、武器を取り、努力を通じて、長くて血なまぐさい戦争で肩を並べて戦い、全般に渡る自由と独立を確立する尊いことを成し遂げたのだ。

この国とこれらの人々は、相性がぴったりであると思われる。また、これ以上ないほどの強固な絆でたがいに結び付けられた同胞の一团にふさわしくて都合の良い継承遺産は、よそよそしくて疑い深くて異質である多くの主権国家に分割されるべきでないということが、まるで神の意図²³⁾のように思われるのである。

合衆国憲法の批准を促す文書の中でジェイは、自分たちと同じような人々を米国市民と想定したばかりでなく、同じ遺産を受け継ぐ者同士で強固に団結し国家を構成する意思を表明したのである。そこには、異質の人々が入り込む余地はなかったと言える。

ゾルバーグの指摘によれば、ジェイムズ・マディソンは第42編で、米国最初

の憲法である連合規約の問題点として、帰化の問題が州市民権と国家市民権の二重性でめんどうなことにしていると主張した。連合規約によるとそれぞれの州の自由な住民 (free inhabitants) は他のすべての州における市民権の特権から恩恵を受けることになっている (つまり、ある州の自由な住民は他の州でもその市民と同じ特権を享受する) ものの、たとえば市民権を得るための最短居住期間などがまちまちで、それぞれの州が他の州に自州の基準を押し付ける結果になっていると言うのである。これを解消したのが1787年に成立した合衆国憲法の「帰化の統一ルール」条項 (後述)²⁴⁾ である。

C. 合衆国憲法

マディソンがその必要性を訴えた「帰化の統一ルール」は米国憲法第1条第8節第4項に、米国議会の権限として列挙された権限の一つ、「合衆国全体を通じて統一された帰化の規則と、同じく統一された破産関係諸法を制定する権限」として記されている。

誰を米国市民とするかを決定することは国家形成上の大きな権限であるが、米国憲法では市民の範囲や資格が示されていない。1787年に成立した憲法は「市民 (citizen, citizens)」の語を11か所で用いながら、その定義をしていない。それは憲法制定の3年後、1790年帰化法で初めて示されたのである。

建国以来、帰化に関しては諸州間に帰化の統一ルールがなかったこと以外にもう一つ重要な問題があった。それは、帰化を行う主体である。つまり、憲法制定会議は連邦議会の帰化の統一ルールを定める権限を確認したけれども、実際の帰化を行う権限が連邦政府に制限されているのか、州政府も同時のその権限を持つのかを明確にしなかった。この問題の決着は南北戦争後まで待つことになる。²⁵⁾

D. 1790年当時の米国社会

1790年と言えば私たちには遠い世界であり、当時の米国は私たちが知っている米国とは非常に異なっていて、まるで別の国である。現在の視点や価値観をそのまま1790年当時の米国社会の考察に持ち込まないよう、当時の米国社会を概観してみる。

1790年は第1回センサス (人口調査)²⁶⁾ が行なわれた年で、当時の人口がほぼ390万人と報告されている。「アメリカ人の境界」としての米国市民権の範囲の観点から興味深いのは、第1回センサス²⁷⁾ がだれを数えたかである。1790年3月1日に第1回議会の可決により成立した「合衆国住民の計数を定める法」は、

課税されていないインディアンを計数から除外し、一定の年限の労役に縛られるもの（いわゆる「年季奉公人」）を含めた自由人（つまり、奴隷でない者）とそれ以外のすべての人々（つまり、奴隷）とを区別し、また自由人の性別と肌の色を区別し、さらに、自由人男性の場合は16歳以上の者と16歳未満の者を区別するよう規定している。その結果、1790年センサスの調査項目は、(1) 地区名、(2) 「家長を含む16歳以上の白人男性」、(3) 「16歳未満の白人男性」、(4) 「家長を含む白人女性」、(5) 「他のすべての自由人」、(6) 「奴隷」の6つとなった。²⁸⁾

これらの項目は当然のことながら、1790年当時の米国社会の統治に必要とされていた情報を得るためである。白人と奴隷を数えるのは、憲法第1条（行政府）、第2節（下院）、第3項（下院議員および直接税の配分）に「下院議員の数、および直接税の徴収額は、今後この連邦を構成するであろう各州に、それぞれの人数に比例して、割り当てるものとする。各州の基礎人数は、自由人の総数—これには複数年に渡って公の役務に服すべき者を含めるが、もともと納税義務を負っていないインディアン²⁹⁾のすべてを除く—に、自由人以外の総数の5分の3を加えることで決められる」（「自由人以外」とは奴隷のこと）と定めたからである（下線の強調は筆者）。実際に、この5分3条項を定めた文言の直後に、「実際の人数の調査は、合衆国における連邦議会の最初の会議が開かれてから3年以内に、また、その後は10年以内ごとに、連邦議会が法律で定める方法に従って行なわれるものとする」という文言が続く。憲法第1条第2節第3項を読めば、米国のセンサスは奴隷制運用のために始まったと言いたくなるくらいである。

現代に生きる我々に分かりにくいのは1790年のセンサス項目の第5項目「他のすべての自由人」である。米国国立公文書館のある報告書は、「1790年と1810年のセンサスは、自由な非白人を『他のすべての自由人』の項目に入れている。自由黒人と居留地に居住しないインディアンとの区別はない。1820年から1840年までのセンサスは、有色人を別々に掲載してある」と述べているところから、「他のすべての自由人」とは、奴隷でない自由黒人および居留地の外でインディアン国家から離れて生活しているインディアンを含むものと考えてよいであろう。

前述のセンサス局が編集した記録³⁰⁾を用いて、1790年当時の米国の人種別人口内訳を計算すると表1のようになる。約390万人の総人口のうち、白人が約317万人で80.7%、奴隷が約70万人で17.8%、その他の自由黒人や居留地を離れたインディアンが計6万人で1.5%であったことが分かる。³¹⁾ また、これらの結果

を示す調査項目から、この頃の関心が主として白人と黒人奴隷の存在に注がれていたことも分かる。

表1：「合衆国1790年人口調査州別・項目別結果」

	家長を含む 16歳以上の 白人男性	16歳未満の 白人男性	家長を含む 白人女性	白人小計	他のすべての 自由人	奴隷	計
16州	807,094	791,850	1,541,263	3,140,207	59,150	694,280	7,033,844
南西部・北西部領土	6,271	10,277	15,365	31,913	361	3,417	67,604
計	813,365	802,127	1,556,628	3,172,120	59,511	697,697	3,929,328
割合	20.7%	20.4%	39.6%	80.7%	1.5%	17.8%	100.0%

出典：次の資料に基づき、筆者が編集。United States Census Bureau, “Heads of Families at the First Census, 1790: Records of the State Enumerations: 1782 to 1785,” March 2, 2004, p. 8: “Population of the United States as returned at the First Census, by states, 1790,” <https://www2.census.gov/prod2/decennial/documents/1790m-02.pdf>; Access: July 24, 2016.

トーマス・パーヴィスの研究によれば、1790年当時の米国の人口のうち、白人人口を出身地または使用言語別に分類すると、イングランド人59.7%、ウェールズ人4.3%、スコットランド系アイルランド人10.5%、スコットランド人5.3%、アイルランド人5.8%、ドイツ人8.9%、オランダ人3.1%、フランス人2.1%、スウェーデン人0.3%となっている。イングランドおよびイングランドに併合された連合王国の3つの国^{ネイション}家、ウェールズ、スコットランド、アイルランドの出身者が圧倒的多数を占めていることが分かる。その中でもイングランド人の割合は当然のことながら突出していて、ニューイングランド地域では80%近くから90%近く（メイン州77.6%、ニューハンプシャー州81.4%、ヴァーモント州81.4%、マサチューセッツ州84.4%、ロードアイランド州79.9%、コネチカット州87.1%）を占めており、他の地域でも50%前後となっていて、ニューイングランド地域の人口に占める割合は極めて高く、またそれ以外の地域でもすべての州で多数派となっていたことが分かる。政治学者のシュクラークが米国民権の基本的研究とみなされている自著で、「人口がまばらな農業地帯の小さな諸州の均質的な住民³³⁾」と呼んだのはこういう人々だった。

1790年センサスに関してセンサス局が作成した報告書は、1790年当時の米国の地政学的環境を描写している。当時の米国はミシシッピ川以東に「縛りつけられており、その西側は、スペイン王の所領である未開拓の荒野が広がっていた³⁴⁾」。米国の南部にはこれまた「フロリダとして知られていたスペインの植民地³⁵⁾があった」。現在の米国の人口約3億2,400万人に比べると、1790年当時の人口390万人は現在の人口の1.2%である。面積は当時、82万7,844平方マイル³⁶⁾

(214万4,017平方キロメートル)で、現在の米国の面積914万7,593平方キロメートル³⁷⁾の0.23%である。つまり、あまりに当然のことながら、当時の米国は現在とは比較にならないほど小さくて脆弱な国家だった。1812年には英国といわゆる第二次独立戦争を戦うことになるが、周りを強敵に囲まれ、国家安全保障上の重大な脅威にさらされていた。1790年帰化法はこのような環境で制定された。

実際に1790年帰化法制定で始まった1790年代には、フランス革命に端を発した大西洋世界の動乱が、排外主義の勃興と国家安全保障のための治安維持諸法成立をもたらした。この中の最初の法律、1798年外国人・治安維持諸法は144年後、第二次世界大戦中の日系人戦時強制排除・収容政策の法的根拠となったのである。³⁸⁾

II. 1790年帰化法成立

A. 1790年帰化法制定

米国の第1回議会は1789年3月4日から9月29日まで第1セッションを、1790年1月4日から8月12日まで第2セッションを開催した。この第2セッションの間の1790年3月1日のセンサス法の成立に続いて、議会は3月26日に米国初の帰化法を成立させた。センサス法の「誰を数えて、誰を数えないか」に表れた問題意識を議員たちは共有していたはずである。ここではまず、1790年帰化法制定における審議の過程で話し合われた論点を確認するが、「アメリカ人とはだれのことか」という本論の基本的問題意識の上からは、話し合われたこと以上に話し合われなかったことが重要であるので、そのことにも触れる。

リーガル・ヒストリアンのマシュー・ジェイコブソンによると、1790年帰化法を審議した議員たちは帰化資格を得るための米国居住年数を最低1年から2年にすべきではないか、ユダヤ人やカトリック教徒には帰化の資格があるか、新参者を受け入れるために政治的「保護観察期間」を設けるべきか、また新参者が政治的官職へ就く権利に制限を加えるべきかを検討し、また、外国人の土地の所有と相続、および他国からやって来た君主制主義者、元貴族、犯罪者などからの脅威、などについて議論したという。彼らはさらに、帰化の手続きを「あまりに簡単に」してしまっていないか、帰化申請者はその人格を保証する証人を提供することを求められるべきでないのか、などを議論した。「全般的に、米国最初の立法者たちは、[彼らの考えた]立法があまりに排除的というよりも、あまりに包摂的であると考え、帰化市民権を「白人」に制限することの是非を議論する場面はまったくなかった」。⁴⁰⁾

立法者たちは、帰化市民として「白人」のみを受け入れることは当然のこと

として議論の遡上に挙げなかったのであるが、その一方で受け入れる「白人」の特質には重大な関心を寄せた。それを、ロジャーズ・スミスは、「議員たちは新参の人々から得られる恩恵と、共和国の市民権と諸制度に移民がもたらす危険とを、常に天秤にかけていた」と表現した。しかし、彼はまた1790年帰化法と、それを修正した一連の帰化法の審議で語られなかったことに、これらの帰化諸法の性格が表れているとして次のように主張する。

帰化諸法が持つ人種的・家父長的特徴は議事録に残った考察の対象とはけっしてならなかった。たぶん、これらの属性的要素〔白人性と男性性（筆者注）〕に基づく市民生活上の階層が広く受けいれられていて、いかなる考察も要請されなかったのであろう。たぶん、人種問題はあまりに論争の対象になり過ぎるので、おおっぴらに議論されることがなかったのであろう。

いずれにしても、人種的同質性と家父長制に基づく国家構成員資格が「共和国政府」にふさわしい帰化政策に欠くべからざる要素となったのである⁴¹⁾。

かくして米国初の帰化法は、米国民になる資格として「自由白人」であることを明記し、白人以外のエイリアン（外国人）を共和国成員資格保持者から除外した。そのことは建国当初からほとんど自明の理であり、したがって、帰化法制定の審議ではほとんど語られなかった。

B. 「自由白人」とは誰のことか

1790年帰化法では帰化の資格を「自由白人」に与えると規定した。ゾルバーグはこの用語の「自由」の部分に関して、歴史的な注目が「白人」の部分に集中したおかげで、「自由」でなかった「白人」つまり、借金のかた（かた）に一定年限自由を束縛されて就労するいわゆる「年季奉公人」が帰化資格者から除外されたことは、その後の歴史研究においてほとんど注目されなかったと述べ、さらに次の観察を行った。⁴²⁾

「申し分のない性格 (satisfactory character)」という条件は（中略）囚人や重罪犯ばかりでなく、懲罰が必要な悪人と考えられていた「貧窮民」の除外を意図したものだった。いずれにしても貧窮民は帰化に必要な法廷手数料をかき集められる可能性はなかったのである。

植民地時代の人種と法の関係を研究したA・レオン・ヒギンボッサムは、米国植民地で黒人が次第に奴隷化される法的過程に焦点を当てる前に、「奴隷制と競合するかのように言われていたもう一つの労働システム、すなわち年季奉公をまず最初に理解すべきである」と主張する。彼によれば、植民地時代初期までに起こっていた黒人の権利の執拗な剥奪は、その事象単独では理解できな

いという。つまり、「17世紀、18世紀全体を歴史的文脈で見なければならず、それは、その時代全体を通じて、植民地制度が力のない者、つまり、貧しい白人、年季奉公人、インディアン、あるいは黒人のすべてにとって全般的に過酷であったからである。これらの最も弱い立場にいる財産を持たない者たちの中に、年季奉公人と集団的に呼ばれる人々がいたのである」と述べている。⁴³⁾

年季奉公 (indentured servitude) にはいくつかの型があって過酷さと拘束年限は様々であった。最も単純な形態では、年季奉公人は一定の年限、一般的には4年から7年、主人に仕える義務があった。その労役と引き換えに主人は年季奉公を行う者に米国までの船賃を支払ってやることが多く、年季が明けるまで最低レベルの生活の糧、すなわち、衣食住を提供する義務を負っていた。主人はまた、年季が開けた時点で「満期報奨金」(現金、道具、服などであることが一般的)として知られるようになった一定の報酬を与えることに同意していたことがしばしばであった。イングランドへ赴いて奉公人を選べるプランター(農園主)はほとんどいなかったので、奉公人が年季奉公契約を結んだのは、商人や船長であることが普通で、あるいは船乗りである場合さえあり、奉公人は契約を結んでから他の積み荷と同じく、輸出された。奉公人が植民地の港に着くと彼らは最も高い値をつけた者に売られた。年季奉公人の新しい所有者はプランターであることが多く、買われた年季奉公人は最初の契約の条件に縛られていた。⁴⁴⁾立法者たちは、このような「自由でない」人びとに市民権を与える気はなかったのであろう。

しかし、年季奉公人の必要性はまもなく失われ、それに伴い「自由」という修飾語の意味も失ってしまったと考えられる。再びヒギンボッサムによれば、「年季奉公人の供給が植民者にとっても利益極大化に不向きであることがますますはつきりするにつれて、それよりはるかに残酷な人間束縛の制度が選ばれた。すなわち、奴隷制のことで、そこでは、黒人を道徳的腐敗の対象とすることを白人が正当化するのに肌の色を使うという、年季奉公人にはけっしてやらなかった企てが行なわれた」。⁴⁵⁾このようにして、「不自由な」白人の消滅により「自由白人」とは実質的に「白人」を意味することになった。

III. 1790年帰化法の意味

1790年帰化法には、過剰な包摂性に加えて、過剰な排除性も備わっていた。これらの両者を考察することで、米国初の帰化法の意味が明瞭になり、その後の米国社会に与えた影響をよく理解できる。

A. 過剰な排除性

ジェイコブソンは、帰化の資格を白人に限定したこの帰化法は過剰に排除的であったと評価する。それは単に白人以外の人々を排斥したというだけではない。過剰な排除性はこの帰化法のその後の絶大な効力から出てくるのである。ジェイコブソンは次のように主張するが、きわめて説得力に富んだ議論である。

[1790年帰化法成立から] 2世紀たった今の時点で考えると、1790年帰化法に関して最初に気がつくことは、そのすさまじい排除性である。実際にこれは、小さなことではない。帰化市民権を「自由白人」に限定したことは、たとえば、アジア系アメリカ人の歴史に深甚な影響を与えた。1870年代と1880年代に当時も依然として効力を持っていたこの帰化法こそが、高まりつつあった移民排斥主義の波と闘ったり、あるいは、ロック・スプリングやタコマのような地で白人暴徒らから身を守ったりするのに必要な政治力を中国人移民に否定したのである。1942年当時も依然として効力を持っていたこの帰化法こそが、連邦政府の強制収容政策⁴⁶⁾につながる戦時ヒステリーに日本人移民を無防備でさらしたのである。

米国議会が初めて、特定の民族集団を名指して彼らの移民としての入国を禁止し、また名指しで帰化の資格がないことを明らかにする連邦法を成立させたのは1882年のことである。その連邦法は第1節で、「この法の成立から90日経過した日から、そしてその日以降、そしてこの法の成立から10年経過するまで、中国人労働者が米国へやって来ることを停止するものとし、またこの法によって停止される。そして、移民停止期間の間、いかなる中国人労働者がやって来て、あるいは90日経過してからそのようにやって来た後で米国内に留まることは合法でないものとする」と規定した。さらに第14節では、「今後、いかなる州裁判所も、連邦裁判所も中国人に市民権を認めてはならない。また、この法に抵触するすべての法はこの法によって破棄されるものとする」と規定した。⁴⁷⁾特定の集団だけを対象とする法の制定や政府の政策は差し迫った公共の必要性がないかぎり退けるべきものという連邦最高裁判決が1940年代に出されていて、それは判例として後の最高裁判決にも活用されることになるが、この時代はまだ特定の集団を対象とした立法が許されていたということである。⁴⁸⁾

過剰な排除性は当然のことながら、「すべての人々は平等に創られた」と謳う独立宣言の理念や、米国の民主主義の原則に矛盾していた。この問題は米国が建国当初から抱え、今日に至るまで継続する深刻な矛盾である。オーランド・パターソンはこの点について「アメリカ史の初めから、逆説^{パラドクス}というものがアフリカ系アメリカ人の体験と米国の人種主義を特徴づけてきた。たとえば米国

の民主主義は、バージニアの奴隷所有社会で最初に大規模に出現したが、それは、まさにアフリカ系アメリカ人奴隷が存在したからであった」と述べ、独立宣言に謳われた「我々人民」の「我々」である白人は、他者性と奴隷性によって自由と市民権の定義に貢献した本質的なよそ者である黒人奴隷、すなわち国内の敵のおかげで、連帯の絆を持つことができたのだと説く。⁵⁰⁾

B. 過剰な包摂性

1790年帰化法は過剰な排除性と同時に、過剰な包摂性も併せ持っていた。つまり、「白人」なら事実上でだれでも市民として受け入れる可能性を持っていたのである。前述の通り、この米国帰化法と同じ年に行われた第1回センサスでは、そもそも住民を「白人」と「奴隷」とそれ以外に分類して数えたために、その後の入国管理には向いていなかったと言える。史家メイ・ガイの次のように観察した。⁵¹⁾

国家最初の1790年のセンサスは、出身国や祖先の情報を含んでいなかった。センサスは1850年までは外国生まれの者に差異を設けることをしなかったし、1899年まで祖先の出身国ごとに分類することもしなかった。移民は1820年以前は記録されなかったし、1899年以前は出身国による分類もなかった。そして1899年には、政治的に定義された国民国家単位ではなく、「人種や人々」と呼ばれる分類にしたがって移民政策が運営された。国外移住は1907年まで記録されなかった。さらに複雑な事態を招いたのは、ヨーロッパでは多くの国境が第一次世界大戦後に変更され、1920年の世界の現状に従って出身国の判定と移民割り当てをやり直すために政治地理の翻訳が必要になったことである。

このような困難のなか、米国最初の立法者たちが予想もしなかったような人々がやがて続々と入国してくるのである。ジェイコブソンは「1790年帰化法の驚くべき包摂性」に言及し、帰化法が「何の疑いもなく当たり前のように『白人』という語を使用したことこそが、19世紀にヨーロッパ移民の大規模流入を許し」と主張する。また、それは史家ジョン・ハイアムが彼の名著で言及した20世紀初頭の排外主義を招くのである。⁵²⁾日本人の移民を禁止し、その後の在米日本人社会に重大な打撃を与えることになる1924年移民法はまさにこの排外主義の産物であり、その排外主義の根本的原因は1790年帰化法なのである。

Ⅳ お わ り に

米国では、「はじめに」で述べたように、移民や帰化に関する法は20世紀半

ばを過ぎる頃までは人種に基づいていた。18世紀末、建国の父祖たちは自分と出自を同じくする者たちを「国民」と想定し国家を形成したが、そのことは独立宣言、『フェデラリスト・ペーパーズ』、米国憲法、1790年の第1回センサス、1790年帰化法などにふんだんに表れている。

1790年に市民権を「白人」に限定したことはその後のアメリカ史に永続的な影響を与えた。建国期に形成された人種に基づく統治機構は本質的に変わっていない。1790年当時の米国社会が、米国市民権を「白人」というあいまいな集団に限定したことが、「アメリカ人とは白人のこと」であることをアメリカ人に教育し、その後の米国社会を形成し、今日に至るまでその影響は続いている。また、1790年帰化法が持っていた過剰な排除性と包摂性の同居は、その後の米国社会に大きな問題を投げかけることになる。

シュクラーは、アメリカ人が「その歴史のほとんどの期間、政治的平等とその完全な拒否に献身することにより、極端な矛盾と共に生きてきた」と指摘し、その端的な例として米国市民権を特定の属性を持つ者を限定した歴史に言及した。すなわち、「特定の集団や個人を市民権にふさわしくない者にする要因は、経済的依存性、人種、そして性別であり、それらは社会的構築か、あるいは遺伝的状态である」と⁵³⁾。この共和国適性を1790年に否定された黒人は、その後奴隷制の下であらゆる権利を否定される。そして奴隷制は、その後のアメリカ史に「巨大な影響」を与えることになる⁵⁴⁾とシュクラーは説く。

1790年に米国市民権を「白人」に限った米国は、米国がかかわった戦争のうち史上最大の死傷者を出した悲惨な南北戦争を経て、奴隷制を廃止し、1870年帰化法により解放した奴隷に市民権を与え、市民となった黒人に選挙権を与えた。この1870年帰化法によっても、人種に基づく共和国適性資格の否定は解消されることはなく、むしろ、その立法措置に関する審議の過程は米国の根強い人種意識を露呈することになるのだが、そのことについては、改めて論じることにする。また、1790年帰化法は、「白人」という漠とした括りでアメリカ市民の資格を設定したものの、「白人」とはだれのことかを明らかにせず、つまり、「白人」の定義は行わず、これがやがて厄介な問題を引き起こすことになる。そのいきさつと顛末の吟味を通じて我々は、アメリカ人自身がアメリカ人の境界の設定を如何に不可解なものにしてきたかを観察できるのであるが、それも改めて論じることにする。

注

- 1) この時期の始まりは帰化を「自由白人」に限定した1790年帰化法（Act of March 26, 1790, 1 Stat. 103）で、終わりは帰化権要件から人種という要素を取り除いた1952年移民・国籍法（Immigration and Nationality Act of 1952, 66 Stat. 169, a.k.a. the Hart-Celler Act, or “An Act to amend the Immigration and Nationality Act, and for other purposes.”）。1790年帰化法については本稿の主題として後に詳述する。1952年移民・国籍法は、第3篇（Title III）、第2章（Chapter 2）、第311節（Section 311）で「合衆国の帰化市民となる権利は、人種や性別や婚姻の有無により否定されたり、制限されたりすることはない」と規定している。
- 2) この時期の始まりは、中国人の移民と帰化を禁止した1882年中国人排斥法（“An Act to execute certain treaty stipulations relating to Chinese,” nicknamed as “the Chinese Exclusion Act of 1882,” 22 Stat. 58, May 6, 1882.）。この連邦法の公式名称は「中国人に関係する特定の条約条項を執行する法」で、通称として「1882年中国人排斥法」が用いられるので、本論でもそうする。この連邦法はその名称に特定の人々だけへの適用を明記した、すなわち人種差別的意図を明記した唯一の連邦法であり、中国人の移民と帰化を禁止した。この点については改めて後述。

この時期の終わりは、移民の国別割り当てを廃止し、アジア移民急増をもたらした画期的移民法で、後にアメリカの人口構成に大きな影響を与えることになる1965年移民・国籍法（Act of Oct. 2, 1965, 79 Stat. 911）。
- 3) この時代は、1と2を組み合わせる形で人種統治が行なわれた。始まりは帰化権のない人々の移民を禁止した連邦法である1924年移民法（Immigration Act of 1924, 43 Stat. 162）。終わりは、帰化権から人種という要素を取り除いた連邦法である1952年移民・国籍法（注1で紹介）。
- 4) 始まりは、黒人と白人に別々の車両への乗車を義務付けても、それらの施設が同等であれば平等であるとして「分離すれども平等（separate but equal）」の法理を確立したプレッシー対ファーガソン判決（*Plessy v. Ferguson*, 163 U.S. 537（1896））で、それ以前にすでに慣行化していた人種隔離が合憲・合法となり、全米で広く行われるようになった画期となる判決である。終わりは、黒人と白人を別々の学校で教育する人種隔離教育を違憲とした連邦最高裁史上最も有名な画期的判決であるブラウン対教育委員会判決（*Brown v. Board of Education*, 347 U.S. 483（1954））である。
- 5) 南北戦争前までアメリカ法における「人種」を定義する役割を担ってきた奴隷制が、1865年の憲法第13修正によって廃止されると、戦後多くの州で制定されるようになった異人種間婚姻禁止法が人種を定義する役割を担うようになった。白人が黒人と結婚するのを禁じる州法から、白人が黒人を含めた様々な人

- 種と結婚するのを禁じる州法まで様々であった。1913年に至ると異人種間婚姻禁止法を持たない州は48州中19しか残っていなかったが、このうちの11州では異人種間婚姻禁止法が州議会に上程されていた。これらの異人種間婚姻禁止法を違憲として退け、全米の禁止法を無効としたのは、米国最高裁の1967年ラビン・グ対バージニア事件判決だった。Peggy Pasco, *What Comes Naturally: Miscegenation Law and the Making of Race in America* (New York: Oxford University Press, 2009), 5, 116, 118, 167; *Loving v. Virginia*, 388 U.S. 1 (1967).
- 6) 田中英夫『英米法辞典』、東京大学出版会、1991年、577頁。
 - 7) “An act to establish an uniform Rule of Naturalization” (March 26, 1790). 1 Stat. 103 (1790), *First Congress*, sess. II, chapter 3, 1790, p. 103.
 - 8) Peter J. Spiro, “Citizenship and Naturalization,” Roger Newman, ed., *The Constitution and Its Amendments*, vol. 1 (New York: Macmillan Reference USA, 1999), 68.
 - 9) 第14節で連邦裁判所も、いかなる州裁判所も、中国人を米国市民と認めてはならないことを規定した。注2を参照。
 - 10) “An act to limit the immigration of aliens into the United States, and for other purposes (The Immigration Act of 1924),” May 26, 1924, 43 Stat. 153. (1) 北欧・西欧移民を南欧・東欧移民より優遇した部分と (2) 名指しこそしないものの実質的に日本人移民を全面禁止した部分からなる。
 - 11) *Scott v. Sandford*, 60 U.S. 393 (1857). 奴隷であるスコットは米国市民ではないので、連邦裁判所に訴えを起こす資格がないとして自由の身分を求めた訴えを却下。法制史家エドワード・カントリーマンは、この判決が、帰化権を「自由白人」に限定したことを最も鮮烈な形で表したと評価した。Edward Countryman, *Americans: A Collision of Histories* (London: I. B. Tauris Publishers, 1996), 151.
 - 12) *Ozawa v. United States*, 260 U.S. 178 (1922). 日本人は白人でないとして帰化権がないことを明確にした。
 - 13) *United States v. Bhagat Singh Thind*, 261 U.S. 204 (1922). インド人は白人でないとして帰化権がないことを明確にした。
 - 14) Moritoshi Fukuda, *Legal Problems of Japanese-Americans: Their History and Development in the United States* (Tokyo: Keio Tsushin, 1980), 3.
 - 15) James H. Kettner, *The Development of American Citizenship, 1608-1870* (Chapel Hill, MA: The University of North Carolina Press, 1978), 10.
 - 16) Judith N. Shklar, *American Citizenship: The Quest for Inclusion* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1991), 15.
 - 17) 「独立宣言」日本語訳、在日米国大使館ウェブサイト、<http://aboutusa.japan.usembassy.gov/j/jusaj-majordocs-independence.html>; Access: April 21, 2015.
 - 18) Kettner, 78

- 19) Aristide R. Zolberg, *A Nation by Design: Immigration Policy in the Fashioning of America* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2006), 24-25, 40, 43-44.
- 20) Kettner, 105
- 21) Ibid., 213-214
- 22) Francis Paul Prucha, *The Great Father: The United States Government and the American Indians*, abridged ed., (Lincoln, NE: University of Nebraska Press, 1984), 16-17; “An Act to establish an Executive Department, to be denominated the Department of War,” *U.S. Statute at large*, 1: 49-50, cited in Prucha, ed., *Documents of United States Indian Policy*, 3rd ed. (Lincoln, NE: University of Nebraska Press), 13-14.
- 23) John Jay, The *Federalist* No. 2: “Concerning Dangers from Foreign Force and Influence.” 引用部分は、第5、第6段落。
- 24) Zolberg, 85; James Madison, The *Federalist* No. 42: “The Same View [General View of the Powers to Be Vested in the Union] Continued,” 第16段落; The Article of Confederation, Article IV.
- 25) Kettner, 225.
- 26) 「センサス (census)」とは、本文の次の段落で説明するように米国憲法の規定により1790年以来10年毎に行われている人口調査のことであるが、次の文献では「センサス」と表現し、またそれを担う政府機関を「センサス局 (Bureau of Census)」と日本語表記しているので、本論でもそれに倣う。合衆国商務省センサス局編、鳥居康彦監訳『現代アメリカデータ総覧1993』、原書房、1994年。
1790年帰化法の議論に関連して、同じ年に行われた第1回センサスの重要性に気づかせてくれたのは大学の同僚およびアメリカス学会評議員である山本匡史氏で、米国センサス局ウェブサイトの有益性を指摘してくれた。
- 27) Margo J. Anderson, *The American Census: A Social History* (New Haven: Yale University Press, 1988), 14.
- 28) “An Act Providing for the Enumeration of the Inhabitants of the United State,” March 1, 1790, the United States Census Bureau: https://www.census.gov/history/pdf/1790_Census_Act.pdf; Access: July 26, 2016. また、次も参照。United States Census Bureau, “Heads of Families at the First Census, 1790: Records of the State Enumerations: 1782 to 1785,” March 2, 2004, p. 8, <https://www2.census.gov/prod2/decennial/documents/1790m-02.pdf>; Access: July 24, 2016.
- 29) National Archives and Records Administration, “African Americans and the Federal Census, 1790-1930,” July 2012, <https://www.archives.gov/research/census/.../census-1790-1930.pdf>; Access: July 24, 2016.
- 30) United States Census Bureau, “Heads of Families at the First Census, 1790: Records of the State Enumerations: 1782 to 1785,” March 2, 2004, p. 8, <https://www2.census.gov/prod2/decennial/documents/1790m-02.pdf>; Access: July 24, 2016.

- census.gov/prod2/decennial/documents/1790m-02.pdf; Access: July 24, 2016.
- 31) 次の文献は、米国センサス局のデータを用いて「1790年～1990年の米国人口の人種別構成」という表を作成し、1790年の白人の割合を80.7%、黒人の割合を19.3%としているが、これは奴隷約70万人（17.8%）にその他の自由黒人や居留地を離れたインディアン計6万人（1.5%）を合わせた人口を「黒人人口」と捉えており、不正確である。Douglas L. Anderton, et al., *The Population of the United States*, 3rd ed., (New York: The Free Press, 1997), p. 11, Table 1-4: “Racial Composition of the Population of the United States: 1790-1990.” 1790年センサスの人口の数え方の基準では、「黒人」と「奴隷」は同じではない。本書は「人口統計の利用者には必読の文献」と表紙に謳ってあり、なるほど有益で重要な文献ではあるが、1790年センサスに関して奴隷、自由黒人、居留地を離れたインディアンの区別があいまいになってしまった点は不注意である。
 - 32) Thomas L. Purvis, “The European Ancestry of the United States Population, 1790: A Symposium,” *The William and Mary Quarterly*, vol. 41, no. 1 (Jan. 1984), Table II: “Revised Classification of the White Population by National or Linguistic Stocks, 1790,” p. 97. イングランドおよびイングランドに併合された連合王国の3つの国^{ネイション}家の出身者が植民地時代および建国初期に圧倒的多数を占めていたことが、その後のアメリカ文化に決定的な影響を与えたと強調する大著として次のものがある。David Hackett Fischer, *Albion's Seed: Four British Folkways in America* (New York: Oxford University Press, 1991).
 - 33) Shklar, 13.
 - 34) United States Census Bureau, “Heads of Families at the First Census, 1790: Records of the State Enumerations: 1782 to 1785,” March 2, 2004, p. 5, <https://www2.census.gov/prod2/decennial/documents/1790m-02.pdf>; Access: July 24, 2016.
 - 35) United States Census Bureau, “U.S. and World Population Clock,” <http://www.census.gov/popclock/>; Access: July 27, 2016.
 - 36) United States Census Bureau, “Heads of Families at the First Census, 1790: Records of the State Enumerations: 1782 to 1785,” March 2, 2004, p. 5, <https://www2.census.gov/prod2/decennial/documents/1790m-02.pdf>; Access: July 24, 2016.
 - 37) “Land Area: Land Area of All Countries of the World,” <http://world.bymap.org/LandArea.html>; Access: July 27, 2016.
 - 38) The Alien and Sedition Acts of 1798, 1 Stat. 577; Zolberg, 88; James Morton Smith, *Freedom's Fetters: The Alien and Sedition Laws and American Civil Liberties* (Ithaca, NY: Cornell University Press, 1956), 20-21; 拙著『市民的自由—アメリカ日系人戦時強制収容のリーガル・ヒストリー—』、彩流社、2011年、60～63頁。
 - 39) History, Art & Archives: United States House of Representatives Website, “1st to 9th Congresses (1789-1807), March 4, 1789 to March 3, 1807,”: <http://history>.

house.gov/Institution/Session-Dates/1-9/; Access: June 2, 2015

- 40) Matthew Frye Jacobson, *Whiteness of a Different Color: European Immigrants and the Alchemy of Race* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1998), 22.
- 41) Rogers M. Smith, *Civic Ideals: Conflicting Visions of Citizenship in U.S. History* (New haven: Yale University Press, 1997), 159-60.
- 42) Zolberg, 86.
- 43) A. Leon Higginbotham, *In the Matter of Color: Race and the American Legal Process: The Colonial Period* (Oxford and New York: Oxford University Press, 1977), 392.
- 44) Ibid., 392-3.
- 45) Ibid., 395.
- 46) Jacobson, 39.
- 47) 22 Stat. 58. 注2で紹介した中国人排斥法である。
- 48) 第二次世界大戦中の連邦政府による日系アメリカ人強制排除・収容政策を違憲であると訴えたヒラバヤシ事件の判決では、連邦最高裁は「血統という根拠だけで市民の間に区別を設けることは、そうした区別の性質の上から、平等の信条に基づいた制度を持つ自由な国民にとって嫌悪すべきもの」とであると述べた。しかし、判決は「ただしそれは、戦時において、あるいは侵略の危機に際して、諜報活動や破壊工作の危機にさらされた地域の住民の忠誠心に関係するあらゆる事実を陸軍当局が精査することを要請されているという事実がなければ、である」と留保を付け、結局は日系アメリカ人集団だけを標的にした政策を容認した。*Hirabayashi v. United States*, 320 U.S. 81 (1943), 100-101; 拙著312～313頁。

また、もう一つの同様の訴訟であるコレマツ事件の判決では、「単一の人種集団の市民としての権利を削減するような法的制約はすべて、直ちに警戒すべきものである」と合憲条件のハードルを上げた。しかし、そのような政策も「差し迫った公共の必要性」によって正当化されることはあり得るとして、日系人集団だけを居住地から排除する憲法上の道を拓いた。*Korematsu v. United States*, 323 U.S. 214 (1944), 216. 拙著325～326頁。

両判決は結論としては特定の人種集団だけを標的にした強制排除・収容政策を容認するのであるが、ただし、国家緊急時のような特別な事情のない場合の特定の人種集団だけを標的にした政策を退ける判例となったのである。

- 49) 「帰化不能外国人」、すなわち日本人を代表とするアジア系移民の土地所有を禁じた米国西部諸州の外国人土地法を違憲としりぞけたオオヤマ事件判決で連邦最高裁はヒラバヤシ判決に言及し、「本法廷はかつて日系アメリカ人市民に課した制限を意味する戦争遂行上の措置を認めた」けれども、一般原則として「血統という根拠だけで市民の間に区別を設けることは、そうした区別の性質

の上から、平等の信条に基づいた制度を持つ自由な国民にとって嫌悪すべきもの」であるとして土地法の違憲性を指摘したのであった。*Oyama v. California*, 332 U.S. 633 (1948), 640. 拙著331頁。実際に最高裁はその後、人種や民族の出自に基づいて個人を差別する法をすべて退けている。Jethro K. Lieberman, *A Practical Companion to the Constitution: How the Supreme Court Has Ruled on Issues from Abortion to Zoning* (Los Angeles and Berkeley: University of California Press, 1999), 486. 拙著332頁。

- 50) Orlando Patterson, *The Ordeal of Integration: Progress and Resentment in America's "Racial" Crisis* (New York: Basic Civitas, 1997), 205-6n1.
- 51) Mae M. Ngai, "The Architecture of Race in American Immigration Law: A Reexamination of the Immigration Act of 1924," *The Journal of American History*, vol. 86, no. 1 (Jun., 1999), 71.
- 52) Jacobson, 39-40; John Higham, *Strangers in the Land: Patterns of American Nativism, 1860-1925* (1955; New Brunswick, NJ: Rutgers University Press, 1992).
- 53) Shklar, 7-8.
- 54) *Ibid.*, 1.

アメリカ本土へ渡った「戦争花嫁」の 異文化適応とアイデンティティ

—「日米間の草の根親善大使」言説についての一考察—

尾 上 貴 行

は じ め に

第二次世界大戦後日本へ駐留したアメリカ軍人や軍属と結婚し1947年から1964年の間にアメリカ本土へ渡った日本人女性は45,853人¹⁾いると言われている。この女性たちは「戦争花嫁」、「軍人花嫁」あるいは日系アメリカ人「新一世」などと呼ばれ、様々な体験を通じて、移住後のホスト国アメリカという異なる環境に適応し、アメリカ社会に確かな足跡を残してきた。近年では、この女性たちを日米間の「草の根親善大使」と表する場面がしばしばみられる。こうした積極的な評価は彼女たちが民間のレベルでアメリカと日本両国の相互理解や親睦を図る社会的文化的交流の架け橋として貢献する草の根的な役割を果たしたことを意味しているが、筆者はそこに更なる意味を見出したい。

この女性たちは、アメリカ本土社会での適応において、歴史的、政治的、社会的、文化的、ジェンダーの面などでそれまでの日系アメリカ人とは異なる面を持っていた。アメリカ社会へ適応する過程において、日本人そしてアメリカ人としての多様なアイデンティティを獲得したと考えられる。日米両社会で異邦人、またマイノリティとして存在することになった彼女たちは、自分たちの人生を積極的に受け止めるためのアイデンティティが必要であった。「日米間の草の根親善大使」という言説は国を越え様々な経験を通じて獲得したアイデンティティを肯定的、積極的にとらえる「多層的、多元的なトランスナショナル・アイデンティティ」を表するものであると思われる。また同時にこの言説は彼女たちが既存の日系アメリカ人とは異なる適応体験をしたユニークな存在であり、日系アメリカ人の歴史に新たな視座を与えることを示唆しているとも

考えられる。

筆者は本稿において、戦後日本へ駐留したアメリカ軍人や軍属と結婚しアメリカ本土に渡った日本人女性は日米間の草の根親善大使であるという言説は、彼女たちがアメリカ社会へ適応する中で獲得したトランスナショナル・アイデンティティを示すものであると論考したい。またこのアイデンティティはそれまでの日系アメリカ人とは異なるものであり、日米両国での生活や体験を通して自分たちのアイデンティティを認識、評価するためのものであったことも論述する。その上でこの言説はアメリカにおける日本人、日系人の歴史においてどのような意義をもたらすのかについても考察する。

本稿は次のように構成される。1章では、まずアメリカに渡った日本人、日系人および戦争花嫁のアメリカ社会への適応に関する先行研究を概観する。その上で近年、政治学、経済学、社会学、移民研究など様々な分野で注目されている「トランスナショナル」という枠組みが従来ではとらえきれない多様性を検証する点に注目し、戦争花嫁のアイデンティティを考察する際の重要な概念であることを提示する。2章では戦争花嫁が生まれた背景と日本での生活、当時のアメリカの移民政策について言及し、3章では夫婦・家族関係、アメリカでの人種問題、日系コミュニティなどの点から、彼女たちの渡米後の生活や適応過程について論述する。4章では、戦争花嫁の地域活動、また日米社会での彼女たちへの評価やその変化について考察し、5章では具体的な事例を挙げながら様々な活動を通じての日米親睦への貢献について述べる。6章では、「日本人」として渡米した女性たちがいかにして多層的多元的「トランスナショナル・アイデンティティ」を獲得するに至ったかについて論考する。最後に彼女たちのアメリカ日系移民史における特徴と意義について考察し、「日米間の草の根親善大使」が意味するところのまとめとする。

1章 「戦争花嫁」のアメリカ本土社会への適応に関する先行研究

戦後アメリカ軍人や軍属と結婚してアメリカ本土へ渡った日本人女性のアメリカ社会への適応研究はこれまでに様々な角度から行われおりその適応の多様性が指摘されているが、この女性たちは様々な経験を通じて国を越えた多様なアイデンティティを形成していったと考えられる。

この章では、アメリカへ移住した人々のアメリカ社会への適応研究における理論的枠組みにおいて、特に戦後アメリカに入国した戦争花嫁たちのアメリカ社会への適応を論考した先行研究を概観する。そして彼女たちの多様性をより良く把握するために有効であると考えられるトランスナショナリズムという概

念について考察する。

1-1. 移民のアメリカ社会への適応理論

アメリカへ移住した人々のホスト社会への適応を考察する枠組みとしては、シモンズ、ゴードンらなどによるアシミレーション（同化）理論がよく知られている。これはホスト国であるアメリカ社会の特質であると考えられた白人アングロサクソン・プロテスタント社会への同化を最終段階として、その過程において段階的な変容を経ると説明したものである。ゴードンはアシミレーションを説明するにあたり同化の段階を提示し、その段階を経ながらアメリカへの移住者は白人アングロサクソン・プロテスタント社会へと同化していくと論述した。

また同化への過程と考えられるアカルチュレーション（文化変容）に関する研究も数多く行われている。例えばスパイロはマイノリティや人種間の社会関係に注目し、その変容の特徴を考察している⁴⁾。また文化人類学の分野でも様々な研究が行われている。更にアカルチュレーションは必ずしも最終的な同化に結びつかないとの考えも提示され、やがて民族運動の高まりとともに、文化多元主義（カルチュラル・プルーラリズム）が提唱され、社会への適応の枠組みとしてインテグレーション（統合）という概念も注目されるようになった。

多くの研究者が、移民してきた人々の社会への適応分析の上にアシミレーション、アカルチュレーション、インテグレーションの概念を用い、各研究において様々な定義がなされている。いずれの概念や枠組みもアメリカ社会への適応を考察するのに利点を有すると考えられるが、アシミレーションやアカルチュレーションはあくまでもホスト社会であるアメリカの白人アングロサクソン・プロテスタント社会への適応を前提としている点に問題があること⁷⁾、またインテグレーションにおいては統合の方向性についての検討に難点があることなどが指摘されている⁸⁾。

そのような中1990年代になってから、移民のホスト社会への適応を考察する理論としてトランスナショナリズムが注目されるようになってきた。これは複数国を越えて移動する人々の現象を政治、経済、歴史、社会、文化など多角的な視点で検討する枠組みである。この概念自体は戦前からあったとされており、また学術研究における枠組み化の試みもあったと考えられているが、現在において明確な形でその理論的枠組みを提示した嚆矢はシラーなどであるとされている。以後、様々な学術分野での理論的分析やその事例研究への活用が進められて⁹⁾いる。例えばバートベックはトランスナショナリズム研究の分析枠組みを

「社会形態論」、「意識類型論」、「文化再生産論」、「資本流通論」、「政治参加論」、「地域性再構築論」の6つに大別し説明している。

その反面、このトランスナショナルな理論的枠組みは元々あったものであり特に新しい概念ではないとする研究者や現在の諸現象も既存の理論や概念で十分に理解できると主張する学者もいる。また、居住する社会の状況により移民者の行為は制約を受けるのであり「その移民たちの実践を方向づける制度化された社会関係への視座」がトランスナショナルな視点には不足している、あるいはグローバルな広がり⁽¹¹⁾とローカル化の社会的プロセスへの十分な視点やトランスナショナルな事象の発生、継続、そして変容を長期的に捉える視点が不足しているとの指摘もある。

1-2. 「戦争花嫁」のアメリカ本土社会への適応に関する研究

日系アメリカ人のアメリカ社会への適応に関する研究も同化理論の視点に基づくものが多く、また日本的価値がアメリカ社会のものと類似していることや日本人の特性が適応に際し機能的に作用していることなどを論考した研究もある。

戦後アメリカ軍人や軍属と結婚しアメリカ本土へ渡った日本人女性に関して様々な角度から研究が行われてきた。1954年にはストラウトが「日本人戦争花嫁に見る緊張と調和」でシカゴの45人の戦争花嫁たちを調査している。翌年にはシュネップとユイが、セントルイスとシカゴの戦争花嫁のアメリカ社会への適応状況を調査、論考している。またアメリカのエスニックグループのアカルチュレーションについて論じる中で、日系アメリカ人の急激な文化変容と日本的価値観の維持について触れているものもある。その他、渡米初期の状況を調査したもの、歴史社会学的な立場からの研究、数年のプロジェクトに基づく適応研究、人種とエスニックの枠組みから論じたもの、戦争という視点から論考したもの、歴史学と国際結婚の観点をもつ研究などが挙げられる。

戦争花嫁たちのアイデンティティに関しては、文化多元主義の観点から論考したシンプソンなどの研究があり、また安富、植木の研究では、その価値観が日本的、アメリカ的、そしてその中間の三重構造になっているとの考察が提示されている。しかしアイデンティティは様々な文脈において変容していくものであり、アメリカと日本の両国における歴史的、社会的、文化的背景に対するより多角的な視点からこの女性たちのアイデンティティを考察することが必要であると考えられる。シラーは、トランスナショナルな移民のアイデンティティは流動的かつ多層であるとし、また南川は「日系移民研究におけるトランスナ

シヨナリズムは、その射程を、実際に国境を越えるという『行為』だけではなく、移住者という独自の立場性ゆえに生じる新しい帰属意識や集合的アイデンティティの生成過程まで広げている」としている²⁶⁾。

トランスナシヨナリズム研究が盛んになるにつれ、対象となる移住者たちのトランスナショナルなアイデンティティにも関心が寄せられるようになってきている。トランスナショナル・アイデンティティについて、藤田は「移住者を対象とした研究に限れば、2つまたはそれ以上のネーションに『故郷 (home)』を持つことから生じる多元的・多層的な意識を指すことが多い」のであり、また「トランスナショナルなアイデンティティを抱く女性たちは、共通して、どの国民国家においても国民の（エスニック・マジョリティの）一員と周囲からは見なされてこなかった経験を持つ²⁷⁾」と述べている。

トランスナシヨナリズムの枠組みでは、移民たちはある一つの社会のみに固定されない重層的なアイデンティティを発展させることが考えられ、またトランスナシヨナリズムはホスト社会への同化や適合とも必ずしも対立しない。グローバル化が進み、人々の移動と行き来がより頻繁になった現在において、このトランスナショナルというより多角的、多面的な視点からの考察は有効であると考えられる。

そこで本稿では、戦後日本に駐留したアメリカ軍人や軍属と結婚しアメリカ本土へ渡った女性たちのアメリカ社会への適応について論考するにあたり、従来の適応理論や概念であるアシミレーション、アカルチュレーション、インテグレーションを活用するとともに、彼女たちに対する日米間の草の根親善大使という言葉はそのアイデンティティの多様性の一側面を表していると考ええる上から、トランスナショナルな視点も踏まえ考察することとする。

2 章 「戦争花嫁」の生まれた背景と渡米までの状況

この章では、戦争花嫁という存在が生まれた日本社会の背景と彼女たちが直面した困難な状況を日本社会での異邦人化、アメリカ人との異文化接触、そしてアメリカの移民・人種政策の点から考察する。

2-1. 戦後直後の日本社会と「マイノリティ」化

戦後アメリカ軍人や軍属と結婚しアメリカ本土へ渡った女性たちは、その結婚に関連して、日本社会で受け入れられざるものとして「他者」化²⁸⁾されることになり、また日本社会の「マイノリティ」となったと考えられる。

敗戦直後の日本社会は困窮を極め、人々は日々の暮らしに苦しんでいた。働

き手としての男性が多く死傷した中で、女性たち、特に若い女性たちは家族を支えるために積極的に働きに出ざるを得ない状態であった。進駐軍が日本の統治を進める中で、米軍基地とその周辺は日本人たちに仕事の場を提供した。彼女たちは米軍基地の売店員、事務員、周辺の飲食店員などとして働く中で、アメリカ軍人や軍属と接触する機会が生まれた。交流する機会が増える中、若い男女の自然な流れとして交際し、結婚を望む人たちが現れた。

しかし敵国であったアメリカ人との交際、まして結婚は、敗戦国の日本国民にとって受け入れがたいものであり、また戦後すぐに占領軍への対応の一つとして日本政府が慰安施設を設立したことも相まって、アメリカ軍人や軍属と交際また結婚した女性たちの多くは、日本社会において差別的な目で見られることになった。つまり、母国である日本社会において異邦人となり、またマイノリティとなったのである。女性たちは当時の様子を以下のように述懐している。

近所の酒屋の主人は私に特級酒をわたしながら、「アメリカ人と結婚する女はろくでなしに決まっている。何をしていたかは察せられる」と、侮辱²⁹⁾を受けた。

封建制の強い当時の田舎では、かつての敵国のものとの結婚など考えてもみなかった。私の結婚の噂は忽ちに広がった。「一年もしたら捨てられて帰ってくるさ」、「白人が東洋人を迎える筈がないだろう」。悪意に満ちた噂に、家族はどんなに傷ついたことだろう。妹は小学校でひどい苛めにもあったと言う³⁰⁾。

こうしてそれまでは一般の日本人女性であった彼女らは、戦後日本社会での逸脱者となることになったのである。

2-2. 日本での異文化適応：アメリカ人の夫という異文化

戦争花嫁たちが渡米する前の日本での生活において、アメリカ軍人という外国人と結婚するという異文化接触により、日本にいる間から彼女たちの異文化への適応が始まっていた。日系二世の男性と結婚した女性たちも少なからずいたが、彼らはすでに「アメリカ人」としてのアイデンティティを確立しており、異なる文化を有する男性との接触という意味では同様の状況であったと考えられる。

こうして、アメリカ軍人や軍属と交際し、また結婚後日本で生活を共にする

中で、限定的部分的ではあるが「アメリカ社会」への適応の過程が開始したが、彼女らはそれまでにアメリカへ何らかの形で移住していた人々とは異なる形でホスト社会に適応することになった。というのも日本からアメリカへ移住した日系一世の男性たち、あるいは「写真花嫁」として渡米した日本人女性たちの多くは、アメリカの日本人コミュニティで生活しており、アメリカ社会への適応においても個々ではなく、日系コミュニティとしての適応から始まっているからである。³¹⁾

戦争花嫁たちは結婚した時点で、アメリカ人という異文化に直接接し、また白人や黒人という異人種と交流することになり、渡米後のアメリカ社会への適応、またアイデンティティの形成の過程において、多様な形をとることになったのである。

2-3. アメリカの移民法と異人種間結婚禁止法

戦争花嫁たちの渡米、定住、アメリカ社会での適応において大きな障害となり影響を及ぼしたのは、アメリカの1924年移民法と異人種間結婚禁止法などの当時の移民政策と人種政策であった。アメリカ在住の日本人たちは「帰化不能外国人」とされ、アメリカへの新規の入国も認められておらず、また多くの州で人種を越えた結婚は違法であった。このような状況は、女性たちがアメリカ社会で異邦人、マイノリティとなる可能性を渡米前から運命づけるものであった。

1947年7月に制定された公法213により、アメリカ市民と結婚した日本人女性も一定の条件のもとアメリカ本土に渡ることができるようになった。³²⁾ 1946年4月から1949年6月30日までの間に113,135名の戦争花嫁がアメリカへの入国を許可されたが、その中で日本人女性は752名であった。³⁴⁾ 更に1952年12月に制定された1952年移民及び国籍法（マッカーラン・ウォルター法）³⁵⁾により、1924年以来帰化不能外国人とされていたアジア出身者の帰化権が認められるようになった。移民帰化局によれば、1953年の時点で帰化不能外国人は約80,000人であり、そのうち77,174人が日本国籍であった。³⁶⁾

こうして女性たちは夫とともにアメリカに渡ったが、その多くは家族や親族から祝福されないものであり、日本社会において否定的な存在としての出国となった。ある女性は以下のように当時の様子を述懐している。

葉桜のそようすら寒い横浜の港で祖母は小雨の中、私達ふたりを見送った。私は「ゆるしてね」と、自分が罪人のような思いだった。その心は—

海を出て木枯らし帰るところなし³⁷⁾だった。

その後時折日本メディアが彼女たちの様子を報道したが、その多くは否定的なもので、彼女たちは日本社会から逸脱し、新しい環境で多くの困難に出会い、³⁸⁾アメリカ社会にも順応出来ず結婚生活に失敗したというイメージがステレオタイプ化されることになった。³⁹⁾この日本社会の評価と報道がのちに日米間の草の根親善大使というアイデンティティを彼女たちが積極的にアピールする大きな要因となった。

3章 アメリカ入国：異邦人から「モデルマイノリティ」へ

アメリカへ入国した日本人女性たちの生活は、アメリカ社会での異邦人、マイノリティとして様々な面で困難なものであり「日本人」を強く意識させられる体験であったが、やがて「モデルマイノリティ」としてアメリカ社会で評価される存在となる中で、「アメリカ人」への変容と認識が生み出された。この章では、アメリカ社会への適応の種々の要因を考察し、アメリカ社会に徐々に受け入れられたとされる「モデルマイノリティとしてのサクセスストーリー」の意義を考える。

3-1. アメリカ社会で直面した差別や困難

女性たちは、言語、文化、宗教、社会的規範の差異に戸惑い、苦しみながら、アメリカ社会に適応するように努力した。それはアメリカ人である夫に始まり、その家族、親族への適応、そしてそれぞれが在住する地域社会における適応であった。

また女性たちの多くはアメリカ社会の中で様々な差別的な体験をすることになった。日本人は長く帰化不能外国人とみなされており、女性自身が日本人であることから生じる差別や経済的理由でアメリカにきた素性の良くない戦争花嫁という偏見がまずアメリカ社会全般にあったと考えられる。また夫が白人か非白人かによるアメリカ人社会での人種差別を体験している人も少なくない。更にすでに在住していた日系人から夫の人種による差別を受けたり、素性の⁴⁰⁾良くない女性という偏見で見られた体験も語られている。

日系コミュニティがこの女性たちをどうみていたかについて、安富は聞き取り調査やアンケートを通して得た結果として「日系人の一般的な傾向として、戦争花嫁の夫の人種によってカラー・ラインを引き、夫が日系二世の場合は同じ『日系人』ということで差別・偏見を抱くことはあまりなく、夫が白人と黒

人の場合、とりわけ夫が黒人の場合に、その戦争花嫁に対して偏見に満ちた厳しい目を向けることが多かった⁴¹⁾」としている。

女性たちが結婚したアメリカ人男性は軍人か軍属であり、アメリカへ帰国した後も、同じ職業を続ける場合が多かった。軍人という職業や軍関係の仕事をしていることにより、死傷の可能性、頻繁な転勤や海外居住などによる特有の苦労や困難を体験することにもなった⁴²⁾。

3-2. 「モデルマイノリティ」として

1947年から1964年の間に、およそ72,700人のアジア人女性がアメリカに移住し、その内訳は日本人45,853名、フィリピン人14,435名、中国人約6,000名、韓国人6,423名であり、1952年の移民法改正後、アメリカに入国する日本人女性が急増し、その数はアジア人移民の中で際立っていたため、アメリカ国内での関心を集めることになった⁴³⁾。戦前、そして戦中、日本人はアメリカにおいて帰化不能外国人であったが、アメリカ軍人や軍属の妻として入国が許されると、理想的な妻、理想的な母としてホスト国であるアメリカ社会に適合することが望まれた。その適応の度合いや困難の程度は多様であるが、彼女たちは、徐々に文化的変容を遂げ、良き妻、良き母としてホスト社会に同化していく中で、やがてアメリカ社会での「モデルマイノリティ」として評価されるようになった。

1955年に発行された雑誌『ライフ』では、ある日本人戦争花嫁夫妻のライフストーリーを取り上げ、貧困や人種差別など様々な困難を乗り越え、最終的には異なるバックグラウンドを持つ優しい隣人たちと助け合いながら、良き妻、良き母としてアメリカ社会の一員となる姿が描かれている⁴⁴⁾。また1966年に『ニューヨークタイムズ』に掲載された「日系アメリカ人式成功物語」の中で、筆者のピーターセンは「われわれの選ぶ良き市民のどの基準をあてはめても、日系人はわれわれの社会の全集団—アメリカ生まれの白人集団をも含めて—の中で最も良い市民である⁴⁵⁾。」と述べている。

この当時の様子は1967年に夫が軍務から退職することになりその祝いの席での上官の言葉を紹介したある戦争花嫁の述懐にも見受けられる。

中佐は「日本人のすぐれたママをもつ子供たちはやがて我々の国を背負い貢献することだろう」と、祝福の言葉と拍手をおくってくれた。当時真面目によく働く日本人も、日系二世のよい評判のため世間に認められつつあった。刑務所には日本人が一人もいなかった頃のことだった⁴⁶⁾。

このモデルマイノリティに関しては、白人アングロサクソン・プロテスタン社会への同化成功例としてほかのマイノリティへ提示するために積極的に提示されたものであるとの批判やこの概念自体への異論もある。ただしアメリカ社会での日々の生活を通して、様々な面での日本人女性たちの変容と同化が進行し、アメリカ社会へ適応していったことには間違いない。こうした中で、彼女たちは「アメリカ人」としての意識を深めていったのである。

しかし、アメリカに渡ったすべての女性たちがアメリカ社会へ適応できたわけではない。ある戦争花嫁の以下の述懐にもあるように、困難な状況に陥り、悲劇的な事態も少なくなかったと考えられる。

もちろん大変な努力をして一家を支えてきた妻たちでも、すべてバラとワインのアメリカ生活ではなかった。アメリカに渡った三分の一の日本人妻が、死亡、離婚、病気などで挫折した事実はあきらかであり、行方不明者も多く、夫の無理解や、日本の親族に見放されたケースなど、悲劇はあまた起こっていたのである。

4 章 地域活動と「国際結婚親睦会」

1960年代に入り女性たちの生活にも落ち着きが見えてくると、中にはそれぞれの居住地域における諸活動に積極的に参画する人たちも出てきた。更に1987年の「日系国際結婚親睦会」の結成とその国を越えた集まりは、彼女たちの存在と歴史的意義をアメリカ、日本の両社会へ認識させる契機となり、また彼女たちのアイデンティティ形成にも大きな影響を与えることとなった。

この章では、地域レベルでの女性たちの活動を概観し、またワシントン州在住のスタウト和子らによって推進された「戦争花嫁40周年記念大会」や「国際結婚世界大会」の開催の背景、内容、そしてその意義について考察する。

4-1. 地域の婦人会設立と活動

アメリカ軍人や軍属と結婚しアメリカ本土に渡った日本人女性たちの中には子育てが一区切りつき始めた頃、地域での活動を活発化させるようになったものがいた。1955年デンバーでは戦争花嫁の会「コロンバイン・クラブ」が結成され、地域のキリスト教会で「奉仕活動のひとつとして病気の人のお見舞いやナーシング・ホームでの食事のお世話など」をするようになった。⁴⁸⁾ また1987年にはコロラドでは120名前後の戦争花嫁が集まり「白樺の会」を結成、初期の活動の一つは、高齢になった一世の方を訪問し日本語で談笑することだった。⁴⁹⁾

その他の地域でも、1964年オレゴン州のポートランドで「トランス・パシフィック・ウーマンズ・ソサエティ」、1976年ワシントン州のシアトルで「如月会」、1977年シアトル近郊のプレマトンで「ペニンスラ日本婦人会」、1986年シアトルのタコマに「タンポボの会」、そして1996年にはシアトル近郊のオークハーバーで「しゃくなげ会」がそれぞれに発足している。

こうしてさまざまな地域で彼女たちは婦人会を結成し、お互いの親睦を図り、日本文化紹介などを含め地域社会への貢献を目指し始めた。それはまた、既存の日系コミュニティの活動に貢献していくことになった。コミュニティメンバーの中心が二世、三世へと移行していく中で、「二世や三世ではなかなか担当できない日本文化や芸能（具体的には日本舞踊、琴、三味線、生け花、詩吟など）⁵⁰⁾の紹介や普及においても、戦争花嫁がその存在価値を示した」⁵¹⁾のである。

4-2. 日米の社会状況

1960年代以降、女性たちを取り巻くアメリカ、日本の両社会環境の変化が、女性たちの生活、またそのアイデンティティ形成に少なからぬ影響を与えていくことになった。アメリカでは、1965年7月に1965年移民法（ハート＝セラー法）が制定された。これにより出身国割り当て制限は撤廃され、より大らかな枠で移民の数が決められることになり、特別な技能を持った人材を積極的に受け入れる姿勢に転じた。⁵²⁾この法改正はアジア移民に大きな影響を与えることとなった。

また同時期に展開されたアジア系アメリカ人やエスニックマイノリティによる民族運動、市民的権利（公民権）運動が活発化する中で、日系アメリカ人たちもアメリカ社会での立場、エスニックアイデンティティを再認識していくことになる。また文化多元主義の考えに基づき、ホスト社会への変容と同化ではなく、それぞれの文化を共存させながらのインテグレーションがより強く提唱されることになった。

一方、1956年の経済企画庁経済白書「日本経済の成長と近代化」で「もはや戦後ではない」との記述がみられるように、日本は戦後の荒廃から復興を遂げ、1960年代の池田内閣の「所得倍增計画」の中、高度経済成長を続け、1964年には東京でオリンピックが開催されるなど目覚ましい発展をしていた。日本の経済発展と合わせ、朝鮮戦争、ベトナム戦争を経る中、また冷戦という国際的環境においてアメリカと日本の関係は強化されていくことになる。また戦争終結から30年、40年と年月が過ぎゆくにつれ戦争の記憶が風化していくとの懸念が高まっていき、節目ごとに戦時中を振り返るようになってきた。

4-3. 根強く残る否定的なイメージ

しかし、こうした社会的な状況の変化にも関わらず、戦争花嫁に否定的なイメージは日本社会において根強く残っていた。1960年から80年代の日本のメディアで時折伝えられる内容は、社会的な逸脱者、アメリカ社会への不適応者としての姿を描くものが多かった。1960年4月24日の朝日新聞では「戦争花嫁の実態調べる 二年計画 米国の社会奉仕団」と題し、「なにかと米国社会で注目をあつめている日本人戦争花嫁の諸問題にメスを入れる実態調査が、サンフランシスコの社会奉仕団体インターナショナル・インスティテュートによって、近く着手される。」との記事が掲載されており、他にも「戦争花嫁自殺はかる トレントン市警監房で」（1960年4月16日）、「宝石持ち里帰り 密輸の戦争花嫁逮捕」（1964年4月15日）、「悲しき戦争花嫁の老後 救援活動、資金源を失って危機に」（1983年7月28日）⁵⁴⁾などの見出しが見られる。

また1986年2月1日の朝日新聞では「花嫁でなく『パートナー』」と題した記事で、兵庫県の農業関係の事業で「花嫁」という言葉を使用したところ、若者たちから「戦争花嫁」など、なんとなく暗いイメージがあるとのクレームがついたとの話が報じられている。

4-4. 「日系国際結婚親睦会」の活動と意義

このような状況において、女性たちの中により積極的な形で日米両社会へ自分たちの存在を明らかにし、その意義を知らしめるための行動を起こす人が出てきた。これはやがてオーストラリア、カナダなどを巻き込んだ国を越えた活動へと展開した。ワシントン州在住のスタウト和子は、「月日が経つにつれ、日本からの新聞や雑誌、それに耳に入ってくる情報などから戦争花嫁のイメージの悪さに気づいた私は、『なんとかしなければ…』と考え始めるようになった。このままでは戦争花嫁は浮かばれないと考え、『戦争花嫁の生活を歴史に残さなければ』と行動に出ることにした」と当時の様子を振り返っている。⁵⁵⁾

こうして1988年にワシントン州のオリンピックで「戦争花嫁渡米40周年記念大会」が開催された。その成功を受け1989年5月に180人の会員で「日系国際結婚親睦会」が同州タコマ市で組織された。更に1994年には「交流を広げ有意義な老後を」、「日本の文化を広めるには」などのテーマを掲げ、「第一回国際結婚交流世界大会」がハワイで開催された。1997年の第二回大会は「日本に残してきた親兄弟に、まず私たちの元気な姿を見て、安心してもらいたい」、「日本にマスコミが残した誤解を解きたい」との理由から日本の福島県会津若松市で開催された。その中で特筆すべきこととして「国際婦人教育振興会の婦人会員

らと座談会を開催し、戦中、戦後の同じ時代を生きてきた日本、アメリカ、オーストラリアに在住する昭和一桁を中心とした女性たちが胸襟を開き、それぞれの人生を語り合ったこと」が挙げられている⁵⁶⁾。

戦争花嫁40周年記念大会、そして5回にわたって開催された国際結婚交流世界大会は、日米両国のメディアで取り上げられ、戦後アメリカ軍人や軍属と結婚してアメリカ本土に渡った女性たちに光があたるようになった。しかも否定的ではなく、彼女たちに好意的なものが多かった。また戦争花嫁の家族、親族などにも好影響を与えることになった。12年ぶりに1964年に日本へ帰ったある女性は、以下のように述懐している。

私の帰郷は村中に直ぐ知れ渡った。まるで難民の引き上げ者のような驚きで、無事を喜んでくれた。私の結婚を嘲り、拒否をしていた人たちでさえ態度が変わり、「さすがアメリカだなあ、こうして無事に帰れるんだもんなあ」と、満州に行ったままで今でも消息のわからない人たちのことを引き合いに、私の帰郷に感心した。⁵⁸⁾

親睦会は、アメリカ本土から始まり、ハワイ、そしてオーストラリア、カナダなど他の国の同様な境遇の女性たちへと広がりを見せた。彼女たちは国や地域による差異はあるものの、戦後日本に駐留した軍人や軍属と結婚し、それぞれ夫の国へと渡った女性として特異な経験を共有している。戦争花嫁という同じ体験を持った女性たちがトランスナショナルな連携を形成したことになる。

この集いは、女性たちのアイデンティティ形成の上でも大きな影響を与えることになった。会合や大会の交流を通して、また日本との行き来によって、「戦争花嫁」としてだけでなく、「日本人」、「アメリカ人」、「日系アメリカ人」、「日系人女性」など様々なアイデンティティを認識する機会となった。

反面、これらの集い開催に当たり、「戦争花嫁」という言葉に関して、彼女たち自身の間で議論が行われ、それぞれに異なる受け止め方があったとされている。このような集いの趣旨に賛同しない、あるいは反対する女性たちもあり、その会組織や集いが必ずしも戦争花嫁たちの総意とは言えないことは事実である。しかし同時に旧敵国男性と結婚しそれぞれの国で生活を送る中、日本社会そしてアメリカ社会における戦争花嫁という存在の認識とその歴史的意義について自らが問い直し、両社会に訴えようとした人たちがいるということは注目に値することであり、またその意味することを検証することは日本人の異文化適応を考察する上で非常に重要なことであると考えられる。

こうして「親睦会」を中心とした活動や行事は、女性たち、特にアメリカと日本の二つの社会へ積極的に訴えかけていこうとする女性たちにとって一つの転機であり、両社会がその存在と歴史的な意義を再認識し、また再評価する契機になったのである。

5章 地域社会、日米親善への貢献

彼女たちは、日系人会や地域の教会などの様々な集まり、あるいは個人での活動を通じて、それぞれに居住するコミュニティにおいて多様な社会貢献をしている。そのアメリカでの活動、あるいは国を越えた集まりは、草の根運動として民間レベルでの日米親善外交の役目を果たしており、その活動は様々な形で評価されている。それは彼女たちにとって「アメリカ人」として、また「日本人」としての認識を強める機会であったと同時に明確に区別できない多層的、多元的なアイデンティティを形成する過程ともなった。

この章では、地域教育機関での日本文化紹介や戦争体験講話、政府機関や地域団体から表彰された事例などを、当時のメディアや女性自身のコメントなどを通して紹介する。また彼女の夫たちの日米親善への貢献についても考察する。

5-1. 地域社会への貢献

彼女たちの地域社会での活動は多種多様である。地域の学校に依頼を受け日本文化紹介の授業を行ったり、戦争体験を伝えたりしたという事例は少なくない。また日系人コミュニティで、徐々に人数が少なくなってきた一世女性に代わり、二世や三世などに日本文化を伝える役目も果たしているという事例も見られる。

あるときは、小学校の先生が頼みにきて、何か日本のことを生徒に教えて欲しいと頼まれた。ここでは東洋人は珍しいので、ラッピングペーパーで折り紙を作り、鶴と風船の折り方を教えた。私同様、国際結婚をした日本人女性が、どこかで日本のことを話したり、日本の料理などをご馳走したりして民間外交官の一人として、日米親善の役を果たしているのだろう。⁶⁰⁾

ある大学の国際学部の教授に被爆体験を学生たちに話すよう依頼された女性は以下のようにその様子を振り返っている。

私は結婚して四十一年にもなるのに第二次大戦の話はできるだけしないで

きたが、皆様に聞いて頂きたい。今年、五十周年になる第二次大戦の終りに日本の広島と長崎というキリスト教の街に原子爆弾を落としたことは非人道的で許されない。広島と長崎に原爆を落とした我々は一言謝罪の必要があると確信しています。」若い学生達はびっくりして、全然知らなかった、と驚いていた。大学側から、全員がサインした感謝状が贈られた。⁶¹⁾

このような女性たちの活躍の様子は、「戦争花嫁たち 日米文化交流に役
スミ絵・語学の教室 身近なところからは始める⁶²⁾」、「『戦争花嫁』とはもう呼
ばないで アメリカへ渡った女性たち 軍人の妻として着実な生活 日本文化
を紹介 地域で人気⁶³⁾」など、日本のメディアでも伝えられている。

また、「しょうゆ」や「すきやき」といった日本食のアメリカ社会への普及に役を担ったとも考えられている。アメリカ社会への日本の食文化普及における貢献については、彼女たちの語りにもみられるが、キックマン国際食文化研究センターの研究機関誌『FOOD CULTURE』にもその記述がみられる。

太平洋貿易株式会社のある関係者によれば、日本占領時代の進駐軍関係者や戦争花嫁がアメリカに帰ったことで、それに伴い北米各地へと醤油が広がったという。そして給料日には戦争花嫁の多い地域で醤油がたいへんよく売っていたと分析している。(中略)日本人初期移民が持ち込みそして輸入した日本食を、次なる段階では戦争花嫁や進駐軍関係者によりアメリカ各地に伝播し、それと並行してスキヤキなどがじわりじわりと広がっていったのである。⁶⁴⁾

更に、戦争花嫁たちが、日本の経済発展や日米関係の促進などに伴い増加した日本人のアメリカ訪問者、長期滞在者、あるいは移住者のサポートを行っている姿も見られる。ある女性は「教会から、夏休みに日本の学生が来るので協力してくれないか、期間は三週間と言われた。(中略)退職後のことであり、日本人に何かしてあげたいと念じつづけていた矢先であり、私たちを喜ばせるプログラムであった。」⁶⁵⁾と述べている。

5-2. 政府機関や民間団体からの評価と表彰

このような様々な活動に対し、アメリカや日本の政府機関や民間団体からその功績を称え表彰された女性たちもいる。スタウト和子は、「戦争花嫁の『親睦会』の設立とその活動が在留邦人の福祉に貢献した、ということで2009年に

外務大臣賞を受賞し、更に2010年に春の叙勲で旭日単光章を受賞⁶⁶⁾している。デンバーのサイド・ミキコは、「デンバー・高山の姉妹都市交流事業などの日本文化交流に貢献したことが認められ⁶⁷⁾」、2009年に外務大臣賞を受賞、翌2010年には「ミノル・ヤスイ地域社会ボランティア功労賞 (Minoru Yasui Community Volunteer Award)⁶⁸⁾」を受賞した。その様子を伝える報道で、「コロラドにおける日米コミュニティの草の根親善大使⁶⁹⁾」として評されている。また「親睦会」の活動やその他の様々な活動に尽力してきたシアトルにすむフォレスター・ツチノは、2016年に「日米友好促進への顕著な功績と貢献」を認められ、在シアトル総領事表彰を受賞⁷⁰⁾している。

こうして戦後アメリカ軍人と結婚しアメリカ本土へ渡った女性たちは、民間レベルで日本とアメリカ両国の相互理解、親睦を深めるという点で少なからぬ貢献をしたといっていよう。そしてまたその中で、彼女たち自身がアメリカ社会における役割、日本社会とのつながりを再認識していくこととなったのである。

また、日米間の草の根親善大使としての日米社会への貢献という点では、彼女の夫たちの存在も無視できないだろう。結婚後も軍人を続けた人も少なくなく、その職務の性質上アメリカ各地はもとより外国の勤務地への配属もあったが、日本で再度職務についた人も見受けられる。また日本人妻と帰米してから数年たった後、妻や子供たちと日本を訪問している人も少なくない。そうした際に、妻の家族、親族、またその地域の人々がかつての敵兵であったアメリカ人を再認識し、高評価をしていることが、彼女たちの手記や語りからもうかがえる。またアメリカ国内で自分の家族や親族へ、そして地域社会へ、自分の妻を通じて日本理解を促進させることになった。更に、彼らの軍人としての勤務態度とそれを支えた日本人妻を軍部や政府関係者が評価したとも考えられる。

6章 トランスナショナル・アイデンティティ

母国を離れ他国へ移住した人々が、その国へ定住する過程において、また完全に定住した後、どのようなアイデンティティを有するようになっているのかは、異文化社会への適応の研究において大きな一つのテーマである。

南川は日本人のアイデンティティについて、「在外日本人にとって『日本人であること』は、国籍としての自明性を伴いつつも、さまざまなかたちで再解釈される。その再解釈の過程で、『日本人であること』は、階層、ジェンダー、移住の形態など、それぞれの文脈に応じて、否認、肯定、真正化、(他の要素との)融合などの作用を伴う⁷¹⁾」と述べているが、戦後アメリカ軍人や軍属と結

婚してアメリカ本土へ渡った女性たちの多様な経験はまさに「日本人」、「アメリカ人」、また「日系アメリカ人」とは何かを改めて問うものであった。また国際結婚、異人種間結婚のパイオニアであり、また国を越えた日本人女性の大量移動という点でも彼女たちのアイデンティティは多様でトランスナショナルなものであり、その存在は日系アメリカ人の歴史において特筆すべきものとなっている。

この章では、彼女たちの「日本人」、「アメリカ人」としてのアイデンティティ、そして「草の根の親善大使」言説に見られる彼女たちの多様性のアイデンティティについて考察する。更に既存の日系アメリカ人と彼女たちのアメリカ社会への適応体験を比較しながら、彼女たちの日系移民史における特質と意義も述べる。

6-1. 「日本人」としてのアイデンティティ

戦後アメリカ軍人や軍属と結婚しアメリカ本土に渡った女性たちは、戦後に移住した一世として「新一世」と呼ばれることがある。彼女らは戦前の一世と同様に日本で生まれ育った経験を持つ上から日本を母国と考え、特に渡米当初は「日本人」としてのアイデンティティを強く持っていた。それゆえ異文化に接した段階でそれまでに特に意識していなかった「日本人」としてのアイデンティティを明確に認識することになったと考えられる。

日本への望郷の念や「日本人」としてのアイデンティティの認識は彼女たちの手記にも多く見られる。

我々にとって望郷の念は、絶えず心から消えることはなかった。雪月花への憧憬、四季の変化、海と山の箱庭のような風景⁷²⁾。

私は再び日本の土を踏んだ嬉しさと遠い所⁷³⁾にってしまった罪悪感が心を揺さぶり、頬を伝った涙が止まらなかった。

日本人だから一生懸命に働いて馬鹿にされない様、恥にならない様、きつと成功して皆さんに見せてやると、こんな気持ちで四十年頑張ってきました⁷⁴⁾。

こうしてアメリカで生活する中で、「日本人であること」を痛切に感じさせられることになったのである。

6-2. 「アメリカ人」としてのアイデンティティ

しかし一方で、彼女たちの多くはアメリカ入国後、家庭、職場、子育てなどの社会生活を通じて言語、文化、習慣の違い、人種差別などの困難を経験する中で、のちに「モデルマイノリティ」としての「サクセスストーリー」として語られるようになり、アメリカ社会に同化し、アメリカ人としてのアイデンティティも確立していくことになった。また日本へ一時帰国した際、あるいはアメリカ国内で来訪した日本人などと接する中で「日本人ではない」ことを認識させられ、「アメリカ人であること」に気づくことになった。彼女たちの言葉にその様子がうかがえる。

何十年のアメリカ生活でシンプルな習慣に馴れて、義理人情に⁷⁵⁾しばられる日本のシステムが煩わしくなってきた。

日本人の義理人情や遠慮は、こちらの生活には何の役に立たないと痛感した。日本に帰国したとき、アメリカ帰りはハッキリものを言うので怖いと⁷⁶⁾恐れられた事がある。

この星条旗のもとで生きて行く限り、この星条旗が守ってくれる。私はこの国の土になろう。そしてこの感謝の気持ちをいつの日か、何かの方法で⁷⁷⁾形に表して行こうと心に誓った。

また帰化を契機に文字通り「アメリカ人であること」を認識することにもなった。彼女たちの語りにもみられるように、渡米後しばらくして、または数年してから市民権を取得したケースが多い。中には夫の仕事のためや子供たちがアメリカ人として生きていくために支障がないようにとの判断で帰化に踏み切った人もいる。

彼女はアメリカ市民になることをためらわなかった。「私の夫と子供たちはアメリカ人。だから私はアメリカ市民として彼らと一緒にアメリカで暮⁷⁸⁾らしたい。」

ドイツへ転居する前にメアリは帰化してアメリカ市民になる必要があった。さもなければドイツで政治的緊急事態が発生した時、夫とともに避難でき⁷⁹⁾ずに取り残されるかもしれないからだ。

こうして女性たちは、国籍を取得すると決心した時点で法的、社会的に「アメリカ人」としてのアイデンティティを選んでいたのである。

6-3. 国を超えた多層的・多元的なアイデンティティ

女性たちは徐々に「アメリカ人」としての意識を強めていったと考えられるが、夫のためにはアメリカ風の食事、自分には日本食を用意するという形態にもみられるように、日常生活において日本的な側面が継続している点も見うけられる。女性たちの中には「日本人」でもなく、「アメリカ人」でもなく、また「日系アメリカ人」でもないという不確かな自分を感じている人もいる。

彼女（セツコ）はアメリカに50年以上も住んでいる。英語も上手に話すが、友人とは日本語で話すことを好む。日本語で話をする時は彼女自身でいられる。アメリカでは、彼女は自分が何者かといつも考えさせられている。⁸⁰⁾

アメリカ国籍を取得するための面談の際でも、そのような微妙な心情が垣間見られる。

[1959年市民権取得申請時のカンザス市裁判所での判事とやりとりの述懐]
最後に判事は「もし日本と戦うことがあれば、あなたは子供に戦わすか」と聞いた。私は「とんでもない。自分の子供は日本人に銃をひくようなことは絶対させない。日本人を殺すような非道徳はしない」と叫んだ。⁸¹⁾

アイデンティティは色々な文化や言葉を通じ、個人のおかれた様々な文脈において選ばれ獲得されるものであると考えられる。「ニッケイ」のトランスナショナリズムは、「日系人が各ホスト社会に統合したことを前提として成立しており、相互のナショナルな境界線を越えた一次的なアイデンティティとなっていない」との考察もあるが、それと同様に戦争花嫁たちもアメリカというホスト社会に適合し「アメリカ人」としてのアイデンティティをもっているが、それは「日本人」としてのアイデンティティも保持していることと矛盾することではなく、またむしろ二つに留まらない重層的で多元的な帰属意識の表れである。⁸²⁾

日本社会、アメリカ社会での多様な経験、また両国間の関係の変化を経る中で、本稿で考察した女性たちは「日本人」、「アメリカ人」、「日系アメリカ人」など複数の意識の層が積み重なった多層的、多重的なアイデンティティを形成

したのであり、また「妻」、「母」、「労働者」などの役割・立場や「アジア系アメリカ人」、「エスニック集団」、「マイノリティ」などアメリカ社会でのカテゴリーにおける一元的ではない多元的なアイデンティティを形成したと考えられる。更に同じ日本人であっても出身地による差異やアメリカでも州による地域性などもそのアイデンティティ形成に影響していると考えられる。

筆者は、彼女たちが地域社会また日米両国の相互理解や親善に貢献したことを示す日米間の草の根親善大使という言葉は、このような多層的で多元的なトランスナショナル・アイデンティティを獲得したからこそ生み出されたものとする。そしてまた自分たちのアイデンティティを肯定的にとらえるために、女性たちはこの日米間の草の根親善大使という言葉説を積極的に使用するようになったのである。

6-4. アメリカの日系移民史における「戦争花嫁」

戦争花嫁は、アメリカ本土の日系アメリカ人の歴史において「日本人女性にとって最初の大規模な『国際結婚』の波であったと同時に、『異人種間結婚』のバイオニア⁸³⁾」という点で特筆すべき存在である。この日系移民史における特徴は、彼女たちのトランスナショナル・アイデンティティ形成に大きな影響を与えたと考えられる。

戦争花嫁たちのアメリカ社会での異文化適応体験は、日本からアメリカ本土へ渡った日本人、特に日本人女性として非常にユニークなものとなっている。本国を離れ文化、言語の違う異国へ渡ったという言う意味では既存の一世女性と同様である。ただし、配偶者がアメリカ人であり、更にその人種も様々であったこと、夫の軍人という仕事の性質も手伝って非日系社会の生活環境に身を置くことになり、他の日本人、日系人とのつながりが少ない状態であった女性がほとんどであったことはいわゆる日系移民との大きな相違点である。そのため孤独感の経験は多くの女性が述べているところである。また母国の日本社会で否定的な存在としてみられ、日本の家族や親族から支援が得られない場合が多かったことなどもあげられる。反面、日系社会から孤立した状態であったがゆえに、すぐにアメリカの非日系社会との接触が不可避で、アメリカのホスト社会へ溶け込んでいかざるを得なかったのであり、また溶け込んでいくことができたとも言える。

更に日米間の草の根親善大使という言葉説にみられるように、日米間の相互理解、親善に民間レベルで様々な貢献をしてきたことはこの女性たちの特徴の一つと考えられる。1920年代、1930年代、一世たちは二世たちにアメリカと日本

両国の懸け橋となるように期待していたが、世代間での意識のずれや日米関係悪化と開戦により自然と消滅せざるを得なかった。一方、戦争花嫁たちは特に当初から日米間の民間親善大使として尽力しようと意図したわけではなかったが、その自発的な活動は結果として両国の懸け橋として貢献することになったのである。

三十年、四十年、五十年とアメリカの地に根を張り、一家を成して夫に仕え、子供を育て、望郷の念にかられても風雪に耐え、日本の伝統文化を伝え、日本食を紹介して、二つの国の架け橋となって、今日まで生きてきた⁸⁵⁾。

また彼女たちの活動はアメリカ日系社会における世代間の「懸け橋」としての役目を果たしたとも言える。渡米当初は日系人社会に快く迎え入れてもらえなかった経験を述べる女性たちも少なくなかったが、やがて良好な関係を築くようになり、日系人社会での活動における貢献がみられるようになる。

既存の日系アメリカ人の一世、二世はアメリカ社会への適応や日本社会との関係性において戦争花嫁とは異なる存在であり、その存在や意義を日本社会にアピールする必要性は特になかった。一方、彼女らは送出国である日本、また受入国であるアメリカの双方で、異邦人やマイノリティとしてみられ、また否定的なイメージでとらえられていたため、様々な機会を通じて自分たちを見つめなおす状況下に置かれたからこそ、その存在と意義をより肯定的に再評価するために日米間の草の根親善大使という言葉説を積極的に使う必要を感じたのである。

この言説は彼女たちのアイデンティティを表すものであるだけでなく、これまでの日系アメリカ人の歴史に新たな一側面を加える女性たちの足跡を示すものだと考えられる。そして彼女たちの存在は、戦後アメリカに渡って生活するようになった日本人の多様化が進み、戦時の抑留体験をしていない日本人やその子孫が増えていく中で、「日系アメリカ人」とは誰を指すのかという議論にも新たな視座を与えることになるであろう。

む す び

本稿では戦後日本に駐留したアメリカ軍人や軍属と結婚しアメリカ本土へ渡った日本人女性について、そのアメリカ社会への適応とアイデンティティについて考察した。彼女たちに対する「日米間の草の根親善大使」という言説は、アイデンティティの多様性を意味し、また日系アメリカ人史における独自の意義

を示すものであると述べてきた。

彼女たちのアメリカそして日本社会での体験は多様なものであり、アメリカ社会への適応の仕方も居住地、夫の人種や職業、地域社会への関わり方などによって大きく異なる。また「戦争花嫁」と呼ばれるすべての女性たちが日米間の草の根親善大使と称されることを望んでいるかは定かではない。更にアイデンティティは歴史的、社会的な文脈で変わっていくものと考えられるため、このトランスナショナル・アイデンティティも彼女たちの一側面を描き出すものであり、またすべての女性たちに適合するものでもない。

しかし、「戦争花嫁は、日本人女性としてはじめて、人種と国境という二つの境界線を同時に越えようとした人々」であることは確かであり、歴史的、政治的、経済的、文化的に変化を遂げてきたアメリカと日本の両社会を生き抜いてきた。この女性たちは「現代の日本社会に対して『自己』とも『他者』ともつかないかたちでその姿を現している」⁸⁶⁾と評されることもある。しかし、その体験をトランスナショナルな視点からとらえることで、彼女らは多層的多元的トランスナショナル・アイデンティティを獲得したと積極的に認識し、その存在はアメリカへの日系移民史の中で特筆すべき集団であると再評価することができる。そして日本人、日系人のアメリカ本土社会への適応考察に新たな視座を加えることになるであろう。その一つの具体的な手段として本稿では日米間の草の根親善大使という言葉に注目し論考を試みてきた。

戦後、日本にはアメリカだけではなくイギリス、カナダ、オーストラリアからの軍人や軍属も駐留し、彼らと結婚しそれぞれの国へ渡った日本人女性も存在する。アメリカと異なる社会状況、移民政策や日本との関係を有しており、その女性たちはアメリカ本土へ渡った日本人女性とはその適応やアイデンティティ形成において異なる体験をしていることだろう。また同じアメリカであってもハワイへ渡った女性たちは本土とは異なる適応状況や社会的立場を経験している。⁸⁸⁾

グローバル化が進む中でトランスナショナルな研究が様々な分野で注目され、人々の国を越えた移動とその現象を考察する既存の理論的枠組みや概念も見直されている。また女性たちの国を越える移動について、ジェンダーの視点からの論考も興味深い。⁸⁹⁾

更に近年、戦争花嫁の子供たちによる手記やオーラルヒストリーの出版、映画作成などが見られるようになっていく。⁹⁰⁾アメリカへ渡った日本人、定住した日系人、そしてその子孫たちのアメリカ社会への適応研究や戦後の「新一世」「新二世」と称される人々の研究も含め、よりトランスナショナルな研究等々

を筆者の今度の課題としたい。

注

- 1) Caroline Chung Simpson, “‘Out of an Obscure Place’: Japanese War Brides and Cultural Pluralism in the 1950s,” *Differences: A Journal of Feminist Cultural Studies*, Vol. 10, No. 3 (Fall 1998): 51. <https://muse.jhu.edu/article/9587> (accessed June 11, 2016). シンプソンはこの数字の出典として U.S. Commissioner of Immigration and Naturalization による *Annual Reports, 1947-1975* の中の報告 “Asian Women Immigrants Admitted to the U.S. as Wives of American Citizens” を挙げている。
- 2) 例えば、植木武編『「戦争花嫁」五十年を語る』(勉誠出版、2002年)ではサブタイトルとして「草の根の親善大使」という表現が使われており、林かおり、田村恵子、高津文美子『戦争花嫁：国境を越えた女たちの半世紀』(芙蓉書房、2002年)では本文中に「戦争花嫁は草の根親善大使」(106頁)との見出しがみられる。また Yoshida, George N, “Kimiko Side Receives Minoru Yasui Award: Japanese American Receives Award for Community Service,” *Asian Avenue Magazine*, September 1, 2010 には、戦争花嫁のサイド・キミコさんを表して “lovingly and respectfully referred to as the Ambassador of the Japanese-American Community” in Colorado” との記述がある。
- 3) Sarah E. Simons, “Social Assimilation,” *The American Journal of Sociology*, vol. 6 (May 1901); Milton M Gordon, “Assimilation in America: Theory and Reality,” *Daedalus* Vol. 90, No. 2 (Spring 1961).
- 4) Melford E. Spiro, “The Acculturation of American Ethnic Groups,” *American Anthropologist*, Vol. 57, Issue 6, (December 1955). <http://onlinelibrary.wiley.com/doi/10.1525/aa.1955.57.6.02a00140/epdf> (accessed June 11, 2016).
- 5) The Social Science Research Council Summer, “Acculturation: An Exploratory Formulation,” *American Anthropologist*, Vol. 56, Issue 6, (1953). <http://onlinelibrary.wiley.com/doi/10.1525/aa.1954.56.6.02a00030/pdf> (accessed June 11, 2016); Francis A. Ianni, “Time and Place as Variables in Acculturation Research,” *American Anthropologist*, Vol. 60, Issue 1 (December 1958). <http://onlinelibrary.wiley.com/doi/10.1525/aa.1958.60.1.02a00050/pdf> (accessed June 10, 2016).
- 6) Raymond H.C. Jr. Teske and Bardin H. Nelson, “Acculturation and Assimilation: A Clarification,” *American Ethnologist*, Vol. 1, No. 2 (May 1974): 365. http://users.clas.ufl.edu/marilynm/Theorizing_Black_America_Syllabus_files/Acculturation_and_Assimilation_A_Clarification.pdf (accessed June 11, 2016); 水上徹男「第二章 異文化社会適応の調査と文化変容の概念」『異文化社会適応の理

- 論ーグローバル・マイグレーション時代に向けて』(ハーベスト社、1996年) 65頁参照。水上は、テスケとネルソンがアシミレーションとアカルチュレーションの類似点と相違点を8つに類型化したものにインテグレーションを加え再構し「発生条件」、「個人・集団」、「方向性」、「準拠集団」、「アイデンティティの内面変化」、「外部集団」の各項目の特徴を表にしている。
- 7) 本多千恵「日系アメリカ人の適応に関する一考察:『成功物語』再考」『慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要:社会心理学教育学』Vo. 31 (1991年)。
http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000031-0009 (アクセス2016年6月10日) 参照。本多は「同化理論の視点は『同化』概念自体が民族中心主義的なアングロ同調 (Anglo-conformity) を前提としているとの批判を受けてきた」(10頁) と述べている。
- 8) 水上徹男、前掲書、65頁。
- 9) Nina Glick Schiller, Linda Basch, and Cristina Szanton Blanc, “From Immigrant to Transmigrant: Theorizing Transnational Migration,” *Anthropological Quarterly*, Vol. 68, No. 1 (January 1995). <http://macaulay.cuny.edu/eportfolios/lutton15/files/2015/02/Theorizing-Transnational-Migration.pdf> (accessed June 12, 2016); Peggy Levitt, “Transnational Migrants: When ‘Home’ Means More Than One Country,” Migration Policy Institute, (October 1, 2004). <http://www.migrationpolicy.org/article/transnational-migrants-when-home-means-more-one-country> (accessed June 11, 2016); Alvaro Lima, “Transnationalism: A New Model of Immigrant Integration,” (September. 2010). <http://www.bostonredevelopmentauthority.org/getattachment/b5ea6e3a-e94e-451b-af08-ca9fcc3a1b5b/> (accessed June 11, 2016). また大井由紀「トランスナショナリズムにおける移民と国家」『社会学評論』57-1 (2006年)。
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsr1950/57/1/57_1_143/_pdf (アクセス2016年6月10日) など。
- 10) Steven Vertovec, “Conceiving and Researching Transnationalism,” *Ethnic and Racial Studies*, Vol. 22, No. 2, (1999). <http://www.transcomm.ox.ac.uk/working%20papers/conceiving.PDF> (accessed June 11, 2016).
- 11) 柴田寛之「トランスナショナリズムの視角から見た日本移民および日系ブラジル人研究の戦略的重要性: 国際移動者の国境を横断する繋がり歴史社会学に向けて」サンパウロ人文科学研究所エッセイ (2016年)。
<http://www.cenb.org.br/articles/display/359> (アクセス2016年6月10日)。
- 12) Andreea Lazar, “Transnational Migration Studies. Reframing Sociological Imagination and Research,” *Journal of Comparative Research in Anthropology and Sociology*, Vol. 2, No. 2 (Fall 2016): 80. <http://compaso.eu/wp-content/uploads/2011/12/Compaso2011-22-Lazar.pdf> (accessed June 11, 2016).
- 13) 本多千恵、前掲論文、12～13頁。

- 14) Anselm L. Strauss, "Strain and Harmony in American-Japanese War-Bride Marriages," *Marriage and Family Living*, Vol. 16, No. 2 (May 1954).
- 15) Gerald J. Schnepf and Agnes Masako Yui, "Cultural and Marital Adjustment of Japanese War Brides," *American Journal of Sociology*, Vol. 61, No. 1 (July 1955).
- 16) Melford E. Spiro, op. cit.
- 17) 田部俊子「日本人の戦争花嫁の問題」『北星論集』1 (1962年)。
http://ci.nii.ac.jp/els/110000338230.pdf?id=ART0000775604&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1465709209&cp= (アクセス2016年6月10日)。
- 18) 本多千恵、前掲論文。
- 19) 安富成良『「戦争花嫁」と日系コミュニティ (II) —ステレオタイプに基づく排斥から受容へ』『嘉悦大学研究論集』第44巻第1号通巻80号 (2001年)。
https://kaetsu.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=36&item_no=1&page_id=13&block_id=21 (アクセス2016年6月12日)、
 安富成良『「戦争花嫁」と日系コミュニティ (III) —ステレオタイプに基づく排斥から受容へ』『嘉悦大学研究論集』第44巻第2号通巻81号 (2002年)。
https://kaetsu.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=52&item_no=1&page_id=13&block_id=21 (アクセス2016年6月12日)。
- 20) 南川文里「日系人／日本人女性のアメリカ経験—日系移民女性から留学ツーリズムまで」『神戸市外国語大学外国学研究』66 (2006年)。
http://ci.nii.ac.jp/els/110006442922.pdf?id=ART0008452134&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1465719335&cp= (アクセス2016年6月12日)。
- 21) 岩佐将志「戦争がうみだす『異邦人としての他者』—日本人『戦争花嫁』を事例として」『関西学院大学先端社会研究紀要』第1号 (2009年)。
<http://kgur.kwansei.ac.jp/dspace/bitstream/10236/2317/1/20090603-3-4.pdf> (アクセス2016年6月10日)。
- 22) 土屋智子「救済された敵国の女性達—沈黙が語る結婚の記憶」『JICA 横浜海外移住資料館研究紀要』2 (2010年)。
<http://www.jomm.jp/kiyo/pdf/pdf2/kiyou200804.pdf> (アクセス2016年6月10日)。
- 23) Caroline Chung Simpson, op. cit.
- 24) 安富成良、植木武「戦争花嫁のアメリカへの適応について—日本的価値観と欧米的価値観の狭間で」『嘉悦大学研究論集』第48巻第1号通巻86号 (2005年)。
http://ci.nii.ac.jp/els/110004628084.pdf?id=ART0007340193&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1465689261&cp= (アクセス2016年6月10日)。

ス2016年6月10日)。

- 25) Nina Glick Schiller, Linda Basch, Cristina Szanton Blanc, “Transnationalism: A New Analytic Framework for Understanding Migration,” *Annals of the New York Academy of Sciences* Vol. 645, Issue.1 (July 1992): 11. http://www.formazione.unimib.it/DATA/Insegnamenti/10_2246/materiale/glick%20schiller%20-%201992.pdf (accessed on June 12, 2016).
- 26) 南川文里「『在米日系人／在外日本人であること』の現代的意味－エスニシティの現代社会論に向けて」『立命館言語文化研究』17巻1号(2005年)115頁。http://www.ritsumei.ac.jp/acd/re/k-rsc/lcs/kiyou/17-1/RitsIILCS_17.1pp.137-143Minamikawa.pdf (アクセス2016年6月12日)。
- 27) 藤田結子「『新二世』のトランスナショナル・アイデンティティとメディアの役割：米国・英国在住の若者の調査から」『成蹊大学研究紀要アジア太平洋研究』no. 37 (2012年) 24頁。http://repository.seikei.ac.jp/dspace/bitstream/10928/312/1/asia-37_17-30.pdf (アクセス2016年6月10日)。
- 28) 岩佐将志、前掲論文。
- 29) スネルグローブ妙子「地球人として」『「戦争花嫁」五十年を語る－草の根の親善大使』植木武編(勉誠出版、2002年)37頁。
- 30) マートレイゆき「川柳で綴る私のアメリカ生活」『「戦争花嫁」五十年を語る－草の根の親善大使』植木武編(勉誠出版、2002年)158頁。
- 31) 島田法子編著『写真花嫁・戦争花嫁のたどった道：女性移民史の発掘』日本女子大学叢書7(明石書店、2009年)参照。
- 32) *Immigration Act of 1924*, H. R. 7995, Pub Law 68-139, 68th Cong., 43 Stat. 153 (May 26, 1924). <http://tucnak.fsv.cuni.cz/~calda/Documents/1920s/ImmigAct1924.html> (accessed June 17, 2016).
- 33) U.S. Department of Justice, *U.S. Immigration and Naturalization Service Monthly Review*, June 1949, Vol. VI, No. 12 (Washington, DC: Government Printing Office, 1950): 168. <https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=mdp.35112101120972;view=1up;seq=376> (accessed June 16, 2016).
- 34) U.S. Department of Justice, *U.S. Immigration and Naturalization Service Monthly Review*, January 1950, Vol. VII, No. 7 (Washington, DC: Government Printing Office, 1950): 93. <https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=mdp.35112101120915> (accessed June 16, 2016).
- 35) *Immigration and Nationality Act of 1952*, H. R. 13342, Pubic Law 414, 82nd Cong., 182 Stat. 66 (June 27, 1952). http://tucnak.fsv.cuni.cz/~calda/Documents/1950s/McCarran_52.html (accessed June 17, 2016).
- 36) U. S. Department of Justice. Annual Report of the Immigration and Naturalization Service for the Fiscal Year Ending June 30, 1953 (Washington, DC: Government

- Printing Office, 1953): 62. <https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=pst.000068967147;view=1up;seq=74> (accessed June 16, 2016).
- 37) スネルグローブ妙子、前掲書、24頁。
 - 38) 朝日新聞「今様 “お蝶夫人” 絶えず 夢破れた女給の群」1952年12月3日、東京版朝刊。
 - 39) 安富成良、前掲論文、2001年。
 - 40) 岩佐将志、前掲論文、47頁。
 - 41) 安富成良「アメリカ本土の戦争花嫁と日系コミュニティー学術研究プロジェクト『海を渡った花嫁たち』での聞き取り調査を中心に」『海外移住資料館研究紀要』第5号、2011年、23頁。<http://www.jomm.jp/kiyo/pdf/pdf5/kiyou201102.pdf> (アクセス2016年6月12日)。
 - 42) 同上、48頁。
 - 43) Caroline Chung Simpson, op. cit., 51.
 - 44) James A. Michener, “Pursuit of Happiness by a GI and a Japanese: Marriage Surmounts Barriers of Language and Intolerance,” *Life*, February 21, 1955, 124-141.
 - 45) William Petersen, “Success Story, Japanese American Style,” *New York Times*, January 9, 1966.
 - 46) スネルグローブ妙子、前掲書、29～30頁。
 - 47) コーバー月子「第三章 はるかな虹の彼方の国」『「戦争花嫁」五十年を語る一草の根の親善大使』植木武編（勉誠出版、2002年）57頁。
 - 48) 安富成良、前掲論文、2011年、21頁。
 - 49) ホソカワ・ビル『日系人のコロラド』森田幸夫訳（柏艸舎、2009年）317頁。
 - 50) 安富成良、前掲論文、2011年、21頁。
 - 51) 同上、26頁。
 - 52) *Immigration and Nationality Act of 1965*, H.R. 2580, Pubic Law 89-236, 89th Cong., 79 Stat. 911 (October 3, 1965). <http://library.uwb.edu/static/usimmigration/79%20stat%20911.pdf> (accessed June 16, 2016).
 - 53) 山倉明弘『市民的自由—アメリカ日系人戦時強制収容のリーガル・ヒストリー』（彩流社、2011年）参照。
 - 54) いずれも朝日新聞の記事。
 - 55) スタウト梅津和子「『日系国際結婚親睦会』の発足と歩み」『アメリカに渡った戦争花嫁：日米国際結婚パイオニアの記録』安富成良、スタウト梅津和子（明石書店、2005年）144頁。
 - 56) 同上、233～238頁。
 - 57) 『週刊アエラ』「『しっかり生きてます』背筋伸ばす戦争花嫁（リポート・戦後）全米300人が明るく集会」1988年11月15日（「戦争花嫁渡米40周年記念大会」開催の記事）、朝日新聞「国際結婚の半世紀に誇り 敗戦下、離日した女性が里帰

り交流大会」1997年05月24日朝刊（「第二回国際結婚交流世界大会」会津若松市開催の記事）、朝日新聞「『戦争花嫁』誇りを胸に 日米豪から160人、別府で大会」2002年05月20日朝刊（「第四回国際結婚交流世界大会」別府市開催の記事）など。

- 58) 安富成良、前掲論文、2011年、27頁。
- 59) マートレイゆき、前掲書、167頁。
- 60) 同上、164頁。
- 61) スネルグローブ妙子、前掲書、36～37頁。
- 62) 朝日新聞、1960年10月21日、東京版夕刊。
- 63) 朝日新聞、1984年5月5日、東京版朝刊。
- 64) 小島茂「日本の食をアメリカに伝えた日本人移民（北米編）」『FOOD CULTURE』no. 22、キックマン国際食文化研究センター（2012年）10頁。
http://www.kikkoman.co.jp/kiifc/foodculture/pdf_22/j_004_011.pdf（アクセス2016年6月10日）。
- 65) スネルグローブ妙子、前掲書、35頁。
- 66) 安富成良、前掲論文、2011年、27頁。
- 67) 同上
- 68) ヤスイ・ミノルは第二次大戦開戦時に出された夜間外出禁止令と排除命令に対し訴訟を起こした日本人として、ヒラバヤシ・ゴードン、コレマツ・フレッド、エンドウ・ミツエらと共に戦時日系抑留に関連する訴訟問題において特筆すべき人物の一人。デンバー市のコミュニティー・リレーションズ委員会での活動に長年尽力し、Minoru Yasui Community Volunteer Award は彼の功績をたたえ、デンバー地域でのボランティア活動に尽力した人に授与されている。ヤスイは2015年に米国で文民最高位の勲章となる「大統領自由勲章」を死後の叙勲として授与されている。
- 69) Yoshida, George N, “Kimiko Side Receives Minoru Yasui Award: Japanese American Receives Award for Community Service,” *Asian Avenue Magazine*, September 1, 2010.
- 70) *North American Post*（『北米報知』）「総領事公邸新年会 日系社会の新たな一年 日米友好貢献者を表彰」January 30, 2016, Junglecitey.com. 「大村昌弘総領事、総領事表彰・外務大臣表彰を授与」アメリカ北西部情報サイト・ジャングルシティ、2016年1月。<https://www.junglecitey.com/jcommunity/recognition-for-contributions-to-us-japan-relationship-2016/>（accessed June 12, 2016）など
- 71) 南川文里、前掲論文、2005年、140頁。
- 72) コーバー月子、前掲書、55頁。
- 73) シルバー京子、前掲書、242頁。
- 74) キンブレオ和子「南部ジョージア州の街から」『「戦争花嫁」五十年を語る一

- 草の根の親善大使』植木武編（勉誠出版、2002年）14頁。
- 75) コーバー月子、前掲書、58頁。
 - 76) マートレイゆき、前掲書、164頁。
 - 77) 同上、174頁。
 - 78) Toyoko Pier, “No Regrets in My Life,” in *Japanese War Brides in America: An Oral History*, ed. Miki Ward Crawford, Katie Kaori Hayashi, and Shizuko Suenaga (Santa Barbara, California: Praeger, 2010): 93.
 - 79) Mary Shizuka Bottomley, “An Energetic and Forward-Thinking Life,” in *Japanese War Brides in America: An Oral History*, ed. Miki Ward Crawford, Katie Kaori Hayashi, and Shizuko Suenaga (Santa Barbara, California: Praeger, 2010): 175.
 - 80) Setsuko Amburn, “Samurai Granddaughter,” in *Japanese War Brides in America: An Oral History*, ed. Miki Ward Crawford, Katie Kaori Hayashi, and Shizuko Suenaga (Santa Barbara, California: Praeger, 2010): 119.
 - 81) スネルグローブ妙子、前掲書、27頁。
 - 82) 南川文理「世代の言葉でエスニシティを語る－日本人移民はいかに『日系アメリカ人』になったのか』『移民研究と多文化共生』日本移民学会編（御茶の水書房、2011年）33頁。
 - 83) 南川文理、前掲論文、2006年、32頁。
 - 84) イチオカ・ユウジ『一世：黎明期アメリカ移民の物語り』（刀水歴史全書：歴史・民族・文明 32）富田虎男、糸井輝子、篠田佐多江訳（刀水書房、1992年）と水野剛也『日系アメリカ人強制収容とジャーナリズム：リベラル派雑誌と日本語新聞の第二次世界大戦』（春風社、2005年）参照。水谷は同書で『二世架け橋』論には、おのずから限界があった。というのは、日米関係の修復の可能性を失うにつれ、『アメリカ市民』と『大和民族』を両立させようとする二重の二世アイデンティティは矛盾を深めてゆくほかなかったからである」（312頁）と述べている。
 - 85) コーバー月子、前掲書、61頁。
 - 86) 南川文理、前掲論文、2006年、33頁。
 - 87) 岩佐将志、前掲論文、54頁。
 - 88) 坂本庸子「国際結婚をした日本女性の生活史－ハワイ州オアフ島在住米軍人の妻」『久留米大学文学部紀要社会福祉科編』第4号（2004年）。
http://ci.nii.ac.jp/els/110007176321.pdf?id=ART0009132975&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1465700658&cp=（アクセス2016年6月10日）。
 - 89) 南川文理、前掲論文、2006年参照。南川は「日本人女性の国際移動とは、常に女性をめぐるジェンダー規範と密接に結びついて生じ、そして、その役割、文化的意味、アイデンティティを再定義する経験であった。そして、日本人女

性のトランスナショナリズムは、単なる既存の制約からの「解放」や「脱出」を指すのではなく、エスニシティやナショナリズムと交差する、新たなジェンダー関係を構築する過程のもとに成立しているのである」(40頁)と述べている。

- 90) Miki Ward Crawford, Katie Kaori Hayashi, and Shizuko Suenaga, *Japanese War Brides in America: An Oral History* (Santa Barbara, California: Praeger, 2010) の執筆者の一人クロフォード・ミキ・ウォードは戦争花嫁の娘であり、また2015年にアメリカで上映されたドキュメンタリー映画“Fall Seven Times Get up Eight Times: The Japanese War Brides”(邦題『七転び八起き—アメリカへ渡った戦争花嫁物語』)は戦争花嫁の娘として生まれた3人のジャーナリスト、クラフト・ルーシー、カズマウスキー・ケレン、トールバート・キャサリンにより制作されたものである。

参 考 文 献

アメリカ移民帰化局の出版物

- U.S. Department of Justice. *U.S. Immigration and Naturalization Service Monthly Review*. June 1949, Vol.VI, No.12. Washington, DC: Government Printing Office, 1950. <https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=mdp.35112101120972;view=1up;seq=376> (accessed June 16, 2016).
- U.S. Department of Justice. *U.S. Immigration and Naturalization Service Monthly Review*. January 1950, Vol.VII, No.7. Washington, DC: Government Printing Office, 1950. <https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=mdp.35112101120915> (accessed June 16, 2016).
- U. S. Department of Justice. *Annual Report of the Immigration and Naturalization Service for the Fiscal Year Ending June 30, 1953*. Washington, D.C.: Government Printing Office, 1953. <https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=pst.000068967147;view=1up;seq=74> (accessed June 16, 2016).

「戦争花嫁」たちの手記やオーラルヒストリー

- Amburn, Setsuko. “Chapter 9 Samurai Granddaughter.” In *Japanese War Brides in America: An Oral History*, edited by Miki Ward Crawford, Katie Kaori Hayashi, and Shizuko Suenaga, 109-120. Santa Barbara, California: Praeger, 2010.
- Bottomley, Mary Shizuka. “Chapter 14 An Energetic and Forward-Thinking Life.” In *Japanese War Brides in America: An Oral History*, edited by Miki Ward Crawford, Katie Kaori Hayashi, and Shizuko Suenaga, 171-182. Santa Barbara, California: Praeger, 2010.

コーバー月子「はるかな虹の彼方の国」『「戦争花嫁」五十年を語る一草の根の親善

大使』植木武編、40～62頁、勉誠出版、2002年。

キンブレオ和子「南部ジョージア州の街から」『「戦争花嫁」五十年を語る一草の根の親善大使』植木武編、3～23頁、勉誠出版、2002年。

マートレイゆき「川柳で綴る私のアメリカ生活」『「戦争花嫁」五十年を語る一草の根の親善大使』植木武編、152～185頁、勉誠出版、2002年。

Pier, Toyoko. “No Regrets in My Life.” In *Japanese War Brides in America: An Oral History*, edited by Miki Ward Crawford, Katie Kaori Hayashi, and Shizuko Suenaga, 81-94. Santa Barbara, California: Praeger, 2010.

シルバー京子「美しき運命」『「戦争花嫁」五十年を語る一草の根の親善大使』植木武編、231～261頁、勉誠出版、2002年。

スネルグロブ妙子「地球人として」『「戦争花嫁」五十年を語る一草の根の親善大使』植木武編、24～39頁、勉誠出版、2002年。

スタウト梅津和子「『日系国際結婚親睦会』の発足と歩み」『アメリカに渡った戦争花嫁：日米国際結婚パイオニアの記録』安富成良、スタウト梅津和子、215～275頁、明石書店、2005年。

「戦争花嫁」関連の雑誌記事

小島茂「日本の食をアメリカに伝えた日本人移民（北米編）」『FOOD CULTURE』No. 22（キックマン国際食文化研究センター、2012年）。http://www.kikkoman.co.jp/kiifc/foodculture/pdf_22/j_004_011.pdf（アクセス2016年6月10日）。

Michener, James A. “Pursuit of Happiness by a GI and a Japanese: Marriage Surmounts Barriers of Language and Intolerance.” *Life*, February 21, 1955. https://books.google.fr/books?id=LFQEAAAAMBAJ&printsec=frontcover&hl=fr&source=gbs_ge_summary_r&cad=0#v=onepage&q&f=false (accessed June 16, 2016).

Petersen, William. “Success Story, Japanese American Style.” *New York Times*, January 9, 1966. http://inside.sfuhs.org/dept/history/US_History_reader/Chapter14/modelminority.pdf (accessed June 16, 2016).

矢部万紀子「『しっかり生きてます』背筋伸ばす戦争花嫁」『週刊アエラ』、1988年11月15日。

Yoshida, George N. “Kimiko Side receives Minoru Yasui award: Japanese American receives award for community service.” *Asian Avenue magazine*, September 1, 2010. <http://www.asiexpress.com/Articles/2010/sep/kimiko-side-receives-minoru-yasui-award/1.html> (accessed June 12, 2016).

学術書、学術論文、書籍など

青木公「ジャーナリストからみた『戦争花嫁』」『「戦争花嫁」五十年を語る一草の

- 根の親善大使』植木武編、225～230頁、勉誠出版、2002年。
- ベフ・ハルミ編『日系アメリカ人の歩みと現在』人文書院、2002年。
- Connor, John W. *Tradition and Change in Three Generations of Japanese Americans*. Chicago: Nelson-Hall, 1977.
- Crawford, Miki Ward, Katie Kaori Hyashi and Shizuko Suenage. *Japanese War Brides in America: An Oral History*. Santa Barbara, California: Praeger, 2010.
- 江成常夫『アメリカの花嫁：歳月の風景1978-1998』集英社、2000年。
- 藤田結子『『新二世』のトランスナショナル・アイデンティティとメディアの役割：米国・英国在住の若者の調査から』『成蹊大学研究紀要アジア太平洋研究』No. 37 (2012年) 17～30頁。
http://repository.seikei.ac.jp/dspace/bitstream/10928/312/1/asia-37_17-30.pdf (アクセス2016年6月10日)。
- Glenn, Evelyn Nakano. *Issei, Nisei, War Bride: Three Generations of Japanese American Women in Domestic Service*. Philadelphia: Temple University Press, 1986.
- Gordon, Milton M. "Assimilation in America: Theory and Reality." *Daedalus*, Vol. 90, No. 2 (Spring1961): 263-285.
- 浜田雄介「『脱アイデンティティ』論再考ー現代日本社会分析におけるアイデンティティ概念の有効性」『広島国際研究』(2010年11月) 67～79頁。<http://harp.lib.hiroshima-u.ac.jp/hiroshima-cu/metadata/7486> (アクセス2016年8月10日)。
- 濱野健『日本人女性の国際結婚と海外移住ー多文化社会オーストラリアの変容する日系コミュニティ』明石書店、2014年。
- 林かおり『私は戦争花嫁ですーアメリカとオーストラリアで生きる日系国際結婚親睦会の女たち』金沢、北國新聞社、2005年。
- 林かおり、田村恵子、高津文美子『戦争花嫁：国境を越えた女たちの半世紀』芙蓉書房、2002年。
- 本多千恵「日系アメリカ人の適応に関する一考察：『成功物語』再考」『慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会心理学教育学』vo. 31 (1991年) 9～19頁。
http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000031-0009 (アクセス2016年6月10日)。
- ホソカワ・ビル『日系人のコロラド』森田幸夫訳、柏艱舎、2009年。
- Hosokawa, Bill. *Nisei: The Quiet Americans*. Colorado: University Press of Colorado, 1969.
- Ianni, Francis A. "Time and Place as Variables in Acculturation Research." *American Anthropologist*, Vol. 60, issue 1 (December 1958): 39-46.
<http://onlinelibrary.wiley.com/doi/10.1525/aa.1958.60.1.02a00050/pdf> (accessed June 10, 2016).
- イチオカ・ユウジ『一世：黎明期アメリカ移民の物語り』(刀水歴史全書：歴史・

- 民族・文明 32) 富田虎男、糸井輝子、篠田佐多江訳、刀水書房、1992年。
- 移民研究会編『日本の移民研究：動向と文献目録Ⅰ 明治初期－1992年9月』明石書店、2008年。
- 『日本の移民研究：動向と文献目録Ⅱ 1992年10月－2005年9月』明石書店、2008年。
- 岩佐将志「戦争がうみだす『異邦人としての他者』－日本人『戦争花嫁』を事例として」『関西学院大学先端社会研究紀要』第1号（2009年）39頁～56頁。
<http://kgur.kwansei.ac.jp/dspace/bitstream/10236/2317/1/20090603-3-4.pdf>（アクセス2016年6月10日）。
- Junglecitey.com。「大村昌弘総領事、総領事表彰・外務大臣表彰を授与」アメリカ北西部情報サイト・ジャングルシティ、2016年1月。<https://www.junglecitey.com/jcommunity/recognition-for-contributions-to-us-japan-relationship-2016/>（アクセス2016年6月12日）。
- 嘉本伊都子『国際結婚論!?歴史編』法律文化社、2008年。
- Kitano, Harry H. L. *Japanese Americans: The Evolution of a Subculture*. 2nd ed., Englewood Cliffs, N. J.: Prentice-Hall, 1976.
- Lakey, Paul N. "Acculturation: A Review of the Literature." *Intercultural Communication Studies* XII-2 (2003): 103-118. <http://web.uri.edu/iaics/files/10-Paul-N.-Lakey.pdf> (accessed June 11, 2016).
- Lazar, Andreea. "Transnational Migration Studies. Reframing Sociological Imagination and Research." *Journal of Comparative Research in Anthropology and Sociology*, Vol. 2, No. 2 (Fall 2016): 69-83. <http://compaso.eu/wp-content/uploads/2011/12/Compaso-2011-22-Lazar.pdf> (accessed June 11, 2016).
- Levitt, Peggy. "Transnational Migrants: When 'Home' Means More Than One Country." Migration Policy Institute (October 1, 2016). <http://www.migrationpolicy.org/article/transnational-migrants-when-home-means-more-one-country> (accessed June 11, 2016).
- Lima, Alvaro. "Transnationalism: A New Model of Immigrant Integration." (September 17, 2010): 1-16. <http://www.bostonredevelopmentauthority.org/getattachment/b5ea6e3a-e94e-451b-af08-ca9fcc3a1b5b/> (accessed June 11, 2016).
- Masaoka, Mike, and Bill Hosokawa. *They Call Me Moses Masaoka: An American Saga*. New York: William Morrow and Company, 1987.
- 南川文理「『在米日系人／在外日本人であること』の現代的意味－エスニシティの現代社会論に向けて」『立命館言語文化研究』17巻1号（2005年）137～143頁。
http://www.ritsumei.ac.jp/acd/re/k-rsc/lcs/kiyou/17-1/RitsIILCS_17.1pp.137-143Minamikawa.pdf（アクセス2016年6月12日）。
- 「日系人／日本人女性のアメリカ経験－日系移民女性から留学ツーリズム

- まで」『神戸市外国語大学外国学研究』66（2006年）27～41頁。
http://ci.nii.ac.jp/els/110006442922.pdf?id=ART0008452134&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1465719335&cp=（アクセス2016年6月12日）。
- 『「日系アメリカ人」の歴史社会学—エスニシティ、人種、ナショナリズム』彩流社、2007年。
- 『世代の言葉でエスニシティを語る—日本人移民はいかに『日系アメリカ人』になったのか』『移民研究と多文化共生』日本移民学会編、104頁～121頁、御茶の水書房、2011年。
- 水上徹男『異文化社会適応の調査と文化変容の概念』『異文化社会適応の理論—グローバル・マイグレーション時代に向けて』、41頁～68頁、ハーベスト社、1996年。
- 水野剛也『日系アメリカ人 強制収容とジャーナリズム：リベラル派雑誌と日本語新聞の第二次世界大戦』春風社、2005年。
- 村井忠政編『トランスナショナル・アイデンティティと多文化共生—グローバル時代の日系人』明石書店、2007年。
- Murray, Alice Yang. *Historical Memories of the Japanese American Internment and the Struggle for Redness*. Stanford: Stanford University Press, 2008.
- 日本移民学会編『移民研究と多文化共生』御茶の水書房、2011年。
- 西原和久『社会学の視点から多文化社会を問い直す—方法論的トランスナショナリズムの射程』『多文化社会研究』1（2015年）75～101頁。http://naosite.lib.nagasaki-u.ac.jp/dspace/bitstream/10069/35186/1/JGHSS1_75.pdf（アクセス2016年6月10日）。
- 岡部牧夫『海を渡った日本人』日本史リブレット56、山川出版社、2002年。
- 沖本ダニエル『仮面のアメリカ人：日系二世の精神遍歴』山岡清二訳、サイマル出版会、1997年。
- 大井由紀『トランスナショナリズムにおける移民と国家』『社会学評論』57(1)（2006年）143～156頁。https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsr1950/57/1/57_1_143/_pdf（アクセス2016年6月10日）。
- Park, Robert Ezra. *Race and Culture*. New York: Free Press, 1950.
- 坂本庸子『国際結婚をした日本女性の生活史—ハワイ州オアフ島在住米軍人の妻』『久留米大学文学部紀要社会福祉科編』第4号（2004年）35～44頁。
http://ci.nii.ac.jp/els/110007176321.pdf?id=ART0009132975&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1465700658&cp=（アクセス2016年6月10日）。
- Schiller, Nina Glick, Linda Basch, and Cristina Szanton Blanc. “Transnationalism: A New Analytic Framework for Understanding Migration.” *Annals of the New York*

- Academy of Sciences* Vol. 645, Issue. 1 (July 1992): 1-24. http://www.formazione.unimib.it/DATA/Insegnamenti/10_2246/materiale/glick%20schiller%20-%201992.pdf (accessed on June 12, 2016).
- “From Immigrant to Transmigrant: Theorizing Transnational Migration.” *Anthropological Quarterly* Vol.68, No.1 (January 1995): 48-63. <http://macaulay.cuny.edu/eportfolios/lutton15/files/2015/02/Theorizing-Transnational-Migration.pdf> (accessed June 12, 2016).
- Schnepp, Gerald J. and Agnes Masako Yui. “Cultural And Marital Adjustment of Japanese War Brides.” *American Journal of Sociology* Vol. 61, No. 1 (July 1955): 48-50.
- 柴田寛之「トランスナショナルイズムの視角から見た日本移民および日系ブラジル人研究の戦略的重要性：国際移動者の国境を横断する繋がり」の歴史社会学に向けて」サンパウロ人文科学研究所エッセイ、2016年。<http://www.cenb.org.br/articles/display/359>（アクセス2016年6月10日）。
- 島田法子編著『写真花嫁・戦争花嫁のたどった道：女性移民史の発掘』（日本女子大学叢書7）明石書店、2009年。
- Simons, Sarah E. “Social Assimilation.” *The American Journal of Sociology*, Vol. 6 (May 1901).
- Simpson, Caroline Chung. “‘Out of an Obscure Place’: Japanese War Brides and Cultural Pluralism in the 1950s.” *Differences: A Journal of Feminist Cultural Studies*, Vol. 10, No. 3 (Fall 1998): 47-88. <https://muse.jhu.edu/article/9587> (accessed June 11, 2016).
- The Social Science Research Council Summer. “Acculturation: An Exploratory Formulation.” *American Anthropologist*, Vol. 56, Issue 6. (1953). <http://onlinelibrary.wiley.com/doi/10.1525/aa.1954.56.6.02a00030/pdf> (accessed June 11, 2016).
- Spiro, Melford E. “The Acculturation of American Ethnic Groups.” *American Anthropologist*, Vol. 57, Issue 6, (December 1955): 1240-1252. <http://onlinelibrary.wiley.com/doi/10.1525/aa.1955.57.6.02a00140/epdf> (accessed June 11, 2016).
- Storrs, Debbie. “Like a Bamboo: Representations of a Japanese War Bride.” *Frontiers: A Journal of Women Studies*, Vol. 21, No. 1/2 (2000): 194-224.
- Strauss, Anselm L. “Strain and Harmony in American-Japanese War-Bride Marriages.” *Marriage and Family Living*, Vol. 16, No. 2 (May 1954): 99-106.
- 竹沢泰子『日系アメリカ人のエスニシティ』東京大学出版、1994年。
- 田部俊子「日本人の戦争花嫁の問題」『北星論集』1（1962年）95～122頁。
http://ci.nii.ac.jp/els/110000338230.pdf?id=ART0000775604&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1465709209&cp=（アクセス2016年6月10日）。
- Teske, Raymond H. C. Jr. and Bardin H. Nelson. “Acculturation and Assimilation: A Clarification.” *American Ethnologist*, Vol. 1, No. 2 (May 1974): 351-367. <http://users>.

- clas.ufl.edu/marilynm/Theorizing_Black_America_Syllabus_files/Acculturation_and_Assimilation_A_Clarification.pdf (accessed June 11, 2016).
- 土屋智子「救済された敵国の女性達—沈黙が語る結婚の記憶」『JICA 横浜海外移住資料館研究紀要』2 (2010年) 37～52頁。http://www.jomm.jp/kiyo/pdf/pdf2/kiyou200804.pdf (アクセス2016年6月10日)。
- ティリル・イアン『トランスナショナル・ネーション：アメリカ合衆国の歴史』藤本茂生他訳、明石出版、2010年。
- 上杉富之「人類学から見たトランスナショナリズム研究—研究の成立と展開及び転換」『日本常民文化紀要』第24巻 (2004年) 126～84頁。https://seijo.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=483&item_no=1&page_id=13&block_id=17 (アクセス2016年6月10日)。
- Vertovec, Steven. "Conceiving and Researching Transnationalism." *Ethnic and Racial Studies*, Vol. 22, No. 2 (1999): 1-25. http://www.transcomm.ox.ac.uk/working%20papers/conceiving.PDF (accessed June 11, 2016).
- 山倉明弘『市民的自由—アメリカ日系人戦時強制収容のリーガル・ヒストリー』彩流社、2011年。
- 安富成良『『戦争花嫁』と日系コミュニティ (II) —ステレオタイプに基づく排斥から受容へ』『嘉悦大学研究論集』第44巻第1号通巻80号 (2001年) 45～61頁。https://kaetsu.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=36&item_no=1&page_id=13&block_id=21 (アクセス2016年6月12日)。
- 『『戦争花嫁』と日系コミュニティ (III) —ステレオタイプに基づく排斥から受容へ』『嘉悦大学研究論集』第44巻第2号通巻81号 (2002年) 55～82頁。https://kaetsu.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=52&item_no=1&page_id=13&block_id=21 (アクセス2016年6月12日)。
- 「アメリカ本土の戦争花嫁と日系コミュニティ—学術研究プロジェクト『海を渡った花嫁たち』での聞き取り調査を中心に」『海外移住資料館研究紀要』第5号 (2011年) 17～32頁。http://www.jomm.jp/kiyo/pdf/pdf5/kiyou201102.pdf (アクセス2016年6月12日)。
- 安富成良、スタウト梅津和子『アメリカに渡った戦争花嫁：日米国際結婚パイオニアの記録』、明石書店、2005年。
- 安富成良、植木武「戦争花嫁のアメリカへの適応について—日本的価値観と欧米的価値観の狭間で」『嘉悦大学研究論集』第48巻第1号通巻86号 (2005年) 75～97頁。http://ci.nii.ac.jp/els/110004628084.pdf?id=ART0007340193&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1465689261&cp= (アクセス2016年6月10日)。

米山裕、河原典史編『日系人の経験と国際移動－在外日本人・移民の近現代史』人文書院、2007年。

Yoshimizu, Ayaka. “Hello, War Bride’: Heteroglossia, Counter-Memory, and the Auto/biographical Work of Japanese War Brides.” *Meridians: Feminism, Race, Transnationalism*, Vol. 10, No. 1 (2010): 111-136.

サンディエゴのチカーノ・コミュニティ

——社会的排除と社会関係資本——

石 黒 馨
吉 澤 静 香

は じ め に

米国最南端の都市、カリフォルニア州サンディエゴ市ローガン地区には、米国でも最大級のチカーノ壁画群を持つ市営の公園がある。メキシコ系住民が集中する地域に建設されたこの公園は、公民権運動やチカーノ運動の影響を受け、メキシコ系住民が住民運動の末に勝ち取った公園である。この公園はチカーノ・パークと呼ばれ、地域住民の憩いの場であると共に、壁画を中心にチカーノ文化を発信する場になっている。

本稿の目的は、サンディエゴ市ローガン地区のチカーノ・パークを中心に形成されたチカーノ・コミュニティについて社会関係資本という点から検討することである。ここで、社会関係資本とはコミュニティにおける社会的ネットワーク・互酬性・信頼のことである。パットナムは、この社会関係資本を結束型と橋渡し型に区別している（Putnam 2000: 邦訳 14, 19-20）。本稿は、このコミュニティの結束型と橋渡し型の社会関係資本について検討し、コミュニティの特徴を明らかにする。

パットナムによれば、結束型社会関係資本とは、コミュニティ内部の同質的な人々の結束力を強める関係や仕組みである。これには、地縁・血縁・民族・言語・宗教・祝祭・伝統文化・儀礼・象徴・ミッションの共有などがある。橋渡し型社会関係資本は、人的交流・物的交流・情報交換のようにコミュニティの外部の異質な人々との橋渡しを行うものである。財・サービス・資源を媒介に物的交流が行われ、芸術（壁画/音楽）・文化・祭典・観光などを通して人的交流が行われる（石黒・初谷 2014: 9-10）。

コミュニティは、結束型と橋渡し型の社会関係資本の組合せによって、①農村型コミュニティ、②都市型コミュニティ、③脱伝統的コミュニティの3つのタ

イブに分けられる。農村型コミュニティは、結束型社会関係資本（同質的な一体感）が相対的に強く、脱伝統的コミュニティは、橋渡し型社会関係資本（異質な個人の繋がり）が相対的に強い。その中間にあるのが都市型コミュニティである（石黒・初谷 2014: 10）。

本稿の主要な結論は以下の通りである。ローガン地区のチカーノ・コミュニティは、結束型社会関係資本を軸に形成されたが、今日では、優れた橋渡し型社会関係資本をもとに外部との関係を広げ、脱伝統的なコミュニティを創り上げている。このコミュニティの結束型の社会関係資本は、チカーノやアストランと言ったエスニック・アイデンティティや、チカーノ・パーク運営委員会 CPSC (Chicano Park Steering Committee) である。他方、このコミュニティの優れた橋渡し型社会関係資本には、チカーノ壁画、チカーノ・パークの歌、チカーノ・パーク・デー、ローライダー・クラブとの連携などがある。

以下、本稿は次のように構成される。第1節では、ローガン地区におけるメキシコ系住民とその社会的排除について検討する。米国へのメキシコ系移民の増大、ローガン地区のメキシコ系居住区、ローガン地区の社会的排除について明らかにする。第2節では、チカーノ・コミュニティの結束型社会関係資本について検討する。このコミュニティのエスニック・アイデンティティであるチカーノやアストランについて考察し、コミュニティ形成に関わるチカーノ・パーク奪還運動や、コミュニティの核であるチカーノ・パーク運営委員会について分析する。第3節では、このコミュニティを特徴づける橋渡し型社会関係資本として、チカーノ壁画、チカーノ・パークの歌、チカーノ・パーク・デー、ローライダー・クラブとの連携などについて考察する。

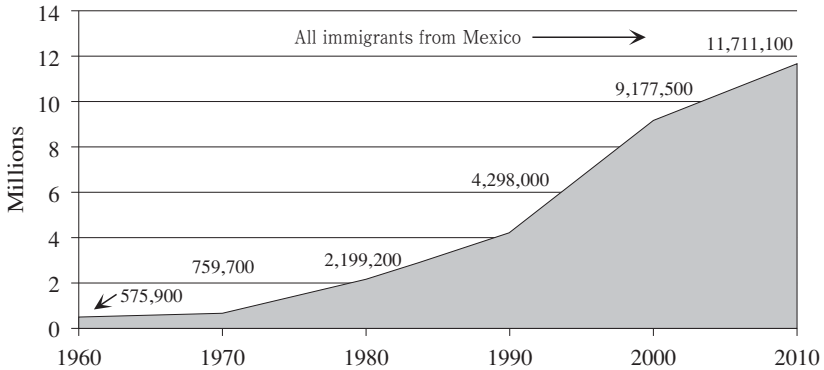
1. ローガン地区のメキシコ系住民と社会的排除

1-1. 米国におけるメキシコ系住民

1960年代以降、米国内でメキシコからの移民が急激に増加し、メキシコ系アメリカ人が米国社会において目立つ存在となってきた。米墨戦争（1846-48年）後、メキシコ領の一部が米国領となり、メキシコ系住民が米国内で居住することになった。その後、メキシコ革命（1910-17年）や第2次世界大戦を機に米国に渡るメキシコ人が増加した。米国に移動しそのまま定住したメキシコ生まれの住民は、1960年の575,900人から2010年の11,711,100人に、50年間で約1,100万人も増加した（図1参照）。

米国へのメキシコ人移民増大の大きな要因は、1942年に米墨政府間で締結されたブラセロ計画（Bracero Program）である。この計画によって、1964年末

図1 米国へのメキシコ人移民



出所：http://www.migrationinformation.org/usfocus/display.cfm?ID=935

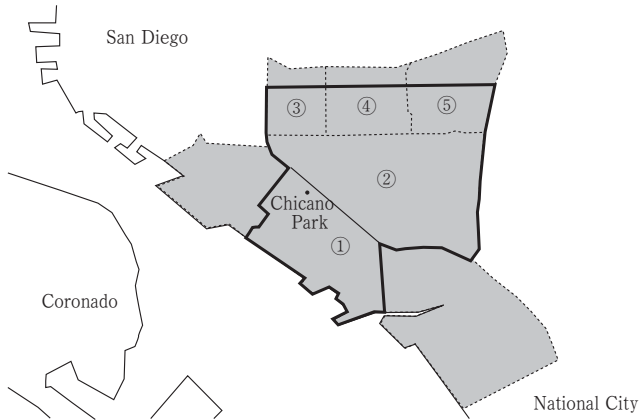
の同計画廃止までの22年間に450万人以上のメキシコ人が主に農業労働者として米国に移動した（Craig 1971: III）。この22年間に、米国国境警備隊によって逮捕されメキシコへ送還された非合法移民は約500万人にのぼったが、非合法移民が米国内に残留する場合も多かった（Gonzales 1999: 175）。非合法移民は、ブラセロ計画の住居・医療補助を受けることなく、低賃金で労働力を供給する者であり、米国内の労働需要を満たした（Gonzales 1999: 176-177）。

多くのメキシコ人が数回の移民法の改正によって米国籍や永住権を取得し、今日、メキシコ系アメリカ人は米国社会の最大のエスニック集団になっている。米国に移住したメキシコ人は、メキシコと隣接する米墨国境4州（カリフォルニア州、アリゾナ州、ニューメキシコ州、テキサス州）を中心に居住し、新たなコミュニティを形成している。

1-2. ローガン地区のメキシコ系住民居住区

本稿の分析対象のチカーノ・コミュニティが存在するのは、カリフォルニア州サンディエゴ市ローガン地区である。サンディエゴ市市街地南東部（図2参照）にはメキシコ系住民が多く居住している。本稿で扱うローガン地区とは、図2の①バリオ・ローガン（Barrio Logan）、②ローガン・ハイツ（Logan Heights）、③シャーマン・ハイツ（Sherman Heights）、④グラント・ヒル（Grant Hill）、⑤ストックトン（Stockton）のそれぞれ一部を含む5地区を示す。国勢調査のセンサス・トラクトでは、黒線内の39.01、39.02、40.00、47.00、48.00、49.00、50.00の各エリアからなる。

図2 サンディエゴ市ローガン地区



出所: <http://www.scribblemaps.com/> より筆者作成

ローガン地区の人口は今日27,556人であり、そのうち22,684人(82.3%)がメキシコ系住民である(2010年国勢調査)。メキシコ系住民がこの地域に居住し始めたのは19世紀末であり、それほど昔のことではない。19世紀半ば、米墨戦争が起きた頃、サンディエゴ湾に面した一帯はイースト・エンド(East End)、すなわち「東の果て」と呼ばれていた(Norris 1983: 31)。この地域には、アメリカ先住民のクミアイ族(Kumeyaay)、アングロ系住民、アフリカ系住民、メキシコ系住民が散在する程度であった(Torero 2002/4/16)。

1890年代初頭、メキシコ系住民がサンディエゴ湾の海岸地域に本格的に居住し始め、1905年にはこの地域はローガン・ハイツとして知られるようになった(Norris 1983: 34)。メキシコ革命前後から1930年代にかけては、革命から逃れてきたメキシコ人が居住し始めた(Norris 1983: 36, Griswold del Castillo 2007: 74)。さらに第1次世界大戦後、アングロ系住民がサンディエゴ市内の新しく開発された地域に移住したために、ローガン地区ではメキシコ系住民の比率が高くなった(Camarillo 1979: 209)。

サンディエゴ市のメキシコ系住民は、20世紀初頭に638人であったが1920年には4,028人にまで増加した(Schoenherr 2001)。彼らはローガン・ハイツに集住し、1926年にはサンディエゴ市のメキシコ系住民の13%、1940年代には15%が集中した。(Norris 1983: 37)。ローガン・ハイツは、1940年代から1950年代にかけてアメリカ西海岸地域において第2の規模を誇るチカーノ・バリオと

して拡大した (Delgado 1998: 50)。1950年の国勢調査によると、ローガン地区の人口は22,531人であり、このうち白人は14,161人、黒人は8,370人であった。白人は米国生まれと外国生まれに分類され、外国生まれの白人は2,390人、このうちメキシコ生まれの住民は1,505人である。

ローガン地区住民の生活環境は、第2次世界大戦の開始によって大きく変わった。サンディエゴ湾内の米海軍基地が拡張されたのを機に、造船所、鉄工所、食品加工工場、輸入果実の害虫駆除工場など、多くの工場が海岸地帯に集中し始めた。そのため、地域住民は海岸への往来手段を奪われた (Delgado 1998: 50)。1950年代になると市の都市計画法が改正され、ローガン地区一帯は住居地域から工業地域へと移行した。その結果、白人が経営する自動車廃車置場が次々と居住区内に建設されるようになり、住環境はさらに悪化した (Delgado 1998: 50, Ochoa 2002/4/25)。

1963年には南北を走る8車線の高速道路、インターステート5号線の建設に伴いローガン地区は二分され、数百ものメキシコ系世帯が住居を後にせざるを得なかった (Delgado 1988: 50)。1969年には、ローガン地区中心部に、サンディエゴ市とコロナド島を結ぶコロナド橋がランプを設けるかたちで建設され、約1,500人もの住民が立ち退きを強いられた (Herzog 1990: 179)。これらの建設により、東側のローガン・ハイツと西側のバリオ・ローガンの間の往来が不便になり、地域間の交流が希薄なものとなった。

こうしてローガン地区の住民は、憩いの場であった浜辺を奪われ、高速道路と橋の建設のために住居を奪われ、工場などから排出される有害な物質のために健康被害に悩まされるようになった。1960年代後半には、ローガン地区の人口は約5,000人にまで減少した (Cockcroft 1984: 80, Herzog 1990: 174-180)。

1-3. ローガン地区の社会構造と社会的排除

ローガン地区の社会構造と社会的排除について検討しよう。以下では、2010年の米国国勢調査をもとに、①エスニック構成、②居住者の生活言語、③英語能力、④就業構造、⑤所得構成などを他の地域と比較し、ローガン地区の特徴を明らかにする (表1参照)。

2010年の米国国勢調査では、ローガン地区人口は27,556人 (全米人口308,745,538人) である。この地区のエスニック構成を見ると、メキシコ系人口の比率が82.3%と非常に高い。メキシコ系人口比率は、全米全体では10.3%、カリフォルニア州では30.7%、サンディエゴ市では24.9%である。この数字からこの地域の特異なエスニック構成が分かる。

表1 ローガン地区の社会構成と社会的排除 (単位：%)

		ローガン地区	サンディエゴ市	カリフォルニア州	米国
エスニック構成	メキシコ系	82.3	24.9	30.7	10.3
教育水準	9年生まで	29.2	7.0	10.4	6.2
	高校未修了	50.7	13.5	19.3	14.9
生活言語	スペイン語	80.1	22.2	28.5	12.5
	英語	18.5	61.2	57.0	79.9
英語能力	堪能でない	43.8	25.8	29.3	27.9
就業構成	サービス業	42.1	28.9	24.4	25.0
所得構成	2.5万ドル未満	41.8	19.2	19.9	23.5

出所：U.S. Census Bureau, 2006-2010 American Community Survey をもとに筆者作成。

ローガン地区住民の教育水準は低く、他の地域と大きな教育格差がある。ローガン地区に居住する25歳以上の者のうち、日本の中学3年生に相当する9年生までの教育しか受けていない者は29.2%もあり、高校未修了者を含めると50.7%に達する。9年生までしか受けていない教育歴は、全米全体では6.2%、カリフォルニア州では10.4%、サンディエゴ市全体では7%であり、高校未修了者を含めた数字は、全米全体では14.9%、カリフォルニア州では19.3%、サンディエゴ市全体では13.5%である。

ローガン地区居住者の生活言語は、主にスペイン語である。家庭内で使用される言語については、ローガン地区では、5歳以上の者のうち80.1%がスペイン語を主言語としており、英語を主言語とする者は18.5%に過ぎない。スペイン語を主言語とする者は、全米全体では12.5%、カリフォルニア州では28.5%、サンディエゴ市全体では22.2%であり、英語を主言語とする者は、全米全体では79.9%、カリフォルニア州では57.0%、サンディエゴ市全体では61.2%である。

ローガン地区居住者の英語能力は低い。このような英語能力の低さは、低い教育水準と共に就業や所得に影響を及ぼすことになる。スペイン語を家庭内の主言語として用いる者のうち英語が堪能でない者(22.6%)と全く話することができない者(21.2%)を合わせると43.8%を占める。スペイン語を主言語とする者の中で、英語が堪能でないあるいは全く話せないと回答した者は、全米全体では27.9%、カリフォルニア州では29.3%、サンディエゴ市全体では25.8%である。

ローガン地区のヒスパニック系住民は、低い教育水準や低い英語能力のために、多くが未熟練労働に就いている。地区住民の就業構造を見ると、①サービ

ス業（42.1%）、②建設業（18.0%）、③営業・事務職（17.4%）、④製造・輸送業（15.1%）、⑤経営・研究・芸術職（7.4%）である。最も多いサービス業の職種には、看護・介護、警備・販売員、食品加工・給仕、清掃員・建物管理などがあり、男女共に清掃員・建物管理、食品加工・給仕などに就いている者が多い。

ローガン地区の貧困率は41.8%である。地区住民世帯の所得構成は、10,000ドル以下が10.6%、10,000ドルから25,000ドルが31.2%、25,000ドルから50,000ドルが32.1%、50,000ドルから100,000ドルが20.5%、100,000ドル以上が5.6%である。連邦政府が設定した2010年の貧困ラインは5人家族で25,790ドルである（U.S. Department of Health & Human Services 2010）。ローガン地区では、25,000ドル以下（貧困ライン以下）の世帯が41.8%を占める。米国全体ではこの数字は23.5%であり、ローガン地区の貧困率の高さが分かる。

2. チカーノ・コミュニティの結束型社会関係資本

このコミュニティの形成過程では、チカーノ・パーク奪還運動が重要な役割を果たし、チカーノやアストランと言ったエスニック・アイデンティティが戦略的に用いられた。チカーノ・パーク運営委員会 CPSC は、コミュニティの核であり、エスニック・アイデンティティと共にコミュニティの重要な結束型社会関係資本である。

2-1. コミュニティのアイデンティティ

ローガン地区のチカーノ・コミュニティは、チカーノ運動の影響を受け、その運動で重要な役割を果たしたアイデンティティや思想を巧みに取り込んできた。「チカーノ（Chicano）」は、公共の公園の名称に用いられることによってコミュニティのアイデンティティを示すものになっている。チカーノ運動のシンボルとして頻繁に掲げられた「アストラン（Aztlán）」も、コミュニティの結束力を強めるものになっている。

1）チカーノ運動：米国社会において社会的に排除されてきたマイノリティは、1950年代以降、人種差別の撤廃や米国市民としての権利を求め、社会運動を展開した。まず1950年代半ばから1960年代半ばにかけて、アフリカ系アメリカ人が公民権運動を展開した。この運動に影響を受けたメキシコ系住民が、1960年代半ばから1970年代半ばにかけてチカーノ運動を展開する。チカーノ運動は、チカーノの社会経済的地位を改善し、米国市民としての権利を要求するものであった（Gonzales 1999: 191）。

チカーノ運動の幕開けは、1965年9月、カリフォルニア州デラノ市のブドウ農園で賃金引き上げと労働組合の結成を求めた農業労働者によるストライキである（Gonzales 1999: 198-202）。セサル・チャベス（César Chávez）が指導したこの運動は、運動方針に非暴力を掲げ、チカーノ運動の中で最も成功を収めた。チカーノ運動は、全米のメキシコ系居住区の住民運動に大きな影響を及ぼした。ローガン地区のチカーノ・パーク奪還運動は、このチカーノ運動の影響を受け、メキシコ系住民が憩いの場の公園建設を求めたものである（Brookman 1986: 19-21）。

2) チカーノ：チカーノという言葉は、メキシコ系アメリカ人の中で、民族的ルーツや伝統・文化に強いアイデンティティを求める人々を表すものである。

メキシコ系アメリカ人は、文字通りメキシコを出自とするアメリカ人であるが、歴史的背景や地域によって多様な呼称が用いられてきた。Samora and Simon (1977) によれば、メキシコ系アメリカ人の名称には、①メキシカン・アメリカン、②メヒカーノ、③チカーノ、④イスパーノ、⑤ラティーノなどがある。この中で、チカーノは、「米国南西部のスペイン語話者であり、民族主義的解釈をもってメキシコに歴史的文化的結びつきを強調するメキシコ系の人々であり、メヒカーノとは異なる」と説明されている。

そしてチカーノという名称も、歴史的社会的に多様な意味合いを含む呼び名として用いられてきた。チカーノという言葉が初めて登場したのは、1911年に発行されたスペイン語新聞である。それは、メキシコを出自とする人のうち、米国化した人（メキシカン）と米国化していない人（チカーノ）を区別するために使われた（Nostrand 1975: 152）。移民の増大と共に、この言葉はメキシコ系移民に対する侮蔑的な意味を持つようになった。

チカーノ運動では、それまで否定的な意味合いがあったチカーノという言葉に、積極的で政治的な意味が与えられた（Muñoz 1989: 7）。チカーノは、チカーノ運動に参加・同調する人々、民族的ルーツや伝統・文化に強いアイデンティティを求める人々、米国社会への同化に抵抗を示す人たち、このようなメキシコ系の人々の思いを表す言葉として用いられるようになった（Gonzales 1999: 邦訳 356）。

しかし、公民権運動が終焉を迎えると共に、チカーノという用語の影響力はしだいに低下する。1970年代半ばには僅かな支持者を除き、メキシカン・アメリカンという名称が一般に用いられるようになる。と言うのは、チカーノという言葉が、あまりに攻撃的かつ政治的な意味合いを含んでいたからであった。1980年代には、新たにヒスパニックという言葉を好んで使う世代が生まれた

(Navarro 2005: 406-413)。

ただし、チカーノ運動のなかで誕生したチカーノ壁画、チカーノ芸術、チカーノ研究という言葉はなお健在である。壁画・音楽・文学・芸術・研究のような文化的な場面では、チカーノという言葉は米国社会で確固とした地位を獲得している。チカーノ・パークが誕生した1970年4月はチカーノ運動の最盛期である。既にチカーノという言葉が米国社会で定着していたために、市営の公園にチカーノという名称が無理なく付けられた。

3) アストラン：チカーノ・パークでは、チカーノと共に重要なキーワードが「アストラン (Aztlán)」である。公園内の壁画の中にもしばしば書き記され、チカーノ・パークのロゴマークにも使われている。アストランはチカーノ運動のシンボルの1つとして頻繁に掲げられていた。

チカーノ運動の中でアストランが初めて登場したのは1969年3月である。コロラド州デンバーで、「正義のための運動」主催のチカーノ青年解放会議が開催された。この会議の「アストラン精神宣言」において、アストランが初めて用いられた (Acuña 2000: 372, Camejo 1971: 3)。アストランをこの運動の中に導入したのは、サンディエゴ州立大学の教授・詩人であるアルリスタ (Alurista) や、コロラド州で都市バリオの貧困問題に取り組み「正義のための運動」を結成したロドルフォ・“コーキー”・ゴンザレス (Rodolfo “Corky” Gonzales) である (Acuña 2010: 308)。

アルリスタは、アストランというシンボルを用いて、白人に対して挑戦的にこの土地に最初にいたのは自分たちであると宣言した (Acuña 2010: 308)。アストランとは、アステカ人の故郷とされる伝説上の地名である (Anaya and Lomeli 1989: ii, Muñoz 1989: 77)。チカーノ運動では、アストランは、旧メキシコ領であった米国南西部の5州、カリフォルニア州、アリゾナ州、ニューメキシコ州、テキサス州、コロラド州を包括する地域を指すことが多い (佐藤 1997: 1)。

チカーノ・パークには、「サンディエゴ市のバリオ・ローガンにあるチカーノ・パークこそがアストランの中心であり、へそである」という表現がある (Torres, 2001/8/13)。公園のチカーノ壁画の中にも、「アストランのへそ」、「アストランのチカーノ芸術家会議」、「アストラン製」などという表現がしばしば見られる。チカーノ・パークでは、アストランがこのコミュニティのアイデンティティを表現する1つの方法になっている。

ただし2000年代に入ると、公園内のアストランという言葉が過激すぎるとして新聞沙汰になることもあった。これは、カリフォルニア州運輸局が老朽化に

伴う公園の修繕維持費として CPSC に対して助成金を出す際に、アストランという言葉の持つ印象が暴力的で連邦規則に反すると指摘したからである (Sanchez 2003)。とは言え、地域住民にとってアストランの精神的意味合いは何ら変わっていない。

2-2. チカーノ・パークの奪還運動—コミュニティの形成

サンディエゴ市ローガン地区のコミュニティ形成において重要な役割を果たしたのは、1970年4月のチカーノ・パークの奪還運動である。この奪還運動の中から、その後のコミュニティの核になる CPSC が設立される。

第2次世界大戦後、ローガン地区のメキシコ系住民の生活環境は大きく変化した。1950年代に、都市計画法の改正によって工場や廃車置き場が地区に点在するようになり、また港湾地区では米海軍の要塞が拡大された。1960年代に入ると、地区を分断するように州間高速道路のインターステート5号線が建設され、さらにインターステート5号線とコロナド橋の合流地点が地区内に設けられた (Cockcroft 1984: 80)。

コミュニティ形成の歴史は、1967年に、チカーノ運動に刺激を受けたローガン地区住民がサンディエゴ市に対して公園用地を要請したことから始まる (Delgado 1998: 51)。この運動を担ったのは、ローガン地区に居住するメキシコ系住民や学生・教員などの学校関係者などであった。例えば、サンディエゴ・チカーノ連合 (Chicano Federation of San Diego) やバリオ連合 (Union del Barrio) といった住民組織、メキシコ系住民の自警集団ブラウン・ベレー (Brown Beret)、アストランのチカーノ学生運動 MEChA (Movimiento Estudiantil Chicano de Aztlán) などがこの運動に参加した (Cockcroft 1984: 82)。

ローガン地区住民の要請に対して、1968年に、サンディエゴ市が橋のたもとの1.6エーカーの土地を公園用地として指定した (Cockcroft 1984: 81)。また1969年7月に、カリフォルニア州が、コロナド橋に隣接する1.8エーカーの土地を20年間の期限付きでサンディエゴ市に貸し出すことを決めた (*San Diego Union*; 以下 *SDU*, 1969/7/24)。さらに同年11月に、カリフォルニア州は、州間高速道路に隣接する未使用の土地を、地域のレクリエーション用地として利用することを認めた (*SDU*, 1969/11/9)。しかし、ローガン地区住民は、1.8エーカーという土地の大きさに満足せず、サンディエゴ市当局に対して、コロナド橋の下を含め3エーカーの土地を要求し、市議会でも審議されることになった (*Evening Tribune*; 以下 *ET*, 1970/4/23)。

しかし、1970年4月20日早朝、コロナド橋の下にブルドーザーが出現し、カ

写真1 奪還運動の様子(1)



出所：Delgado 1998: 48.

写真2 奪還運動の様子(2)



出所：Delgado 1998: 55.

リフォルニア州高速道路警察隊 CHP (California Highway Patrol) の基地建設が着手された (Cockcroft 1984: 81)。この時いち早く現場の異変に気付き行動に移したのは、ローガン地区に居住していた大学生でブラウン・ベレーのマリオ・ソリス (Mario Solis) と、「バリオのおばあさん」として親しまれていたローラ・ロドリゲス (Laura Rodriguez) である。彼らの呼びかけに応じて、早朝7時にはデモ隊がコロナド橋の下に集まり、抗議運動が始まった (Delgado 1998: 52, 写真1、写真2)。

同年4月23日には、約300人のローガン地区住民が抗議集会を行った。この抗議集会には、地域の多くの住民が世代や立場を超えて参加した。この時、壁画家のサルバドル・トーレス (Salvador Torres) がコロナド橋の橋脚に壁画を描くことを提案した。チカーノ運動家のアルリスタもこの抗議行動を支援した。地域住民の抗議に押され、地域住民・サンディエゴ市議員・CHP 職員 of 三者会議が開かれ、抗議行動は、同年5月4日まで12日間続けられた (Cockcroft 1984: 82-84)。

この公園の獲得は「チカーノ・パークの奪還 (Chicano Park Takeover)」と称される。奪還運動は、ローガン地区のメキシコ系住民だけではなく、カリフォルニア州をはじめ全米各地のメキシコ系の人々にとって、チカーノ運動の象徴として次第にシンボル化されていった。サンディエゴの市営公園に「チカーノ」という名称が用いられたことは、米国の白人社会に対してチカーノの存在を強く印象づけるものになった。

2-3. チカーノ・パーク運営委員会—コミュニティの核

サンディエゴ市ローガン地区のチカーノ・コミュニティの核はチカーノ・パーク運営委員会 CPSC (Chicano Park Steering Committee) である。CPSC が中心になってコミュニティの結束力を高めている。

1) CPSC とは：1970年4月、CPSC は公園用地奪還運動のなかで設立された。現在の活動の目的は、「コミュニティを代表し、チカーノ・パークの持続的な発展と拡大を監視し、公園がチカーノ・メキシコ・先住民様式に開発されるように保証すること」である (CPSC WEB)。写真3は、1974年に描かれた CPSC のロゴマークである。米国南西部一帯をアストランとし、指が示している先にはチカーノ・パークがある。このロゴは、CPSC の初代委員長リコ・ブエノ (Rico Bueno) によってデザインされた (nps.gov 2012: 28, 101)。

写真3 チカーノ・パーク・ロゴ壁画



出所：2001年8月筆者撮影

写真4 キオスコ



出所：2001年8月筆者撮影

彼らの活動の場は、多くは公園中心部にあるキオスコ (Kiosko) と呼ばれるアステカの神殿をイメージして造られた場所である (写真4)。このキオスコは、1972年に建設が計画され、その外見については市議会で審議された。市議会では、スパニッシュ・ミッション様式に建設されることが期待されていた。しかし、CPSC を中心とした地域住民による協議によって市議会の意向は退けられ、1977年に、より先住民的でメキシコ的な様式として完成された (nps.gov 2012: 13, 27)。

CPSC のメンバーは、2011年時点で37名であり、公園用地奪還当時から参加しているのは約12名である (CPSC WEB)。このうち、CPSC 初代委員長のリコ・ブエノが2016年6月に死去した (CPSC Facebook 2016/6/4)。メンバーには、ローガン地区住民の他に、壁画家、ブラウン・ベレーや MEChA の構成員、サンディエゴ・シティ・カレッジの学生などがいる。

CPSC のメンバーの中には、壁画家では、ビクター・オロスコ・オチョア (Victor Orozco Ochoa) やマリオ・トレロ (Mario Torero) がおり、ブラウン・ペレーではデビット・リコ・シニア (David Rico Sr.)、イレーネ・メナ (Irene Mena)、オクタビアーノ・キンテーロ (Octaviano Quintero)、現委員長のトマサ・“トミー”・カマリーリヨ (Tomas “Tommie” Camarillo) らが設立当初からいる。

その他に、チカーノ・パーク誕生後間もなく CPSC に加わったローライダーのリゴベルト・レジェス (Rigoberto Reyes) がいる。彼は、1977年にアミーゴス・カー・クラブ・サンディエゴ支部を立ち上げ、CPSC とローライダーの仲介をしている (Bueno 2010)。また、フォルクローレ・グループ、ロス・アラクラネスの代表、ラモン・“チャンキー”・サンチェス (Ramón “Chunky” Sánchez) も CPSC のメンバーである。

2) CPSC の活動：CPSC の活動は、①チカーノ・パークの維持管理、②チカーノ壁画の制作と維持管理、③チカーノ・パーク・デーなどイベントの開催などである。

CPSC の活動の第 1 はチカーノ・パークの維持管理である。チカーノ・パークは、建設当時から耐えず活きた公園として存在している。公園建設に際し当局との間で、ローガン地区の住民が公園を美しく維持し適正に利用することが取り決められている。この取り決めが遵守されないと、公園は市当局に没収される。そのため、CPSC は公園の使用状況を常に監視し、公園の維持管理に努めている。その結果、チカーノ・パークは、サンディエゴ市だけではなく、カリフォルニア州や米国政府にもその価値を認められる公園へと成長してきた (Smith 2011: 55, SDUT 2013/5/17)。

CPSC は、公園の維持管理においてサンディエゴ市やカリフォルニア州と協議し、時には当局に対して積極的に提案をしている。そのような提案には、例えば、1995年のコロナド橋の耐震補強工事に関するものがある。1995年秋に、コロナド橋の耐震補強工事がカリフォルニア州運輸局によって計画された。この計画の推進には、チカーノ・パークを取り巻くコミュニティの協力が不可欠であった。しかし、この耐震補強工事について、CPSC は壁画への影響を危惧し、必ずしも賛成していなかった。

CPSC は、同年10月に州運輸局からこの耐震補強工事に関する連絡を受けた。1996年2月に、州運輸局が「公園と壁画の諮問委員会」を作り (Caltrans 2016/02/20)、CPSC はこの諮問委員会のメンバーとして参加することになった。CPSC と「公園と壁画の諮問委員会」は、公園内のチカーノ壁画の重要性を訴

え、州運輸局との間で協議を重ねた。(Caltrans 1998: 49)。その結果、1999年秋に、この耐震補強工事は壁画に損壊を与えることなく修了した。

CPSC の活動の第 2 は、公園に描かれているチカーノ壁画の制作や維持管理である。チカーノ壁画がチカーノ・パークに描かれるようになったのは、公園設立から 3 年後の 1973 年である。CPSC は、描かれる壁画がチカーノ・パークに相応しいかを判断し、壁画制作の指揮や監修をしたり、壁画の保存活動を行ったりしてきた (CPSC WEB)。

壁画が描かれている公園はサンディエゴ市が管理し、公園の至る所にある橋脚の所有者は州運輸局である。CPSC が市当局や州運輸局に対して壁画制作の申請を行い、当局は壁画を描く際の注意事項を提示したうえで、CPSC を介して地域住民や壁画家に壁画を描く事を認めている (Cockcroft 1984: 85-86)。

チカーノ壁画の修復作業も CPSC の重要な活動である。1980 年に、サンディエゴ市によってチカーノ壁画が史跡認定された。その結果、チカーノ壁画の存在がコミュニティ外にも知れ渡るようになると、コミュニティ部外者によって壁画の破壊活動が度々行われるようになった。こうした事態をうけ、壁画の修復活動が CPSC 主導で行われた。1980 年までに制作された壁画 40 点のうち 15 点が被害状況に関わらず修復された。

CPSC の活動の第 3 は、チカーノ・パーク・デーなどのイベントの開催である。CPSC は、毎年 4 月に開催されるチカーノ・パーク・デーの企画運営を行う。CPSC は、チカーノ・パーク・デーを企画すると、参加者へ情報を提供し、開催資金を調達する。企画が決まると、CPSC のウェブサイトやフェイスブック、公園内に設置されている掲示板などによって、当日催される集会やイベント、キオスコ舞台の予約状況、CPSC の会議予定、出店参加の方法などの情報を参加者に知らせる。

チカーノ・パーク・デー開催の資金調達も CPSC の重要な活動である。資金調達の方法は多様であるが、1 つは、チカーノ・パーク・デーのプログラムへの広告掲載料の徴収である。2016 年の広告掲載料は、表裏紙が 1,200 ドル、表紙裏面が 900 ドルであり、パンフレット内の広告は 1 頁につき全頁広告が 600 ドル、半頁広告が 300 ドルなどである (CPSC WEB)。資金調達の 2 つ目は、チカーノ・パーク・デーでの出店ブースの使用料の徴収である。2016 年の出店料は、企業出店 600 ドル、食料販売 400 ドル、雑貨販売 250 ドル、情報案内 200 ドルであった。ローライダー・カー・ショーの出展料は車 1 台 25 ドル、自転車 1 台 15 ドルであった (CPSC WEB)。

3. チカーノ・コミュニティの橋渡し型社会関係資本

チカーノ壁画、チカーノ・パークの歌、チカーノ・パーク・デーなどは当初はコミュニティの結束力を高めるものであったが、今日では、ローライダー・クラブとの連携を含め、コミュニティが外部との関係を広げる橋渡し型の社会関係資本になっている。チカーノ・パークは、地域住民の憩いの場であるだけでなく、メキシコ系アメリカ人独自の文化を発信する場になっている。

3-1. チカーノ・パークの壁画

チカーノ・パークでは、1973年から現在まで新たな壁画の制作や既存の壁画の修復が継続的に行われている。CPSC がウェブサイト上で紹介している壁画は、2000年初頭までに描かれたものだけで68点にのぼる（CPSC WEB）。紹介されていない小さなものを含めると、現在では100点以上になる。

チカーノ・パークの壁画制作は、全米で展開されたチカーノ運動の影響を受けている。チカーノ運動では、運動を視覚的に表現したり、アイデンティティを確立したりする手段として、チカーノ文化が戦略的に用いられた（加藤 1993: 171）。特に、宗教的シンボルであるグアダルーベの聖母の図像、メキシコの国旗、アステカの鷲、コリード、スペイン語の語りなどが多く用いられた。これらは、チカーノ壁画にも多く取り入れられ、チカーノ独自の表現手段となっている（Camarillo 1992）。

米国内のチカーノ壁画は、メキシコ国内で1922年に開始されたメキシコ壁画運動に影響を受けている。1930年前後には「メキシコ壁画運動の3巨匠」と称されるディエゴ・リベラ（Diego Rivera）、ダビット・アルファロ・シケイロス（David Alfaro Siqueiros）、ホセ・クレメンテ・オロスコ（José Clemente Orozco）が米国政府に招待され、全米各地で壁画制作を行った（黒田 2000: 154-161）。彼らは、人種差別への反対や帝国主義への批判などの政治的主張や、労働者の働く姿などを描き、その後展開されるチカーノ運動のチカーノ壁画制作の基盤を作った（加藤 1993: 169）。

チカーノ・パークの壁画の題材は、歴史的人物、宗教的シンボル、公園建設と奪還の様子などである（Cockcroft 1984: 88）。壁画題材の第1は、メキシコやラテンアメリカ諸国の歴史に残る人物の肖像である。チカーノ・パークでも、社会的に排除されてきた人々が英雄視するチェ・ゲバラ（Che Guevara）やエミリアーノ・サパタ（Emiliano Zapata）、チカーノ運動の指導者セサル・チャベスなどはあらゆる場所で描かれてきた（写真5）。

写真5 歴史壁画



出所：2001年8月筆者撮影
注：1973年制作、1997年修復

写真6 ケツアルコアトル壁画



出所：2001年8月筆者撮影
注：1973年制作、1997年修復

チカーノ壁画の第2の題材は宗教的シンボルである。プリ・コロンビア期の宗教的シンボル、ナワ族の農業と文化の神であるケツアルコアトル（写真6）、ピラミッドや神殿などは数多く描かれている。また、チカーノの宗教的シンボルであるグアダルupesの聖母（Virgin de Guadalupe）、先住民をモチーフとした人物、歴史的事実の表徴なども繰り返し描かれた（Cockcroft 1984: 88）。

壁画題材の第3は、ローガン地区やチカーノ・パークを象徴するものであり、公園の建設や奪還の様子、ローガン地区の功労者などがある。例えば、1970年4月22日に起きた公園用地奪還の様子を表した「チカーノ・パーク奪還壁画」が1976年に描かれた。この壁画は、ギレルモ・ロセッテ（Guillermo Rosette）、フェリペ・アダメ（Felipe Adame）、オクタビオ・ゴンザレス（Octavio Gonzalez）の3名によって制作されたものである（nps.gov 2012: 32, 33, 51）。

1980年に、チカーノ・パークと公園の壁画群は、サンディエゴ市史跡委員会によって歴史的に価値のある場所（Historic Site Board #143）として指定された（Smith 2011: 55）。また同年、世界的な月刊誌の『ナショナル・ジオグラフィック』誌の6月号にメキシコ系アメリカ人の特集で公園の写真が掲載された。

さらに2013年1月には、米国国立公園局によってチカーノ・パークと壁画群が米国国家歴史登録財（National Register of Historic Places）として登録され、国内外から注目される空間となった（SDUT 2013/5/17）。この時に登録されたのは、①チカーノ・パークそのものと、②1973年から1989年の間に公園内に描かれた49点の壁画、③1977年に建設されたキオスコ、④2004年に設置されたサパタ像などである（nps.gov 2012: 3）。

3-2. チカーノ・パークの歌

ローガン地区を活動拠点とするフォルクローレ・グループにロス・アラクラネスがいる。その代表のラモン・“チャンキー”・サンチェスは、公園用地奪還運動に参加し、CPSC の設立当初からのメンバーである。彼の楽曲の中に、1979年に成作された「チカーノ・パーク・サンバ (Chicano Park Samba)」がある。歌詞にはチカーノ・パーク誕生の経緯とコミュニティの姿が歌われ、「我々はチカーノ・パークのために耐えず戦い続ける。橋の下で」と締めくくられている (Rolas de Aztlán 2005: 32)。

この楽曲は、チカーノ運動の歌として、2005年にスミソニアン学術協会がリリースした CD の “Rolas de Aztlán: Songs of the Chicano Movement” に収められた。2013年にはサンチェスは、米国政府芸術財団にその功績を認められ、芸術家として最高の荣誉となるナショナル・ヘリテッジ・フェローシップ賞 (National Heritage Fellowship) を受賞した。この受賞によって、チカーノ・パークの存在は米国社会にさらに知られることになった (NEA web)。

チカーノ・パークの歌は、当初はチカーノ・コミュニティの結束力を高めるための楽曲であった。しかし、スミソニアン学術協会の CD に収められたり、サンチェスが音楽家として認められたりすることによって、この歌は、チカーノ・コミュニティと米国や海外の人々とを結びつける橋渡し型社会関係資本としての役割を担うようになった。

3-3. チカーノ・パーク・デーの開催

チカーノ・パーク・デーは、公園が設立された翌年の1971年から毎年4月に公園奪還を記念して開催されている。この祭典は、ローガン地区のコミュニティの結束力を高めるだけでなく、コミュニティの外との橋渡しをする役割も持っている。現在では、公園用地の奪還運動が行われた4月22日に一番近い土曜日に祭典が行われる。

1971年は4月22日木曜日に第1回の祭典が催された。その様子は、地元紙のサンディエゴ・トリビューンに写真付きで「州の所有地からコミュニティ・パークへと発展した公園の一周年を祝う祭典に1,000人近い若者が集結した」と取り上げられた (SDT 1971/4/23)。民族舞踊、音楽、市議員や神父の講演、詩の朗読などが行われ、寄付金を募るためにメキシコ料理の屋台が出店された (SDT 1971/4/23)。

1972年の第2回祭典は4月22日の土曜日に開催された。前年同様、民族舞踊、音楽、屋台の出店などがあり、チカーノ・パーク・デーの基礎が築きあげられ

た。この頃には、公園に隣接する280平米の建物がコミュニティ・センターとしてチカーノ・パークの一部となり、公園用地も4.5エーカーに拡大した (Murphy 1972)。1973年の第3回チカーノ・パーク・デーでは、開催日に合わせ壁画が4点描かれた (Grant 1973)。1990年の20周年記念は、4月21・22日の2日間祭典が開催され、約6,000人が参加した (Petrillo 1990)。この祭典には、多いときには10,000人を超える観光客が、米国各地や海外から訪れるようになった (Apan 1986, O'hara 2005)。

近年のチカーノ・パーク・デーでは、チカーノ・パーク奪還運動を回顧し、それに携わった先人たちを慕い、黙祷が捧げられる。その後、CPSC とブラウン・ベレーによってチカーノ・パークの旗とチカーノ・アストランの旗 (スペイン人・先住民・メスティーソの3面の顔を持つシンボル旗) が掲げられる。さらに、先住民様式の舞踊 (Danza Azteca) や民族舞踊 (Ballet Folklórico) が披露され、チカーノ・パークの賛歌である「チカーノ・パーク・サンバ」が歌われる。

3-4. ローライダー・クラブとの連携

ローライダーとは、地面すれすれまでに車高を低くした車や装飾を施しカスタマイズされた車に乗る者のことを指し、チカーノの若者文化を代表するサブカルチャーである (Castro 2000: 142)。ローライダーという言葉自体は1960年代から使われたが、もともとは第2次世界大戦時に都市部に居住していたメキシコ系の若者の間で流行したパチューコ (Pachuco) 文化から継承されたものである (Castro 2000: 142-144)。

サンディエゴでは、1977年に、カー・クラブのカジノ (Casino: 1972年結成) を前身にもつアミーゴス・カー・クラブ・サンディエゴ支部が、CPSC のメンバーのリゴベルト・レジェス (Rigoberto Reyes) によって結成された。それ以来、アミーゴス・カー・クラブは、チカーノ・パーク・デーの共催者として重要な役割を担っている (Bueno 2010)。

1979年には、『ローライダー・マガジン誌』とラテン・ローライダーズの共催で、チカーノ・パークでローライダー・ショーが開催された。このイベントの目的は、カー・クラブを団結させ、ローライダーについて社会的認知を得ることであった。この時、サンディエゴ・ローライダー協議会が結成された (現在、アミーゴスを中心に10グループが所属, Bueno 2010)。それ以降、チカーノ・パークではローライダー・ショーをはじめとするイベントが開催されるようになった。チカーノ・パーク・デーのローライダー・ショーは、今では祭典

の目玉イベントとなっている。

2012年のチカーノ・パーク・デーでは、ローライダーが祭典のテーマとなった。それは、「ローライダー：チカーノ・パークの歴史・文化・誇り・未来の一端」と題され、サンディエゴ市内外のローライダー・クラブがチカーノ・パークに集結した。そこには、テキサス州エルパソ市のリンカーン・パークから2つのカー・クラブが招待された。さらに、当日のローライダーに関する基調演説はリンカーン・パーク保全委員会の代表が行い、その他ゲストスピーカーとして同公園の壁画家が招待された（CPSC Facebook 2012/4/14）。

む す び

本稿は、サンディエゴ市ローガン地区のチカーノ・パークを中心に形成されたチカーノ・コミュニティについて社会関係資本という点から検討した。本稿の主要な結論は以下の通りである。

第1に、ローガン地区のチカーノ・コミュニティは、エスニック・アイデンティティやCPSCのような結束型社会関係資本を軸に形成された。しかし今日では、チカーノ壁画を中心にした優れた橋渡し型社会関係資本をもとに米国内外の人々との関係を広げ、脱伝統的なコミュニティを創り上げている。

第2に、チカーノ・コミュニティの形成においては、チカーノ・パーク奪還運動が重要な役割を果たした。この奪還運動やコミュニティの結束において、チカーノやアストランと言ったエスニック・アイデンティティが戦略的に用いられた。チカーノ・パーク運営委員会CPSCは、コミュニティの核であり、エスニック・アイデンティティと共にコミュニティの重要な結束型社会関係資本である。

第3に、コミュニティを特徴づける橋渡し型社会関係資本には、チカーノ壁画、チカーノ・パークの歌、チカーノ・パーク・デー、ローライダー・クラブとの連携などがある。特に、チカーノ・パークの壁画は、2013年に、米国国家歴史登録財に登録され、国内外から注目され、多くの芸術家や観光客を引きつけている。

参考文献

- Acuña, Rodolfo (2000/2010) *Occupied America: A History of Chicanos*, New York: Longman.
- Anaya, Rudolfo A. and Francisco Lomeli (1989) *Aztlán: Essays on the Chicano Homeland*, Albuquerque: University of New Mexico Press.

- Brookman, Philip and Guillermo Gómez-Peña ed. (1986) *Made in Aztlan: Centro Cultural De La Raza Fifteenth Anniversary*, San Diego: Tolteca Publications.
- Camarillo, Albert (1979) *Chicanos in a Changing Society: From Mexican Pueblos to American Barrios in Santa Barbara and Southern California, 1848-1930*, Cambridge, MA: Harvard Univ. Press.
- Castro, Rafaela G. (2001) *Chicano Folklore: A Guide to the Folktales, Traditions, Rituals and Religious Practices of Mexican American*, Oxford: Oxford University Press.
- Cockcroft, Eva (1984) "The Story of Chicano Park," *Aztlán*, Vol. 15.
- Craig, Richard B. (1971) *Bracero Program: Interest Groups and Foreign Policy*, Dallas: University of Texas Press.
- Delgado, Kevin (1998) "A Turning Point: The Conception and Realization of Chicano Park," *Journal of San Diego History*, Vol. 44.
 < <http://www.sandiegohistory.org/journal/98winter/chicano.htm> > (2016/6/30)
- Gonzales, Manuel G. (1999) *Mexicanos: A History of Mexicans in the United States*, Indiana: Indiana University Press (中川正紀訳『メキシコ系米国人—移民の歴史—』明石書店、2003年).
- Griswold del Castillo, Richard ed. (2007) *Chicano San Diego: Cultural Space and the Struggle for Justice*, Tucson: University of Arizona Press.
- Griswold del Castillo, Richard and Arnoldo De León (1996) *North to Aztlán: A History of Mexican Americans in the United States*, New York: Twayne Publishers.
- Herzog, Lawrence A. (1990) *Where North Meets South: Cities, Space, and Politics on the U.S.- Mexico Border*, Dallas: University of Texas Press.
- Muñoz Jr., Carlos (1989) *Youth, Identity, Power: The Chicano Movement*, New York: Verso.
- Navarro, Armando (2005) *Mexicano Political Experience in Occupied Aztlán: Struggles and Change*, Walnut Creek: Altamira Press.
- Norris, Frank (1983) "Logan Heights: Growth and Change in the Old 'East End'," *Journal of San Diego History*, Vol. 29.
- Nostrand, Richard L. (1975) "'Mexican American' and 'Chicano': Emerging Terms for a People Coming of Age," in Norris Hundley Jr ed., *The Chicano*, Santa Barbara: Clio Books.
- Putnam, Robert D. (2000) *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*, New York: Simon & Schuster (柴内康文訳『孤独なボーリング—米国コミュニティの崩壊と再生—』柏書房、2006年).
- Samora, Julian and Patricia Vandel Simon (1977) *A History of the Mexican-American People*, London: University of Notre Dame Press.
- Smith, Brian F. et al. (2011) "Barrio Logan Historical Resources Survey," City of San

- Diego; City Planning & Community Investment, Community Planning & Urban Form Divisions.
- 石黒馨・初谷譲次編 (2014) 『創造するコミュニティーラテンアメリカの社会関係資本―』 晃洋書房。
- 加藤薫 (1993) 「チカーノ・アートの現在」 『国際経営論集』、第4号、153-188頁。
- 加藤薫 (2002) 『21世紀のアメリカ美術 チカーノ・アート―末梢された<魂>の復活―』 明石書店。
- 黒田悦子 (2000) 『メキシコ系アメリカ人』 国立民族学博物館。
- 佐藤勘治 (1997) 「<アストララン>から<ボーダーランド>へー 『米墨国境地帯』とチカーノ・アイデンティティの変遷―』 『言語と文化』、第3号、1-38頁。

新聞記事・報告書

- Anguiano, Marco. “The Battle of Chicano Park: A Brief History of the Takeover,” Chicano Park Steering Committee, <<http://chicano-park.com/cpscbattleof.html>> (2015/12/13)
- Apan, Mike (1986) “Park’s Ongoing Struggle is Celebrated,” *The Daily Aztec*, 23 April 1986.
- Bueno, Jae. (2010) “Rigoberto ‘Rigo’ Reyes of Amigos Car Club: Amigos CC San Diego,” <<http://www.lowrider.com/lifestyle/1001-lrmp-rigoberto-rigo-reyes-of-amigos-car-club/>> (2014/3/11)
- Caltrans (1998) *State Route 75 San Diego-Coronado Bay Bridge (Final), San Diego-Coronado Bay Bridge Approach Ramps Seismic Retrofit Plan*, San Diego: State of California Department of Transportation.
- Grant, Lee (1973) “Chicano Artists Go To The Walls,” *San Diego Union*, 13 May 1973, sec. E
- Murphy, Vi (1970) “Williams Vows City Gift of Park,” *San Diego Union*, 5 May 1970.
- Murphy, Vi (1971) “Crowd Marks Anniversary of Chicano Park,” *San Diego Union*, 23 April 1971. sec. B-1.
- O’hara Lilia (2005) “Best Bet Spend a Day in an ‘Open-Air Museum’,” *San Diego Union Tribune*, 21 April 2005.
- Petrillo, Lisa (1990) “6,000 Celebrate Chicano Park’s 20th Anniversary,” *San Diego Union*, 23 April 1990, sec. B-1, B-3
- Sanchez Leonel (2003) “A Park’s Future Hangs on Word: Caltrans Says Word Aztlán Is ‘Militant’ and Using It Could Violate Federal Rules,” *San Diego Union Tribune*, 28 February 2003.
- Schoenherr, Steven (2001) “Barrio Logan in San Diego” <<http://history.acusd.edu/gen/projects/178/barriologan00.html>> (2001/7/13)

参考ウェブサイト

Bureau of the Census: <<http://www.census.gov/>> (2016/7/2)

California Department of Transportation (Caltrans), “Case Study: CORPlan, Charlottesville, VA.,” <http://contextsensitivesolutions.org/content/trainingguide/assets/specialized/CIA_CaseStudies.pdf/> (2016/2/20)

Chicano Park Steering Committee: <<http://chicano-park.com/>> (2016/7/2)

City of San Diego, Planning Division “Barrio Logan/Harbor 101 Community Plan,” <<http://www.sandiego.gov/planning/community/profiles/pdf/cp/cpblfull.pdf>> (2016/2/20)

Lowrider Network: <<http://www.lowrider.com/>> (2016/7/2)

National Park Service, “National Register of Historic Places Registration Form,” <https://www.nps.gov/nr/feature/weekly_features/2013/CA_12001192.pdf> (2013/5/18)

U.S. Department of Health & Human Services (2010) “2010 HHS Poverty Guidelines,” <<https://aspe.hhs.gov/2010-hhs-poverty-guidelines>> (2016/6/20)

C D ブックレット

Smithsonian Folkways Recordings (2005) “Rolas de Aztlán: Songs of the Chicano Movement”.

インタビュー

Ochoa, Victor (2002/4/25)

Torero, Mario (2002/4/16)

Torres, Salvador (2001/8/13)

アラモ砦の観光化とサンアントニオの 観光文化のテックス・メックス化

——都市計画とメキシコ料理を中心に——

牛 島 万

はじめに

本稿の舞台となる米テキサス州サンアントニオはいわゆる歴史観光都市といってよいであろう。1836年3月6日、当時メキシコ領であったサンアントニオ市東部の、サンアントニオ川を越えたところにあるアラモ砦で分離独立を主張し籠城していた180数人の米国人ほか地元のメキシコ人も含めた反政府派が軍総司令官サンタ・アナ（Antonio López de Santa Anna）率いるメキシコ軍に制圧され命を落とした。この戦いは自由と独立のための戦争に敗れた英雄たちの悲話として現在まで語り継がれてきている。またその1ヶ月後の4月21日のサンハンシントの戦いで、葬られた仲間の報復攻撃に勝利した。このときに兵士たちは「アラモを忘れるな」（Remember the Alamo!）と声高々に発し士気を高めたと言われている。そして現在、この修復されたアラモ砦は英霊の眠る礼拝堂のごとく、歴史的象徴たる場所として多くの観光客が訪れている。これほどまでに毎年多くの観光客がサンアントニオに集まる理由はアラモ砦が観光化、博物館化されたことだけではその説明は不十分である。サンアントニオは当時からアングロ系とメキシコ系の交錯する空間であり、独自の空間を形成していた。観光化したことにより、サンアントニオのグローバル化、グローカル化が進展してきたのである。これらを支えてきたサンアントニオの観光文化は多岐にわたっているが、なかでもアラモ砦をはじめとする歴史的記念碑の現代的意味、そして娯楽としての観光を追求した観光商業化とインフラ整備、加えてメキシコ文化のテックス・メックス化であろうと考える。テックス・メックス化について音楽もそうであろうが、本稿ではメキシコ料理を事例に挙げて解説す

る。

1. アラモ砦事件の歴史的意義

1803年、米国政府がフランス領ルイジアナを買収した頃、すでに当時ヌエバ・エスパーニャの領域であったテキサスに対する関心が彼らの間に浸透していた。従って、1810年代にスペインからの独立戦争がヌエバ・エスパーニャで展開されていたが、これに干渉したのは米国の不法戦士であった。

1819年、米国はスペインからフロリダを買収し、テキサスの北の境界をサビーン河と定めた。¹⁾このときに米国はフロリダ獲得と交換条件に、テキサスへの進出を断念することを余儀なくされたのである。しかし1825年、アダムズ大統領(John Quincy Adams)は、ポインセット(Joel R. Poinsett)をメキシコ公使に任命し、リオグランデ境界とする交渉を開始させた。またこれに並行し、ニューメキシコ(当時のメキシコ領ヌエボ・メヒコ)、カリフォルニアの獲得がすでに画策されていたのである。

1829年、アダムズの次のジャクソン大統領(Andrew Jackson)はポインセットに交渉額を500万ドルに引き上げさせ、ヌエセス河西方に境界を確定するように命じた。1829年8月22日付の国務長官ヴァン・ビューレン(Van Buren)の指令に従って、ヌエセス河西方の砂漠地帯に引かれる境界が提案された。そして境界線がこれより北上する場合は、交渉額を下げ、サンアントニオ・デ・ベハル(San Antonio de Béjar)とバイア・デル・エスピリツ(Bahía del Espíritu)の両方が含まれている場合は400万ドルないしは最大の500万ドルを提示することがポインセットに認められていた。

その後もジャクソンは、彼が信頼する友人バットラー(Anthony Butler)を派遣し交渉を続けさせた。しかし、無知、卑俗、不道徳と非難されていた同交渉人が、さらに両国間の関係を悪化させていった。²⁾彼はまさに「米国に投げかけられたメキシコ人の侮辱に対し確固たる態度をとることで、二国間の緊張を緩和させた³⁾」のであった。

バットラーは1835年6月17日付の米国務大臣フォーサイス(John Forsyth)に次のような報告をしている。

テキサス併合は、その最善の気候、商業的機會、ルイジアナに匹敵する肥沃な土地からして、米国の富と資源を増大させることだろう。そしてこれによって、当該領域に急速に人口が集中してくるであろう。また地図上の検討だけでも、テキサスを米国に割譲する条約は、テキサス併合が一連の序幕に

すぎないこと、つまり最終的にヌエボ・メヒコ、アルタ・カリフォルニア、バハ・カリフォルニアという名称で知られるこれら全領域の占有をわれわれに可能にさせることは明白である。南はチワワ州の北東の端で分断される境界、つまりリオグランデに並行して太平洋に達する境界で、北は北緯42°線である。ゲアナフアト、ハリスコ、サカテカスは最大ではないが鉱石の豊かな産地である。米国が先の領域を領有できれば、大西洋と太平洋を結ぶことができ、アメリカ大陸のいかなる拠点も経由できるであろう。そして自国の領土内にインドとわが国の諸港を接近させ、全世界からわが国に対して一定の納税を余儀なくさせるようなネットワークを有することになるであろう。⁴⁾

米国政府のテキサス領有の関心によりメキシコ政府に対して政府間レベルの交渉を続けてきたが、テキサス独立戦争以前の段階で交渉は失敗し、米国政府が独立運動の表舞台に直接出てくることはなかった。従って、米国人のプランターや商人、あるいはいわゆる不法戦士^{フィリバスターズ}がテキサスの独立、および米墨戦争勃発までのテキサス共和国期における暴徒の歴史に関与してくることになる。

1821年、スペインから独立したメキシコ政府により、米国南部出身オースティン (Stephen F. Austin) がメキシコ領テキサスへの入植を認められる。オースティンの入植団は300世帯ほどであったが⁵⁾、その後も大量の入植者が到来し、1823年に1200人だった米国人も、1835年には2万5000人から3万人 (3000～4000人の黒人奴隷を含む) に膨大していた。これに対し、メキシコ人は4000人から7800人にすぎなかった。この人口比の逆転は次第にメキシコ政府に反抗的なテキサス住民を増加させていった。ところで、メキシコ政府は当初から米国人によるテキサス分離独立を懸念していた。それは同政府が入植の条件を厳しく設定していたことからわかる。その条件とは、カトリックへの改宗、メキシコ憲法と法令の遵守、国境付近や沿岸部への入植禁止などであった。⁷⁾ところが反面、テキサスにおける奴隷制の実施、7年間の免税、輸入の自由などが認められており、実態はかなり寛大なものであったといえる。このような不確実な支配により、やがて法や規律を遵守しない傲慢な米国移民が登場してきたのである。⁸⁾

1824年、連邦制を基礎とする新憲法発布によってコアウイラ・テキサス州 (Estado de Coahuila y Texas) が成立したことから、テキサスは同連合州に組み込まれ、州都はコアウイラのサルティージョ (Saltillo) に定められた。ちなみにコアウイラとテキサスの境界はヌエセス河であった。これは、テキサスの分離独立の危険を回避しようとして、メキシコ政府が単一州を認可しなかった

からであった。やがてメキシコの法や慣習を遵守しない無謀な米国人入植者が増えてきたこともあり、1829年には奴隷制の禁止、翌年には米国人の入植を禁止する法令まで発布されるに至った。さらに1824年以降の連邦制が1835年には中央集権制に移行し、ますますテキサスの自治は制限されていった。このような中央政府の動きに対する反対運動はすでに1835年のゴリアッドでの叛乱を皮切りにテキサス各地に広がっていた。これを阻止すべく、首都メキシコ市から遠征隊を自ら率いてテキサスの叛乱を鎮静しようとしたのが当時の大統領でもあり軍総司令官でもあったサンタ・アナであった。

1836年3月2日、テキサスは分離独立を宣言し、暫定大統領にバーネット(Thomas Barnett)、副大統領にロレンソ・デ・サバラ(Lorenzo de Zavala)がそれぞれ選出された。サバラはメキシコから亡命してきた自由主義者であった。そして進攻しつつあるサンタ・アナ遠征軍に対抗すべくテキサスでは軍事体制を整え、その準備に余念がなかった。こうして、アラモ砦(The Alamo)の事件が起きるのである。当時、爆薬庫として使用されていた旧スペイン領のミッションであるアラモ砦に一部のテキサスの叛乱軍が籠城した。当初サンタ・アナ軍はアラモに直接進撃してくるとは予想もしていなかったが、同軍は2月23日にサンアントニオに到達し、アラモに到達し包囲し始めた。そして包囲されて13日目の3月6日午前5時、まだ薄明の世界に閉ざされていたアラモ砦への襲撃が開始された。1時間もかからないうちに決着がついたと言われている。中にいた総勢180数人が絶命した。サンタ・アナの配慮により、戦士の妻など女性や子供、および1名の黒人奴隷は解放された。メキシコ軍はアラモ砦を奪回したが、メキシコ側の死傷者は約600人に上った。

さらに、3月27日、メキシコ軍はゴリアッドで捕虜になったテキサス軍のファニン(James Fannin)らの刑を執行した。このような屈辱を体験し、比較的短い間に「アラモを忘れるな!」(Remember the Alamo!)や「ゴリアッドを忘れるな」(Remember Goliad!)という標語が生まれ、テキサス軍の士気を鼓舞したのである。彼らは報復のための戦いに正義と自由精神を見出そうとしていたのである。そこで、遂に4月21日、サンタ・アナ軍はサンハシントの戦いでヒューストン軍と交戦し、サンタ・アナは捕虜になった。5月14日、テキサス側はサンタ・アナに、メキシコ軍の撤退とテキサスの独立を認めさせ、テキサスとメキシコの境界はリオグランデとすることを明記したベラスコ条約(Los Tratados de Velasco)への調印を強要された。これを受けて、同月17日、憲法を発布し、テキサス共和国(The Republic of Texas)建国を宣言したのである。

今日、テキサス州サンアントニオはかつて修復されたアラモ砦があり、多く

の観光客が訪れる代表的な観光名所に数えられる。独立や自由の歴史を観光化したアラモ砦を始めとする歴史的遺産はサンアントニオの一つの表徴にもなっている。そしてアラモ砦事件は熱心な史実探究の対象になっているだけでなく、同事件から生まれた数多くの神話や伝説が社会的影響を与え続けているのである。

2. テキサス史における古都サンアントニオ

サンアントニオには、いわゆる「歴史」的なアラモ砦があり、国に対する愛着の念を確認する場であることについては何ら想像に難くない。しかし、それだけでは今日のような観光的発展はなかったであろう。この町に旅行客を集めるための魅力ある観光都市空間の創生には相当な尽力がなされたはずである。そこで、まずは、その重要な要因のひとつである自然環境から検討していかなければならない。

18世紀初めにはすでに現在のサンアントニオの原型であるサンアントニオ・デ・ベハルが誕生していた。ここは政治的、軍事的拠点で、スペイン領テキサスの都であった。その一方で、サンアントニオが、夏の灼熱の太陽が照り続けるテキサスの大地のなかのオアシス、つまり「水の都」として当時から注目されていた。とりわけサンアントニオ川とその流域の景観は人々にこよなく愛されてきた。1716年、偶然にもサンアントニオを発見したドミンゴ・ラモン隊長(Domingo Ramón)はこのように日誌に綴っている。

川床の水が乾ききっていた二つの支流を渡ると、やがて豊かな水源を発見した。そしてこれをサンペドロと名づけた(筆者註—現在サンアントニオ市内をサンアントニオ川が南北に縦断して流れているが、市の西部にその支流として流れサンペドロ川がある)。そこからさらに川の流れにそって歩くと、サンアントニオ川に到達した。同川岸にはペカン(現テキサス州の州木)、ブドウ、ヤナギ、ニレ科の木々などが植わっていた。彼らは川上にすばらしい牧草地と美しい木々を発見し、その木陰を選んでテントをはった。そこには9フィートほどの麻と2フィートほどの亜麻が植わっていた。またみんなに行き渡るほど十分な魚も捕れ、この川では網釣りが簡単にできた。このすばらしい水源と肥沃な大地は農業の発展とそこで暮らす人々の生活を保証するものであろう。

このように、当時から牧歌的な草原と豊かな水源が、サンアントニオを「水

の都」として、荒野のテキサスにプラスのイメージを飾るものとして発展してきたといえよう。しかし、「観光」用の自然環境よりも、人々の生活用水としての重要性が当然ながらにあった。19世紀の半ば頃、ここを訪れたオルムテッドは、「われわれはつい立ち止まって川をじっくり見た。その美しさに魅了されたからである。川は実に水色でガラスのようにきれいだった。その流れは速いが、川音はまったくなく、川底の石ころが見え、川岸には葦が生えている。だから丸太でできた釣り橋に何時間も寄り添って川の流れを見ていることもできそうだ」と述べている¹¹⁾。

しかし、このような環境は20世紀初頭にもなると、次第に環境汚染で苦悩する都市と化す。サンアントニオ川にはゴミやガラクタが浮かび、生活排水で悪臭を放つまでに悪化していた。1910年のサンアントニオは10数万の人口を有する都市に発展していた。しかし、そのようなサンアントニオが現在全米第8位の人口を擁する大都市に成長し、かつすぐれた観光都市として発展してきたのは、1920年代後半から開発が進められてきた都市計画による着実な進展にあったからだといわねばならないであろう。途中、1929年の大恐慌の影響で中断された時期があったが、1939年のWPA（米事業企画庁、1943年解散）の資金等で初期の工事である「運河」とその5,200メートルに及ぶ側道（river walk）が完成し、1946年以降これらが次第に観光事業を支えるインフラとして脚光を浴びていた。

さらにその10年後、第2期工事が完了する。さらに、1968年に大きな転換期を迎える。それは同年、サンアントニオでエキスポが開催されたのである。ちなみに大阪万博（1970）がその次の会場となった。サンアントニオ万博のシンボルとして「アメリカスの文明の合流」の象徴として建設されたのがアメリカズ・タワー（Tower of the Americas）であった。ここは現在でもサンアントニオを一望できる市内で最も高層のタワーである。そして万博開催を記念し、リバーウォークはここまで拡張されたのである。その他、ヘンリー・B・ゴンザレス・コンベンションセンター（1968）や劇場にまでリバーウォークは拡張された。サンアントニオ初的大型ホテルチェーンであるヒルトンがヒルトン・パラシオ・デル・リオ（Hilton Palacio del Río）をこのリバーウォーク沿いに建てたが、このホテルはリバーウォークと直結した高級ホテルの先駆けとなった。その後、同様にリバーウォーク沿いに、ハイヤット・レジェンシー（Hyatt Regency, 1979）、マリオット・リバーウォーク（Marriott Riverwalk, 1979）、マリオット・リバーセンター（Marriott Rivercenter, 1988）と建設の波は続いた。マリオット・リバーセンター・ホテルは38階建て（166メートル）のタワーホ

テルで、近くには1988年に誕生したリバーセンター・モール（Rivercenter Mall）や先のコンベンションセンターがある。ここはリバーウォークを走る遊覧船の終着地でもある。

このように、1960年代頃からサンアントニオの観光が徐々にアピールされてきたが、その背景に、サンアントニオ川周辺の都市計画を丹念に進めてきたことがあった。その意味でサンアントニオ川は極めて重要な観光開発の鍵を握っていた。つまり、サンアントニオはその町の景観づくりにリバーウォークを建設しただけでなく、サンアントニオ川沿いに点在していた歴史的文化財—アラモ砦とサンホセ・ミッション（伝道所）等のオールド・スパニッシュ期の建物をすべて「博物館」化し、まさにサンアントニオの歴史的観光名所として大体的にアピールしてきたからである。そして宿泊施設以外に、ショッピングモールやその他の飲食、娯楽施設までリバーウォーク周辺地域に展開してきた。まさに消費者（旅行者）のニーズに対応する「観光」の極限を目指してきたのである。古き良き旧スペイン文化や歴史を基盤に、それが資本主義的商業展開されるなかで、特定の旅行者だけではなく、米国人をはじめとする世界各国の旅行者、観光客を集客することに成功した事例であった。

2011年、リバーウォーク拡張による画期的な展開がはかられる。従来バスツアーの対象となっていた近郊に点在する歴史名所であるコンセプション、サンホセ、サン・フアン・カピストラノ、エスパルダの4つのミッションはほぼすべてがサンアントニオ川沿いにあり、ミッションの最南端にあるエスパダ伝道所（Mission Espada）までリバーウォークが整備、拡張されたのである。この全長8マイルにわたる Mission Reach あるいはミッション・トレイルは、バス以外に、リバーウォーク添いの街道をハイキング、自転車、あるいはカヌーで行け、史跡めぐり以外に、エコツーリズムが満喫できる空間を「売り」としている。

サンアントニオの観光の景観は旧スペイン期やメキシコ文化が商業化された独自の観光文化を生み出している。無論、テキサスの全てを物語っているわけではない。ヒューストン、ダラス、あるいは州都オースティンとは異なる、いわゆる「観光」都市である。独自の雰囲気や大事にしている。例えば、メキシコとの辺境にあるテキサス州ラレドもメキシコ文化が色濃く漂った都市であるが、サンアントニオはこれとは異なる商業化された、観光化されたラテン文化圏というべきであろうか。よそ者がその文化に触れるには「観光」という媒体が入ってくるはずである。その媒体を無視すれば、それを阻害する要因、例えば、言葉や犯罪が障壁になってくるであろう。

筆者が2005年5月に訪れたサンアントニオの西の郊外にある、ちょうどグアダルーベ・ストリートとサウス・ブラソス・ストリートの交わるあたりの一角にあるグアダルーベ文化芸術センター（Guadalupe Cultural Arts Center）およびその一筋なかに入ると「グアダルーベの聖母」の壁画があるが、その辺りはいわゆる「観光化」されていない地域である。筆者が編者として同年末に出版した本の表表紙に出てくる壁画がそうである。あくまでも筆者の個人的印象であるが、いわゆる「観光」区域ではなく、第一印象として治安の悪さを少し感じた。よそ者が長くとどまる場所ではないと思った。サンアントニオのメキシコ文化を知るうえで欠かせない文化財であろうと思うが、いわゆる観光化されたサンアントニオ市内とは異質のものである。このように、観光地として成立する要因は文化財だけではなりたない。交通手段、宿泊施設、商業施設等のインフラの整備及び投資、以外に、治安や安全の確立が必要になってくる。これらすべてを有することが最低条件となろう。

3. アラモ砦の観光化

サンアントニオはアラモ砦事件の舞台となった地であるが、そこは当初から英霊を祭り米国の独立と自由を称える場所として早くから観光されたわけではなかった。むしろ、アラモ砦事件の記憶は風化されつつあった。当然のことながら、180年前のアラモ砦は現在のそれと同じではない。当時のものは、サンタ・アナの襲撃を受けてほとんど崩壊したはずである。しかもその後しばらくアラモ砦はそのまま放置されていた。しかし米墨戦争が終わった1848年以降、一部の市民から次第にその修復と保存を望む声が上がってきた。実質的には「テキサス共和国の娘たち」（Daughters of the Republic of Texas）という民間の愛国団体がアラモ砦の修復と維持に努めてきた。そもそも地元民はアラモ砦の歴史について必ずしも関心をもっていたわけではなかった¹²⁾。

1841年、テキサス共和国政府はローマ・カトリック教会にアラモを返上した。ところが、1848年、米墨戦争後、アラモは米国軍に貸与され、翌年、米国政府はアラモの修復にとりかかった。南北戦争後、食糧倉庫として使われていたが、修道院の部分は1877年にグレネー（Honoré Grenet）の所有となった。しかし、彼の死去をさかいに売却され、1883年にテキサス州に所有権が移動し、サンアントニオ市の管轄となった。ところが、1886年以降、遅くとも1890年代にはヒューゴ・シュメルツァー社（Hugo-Schmeltzer）の一部所有になっていた。そして、これと同時期にアドリアナ・デ・サバラ（Adriana de Zavala）が「テキサス共和国の娘たち」（DRT）の実行委員として頭角をあらわすようになり、アラモ

の所有管理権を同団体が得るために、ヒューゴ・シュメルツァー社との協議を重ねてきた。ところが、1905年に、6500ドルでアラモの所有権をテキサス州政府が購入することを決めた。このときすでに、1903年頃からテキサスのコーパス・クリスティ在住の富豪の娘クララ・ドリスコル（Clara Driscoll）が「テキサス共和国の娘」の活動に共鳴し、資金面で支援していた。しかし、このあと同団体の内部で抗争が起こった。DRT がテキサス州政府からその管理を任されると、アドリアナ・デ・サバラ派とクララ・ドリスコル派で対立が起こった。後者は資金面でクララ・ドリスコルの貢献が高かったことを主張したのである¹³⁾。そして次第に DRT はドリスコルを支持するようになっていった。最終的に1912年までにデ・サバラは除名されたが、その後も彼女は別の組織を設立し自らの信念を追求していった。根本的に両者の対立の背景には、アラモの管轄権を州政府から移譲された DRT がアラモ一帯の整備計画をどのように進めていくべきかについて意見の相違があったからである。デ・サバラは歴史に対して学者並みの博学さと愛国心をもって、アラモを当時の状況にできるだけ忠実に修復することを希望していた。従って、アラモが教会である必要はなく、当時から屋根のない壁面であったことを指摘する。またその横の壁は2階建てほどの高さがあり、ヒューゴ・シュメルツァー社の建物はその壁を利用してつくられたので、同建物の解体、撤去に反対した。これに対し、自らも小説を書いていたロマンティストのドリスコルは、むしろヒューゴ・シュメルツァー社の建物のみならず、壁を解体し、アラモはチャペルとして修復されなければならないとした。そして周囲は将来的に記念公園として拡張される計画をもっていた。デ・サバラのような歴史に忠実な考えの人にとって、先の計画案にもとづくアラモは英霊やテキサスの独立・自由のための礼拝堂に匹敵するものとはならないと考えていたのであろう。従って、このドリスコルのような商業主義的な考え方には賛成できなかったのであろう。そこで、市当局は折衷策を講じる。つまり、ヒューゴ・シュメルツァー社の建物は壁を除いて全て撤去し、その後、2階ほどの高さのある壁を低層化した。このように、ドリスコルの計画が大幅に受け入れ、アラモの観光化、ひいてはサンアントニオの観光化に発展していったのである。

4. テキサス牧牛業の発展

テキサスは綿花、羊放牧などで歴史的に発展してきたが、忘れてはならないことは、牧牛業の発展である。これにより、テキサスは豚肉や鳥肉よりも牛肉の産地として確立していった。そして、このことはテキサスのロングホーン牛

やカウボーイのイメージと連動するものとなった。

牧牛業の始まりは羊や馬に比べると遅かったが、18世紀末にフランシスコ会修道士が数百頭の牛を導入したと言われている。その牛が、19世紀初頭において少なくともテキサスとカリフォルニアを合わせて10万頭いたと言われている。19世紀の半ばまでに、牛はテキサスでは300万頭、カリフォルニアには100万頭に増えていた。1835年の段階で、牧畜業に従事していた入植者は、カリフォルニア¹⁴⁾1万4000人、テキサス4万人、ニューメキシコ7万人であった。

スペインやメキシコの伝統として牧畜業の歴史は古くからあったが、主としてそれは羊や馬であった。牛が皆無ではなかったが、それがスペイン人によりテキサスに導入されたのは18世紀後半にフランシスコ修道士が最初であったとされる。ジョーダンによると、1830年代後半にはテキサス東部では移動型の牧牛業者が登場し、ニューオーリンズまで牛が運ばれていた。1840年代半ばには、ミズーリ州セントルイスやオハイオ州までその経路は達していた。そのテキサス牛こそ、長い角が特徴的であるテキサス・ロングホーン種であった。ロングホーンは元来メキシコ起源とされており、その後テキサスで米国南部の他種牛との交配で繁殖したと言われている。ロングホーンは当時から食用に利用されていた¹⁶⁾。

南北戦争以降、シカゴの食肉産業の発展により、テキサス・ロングホーンの需要と価格上昇が起こった。当時、テキサスには鉄道がまだ開通していなかったため（サンアントニオに鉄道が開通するのは1875年のこと、75年から83年にかけてメキシコとの国境イーグルパス、ラレド、エルパソまで拡張された）、カンザス州アビリン（Abilene）の鉄道駅までテキサス南部からテキサス・ロングホーンを移動させる業者が必要とされたが、その多くはアングロ系の会社が請け負った。これがカウボーイである。移動放牧の経路の代表としてチザム交易路があったが、その宿場町としてサンアントニオでは観光施設や酒場などが急速に栄えていた。

5. メキシコ料理のテックス・メックス化

ここで料理をとりあげる理由から述べると、サンアントニオの観光化が1870年代には確実に起こってくるが、その原因はアラモ砦への巡礼だけではない。ただし、アラモ砦の修復と観光化はまだ本格的には始まっておらず、むしろサンアントニオがよそ者である旅人を誘う場所として頭角をあらわす背景に、テキサスの牧牛業の発展が大きな要因としてあったと考えてよいであろう。そしてテキサスはテキサス・ロングホーンをはじめとする牧牛業のメッカとして確

固たる地位を確立していく一方、次第にサンアントニオのメキシコ系テハノ人口が減りアングロ化していく過程で、よそ者である観光客に受け入れられるように、米国のなかの異国旅情をただよわせる雰囲気を出ししようとした。その一つに、純粋なメキシコ料理ではなく、アングロ系の味覚に合ったテキサス風のメキシコ料理をサービスするようになっていった。料理が観光客への重要なアピール材料となっていたことは間違いない。

現に、1870年代の前後においては移動牧牛の途中のカウボーイの宿場町として、宿泊施設、商業施設が急増し、町の発展を寄与した。サンアントニオに鉄道が開通するのは1875年のことであり、鉄道の開通により、原則的には移動放牧は衰退していくが、それでも1880年頃まで移動放牧は急に途絶えることはなかった。またテキサス南部の牛を輸出する中継地として、鉄道駅として、あるいは軍事基地として、その後もサンアントニオの重要性は増していった。そのために、町全体で観光化を展開しようとしていた。

1866年から1880年までに400万頭のテキサス・ロングホーンがカンザス州アピリンに運ばれた。これと並行してメキシコ料理の観光化、つまりメキシコ料理のテックス・メックス化が始まった。テキサス産チリの歴史は長いが、チリと牛肉を混ぜ合わせたチリ・コン・カルネ (chili con carne) は一説には1850年代にはその原型がテキサスで登場し、サンアントニオではすでに1870年代後半には、現代まで続いている代表的なテックス・メックス料理として誕生していた。チリ・コン・カルネがテックス・メックス、つまりテキサス風メキシコ料理であり純粋なメキシコ料理でない要因は2つある。それは、チリ・コン・カルネは香辛料ではなく、れっきとしたサイドメニューの料理であったこと、もう一つはメキシコではタコスにしても本来鳥肉や豚肉でつくるものが主流であったが、テキサスにおいては牛肉のものが主流になってきているのは、まさにアメリカ化された、換言すれば、「観光化」されたメキシコ料理 (テックス・メックス) となる。

サンアントニオ市内の3つの広場、マイラム広場 (Milam)、プラサ・デ・アルマス (Plaza de Almas, Plaza Militar)、アラモ広場 (Plaza de Alamo) ではチリ・コン・カルネやエンチラーダ (enchiladas) やタマリー (tamales) などの屋台の店である、いわゆるチリ・スタンドが1880年代には早くも人気を博していた。料理もさることながら、料理係である女性たちに惹かれてより多くの男性が足を運んだという。なかでもアラモ周辺の広場と、現在のマーケット・スクエアのある元プラサ・デ・アルマス (プラサ・ミリタル) で夜通しチリ・スタンドがにぎわっていた。彼女たちの多くはメキシコ系女性で、チリ・クイー

ン（チリ女王 Chili Queen）と呼ばれていた。とりわけ若い彼女たちの魅力は料理をより満喫させるものであり、彼女たちによって発されるスペイン語は異空間を形成する重要な要素となっていた。そして、これがサンアントニオの観光化に大いに貢献した。もともとプラサ・デ・アルマスで軍人相手の商売でこれが始まったようであるが、大きなお皿にもりつけられたトルティージャとチリ・ビーンズは当時のお金で10セントだった。メキシコ人と思われる靴磨きもシルクの帽子をかぶった観光客と思しき顧客もみな一列になって並び、しかし互いに見向きもしないで、椅子に座って、こぞってチリ・コン・カルネを口にしたのである。¹⁷⁾ 1882年のある観光ガイドには、「古代アステカの血をひく」チリ・クイーンによってつくられた料理に満喫できることを謳い文句に集客に努めた。¹⁸⁾ さらに、1893年のシカゴでのコロンビア万博でサンアントニオ・チリ・スタンドが設置され、テキサスのチリ・コン・カルネが米国全土に広まることとなった。

しかしながら、早くも1889年、当時のサンアントニオ市長ブライアン・カラハーン（Braian Callaghan）は観光都市サンアントニオの美化を徹底しようと計画し、アラモ砦近くの広場からチリ・クイーンの露店を強制撤去しようとした。この際に、理由として、市当局は衛生の問題を挙げた。ところが、この計画は結果的に頓挫し、アラモ広場からチリ・クイーンが完全に消えたわけではなかった。むしろ、1909年には、アラモ周辺から屋台のチリ・コン・カルネとチリ・クイーンを撤退することを市当局は断念したのである。しかし、やがて第一次世界大戦の機運が高まるなかで、軍基地のあったサンアントニオでは軍当局による強制撤去の試みがなされ、チリ・スタンドは最終的にアラモ周辺から消えていった。そしてマイラム広場やマーケット広場（もとのプラサ・デ・アルマス）にチリ・クイーンは移動していった。

サンアントニオを訪れたオー・ヘンリーは1919年に次のように記している。

数年前まで、町の中心にあるこの歴史的なアラモ広場での夜の露店はカーニバル状態であった。そのにぎやかさは町中に知れ渡っていた。給仕する者が数百人なら、客は数千人だった。男にこびを見せる若いセニョリータたち、すばらしいスペイン系の歌手の音楽、そして不思議なほど辛いメキシコ料理がひしめき合う百のテーブルに¹⁹⁾運ばれていることに魅せられて、夜通しアラモ広場に寄り集まってきていた。

しかし、20世紀初頭のメキシコ革命の難から逃れてきたメキシコ人難民の急

増は、サンアントニオの人口動態を大きく変えた。1900年から1940年にかけて、サンアントニオの人口は1万2000人から10万人に増加し、メキシコ系は25%から40%に上昇した。²⁰⁾比較的経済的に豊かなメキシコ系米国人を除き、チリ・スタンドで生計を立てようとする低所得者層のメキシコ系が増えていった。なかでもチリ・スタンドは女性の活躍の場であった。しかし、1929年の世界恐慌により、移民の強制退去が実施されるなか、米国の土地で確固とした地位を築こうとしていた中産階級のメキシコ系米国人にもその悪影響が及ぶことを憂慮し、彼らはこれまでと違って政治的に躍進しようとしていた。そこで、アングロ系もメキシコ系米国人を政治的に無視できなくなってきた。その一つの証拠に、テキサス州法でメキシコ系は白人と規定されていたのである。

不況が続く中、サンアントニオの観光開発のための都市計画やその美化は概して歴代の市長の関心の高い課題であり続けた。他方、サンアントニオのメキシコ系の急増により、メキシコ人やメキシコ系米国人が、店の経営者としても顧客としても、メキシコ料理を提供するレストランやスタンドにそれまで以上に関わるようになっていった。不況の中で屋台経営者は増えたという事情もある。しかし、観光的にも、経営的にもチリ・スタンドが繁盛していった理由として、料理のおいしさとそれを奉仕する若いチリ・クイーンにあったといっても過言ではないだろう。アングロ系の旅行者をターゲットにチリ・クイーンはその後ヘイマーケット広場（Haymarket Plaza）で屋台経営を続け、夜遅くまでにぎわっていた。そこには、観光客だけでなく、地元民でもテックス・メックス化されたメキシコ料理とその独特の飲食店の雰囲気魅了された者を誘い、料理は人種や階層の違いを払拭し、その一体化が形成されていた。そしてチリ・クイーンはまさにその橋渡的存在であった。この意味で、チリ・スタンドとチリ・クイーンが実質上のサンアントニオの商業や観光業において少なからず重要な役割を果たしていたと考えられるのである。

しかし、1936年のテキサス独立百周年という記念の年に、サンアントニオの観光発展のために再び衛生問題を避けては通れないと判断した市当局は、ついにマーケット広場にチリ・クイーンが店を出すための条件として、ビニールハウスのような密閉されたテント形式の店を構えて営業しなければならないという条例を出した。それでも動じないチリ・クイーンを翌年強制的に追い出そうとした。しかし結果的にはその後も広場で出店し続けた。しかし保健局からの抑圧もあり、究極的にはやがて米国が第二次大戦に参戦し戦争ムードが一挙に高まった段階で、1943年頃までにチリ・クイーンは広場から完全に姿を消した。しかし、彼女たちはある意味したたかであった。戦時体制中においてチリ・ク

イーンとして働くよりもより賃金の高い別の雇用の道が開かれていたからである。こうして、チリ・クイーンが完全に消えたあとも、メキシコ料理のテックス・メックス化は続き、これがサンアントニオの観光発展に寄与することとなった。かつてのチリ・クイーンの思い出は想起され、チリ・クイーンがいなくなったあともチリ・コン・カルネという料理は継承され、料理から醸し出されるノスタルジックな思いに浸ろうとする顧客も少なくなったのである。

数人のさまよえるチリ販売者が現在ではガラスのケースのカートを引いてタコスやタマーリを売っている。マーケット広場の周りにごくわずかのこじんまりしている室内のチリ料理店が残っているだけである。しかし、その場所の空気や味覚を刺激する匂いはそこには漂っていない。

6. 現代テックス・メックスとサンアントニオ観光文化

テックス・メックスという言葉が生まれたのは1960年代以降のことであったといわれている。しかし本稿では、いわゆるメキシコ料理が観光化の過程でその最大の消費者にアングロ系を想定したこと、またテキサスがまさに牧牛業で飛躍的な発展を遂げてきたことから、19世紀後半には料理におけるテックス・メックス化は萌芽的に始まっていたと考えられることを指摘してきた。カサ・リオ（Casa Río）は1946年に創業したが、リバーウォーク沿いにつくられた最初のメキシコ料理店であった。料理のコンビ形式はテックス・メックスの一つの特徴である。その料理の中身を見ると、タマーレがのっているが、これはマサ（masa）というタマーレ用のトウモロコシ粉にチリ、塩、ニンニク、油を水と混ぜてものをトウモロコシの乾いた殻につけて巻き、蒸したものである。チキン・エンチラーダにかけるソースは赤色のテキサス風のサルサではなく、ホワイトソースのグレイビーがかかっている。この店の最大のおすすめはチリ・コン・カルネであろう。赤い独特の匂いが漂うチリ・ソースに、砕けやすい牛肉がはいっている。

他方、ミ・ティエラ（Mi Tierra）は1941年にオープンしたレストランである。タコスが貝殻の形をしたカリカリなもの（hard-shelled tacos）であったり、タコスの原料がトウモロコシ粉ではなく小麦粉であったり、タマーレの上にCHEDDARチーズをのせると、これらすべてはテックス・メックス料理と認定される。

しかし大切なことは、これらのサンアントニオを代表する老舗 Casa Río や Mi Tierra にメキシコ人が訪れないかといえば、そうではない。店が純粹のメキシコ料理を出すのか、あるいはテックス・メックス料理を出すのか、という

明確な線引きはあまり重要ではないからである。テックス・メックスとはまさにその境界線を不鮮明にした総体なのである。これにより、すべての顧客に好まれるように彼らの好みを包括できる料理こそがテックス・メックスであり、ゆえにグローバルかつグローバルなサンアントニオの観光業を支える文化となっているのである。

また、日本にもかなり前から進出してきている米国高級メキシコ料理チェーン店エル・トリート (El Torrito) でもおなじみであるファヒータ (fajitas) も、60年代後半以降登場してきたテックス・メックス料理であるといわれている。一説では、テキサス州辺境部のラレド、あるいはテキサス南部のリオ・グランデ下流域 (Río Grande Valley) が発生の地で、すでに1930年代にはその原型が見られる。スペイン語で faja というにはベルトや細い紐を指す言葉であるが、ここでは牛の横隔膜のことである。ハラミが横隔膜背中側部位であるように、これらの下位の部位を貧しい労働者が肉のような味付けをして好んで食べていたのである。しかし、それがサンアントニオなどのテキサス大都市で、テックス・メックス化され、70年代にソニー・ファルコン (Sonny Falcon) がテキサス中でファヒータのファースト・フードのスタンドを展開したこともあった。このようにメキシコ料理のファースト・フード化で大成功をおさめたカリフォルニア発祥のタコ・ベル (Taco Bell) のように、ファヒータのファースト・フード化もテックス・メックス化がグローバル化、グローバル化の過程で生まれたものとする証左である。その後、サーロイン・ステーキ肉を用いたビーフ・ファヒータ、チキン・ファヒータ、シュリンプ・ファヒータ、あるいはベジタブル・ファヒータなどが改良された。しかもその火付け役はテキサス州都オースティンにあるハイヤットホテル・ラ・ビスタのレストランに勤めるドイツ生まれのジョージ・ワイドマンであった。ファヒータは現在ではテックス・メックス料理の代表としてほとんどのメキシコ料理店のメニューに入っている。ちなみに、一部ではファヒータはタコス・アル・カルボン (Tacos al carbón 炭火焼タコス) ともいう。

むすび

アラモ砦で英霊となったトラヴィス、ボウイ、クロケットたちは、独立と自由、および正義の勇者、そして米国へ忠誠を尽くした戦士であった。歴史記述や歴史的記念碑や史跡によりわれわれは過去の時代のことを現代の視点で知り得ることができるが、このような文化的表象は、現在その空間に自らの足で立つことにより、その臨場感をより体感できるという利点がある。これにより、

180年前ここで起こった出来事を回想し、改めて独立と自由のために戦死した英霊たちを称え、同時に現代を生きる米国の一市民として、とりわけ米国国家との関係、換言すれば、国家にどれだけ忠誠心を有しているのかを確認し、米国民としてのナショナル・アイデンティティを再生する場所ともなっている。しかし、文化的表象は米国国家の論理、アングロサクソン系白人の論理、あるいは男性の論理として解釈される。そして、解釈上不都合な表徴は最初から除去されている。つまり、女性性、異文化・異民族性は排除されているのである。しかもその表象は意図的に後世修復された可能性が高い。アラモ砦はその最たる例である。

アラモ砦は180年前と同じではない。アラモのほかに、サンアントニオ周辺のいくつかのミッション（コンセプト、サンホセ、サンフランシスコ・デ・ラ・エスパダ等）もまた歴史的建築物として歴史的な表象になっている。先にも述べたように、サンアントニオからこれらのミッションをめぐる歴史街道のツアーやリバーウォークでめぐるエコツーリズムが人気となっている。しかし、この「歴史」も観光化されたものである。アラモ砦を含めてサンアントニオ全体が歴史的文化的表象を「観光化」することで「商品化」している。換言すれば、米国のコマーシャルリズムやツーリズムの発展と歴史的文化的表象が極めて密接な関係にあるといえよう。そして、その「観光化」によって形成された特殊な空間において、おのおのの観光客の多様な目的意識や関心に対応できるように順応しうるのである。

現在の博物館化（再魔術化）されたアラモ砦並びにリバーサイドセンター内にある IMAX シアターで上映されているショートムービー『アラモ—自由の価値 (Alamo... The Price of Freedom)』（1988）は、「自由」や「民主主義」の擁護者としての歴史的文化的表象であり、そこを訪れる旅行者、観光客を洗脳している。これがまさに「観光化」である。

しかし、サンアントニオが観光都市としてグローバルに発展してきた要因として、「娯楽」を重視していることである。非現実的な世界を旅行者に提供することである。それはリバーウォーク周辺で展開されている。リバーウォークを歩くもよし、遊覧船に乗るのもよし、郊外では自らカヌーを漕ぐこともできる。まさにエコツーリズムの世界を満喫できるのである。あるいは、ショッピングモールでとことんまで買い物を楽しむこともできる。サンアントニオ北部には動物園、スタジアム、西部にはシーワールドというテーマパークがある。本稿では、とりわけメキシコ料理のテックス・メックス化を中心に述べてきた。アングロ系に受け入れられるメキシコ料理という探求はテックス・メックスを

誕生させた。そして、テックス・メックスは本来のメキシコ料理を否定したのではなく、その要素を温存しつつ、テキサスの風土やアングロ系の味覚を考慮して新たな要素も加えた、まさに「総体」であることが強調される。

参考文献

- Arellano, Gustavo, *Taco USA: How Mexican Food Conquered America*, New York, Scribner, 2012.
- Olmsted, Frederick Law, *A Journey Through Texas; Or, a Saddle-Trip on the Southwestern Frontier*, Lincoln, University of Nebraska Press, 2004.
- Flores, Richard R., *Remembering the Alamo: Memory, Modernity, and the Master Symbol*, Austin, University of Texas Press, 2002.
- Hogan, William Ransom, *The Texas Republic: A Social and Economic History* Austin, The University of Texas Press, 1969.
- Isenberg, Andrew C., “Between Mexico and the United States: From Indios to Vaqueros in the Pastoral Borderlands,” in John Tutino, ed., *Mexico and Mexicans in the Making of the United States*, Austin, University of Texas Press, 2012.
- Jordan, Terry G., *Trails to Texas: Southwest Roots of Western Cattle Ranching*, Lincoln, University of Nebraska Press, 1981.
- Miller, Cha, “Tourist Trap: Visitors and the Modern San Antonio Economy,” in Halk K. Rothman, ed., *The Culture of Tourism, the Tourism of Culture: Selling the Past to the Present in the American Southwest*, Albuquerque, University of New Mexico Press, 2003.
- Pahissa, Moyano, *La pérdida de Texas, México*, Planeta, 1991.
- Pilcher, Jeffrey M., *Planet Taco: A Global History of Mexican Food*, New York, Oxford University Press, 2012.
- Pletcher, David M., *The Diplomacy of Annexation, Texas, Oregon and the Mexican War*, Columbia, University of Missouri Press, 1973.
- Robles, Vito Alessio, *Coahuila y Texas, desde la consumación de la independencia hasta el tratado de paz de Guadalupe Hidalgo*, 2 vols., México, Editorial Porrúa, 1945.
- Vázquez, Josefina Zoraida, y Lorenzo Meyer, *México frente a Estados Unidos, Un ensayo histórica, 1776-2000*, México, Fondo de Cultura Económica, 2001.
- 福本保信『黒人奴隷法形成とその背景—アメリカ西南部における—』（西南学院大学研究所、1983年）。
- 牛島 万『アメリカのヒスパニック＝ラティーノ社会を知るための55章』（明石書店、2005年）。
- 『『アラモ砦』事件における史実と伝説の相克—生き証人による語りの伝

承における問題を中心に―』『成城大学共通教育論集』、2014年。

———「テキサスの象徴としての『カウボーイ』と『ロングホーン』の形成過程」天理大学アメリカス学会編『アメリカスのまなざし—再魔術化される観光—』、天理大学出版部、2014年。

———「アラモ砦事件再考」『国際言語文化』創刊号、京都外国語大学国際言語平和研究所、2015年。

注

- 1) アダムス＝オニス条約が締結された。
- 2) Moyano Pahissa, *La pérdida de Texas* (México: Planeta, 1991), p. 81; David M. Pletcher, *The Diplomacy of Annexation, Texas, Oregon and the Mexican War*, Columbia (Missouri: University of Missouri Press, 1973), p. 69.
- 3) Moyano Pahissa, *op.cit.*, p. 81.
- 4) Vito Alessio Robles, *Coahuila y Texas, desde la consumación de la independencia hasta el tratado de paz de Guadalupe Hidalgo* (2 vols., México: Editorial Porrúa, 1945), II, p. 51.
- 5) オースティンたちの移民団に、メキシコ政府は各世帯主に640エーカー、配偶者に320エーカー、子供一人に160エーカー、奴隷にも80エーカーの土地が無償で譲渡された。
- 6) William Ransom Hogan, *The Texas Republic: A Social and Economic History* (Austin: The University of Texas Press, 1969), p. 10.
- 7) テキサスにおける奴隷制の法制史研究は、福本保信『黒人奴隷法形成とその背景——アメリカ西南部における——』（西南学院大学研究所、1983年）。入植地域の制限に関する1824年8月18日法令については、Moyano Pahissa, *op.cit.*, p. 47.
- 8) Josefina Zoraida Vázquez y Lorenzo Meyer, *México frente a Estados Unidos, Un ensayo histórica, 1776-2000* (México: Fondo de Cultura Económica, 2001), p. 43.
- 9) 拙稿『『アラモ砦』事件における史実と伝説の相克—生き証人による語りの伝承における問題を中心に—』『成城大学共通教育論集』（2014）、63-80頁。
- 10) Cha Miller, “Tourist Trap: Visitors and the Modern San Antonio Economy,” in Halk K. Rothman, ed., *The Culture of Tourism, the Tourism of Culture: Selling the Past to the Present in the American Southwest* (Albuquerque: University of New Mexico Press, 2003), pp. 220-221.
- 11) Frederick Law Olmsted, *A Journey Through Texas; Or a Saddle-Trip on the South-western Frontier* (Lincoln, University of Nebraska Press, 2004), p. 149.
- 12) Miller, *op.cit.*, p. 218.
- 13) Richard R. Flores, *Remembering the Alamo: Memory, Modernity, and the Master*

- Symbol* (Austin: University of Texas Press, 2002), p. 65.
- 14) Andrew C. Isenberg, “Between Mexico and the United States: From Indios to Vaqueros in the Pastoral Borderlands,” in John Tutino, ed., *Mexico and Mexicans in the Making of the United States* (Austin: University of Texas Press, 2012), pp. 83-84.
 - 15) *Ibid.*, p. 84.
 - 16) Terry G. Jordan, *Trails to Texas: Southwest Roots of Western Cattle Ranching* (Lincoln: University of Nebraska Press, 1981), p. 72.
 - 17) <https://whatscookingamerica.net/History/Chili/ChiliHistory.htm> (2016年 8 月 31 日最終閲覧)
 - 18) Gustavo Arellano, *Taco USA: How Mexican Food Conquered America* (New York: Scribner, 2012), p. 33.
 - 19) Arellano, *op.cit.*, p. 35.
 - 20) Jeffrey M. Pilcher, *Planet Taco: A Global History of Mexican Food* (New York: Oxford University Press, 2012), p. 123.
 - 21) *Ibid.*, p. 148.

国民行動党（PAN）の躍進

——1990年代における
メキシコ・グアナファト州の事例——

吉 野 達 也

1. はじめに

政治の体制変化を研究する一つの手段として、国政選挙だけではなく地方選挙の政党システム、とりわけ選挙競争も考慮することは重要といえる。なぜなら国政選挙と地方選挙の性格は必ずしも一致しないためである。メキシコに関しては政治の体制変化、いわば民主化について言及する場合、各地域においてパッチワークの様に異なる政治的性格があり、連邦政府はどのような形で各州政府と交渉し、地方選挙の戦略を立てているかを考察する必要がある (Cornelius 1999: 3-4)。

メキシコでは1980年代前半までは国政選挙でも地方選挙でも長年与党であった、制度的革命党（以下 PRI）がほぼ勝利し、外見的には国家レベルと地方レベルの選挙結果に大きな差異は見られなかった。そうした状況下で1989年、バハ・カリフォルニア州で初めて野党、国民行動党（以下 PAN）が州知事選挙に勝利した。この出来事は制度的革命党（以下 PRI）の一党優位体制に対する不信の表れの一つとして大きく取り上げられた。州知事選挙を見ると1989年のバハ・カリフォルニア州を皮切りに、メキシコ各地の州で野党の州知事候補が勝利した。

表1で見取れるように、PRIの勢力は1980年代後半までは強力なものであった。そうした中で1989年にバハ・カリフォルニア州においてPANが勝利を始めに、他州において野党候補が勝利する事例も1990年代から徐々に見られ始めた。PRIによる一党優位体制が70年以上続いたメキシコにとって、2000年の大統領選挙による政権交代が政治の体制変化を語るうえで重要な事項となるのは

表1. メキシコ各州知事の所属政党（統一候補も含む）1989年—2015年

	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
1 Aguascalientes										PAN																	
2 Baja California	PAN																										
3 Baja California Sur												PRD															
4 Campeche																											
5 Chiapas																	PAN・PRD		PRD								
6 Chihuahua				PAN																							
7 Coahuila																											
8 Colima																											
9 Durango																											
10 Guanajuato			PAN																								
11 Guerrero												PRD															
12 Hidalgo																											
13 Jalisco						PAN																					
14 México																											
15 Michoacán																	PRD										
16 Morelos													PAN											PRD			
17 Nayarit														PAN・PRD													
18 Nuevo León									PAN																		
19 Oaxaca																							PAN・PRD				
20 Puebla																							PAN・PRD				
21 Querétaro									PAN																		
22 Quintana Roo																											
23 San Luis Potosí															PAN												
24 Sinaloa																							PAN・PRD				
25 Sonora																					PAN						
26 Tabasco																									PRD		
27 Tamaulipas																											
28 Tlaxcala															PAN												
29 Veracruz																											
30 Yucatán													PAN														
31 Zacatecas																											

■ PRI ■ PAN □ PRD（民主革命党）■ PANとPRDの統一候補 ■ 無所属

※州知事の任期は6年で、再選は禁止。1990年代後半からPRIの一方優位支配体制に対抗するため、PANとPRDの間で統一候補を選出する事例もある。

出典：CIDAC <http://cidac.org/> INE <http://www.ine.mx/> アクセス日：2016年8月18日

言うまでもないが、地方においても1999年時点では31州の内、約3分の1にあたる10州において州知事は野党所属であった。このことから2000年以前からPRIの一方優位支配体制を揺るがす、活発な選挙競争が見られた州も存在したことが理解できる。先に述べたようにメキシコでは地域によって政治的性格が大きく異なっている。そのためにも様々な州の選挙競争に関する事例を研究対象にすることは、メキシコの政治の体制変化を地方から照射し、理解することが重要であると言えることができる。

当稿の意図は、グアナファト州における1990年代の州知事選挙に着目し、PRIの一方優位体制からPANとの二大政党制に転換した背景を考察することにある。グアナファト州は表1で分かるように、バハ・カリフォルニア州に次いで野党出身の州知事が誕生した州であり、メキシコの中でもとりわけ強固なPANの支持基盤が存在する地域である。そして1991年から現在に至るまで州知事のポストはPAN候補者が継続して獲得している。さしあたり、1991年と1995年の州知事選挙とその背景を主たる考察対象としたい。

2. 1970年代から1980年代後半における国家レベルの政治的状況

1910年代のメキシコ革命の動乱、1920年代から1930年代の政治の動乱期を経て、1940年代以降メキシコは長い経済発展期を迎えた。PRIは一党優位体制の中で組合協調主義を巧みに使いながら農民や、労働者をまとめ上げ、経済発展によって得られた歳入の再分配を継続した。しかしながら1970年代以降は、原油価格上昇による一時的な歳入の上昇は見られたものの、長期に及ぶ景気後退により国家の財政状況は厳しい状態となり、再分配をつうじた組合協調主義を継続することは難しくなった（Déniz 1983: 75）。細野と恒川はラテンアメリカの国家システムの状況を「短期的経済実利の要求と再分配→不満・不平→政治制度に対する信頼の欠如→短期的経済実利の追求と分配」、または「政治制度に対する信頼の欠如→パトロン・クライアント関係による政策の形成・実施→汚職・非能率・派閥闘争→政治制度に対する信頼の欠如」という悪循環で定義している（細野、恒川 1987: 325頁）。1970年代以降、それまで文民政府であるが故に公には明らかになっていなかった汚職問題が顕在化し、PRI体制への信頼が失墜した点に焦点を当てると、メキシコの政治システムには後者の悪循環が一致すると言える。

1988年には国民の政治不信を決定づける疑惑が起きた。大統領選挙においてPRI候補のカルロス・サリナス（Carlos Salinas）が勝利したとされているが、大規模な票の不正操作があったと疑われている。この疑惑を発端とした政局の混乱は国民のPRIへの政治不信をさらに強める結果となった。とりわけ1980年代の国政選挙や地方選挙における票操作などを含めたPRI候補に関連した不正行為が頻繁に報告された（McCann and Domínguez 1998: 484-485）。

政府は国民の政治不信の排除に積極的に取り組むようになった。選挙改革に関しては、1977年から断続的にわたって実施されてきた。選挙改革の大義としては、1. 選挙の公平性の担保、2. 行政府の多元主義への対応、3. 選挙を実施するにあたっての平等性を高めること、4. 連邦自治区（Distrito Federal）の民主化、そして5. 選挙自治権の確保が挙げられる（Rebasa 2012: 4）。しかしながら、1980年代までの選挙改革は選挙をより制度的にすることによって、PRIにとってより好ましい選挙結果を得やすい環境を作るため（Molinar y Weldon 2014: 170-171.）、あるいは民主的な選挙の実施が目的で選挙改革が行われたというよりも、政府が選挙プロセスや選挙結果に改革を通じてより一層影響力を確保したいという意図があった（Méndez de hoya, 2006: 51-55）。選挙改革が本格的に野党候補の公平性を担保し、選挙競争をさらに促すようにな

るのは1990年以降のことである。これは国民の政治不信を是正するための PRI の対応という特徴がより明確に表れている (Eisenstadt 2004: 34-36, Mendez, 2006: 11-26)。

3. グアナファト州の地域的性格

グアナファト州はメキシコ中央部に位置しており、近年では日本の自動車企業が積極的に進出し、現地の工場で自動車を生産し、アメリカ合衆国を中心に製品の輸出を行っている。この州では、植民地時代に銀鉱山の開発が活発に行われ、またスペインによる植民地期でも有数の穀倉地帯として国内の穀物消費も支えた極めて経済的に発展を遂げた地域であった (Rionda 2012: 9, Blanco 2010: 40-78)。また他州と比較すると比較的先住民人口も少なく、文化、思想面においてもスペインから持ち込まれたが先住民文化とあまり混合することなく、現在まで受け継がれている (Blanco 2010: 17-28)。1910年に勃発したメキシコ革命の理念としては、「農民に土地と自由を与えること」、「政教分離と信仰の自由」が挙げられる。こうした理念はすでに効率の良い生産方式を実現し、敬虔なカトリック教徒が多かったグアナファト州においては、地域の経済や社会を破壊するものとして強い反対を生み、多くの州民が革命政府の弾圧に抵抗をつづけた (Rionda 2012: 146-147)。1926年に起こったクリステーロの乱 (la rebelión cristera) は最高裁判所の調停によって1929年終結に至ったが、革命政府の近代化と銘打った政教分離政策に反対する勢力は引き続き宗教闘争を続け、1937年には当時のラサロ・カルデナス大統領 (Lázaro Cárdenas) の政府に抵抗する超右翼政治運動としてシナルキスタ国民同盟 (Unión Nacional Sinarquista) がグアナファト州・レオン市 (León) で結成された (Blanco, Parra y Medrano 2010: 218-230)。そうした面からもメキシコの中でもとりわけ敬虔なカトリック信者が存在する地域とされており、政治に関しても保守的な思想を持つ民衆が多い地域と理解されている (Rionda 2001: 25, Blanco, 2010: 24-26)。

グアナファト州では、その保守的性格から敬虔なカトリック信者を支持者として抱えている PAN の勢力が以前から強いと考えられることが多いが、PAN の躍進は80年代から顕著になった (Rionda 1996: 34)。前述のシナルキスタ国民同盟の流れをくみ、1975年に結党されたメキシコ民主党 (以下 PDM) がグアナファト州で大きな力を持っていた。PDM は PAN 以上に保守的な政党であると一般的に認識されている (Rionda 2000, 32)。この政党はグアナファト州のいくつかの自治体でも議席を獲得したことがある。1982年にはグアナファト

州の州都、グアナファト市の市長選挙において、PDM の候補が勝利している。これは、グアナファト州における自治体首長選挙において野党が勝利した初めての事例である (Rionda 1992: 14)。しかしながら、PDM の党内分裂が顕著となって以降、PDM 支持者は PAN への支持に流れ、PAN は大きな勢力を獲得することとなった。1939年に結党された PAN の主たる支持層は資本家、企業家やカトリック信者である (Reynoso 2011: 23-24)。

表2. グアナファト州の州知事選挙における得票率 (1985-2000年)

	PRI	PAN	PRD
1985年	62%	18%	1%
1991年	53%	35%	8%
1995年	33%	58%	7%
2000年	34%	57%	7%

表3. 左記の選挙での有効政党数

	有効政党数
1985年	2.36
1991年	2.41
1995年	2.22
2000年	2.27

出典：CIDAC <http://cidac.org/> IEEG <http://www.ine.mx/> アクセス日：2016年8月6日、15日、18日

グアナファト州では表1では1991年の州知事選挙では PAN 候補が勝利したとなっているが、表2では、PRI が得票数を上回っている。この理由に関しては次節で言及することにした。他方、表3で理解できるようにグアナファト州知事選挙ではおおむね有効政党数が2.5未満で推移しており、グアナファト州知事選挙は2大政党制の性格を擁している点が理解できる。

4. 1991年グアナファト州の州知事選挙

すでに述べた通り1988年の大統領選挙の集計作業における不正疑惑は国民にとって根深い政治不信を根付かせることとなった。もともとグアナファトでは歴史的に敬虔なクリスチャンが多く、PRI の一党優位支配体制をけん制する民衆は存在していた。表4では、グアナファト州単位で観察すると、PRI 所属の自治体首長（メキシコでは自治体首長の任期は3年）が1990年代においても過半数を占め、未だに PRI の一党優位支配体制が根強く残っている点が理解できる。他方、表5では PAN 所属の首長の自治体は人口が多い点が理解できる。逆説的に言えば、1994年では PAN 所属の首長が存在する自治体は5つに留まっているが、グアナファト全州民の約54%が PAN 所属の首長が治める5つの自治体のいずれかに居住しているという計算になる。つまりグアナファト最大の都市、レオン市 (León) を始めとした都市部においては、PAN の勢力は拡大

表4. グアナファト州全46自治体首長の所属政党
(1985-2000年)

	PRI	PAN	PRD
1985年	43	1	0
1988年	43	1	0
1991年	34	12	0
1994年	36	5	2
1997年	36	5	0
2000年	20	19	6

出典：ミゲル・リオンダ（Miguel Rionda）氏提供の選挙データベース、IEEG <http://www.ine.mx/>（アクセス日：2016年8月6日）

表5. 自治体首長の政党をその自治体に住む人口に割り当てた比率（1992-2000年）

	1992-1994年	1995-1997年	1998-2000年
PRI	46%	69%	23%
PAN	54%	25%	65%
PRD	0%	3%	11%
その他	0%	3%	1%
	100%	100%	100%

出典：ミゲル・リオンダ氏提供のデータベース、Censos de 1990, 2000 y 2010, y Conteos de Población de 1995 y 2005

していたことが理解できる。

1991年の州知事選挙ではPAN候補のビセンテ・フォックス（Vicente Fox）とPRI候補のラモン・アギレ・ベラスケス（Ramón Aguirre Velázquez）の事実上の一騎打ちとなった。フォックスはグアナファト州在住の実業家でコカ・コーラ社の配送ディレクターやラテンアメリカ地域の統括職を歴任し、退職後の1988年には国政の下院議員（diputado federal）として選出され、同年に起こった大統領選挙の不正疑惑に関して他の議員たちと追求した。

フォックスは州知事選挙期間中に国家・州レベルにおいてPRIが長年に渡って根付かせた権威主義体制を批判し、脱中央集権に断行、汚職の根絶を公約に掲げた（La Nación Núm. 1835, 1991: 4）。PRIがこれまで行ってきた組合協調主義も政治腐敗が蔓延する原因となっていると指摘し、公正で透明性を担保し

た州政権運営を実行することも約束した（La Nación Núm. 1836, 1991: 13）。こうした汚職を一掃する公約は左派の支持も獲得するに至る（Rionda 2012: 239）。のちにフォックスは2000年の大統領選挙に出馬し、勝利することで政権交代を実現させる。

選挙では PRI 候補と PAN 候補のフォックスとの間で接戦となるが、フォックスが35.5%の得票率、他方、PRI のアグレ候補が50.3%の得票率を獲得、勝利した。フォックスはこの州知事選挙に不正があったと選挙管理委員会に異議申し立てを行った。表6はグアナファト州の PAN 選挙対策委員会が集計作業に問題があったと主張した報告書から一部抜粋したものである。PAN 選挙対策委員会は投票の集計に大きな問題があり、選挙の無効を訴えた。しかしながら、この要求は受け入れられることなく、当時の選挙管理委員会は表7の投票結果を最終的に発表した。

表6．PAN が主張した修正後の投票数

	PRI	PAN
開票率70%の時点で集計された票数	434740	337515
投票箱の回収手違いで余分に集計された票数	-119524	-16411
修正後の票数	315216	321164

出典：El resultado de elección del gobernador en Guanajuato, 22 de agosto de 1991
Fundación Rafael Preciado

表7．1991年州知事選挙における最終の得票数と得票率

PRI	PAN	PRD・PPS
626426	418324	91158
45%	30%	7%

出典：CIDAC <http://cidac.org/>
IEEG <http://www.ine.mx/> アクセス日：2016年
8月18日

※PPSは国民社会党の略。PRDとの統一候補であった。

著者は2016年2月16日にグアナファト州選挙管理局を訪問し、1991年の州知事選挙のオブザーバーを担当した州選挙管理のコーディネーターであるルイス・リオンドラ氏（Dr. Luis, Rionda）に会い、投票や集票などに不正がなかった尋ねたところ、「他のオブザーバーとも投票や集計の監視を徹底したが、不正行為が行われた痕跡は発見されなかった」という回答を得た。

選挙結果を踏まえると PRI のアギレ候補が州知事に就任するはずであったが、事態は急転した。当時大統領であったカルロス・サリナスは、PAN 幹部と非公式な取引を行い、フォックスを州知事にさせないことを条件に、PAN 所属の政治アクターであるカルロス・メディナ (Carlos Medina) を州知事に就任させることを認可した (Ling 1999: 319-326)。その結果“臨時州知事”という肩書で PAN 所属の州知事が誕生した。このようにグアナファト州での野党候補の勝利は PRI と PAN の非公式な取引によって実現するという異例の形で実現した。

5. 1995年グアナファト州の州知事選挙

1991年の州知事選挙に敗れて以来、フォックスは約3年間、政治の世界からは離れ家業であった牧畜業の経営に戻った。しかし、1995年の選挙に向けて再度、州知事候補として出馬する要請が PAN の党员を中心とする支援者達から出され、フォックスもそれを了承した。

1994年に発生した深刻な経済危機によってグアナファト州内においても州経済の減速や、失業率の悪化が起こり、州民の間でも PRI の経済政策にも大きな失望感を生んだ。特に資本家や企業家は PAN への体制変化によって経済の回復を期待していた。また PRI に対する政治不信を野党に投票とする形で判断を下そうという民衆の動きも存在していた (Rionda 2012: 294)。

1995年の州知事選挙は透明性が担保された形で行われた。1990年に設立された連邦選挙管理局 (以下 IFE) は1993年に連邦政府の機関からは完全に独立し、政府の介入を受けないという点で選挙の中立性が保たれた。またグアナファト州内にもグアナファト州選挙管理局が1995年初めに設立され、選挙実施にあたって地域・国家・海外から多くのオブザーバーが召喚された。

メディナ臨時州知事の任期中 (1991-1994年) においては、脱中央集権主義からの脱却などのフォックスが公約の実現に注力し民衆の支持を獲得するに至った。1995年の州知事選挙に向けた選挙活動では、フォックスはメディナ臨時州知事の政策継続、またさらなる権威主義へのけん制や腐敗政治の抑制を公約に掲げ支持基盤の構築をめざした (Ortiz 2011: 64)。フォックスは前述のとおり実業家出身であったため、企業中心の政策を優先すると認識されており、それを払拭するべく地場産業である靴の加工業者には中国を中心とした東アジアからの製品輸入の制限実施を約束し、また農業従事者が多く、PRI の根強い地盤が存在する州内の農村部にも、くまなく訪問し零細企業や農業分野向けへの融資などを約束しながら、支持基盤の拡大を図った (La Nación, Núm 1921, 1995:

12)。選挙の結果は表8でみるとおり、フォックス候補が58%の得票率を獲得し、PRI 選出のイグナシオ・バスケス候補（Ignacio Vázquez Torres）の32.9%の得票率に大差をつけて勝利する。特に PAN の支持基盤としては脆弱であった農村部でも票を伸ばし、全46自治体の内、33自治体でフォックスが勝利する結果となった（IEEG 2016）。

表8．1995年州知事選挙の得票数と得票率

PRI	PAN	PRD
409,578	723,337	87,438
33%	58%	7%

出典：CIDAC <http://cidac.org/>
 IEEG <http://www.ine.mx/>
 アクセス日：2016年8月18日

6. おわりに

1991年の選挙結果にはっきりとした不正があったかを明らかにできる資料は存在せず、また残念ながら現在までのところ、どのような経緯を経て、PAN 出身のメディナが臨時州知事となったのか、決定的な判断を下すことは難しい。その理由の一つとしては、臨時州知事が選ばれることとなったプロセスが、公には提示されていないことが挙げられる。サリナス大統領が提案した PAN との取引もあくまでも政治家達や研究者の憶測の域を脱しておらず、著者が PAN の古文書館などを中心とした関係機関で当該資料の有無を確認しているが現在までのところ、有力な資料は発見されていない。メキシコの2000年の政権交代直前の地方政治を考えるうえでも1991年の選挙の一件は重要なテーマであるにも関わらず、その資料の欠如がグアナファト州の選挙事例に関する先行研究が多くみられない原因の一つとなっていると考えられる。グアナファト州選挙管理局が設置されたのは1995年のことであり、1991年の選挙に関する資料は限られたもののみ所蔵している。しかしながら、1990年代は PRI の与党としてのヒエラルキーが失い始めた時期であり、前述のように自ら脱中央集権や選挙改革を断行した。このことからグアナファト州知事選挙を発端とした民衆の不満を抑制させるために、取引を行ったのではないかと考えられる。非公式の取引で PAN 州知事誕生を容認した点は当時の選挙の不透明性、そして PRI の一党優位支配体制の脆弱化が顕著となりつつあったのを窺える出来事といえよう。

よって前述のようにグアナファト州で透明性が担保された選挙で州知事が選ばれたのは、1995年の選挙と位置付けることができる。そして PRI の権威主義をけん制する民衆が結集し、ビセンテ・フォックスの強力なリーダーシップと政治変化の実行に期待を寄せ、フォックスに投票したと考えられる (Rionda 2001, 15)。1995年以降グアナファト州知事は継続して PAN 所属の候補が選挙で勝利している。他州の州知事選挙では PRI と PAN の二大政党制から徐々に多党制への変化がみられる州も存在しているが、現在までグアナファト州では PRI と PAN での候補者争いが続いている。

今後の課題としては、グアナファト州の PAN 州知事候補勝利にかかわる事例研究をさらに進める点、また他州の州知事選挙と比較し、地方の選挙競争からメキシコの民主化を分析する作業をさらに進めていきたい。

参考文献

- Aguilar López, Jesús (2014). *Libertades y participación política: desafíos para la consolidación democrática en Guanajuato*, Fontamara, Universidad de Guanajuato.
- Aranda Andrade, Marco Antonio (2010). “Ideología y sistema de partidos en el México de la alternancia: implicaciones políticas, *multidisciplina*, núm. 7, pp. 45-57.
- Arranche Hernández, Ernesto (1994). *La reforma política en Guanajuato*, Universidad de Iberoamericana.
- Bassols Ricárdez, Mario y Arzaluz Solano, Socorro (1996). “Gobiernos municipales y alternancia política en ciudades mexicanas”, *Frontera Norte*, vol. 8, núm 16, pp. 103-124.
- Blanco, Mónica, Parra, Alma y Ruíz Medrano, Ethelia (2012). *Historia breve de Guanajuato*, Fondo de Cultura Económica.
- Bolívar Meza, Rosendo (2013). “Alternancia política y transición a la democracia en México”, *Revista Legislativa de Estudios Sociales y de Opinión Pública*, vol. 6, núm. 12, pp. 33-53.
- Cornelius, Wayne A. (1999). “Subnational Politics and Democratization: Tensions between Center and Periphery in Mexican Political System”, *Subnational Politics and Democratization in Mexico*, University of California, San Diego, pp. 3-16.
- Déniz, Espinosa, José A (1983). “México: Crisis y nuevo Gobierno”, *Afers Internacionals*, No. 1 (Primavera, 1983), pp. 74-94.
- Eisenstadt, Todd (2004). *Courting Democracy in Mexico, Party Strategies and Electoral Institutions*, Cambridge University Press.
- Fundación de Hernández, Rafael Preciado (2014). *75 años del Partido Acción Nacional*,

- Fundación Rafael Preciado.
- McCann James A. and Domínguez, Jorge I. (1998). “Mexicans React to Electoral Fraud and Political Corruption: an Assessment of Public Opinion and Voting Behavior”, *Electoral Studies*, Vol. 17, No. 4, pp. 483-503.
- Méndez de Hoyos, Irma (2006). *Transición a la democracia en México, Competencia partidista y reformas electorales 1977-2003*, FLACSO, México.
- Molinar, Juan y Weldon, Jeffrey (2014). “Elecciones de 1988 en México: crisis del autoritarismo” *Revista Mexicana de Opinión Pública*, julio - diciembre 2014, pp. 165-191.
- Moreno Jaimes, Carlos (2008) *Democracia electoral y calidad gubernativa*, ITESO.
- Instituto Electoral del estado de Guanajuato (2008) *Reseña historia de los partidos políticos, en el Estado de Guanajuato*. Instituto Electoral del estado de Guanajuato.
- Loaeza, Soledad. (1990). “Derecha y democracia en el cambio político mexicano: 1982-1988”, *Foro Internacional*, Colegio de México, pp. 631-658.
- _____ (1974) “El Partido Acción Nacional: La oposición leal en México”, *Foro Internacional*, Colegio de México, pp. 352-374.
- Ling Altamirano, Ricardo Alfredo (1999). *Vamos por Guanajuato...* EPESA.
- Lujambio, Alonso. (2000). *El Poder Compartido. Un ensayo sobre la democratización mexicana*. México: Océano.
- Ortiz Gallegos, Jorge Eugenio. (2011). *La marcha azul, del PRI al NeoPAN y al PRIoPAN*, Grijalbo.
- Rebasa Gamboa, Emilio (2012). *Las reformas constitucionales en materia político-electoral*, UNAM.
- Ricardo Alfredo, Ling Altamirano. (1999). *Vamos por Guanajuato*, EPESA.
- Rionda Ramírez, Luis. (2012). *Cien años de historia de los partidos políticos en Guanajuato*, Instituto electoral del Estado de Guanajuato.
- _____ (2001). *Movimientos populares y lucha de la izquierda en Guanajuato, 1990-1994*, Cuadernos del CICSUG, Universidad de Guanajuato.
- _____ (2000). “Política, alternancia y gestión administrativa en Guanajuato (1920-1998). *Alternancia y transición política, ¿cómo gobierna la oposición en México?*”, el Colegio de la Frontera Norte, Espinoza Valle, Víctor Alejandro (Coodrinador), pp. 27-54.
- _____ (1999). “El fin del principio: el panorama político guanajuatense ante arribo del pluripartidismo, *Frontera Interior*, Colegio de SLP e INAH, No. 1, pp. 43-54.
- _____ (1999). *La transición democrática, 1991-1995*, Universidad de Guanajuato, Centro de Investigadores Humanísticas.
- _____ (1996). “Elites y política en México: una revisión crítica”, *Acta*

Universitaria, vol. 6 No. 2, *Dirección de la Investigación de la Universidad de Guanajuato*, pp. 33-45.

_____. (1996). “Las elecciones municipales de diciembre de 1994 en Guanajuato: del bipartidismo a la pluralidad, *Revista multidisciplinaria en estudios regionales*, No. 8, pp. 157-177.

_____. (1996). “Guanajuato: el aprendizaje de la democracia y la difícil vivencia de un gobierno dividido”, *Frontera Norte*, vol. 8 núm 16, pp. 37-56.

_____. (1996). El voto del hartazgo: Las elecciones de Gobernador en Guanajuato, *Cotidiano. Revista de la realidad mexicana actual*, No. 75, pp. 25-34.

_____. (1992). “Guanajuato: municipio, estado y convivencia de poderes”, *Estudios sobre la trayectoria histórica de la urbe guanajuatense, Gobierno del Estado*, pp. 83-101.

Rodríguez, Juan (Coord.) (2014). *Actores e instituciones en el desarrollo, deducciones desde la región, Centro-Bajío de México*. Universidad de Guanajuato.

Rodríguez, Juan y Caldera, Alex (2013). Crecimiento económico y desarrollo local en la región Centro Bajío de México. *Quivera*, vol. 15, núm, 2013 enero-junio, 2013, pp. 37-59. Universidad Autónoma del Estado de México.

細野昭雄、恒川恵市 (1987). 『ラテンアメリカ危機の構図、累積債務と民主化のゆくえ』有斐閣選書

雑誌

La Nación, Núm 1821-1940, 1991-1995.

ウェブサイト (最終アクセス：2016年8月18日)

CIDAC <http://cidac.org/>

Instituto Nacional Electoral <http://www.ine.mx/>

Instituto Electoral del Estado de Guanajuato <http://www.ieeg.org.mx/>

Instituto Nacional Electoral <http://www.ine.mx/>

オクタビオ・パスの詩と 現代ヘブライ語の歌との比較

——歴史哲学に照らしてみた、動詞構造の
特徴に関する一考察——

古 畑 正 富

1. はじめに

一般に、歴史は科学か物語かという問題について、集合心性のありようを含めた、主体の感情＝主体性（subjectivity）がテキストで適切に規定されるなら¹⁾、歴史は否応なく、科学と物語あるいは芸術の中間領域（ジョイント部²⁾）を形成するものと見なされ、ヘイドン・ホワイトが提唱するような、実証主義歴史学への二項対立的な懐疑主義には疑問が残るけれど、歴史哲学の立場から「メタ・ヒストリー」の様相をきめ細かく検討するとき、歴史／物語（historia）という二重概念へおのずから行き着くことは確かである³⁾。それゆえ、本稿では、ディテール細部の増殖による物語の膨張という後期資本主義・加速的消費社会における傾向に鑑み、人間による「幻想の誕生」を踏まえ、史実に絡み合う「原因譚⁴⁾」というキーワードがクローズアップされることを、先ず強調してみたい。

以上の条件を念頭に置き、メキシコのスペイン語で書かれた、オクタビオ・パスの詩と現代ヘブライ語の歌とを比較し、その接点を探ることが本稿の目標である。管見によれば、ディアスポラに関する状況証拠を提供するケース⁵⁾を除き、有意な検討を行なった先行研究は特記できず、実のところ、意外な組み合わせという印象は否めない。しかし、そんな萌芽の状態にもかかわらず、池田裕が別の角度から、科研報告書で比較文化的な考察を手際よく進めつつ、ヘブライ語の愛の詩に内蔵される架け橋機能を丹念に説明したことは注目に値する⁶⁾。本稿としては、未だ特異な事例研究に留まるかもしれないが、ハンナ・アー

レントが提示した世界の「複数性 (pluralism)」に投影される、多様なアイデンティティーの在り方を模索するため、両者を繋ぐプラットホームを仮設的に築く試みが、それ自体、今日の揺れ動く歴史学界のみならず、そこに出生し苦闘を続けざるを得ないアメリカスの思想家たちにとって相応の意義をもつと考える。⁷⁾

2. オクタビオ・パスの詩と現代ヘブライ語の歌との比較

現代メキシコは、数多くの優れた詩人たちを輩出したが、わけでも、メキシコ国立自治大学の卒業生として知られ、1977年にエルサレム賞、1990年にノーベル文学賞を受賞した、オクタビオ・パスが人口に膾炙した存在であろう。ただ、本稿がパスの面影へ照準を合わせるのは、そうした経歴に幻惑されたわけではなく、彼の詩作が矛盾と葛藤に満ちた個人的な「コラージュ」の相貌を示し、そこからかえって、如何に集合的な「モンタージュ」への道筋を辿るのかという関心が掻き立てられたからである。⁸⁾

実際、オクタビオ・パス『くもり空 (*Tiempo nublado*)』(1983年)⁹⁾などに触発された同時代の作家として、カルロス・フエンテスの名を挙げることは不思議でない。片倉充造によれば、パスの「ラテンアメリカで最もスペイン的な国であり、同時に、最もインディオ的である」という、メキシコ人がしばしば露呈する赤い傷口やそれに続く心の闇を見つめた両義的かつ二律背反的な言葉は、結局のところ、「文化のどの要素をも切り捨てない統合」に誘われてゆく彼らの精神へ接近した、フエンテスの奥深い洞察に一定の根拠を与える。それでは一体、tiempo nublado の本質とは何か。スペイン語の用法から推定し、tiempo nublado が cielo nublado と趣を異にする点に、我々は改めて注意を払わなければならない。仮に、フエンテス『メヒコの時間 (*Tiempo mexicano*)』(1971年)の文脈と対照づけることが許されるなら、たとえ「くもり空」にしろ、(単なる晴天・雨天と区別される) 一様な「曇天 (cielo nublado)」でなく、より漠として観念的な心象景観を映すテキストに相応しく、複合的な「雲のある時間 (tiempo nublado)」と翻訳することが可能である。この場合、鴨長明『方丈記』(1212年)が流麗に綴った、ポリフォニックな音楽的美を放つ随想の冒頭と同じく、煌々と輝く夕日に照らされ、嫋々たる水の泡(うたかた)を彷彿させる「ちぎれ雲」が茜空に漂い、徒然に通り返る夕方の刻限こそ、パス自身が陶醉する夢うつつの風景になったのは間違いない。それを証明する作品として、オクタビオ・パス『太陽の石 (*Piedra de Sol*)』(1957年)を紹介しよう [資料 1を参照]¹⁴⁾。

むろん、パスの鳥瞰する「美しき残酷な世界」¹⁵⁾がギリシア神話と並び、実質的に創世記の痕跡を残した点も看過できない。伊藤敏朗によれば、米国映画『風と共に去りぬ (Gone with the Wind)』(1939年／ヴィクター・フレミング監督)や『ブレードランナー 完全版』(Blade Runner: The International Cut)』(1982年／リドリ・スコット監督)などが、絶景たる夕日の登場する映画として有名だが、これらのイメージが形成される過程で、創世記1-2章の物語は重要な役割を果たしたと考えられる¹⁶⁾。その結果、我々は「神は光と闇の間を分けた。神は光を昼と呼び、闇を夜と呼んだ。夕となり、朝となった。第一日である」という古典ヘブライ語の時間的実存に特有な回路のような表現を発見する(創世記1章4-5節；創世記1章8、13、19、23、31節を参照)。とまれ、夕方は昼夜の境界として、人間を運命の分岐点(crossover point)へ導く「ファム・ファタール (Femme fatale)」の謎めいた顔と、魔女と聖女の狭間で息づく、陰影のある神秘的な雰囲気¹⁷⁾を醸し出すのではない¹⁸⁾。この現象については後述するが、少なくとも夕景へ通じる、混沌たる世界の行方に想いを馳せ、エリア・ソーサ・ニシザキが語った、「この詩は、過去、現在、未来の同時性、歴史、瞬間、愛、対立者の融合、超現実主義的要素、先スペイン的宇宙観、循環性などの多様な側面を内包している」という感慨に概ね一致するだろう。そして、娘たち(分散)と娘(収斂)を柔軟に共存させるパスの手際と複眼的な見地は、単なる多数性に留まらず、中間命題として隣接する「複数性」を示唆し、彼の「メタ・ヒストリー」への傾倒を証言する²⁰⁾。さらに、パスは作中で「君を超え、僕を超え、常に地平線の彼方に (fuera de ti, de mí, siempre horizonte)」と喝破したが、マルティン・ハイデッガーのように、彼が永遠を憧憬する個の物語として、境界への企投／被投の観念と超越性のテーゼに魅了されたことは明らかである²²⁾。

他方、ヘブライ語の愛の詩—『レハー・ドディー (לְהָרִי דֹדִי)』(「わが愛する者よ、行きなさい」の意)は、16世紀、トルコ出身の詩人—スファラディーのシェロモ・アルカベツがパレスチナ北部のツファットに移住して創作した賛美歌であり、今日もユダヤ人のシャバット愛唱歌であり続けるが(雅歌7章12節を参照)²³⁾、本来、ラディーノ語の作品に観察される、こうした夕方→夜という淵源への密やかな志向は、現代ヘブライ語の歌でも継承され、まさしく「虚空間」の襲来と思しき、未完了の不安に曇り、恐怖に戦いたにもかかわらず、それに屈せず、ひとたびの完了を目指した市井の人々の愛を穿つ動機になったことは想像に難くない。それを象徴する好例が、1968年に発表された、作詞：エフド・マノール(ヴァイナー)、作曲：ヌリート・ヒルシュ『バシャナー・

ハバアー（בשנה הבאה²⁵⁾）』（「来年—来るべき年」の意）といえる〔資料2を参照〕。

このアシュケナジ²⁶⁾の歌は、夕方の黄昏どきに佇むイスラエルの地（אֶרֶץ²⁷⁾）を舞台にするが、戦争で失われた愛が具体的に、身を焦がすような夕焼け²⁸⁾を背景として物語られている。しかも、オクタビオ・パスの詩と同様、葡萄²⁹⁾の実が夕方の比喩として組み込まれ、茜雲（ענן אדום³⁰⁾）がもう少しで紫色を帯びて急速に変貌しそうな、昼夜の境界に横たわり、幽玄の気すら垂れ籠め始める時間帯を連想させたと考えてよい。——それはまさに、パスが「時間がその扇子を閉じるとき／その姿形の後ろには何もない／瞬間はそれ自身の深い淵で浮き沈みする（mientras el tiempo cierra su abanico/y no hay nada detrás de sus imágenes/el instante se abisma y sobrenada）」と描写したとおりである（創世記1章2節を参照³¹⁾）。実のところ、雲煙縹渺たる景色は文学作品の中で、天（שמים³²⁾）に届く大空（רקיע³³⁾）を飛び交う渡り鳥の無常観を汲み取るのに適した環境であり、事実、オクタビオ・パスの詩と現代ヘブライ語の歌を比較するとき、どちらの方向性も基本的に変わらない（エレミヤ書8章7節を参照³⁴⁾）。パスは言う。「……君の顔はあらゆる顔、だが誰の顔でもない／君はすべての時間、だがどの時間でもない／君は樹（árbol）のようで、雲（nube）のようだ／君はすべての鳥（pájaros）であり、一つの星（astro）だ³⁵⁾」。ここから読み取れる表象は、日本のテレビアニメ『銀河鉄道999』（1978－1981年）の主題歌にみる、天の川に似た雲であり、空中で羽を広げて煌めきながら、身震いし未知なる空間へ旅立ち、波打って、うねるように天の回廊を飛び回る鳥である。同様に、ギリシア神話のペルセポネーやエレウシースの秘儀と関係する、マイノリティーの感情が色濃く投影され、夕方→夜へ流れゆく旅人の離散の感情が、哀歌³⁶⁾のように我々の心へひしひしと迫ってくる³⁷⁾。

ならば、オクタビオ・パスの思考を牽引した機関車（tren³⁸⁾）は、どんな要因だったのか。それを解明する手掛かりを搜すべく、本稿は第3節において話を続け、ディアスポラの原動力として機能する史眼を開示した、ヴァルター・ベンヤミンによる「アーケード（arcada）」の論理に沿った仮説を展開したい。というのは、パスは効果的な演出のため、「空洞」を意図したキー概念を自作へ取り込み、山の小径 ≡ 暗い切通し（arcada）のパターンで文体を潤色したからである。パスは『太陽の石』の中で、次のようなストーリー展開を披歴するが、それはいみじくも、「ハイデッガーとアーレント」という（一瞬、奇妙な組み合わせにも見えかねない）二重概念を構想する冒険へ繋がる。——「僕は川を巡るように君の身丈を巡る／森を巡るように君のからだを巡る／不意の

絶壁で途絶える／山の小径（sendero en la montaña）を巡るように／僕は君の
想いの縁を巡り／君の白い額から影を落とすと／僕の影（mi sombra）は粉々
になる／僕はそのかけら（fragmentos）を一つひとつ拾い／肉体を欠いたまま
進む、手探りで捜しながら⁴⁰⁾」。

〈資料１〉

オクタビオ・パス『太陽の石（*Piedra de Sol*）』（1957年）からの引用

busco una fecha viva como un pájaro,
busco el sol de las cinco de la tarde
templado por los muros de tezontle:
la hora **maduraba** sus racimos
y al abrirse **salían** las muchachas

de su entraña rosada y se **esparcían**
por los patios de piedra del colegio,
alta como el otoño **caminaba**
envuelta por la luz bajo la arcada
y el espacio al ceñirla la vestia
de un piel más dorada y transparente,

oh vida por vivir y ya vivida,

tiempo que **vuelve** en una marejada
y se **retira** sin volver el rostro,
lo que **pasó** no fue pero **está siendo**

y silenciosamente desemboca
en otro instante que se **desvanece**:

僕は小鳥のような一瞬の生を捜す
そしてテソントレ石の壁で和らいだ
夕方5時の太陽を僕は求める
時が葡萄の実を熟させて
そして弾ける（＝開く）とその果実の
中から
娘たちが飛び出して
石畳みの校庭に散らばった
秋のように背の高い娘が歩いていた
アーケードの下を光に包まれて
空間が彼女を抱きしめると、その肌は
ひときわ黄金色で、ひときわ透き通っ
ていた

ああ、生きるべき命、そしてすでに生
きられた命よ
大きなうねりとなって押し寄せ
振り向くことなく引き揚げる時間よ
過去は過ぎ去りしものにあらず、いま
もあり続け
消えゆく次の瞬間へと
静かに流れ込む

〈資料2〉

現代ヘブライ語の歌『バシャナー・ハバアー (בשנה הבאה)』:「来年—来るべき年」

בשנה הבאה נשב על המרפסת
ונספור צפרים נודדות
ילדים בחופשה יסחקו תופסת

בין הבית לבין השדות

1. 来年 我々はベランダに座り
小鳥たちが飛び交うのを数えよう
子供たちが自由に鬼ごっこをしながら
遊ぶだろう
家と畑の間で

עוד תראה עוד תראה (繰り返し)

כמה טוב יהיה
בשנה בשנה הבאה

まあ 見ててごらん まあ 見ててごらん
どんなに素晴らしいことがあるかを
来年の来るべき年に

ענבים אדומים יבשילו עד הערב
ויוגשו צוננים לשולחן
ורוחות רדומים ישאו אל אם הדרך

עתונים ישנים וענן

2. 赤い葡萄の実が夕方までに熟し
冷やされて 食卓に供されるだろう
そして まどろんでいる風が 街道の辻
へ運ぶだろう
—古い新聞と雲を

בשנה הבאה נפרוש כפות ידיים
מול האור הנגר הלבן
אנפה לבנה תפרוש באור כנפיים
והשמש תזרח בתוכן

3. 来年 我々は両掌を広げるだろう
白いものが流れ出る光を眼前にして
白鷺が光のうちに両翼を広げ
太陽がそれを通して輝くだろう

3. 歴史哲学に照らしてみた動詞構造の特徴に関する一考察

詩的想像力を駆使した筋立てとは対照的に、オクタビオ・パス『太陽の石』のテキストは全体としてシンプルな「囲い込み (inclusio)」＝「アーケード⁴¹⁾」の構造をとり、起点たる〈序の巻〉が反復することを注視しなければならない。その言葉は、「水晶の柳、水のポプラ／風で弓なりになる背の高い噴水／しっかり根を下ろし揺れる木／うねうねと、行きつ、戻りつ／迂回する河の蛇行／それでもかならず辿り着く (un caminar de río que se curva/avanza, retrocede,

da un rodeo/y llega siempre) ——」である。⁴²⁾かくして、オクタビオ・パスが〈資料1〉で語彙の工夫を施したのは、スペイン語の現在 (busco、vuelve、retira、está siendo、desvanece) および線過去 (maduraba、salían、esparcían、caminaba) へと集約される動詞構造であり、点過去 (pasó、fue) は2カ所にすぎず、ましてや be 動詞＋現在分詞＝現在進行形の está siendo と接合された結果、文脈の中でとみに、ディアスポラと通じる現存在＝現実性を獲得した観が強い。⁴³⁾なぜなら、llega は llegar の直説法現在に他ならず、それを体現する目的地一駅が前後に定められた以上、パスは繰り返し、現在の時点に立ち停まって過去の軌跡を回顧すると共に、「幻想の誕生」という虚構に身を投じつつ、希求する未来を現在の外延・拡大として連続させたことが明確に判断されよう。⁴⁴⁾

ちなみに、「静止状態にある弁証法 (Dialektik im Stilstand)」や「弁証法的像」という特性を際立たせたベンヤミンの歴史哲学から逆照射し、柿本伸之は言う。「……『弁証法的像』と呼ばれるのは、過去との遭遇とともに静止した時間における想起としての思考から析出された『過去の像』としての言葉に他ならない。それを体現するのは、過去と現在の緊密にして緊張に満ちた『布置』、すなわち共約不可能なものたちが一つの『星座 (Konstellation)』をなす関係であり、それゆえ、そこにあるのは、もはや物語の連続性へは絶対に止揚され得ない『弁証法』なのである。⁴⁵⁾」しかし、ヘーゲル＝ハイデッガー的時間論への批判でなく補完を目指すとき、一般史 (histoire générale) の基調となった連続性の本質を否定するよりも、合理／非合理が入り混じる形態とはいえ、「もはや単純かつ直線的な物語の連続性へは絶対に止揚され得ない、過去への「跳躍」とあらかじめ未来への『飛躍』さえ、今日に胚胎した『弁証法』なのである」(下線筆者) に修正されるべきである。⁴⁶⁾詩編2編7節「主の定められたところに従って私は述べよう。主は私に告げられた。『お前は私の子。今日、私はお前を生んだ (וַיְהִי עֶרְבַּ וַיְהִי בֹקֶר) 』」は、未来 (imperfect : אֲסַפְּרָה) を先ず提示し、2つの過去 (perfect : אָמַר / יָלַדְתִּיךָ) の間に、内的中核たる現在 (stative : אַתָּה / בָּנִי) を囲い込む構造だが、⁴⁷⁾現在＝今日から溢れ延長される未来の外部性を刻印して、一見、青い遠山を眺めるかのようなマイモニデスの「反転の神学」を如実に浮き上がらせたことは明白である。⁴⁸⁾

創世記1章の「夕となり、朝となった (וַיְהִי עֶרְבַּ וַיְהִי בֹקֶר)」を振り返ると、すでに第2節でも取り上げたが、我々はそこに、古典ヘブライ語に特有な連結表現—waw consecutive、すなわち、未完了 (imperfect) と完了 (perfect) の反転する現象を目撃するだろう。⁴⁹⁾この場合、ヘブライ語に存在する〈点と線〉

の動詞構造が、過去→現在→未来という直線的な様相でない点を洗い出さなければならぬ。それは先ず、[過去⇔現在]⁵¹⁾→未来という非線形の論理記号に変換されるが、perfect/imperfect という相対し、重ね合わされた両アスペクト—「メタ・アスペクト」が、過去・現在・未来という各時制に組み合わされ、より厳密には、アスペクトが時制の内在平面と化して嵌め込まれたとき、「単純未来」は「未来完了」の様相に変貌しつつ、再び過去と遭遇するといっている。過去⇔現在⇔未来の構造的枠—こうした循環史観⇔円環的時間観はヘブライ語のみならず、メキシコのスペイン語における歴史叙述・文学作品にも「未完了の愛」と形容すべきライトモチーフで観察されるというのが、本稿の出発点である。要するに、現在の本質は、幾層にも折り重なって伝わる「過去からの時間」がひとたび完了と終末の時点を迎えた、ストップモーションの瞬間＝ステイグマーであり、それがまさに転換点（turning point）と見なされ、未来と称せられる空間は絶えず、ことさら焦慮のつきまとう、見果てぬ夢の世界へ伸びてゆく⁵⁴⁾。そして、影浦亮平が鋭く指摘するとおり、マイモニデスに影響され、ベンヤミンの思想にはっきり埋め込まれた、(ユダヤ的な) 芸術にとっての危機とは、その礼拝的な基礎を失うことである。この礼拝的な基礎を芸術のうちに保存するためにこそ、美の概念は必要とされている。さらに、美は「芸術のための芸術」の教義と共に、「神は……でない」という否定表現でのみ神を語ることが許されるとする否定神学の形で機能する。したがって、美は「純粹」⁵⁵⁾であって、他のあらゆる側面に対して自律しているのである。

にもかかわらず、「神の視点」を介さず、あくまで多様性を抱える人間的な風貌として、美の概念を歴史的・部分的・相対的に把握し、否定神学に結合される深奥の精神を、「ない！ 過去にはない。未来にもあり得ない。いや、現在にもあって然るべきでない！」⁵⁶⁾と心中で叫ぶ、かたくなな、同時に悲痛な声へ置き換えるとき、我々はきつと、波打ち際に立ち迷う夕霧にも似た、オクタビオ・パスの感情から生まれいずる歴史叙述と彼の影の部分で凝縮した「孤独の弁証法」の叙述に出会うはずだ⁵⁷⁾。それは畢竟、「鏡 (espejos) のうえを僕は密やかに歩む／僕は日々 (días) を、歩いた一瞬一瞬を踏みしめる／僕の影 (mi sombra) の想いのすべてを踏みしめる／僕は一瞬を求め、僕の影を踏みしめる」と物語った、パスの現在＝今日に立脚した決意を想起させる⁵⁸⁾。

近年における歴史理論に基づき、三谷太一郎は、価値観（静）／価値判断（動）が学問を支える重大な土台だと解釈した。このアプローチは、研究者による歴史叙述の捉え方と密接に関係するが、それと共に、歴史は科学か物語かという問題に発展してゆくことが重要である。すなわち、歴史は、客観的に事

実だけを科学的に検証した結果を叙述すべきという実証主義歴史学の視座がある一方、事実→真実の変容を認めることにより、それは基本的にあり得ないという、モダニズム vs ポストモダニズムを含めた、言語論的転回 (linguistic turn = Kehre) 以降の議論が取り上げられる所以であろう。⁽⁶¹⁾そして、かかる姿勢は確かに、ピエール・ノラを旗手とした、「記憶の場 (Realms of Memory)」を強く意識した歴史学の動き—存在者 (Seiendes) から存在 (Sein) へ遷移するがごとき、記憶の歴史化のテーマと交響している。⁽⁶²⁾

「(記憶を文書として記録する行為であるところの) 歴史化された記憶は、我々にとっては外部から来たものである。もはや社会的に実践されていないがゆえに、我々はそれを個々の義務として内面化 (= 内在平面化) する」。⁽⁶³⁾——歴史叙述に関するピエール・ノラのこの言説は、外形 (時制) / 内実 (アスペクト) という相関を見据え、世界内存在としての沈潜・熟成の概念を重視するけれど、パスのうちで反転を起こし、アスペクトのほうが前景になっている。結果として、パスは『太陽の石』の中で自己射影し、葡萄を「時間の味の果実 (frutos sabor de tiempo)」と呼んだものと推断され、⁽⁶⁵⁾「存在の扉よ、君の存在を (内から外へ) 開け、目覚めよ (puerta del ser: abre tu ser, despierta)」と歌う『太陽の石』の詩心が、ハイデッガー「ヒューマニズム」書簡 (1947年) の発言と類似することに驚きを隠せない。⁽⁶⁶⁾そこには、彼が第二次世界大戦後、ベンヤミンを理不尽に飲み込んだ「アーケード」、詰まるところ、虚無的なナチズムの夜と「森の道」の内なる記憶を超克し、過ぎ越さんと努めた挙句、かつての「思考の国の隠れた王≡巨人」に立ち帰り、夕日の哲学者として還元・実体化しながら、外部の荒野 (Wüste) を再び歩み始めた逆説的な成り行きが予想されるのだ。⁽⁶⁷⁾ハイデッガーは、次のように論述する。「存在の投げ (Wurf) によって、人間は存在の開けた明るみ (Lichtung) のなかに住み、この存在の近さが故郷 (Heimat) であるが、近代的人間は故郷喪失の運命 (Geschick) のなかにある」。⁽⁶⁸⁾

興味深いことに、オクタビオ・パスは、17世紀のヌエバ・エスパーニャに生を享けた修道女の伝記を、少女の自画像あるいは夢の時間と絡めて叙述するため、次のような〈序文〉を紡ぐ。⁽⁶⁹⁾「……作品はそれが生まれた時代の歴史を経て、他の歴史に分け入るにすぎない。ソル・フアナ作品を理解するためには、彼女の世界と人生を理解しなければならないことは必至である。この意味で、私の論文は『復元』の試みである。……試論であるというのは、この復元の営為が歴史的・相対的・部分的であることによる。20世紀のひとりのメキシコ人が、17世紀のヌエバ・エスパーニャに生きた修道女の内容を読むのである。さ

あ、始めよう」⁷⁰⁾。この場合、〈序文〉でパスの発想の起源となったのは、ソル＝フアナがいつも明晰な限界の感情に包まれ、彼女の夢が最終的に、「あなたはこのからだの魂なのです。そしてあなたはこの影のからだなのです」という境地に行き着いた点であり、パスはそこに、彼女が重たげに抱いた否定神学の真実を見て、ピアノの連弾のごとく共感した。⁷¹⁾

ところで、ベンヤミンの盟友であったアーレントも初期の成長段階において、新プラトン主義へ傾倒したソル＝フアナと似通った自己省察を書きとめ、その題名をドイツ語の男性名詞と同形の複数形により『影 (Die Schatten)』と名づけ⁷²⁾、彼／彼女の肖像が交錯し、むしろ合成され、二重写しと化したことを、矢野久美子が評伝の中で報告する。

彼女は多くのことを知っていた——経験と、つねに目覚めた注意力によって。しかし彼女にそのようにして起きたことのすべては、魂の底へと落ちていって、そこで孤立したままカプセルにしまいこまれていた。(『アーレント＝ハイデッガー往復書簡』⁷³⁾)

書簡は歴史叙述の中で、エゴドキュメント (ego documents) に分類されるが、この形式は多岐にわたる媒体 (メディア) である⁷⁴⁾。それゆえ、告白体を使用し、1人称を主語とする現在優位の物語をエゴドキュメントと定義すれば、〈資料1〉と〈資料2〉はもとより、ディアスポラにみる自我の情念が内燃し、走馬灯のように過去の記憶が揺らめく、アーレントの博士論文『アウグスティヌスの愛の概念』(1929年出版)⁷⁵⁾の内容を哲学的な物語、すなわち一種の回想録と位置づけることができる。現実問題として、その後、一時、アーレントが伝記作家の装いで現われた経緯は、彼女の抱懐した最大の関心事が「私的なもの」であったことを裏づける(巡礼のうた：詩篇129編を参照)⁷⁶⁾。ここで、アーレントの根本語に則り、ミラン・クンデラの小説(1984年)を原作とする、米国映画『存在の耐えられない軽さ (The Unbearable Lightness of Being)』(1988年／フィリップ・カウフマン監督)で見事に造形された、袋小路 (מבוי סתום) に陥り、闇へ向って行き詰まる男と女の間柄—光と影(溶暗の光)を換骨奪胎するとき、トマーシュ／サビナ＝外的な欲望 (cupiditas)、トマーシュ／テレザ＝内なる愛 (caritas)、サビナ／テレザ＝相互信頼に依拠する隣人愛 (dilectio proximi)、そして、caritasを「死によって成就する愛」、dilectio proximiを「死を超える社会的な絆」と解釈しても差し支えない。そこには、アーレントを囲繞した痛切な時代の気分と、史実としての著者性を剥奪され、⁷⁷⁾

危機と隣り合わせの影 ^{シルエット} 絵たる人生行路を甘受する、ディアスポラへ送られた断片的な運命の軌道が存在するのであり、何度でも捨てては拾う復元の営為のごとく、たび重なる別れと出会いを経験した、ひとりのドイツ系ユダヤ女性の心性に宿る「始まり (Ursprung)」を、彼女の原初的な価値観を収めたタイムカプセルとして、あるいは貴重なサブカルチャーの遺産 ⁷⁸⁾ として見守りたい。

そうした意味で、隣人の有意性に関する思索を深め、「存在の近隣のうちへと歩みゆく旅人 (Wanderer) として、途上 (auf dem Weg) にとどまり続けようと思う」という言葉を残し ⁸⁰⁾、ミシェル・フーコーの操作概念「自己への配慮」を先駆的に勘案した ⁸¹⁾、後期ハイデggerは確かに、アーレントの鏡像である。もちろん、両者の道標は円満ではない。だが、過去には漸近線を描き、反転する「双曲線」の関係だったのか、果たして、未来では楕円に縫合されるのか、現在の我々は2つの焦点 (演繹と帰納) を凝視し、「コーダ (coda)」という価値判断に重きを置いて、どこまでも続く線路の行方に瞠目しなければならない ⁸²⁾。

4. 結びにかえて

これまで積み重ねてきた考察を踏まえ、次のようにまとめることができる。本稿は紙幅の関係上、検討対象を絞り、いわば「サンプル調査」の流儀を繰り返して素描した。

a) オクタビオ・パスの詩『太陽の石』と現代ヘブライ語の歌『バシャナー・ハバアー』との比較を通じ、両者とも夕方→夜の志向に沿って編集され、葡萄の実を夕方の比喻として組み込み、まるで、昼夜の境界と化した天の回廊をうねるように鳥が飛び回る描写をもたらす。このような流動的な様相は、パスの作品を特徴づける複眼的な「雲のある時間 (tiempo nublado)」という観念＝言説へ立ち帰り、現代ヘブライ語に内包される詩的想像力に結びつく。かくして、史実と乖離する昇華のプロセスが実現され、中核の史実→[虚構の影]→幻想の誕生というバイアスが1対1の詩歌の中で発見される。

b) 上記のオクタビオ・パスの詩は動詞の特徴として、現在＝今日に照準を合わせつつ、過去⇄現在⇄未来の構造的枠を提供する。過去への「跳躍」とあらかじめ未来への『飛躍』さえ、今日に胚胎した『弁証法』——こうした循環史観⇄円環的時間観はヘブライ語のみならず、メキシコのスペイン語における歴史叙述・文学作品にも「未完了の愛」と形容すべきライトモチーフで観察されると考えてよい。その際、ベンヤミン→アーレントというディアスポラの思想家たちの系譜を辿り、歴史哲学やエゴドキュメントを糸口に「ハイデgger

とアーレント」の二重概念を設定して、パスの発想に類似したイメージが散見する、後期ハイデッガーの時間論にも言及したことが、本稿なりの収穫といえる。

末尾ながら、キリスト教世界の統一性と多元性について、櫻井康人は、「……暫定的にでも『統合』という形で上手い着地を見せるより、今後さらに大きな『発展』につながる可能性を持つ『多元性』⁸³⁾という点こそ本書の魅力であり、かつ編者の狙いであったのかもしれない」という問題提起を行なうものの、そうした（時間の流れ方が複数である）文化的多元主義の可能性を探索する道筋も、マイノリティーに対する社会的な選別（eligere）や偏見が広がり、混沌の度合がいや増す21世紀初めの風潮・世相に沿って再構成を試みなければ、今日、新しく取り扱う甲斐がない。筆者も熟慮のうえ、今後の課題としたい。⁸⁵⁾

注

- 1) この観点は、最近、耳目を集める「感情史」の研究動向（森田 2016）と軌を一にしており、本稿では、ユダヤ人の心性と関連づけて吟味するつもりである。加えて、「夜の歴史」で名高い、カルロ・ギンズブルグの研究にみる「ミクロストリア（Microstoria）」の座標と、そこから生起する主体性の様態に関しては、ギンズブルグ 2009、164–205頁、250–262頁の議論を参照。これらに接触するカルチュラル・スタディーズ（Cultural Studies）の方法論に関しては、辰巳 2016が要領を得ている。
- 2) 中間領域（ジョイント部）＝境界域と措定する、歴史学者の見解に関しては、草生 2014、96頁以下が平明である。
- 3) 本稿の「二重概念」は double meaning（double entendre）として、「メタ（重合）」の意味を含んでいる。両義性を有し、表裏一体をなす「メタ・ヒストリー」の構造に関しては、White 1973 から知見を得た。
- 4) 旧約聖書にみる「原因譚」の事例としては、創世記22章14節「アブラハムはその場所をヤハウェ・イルエ（יהוה יראוה）：「神は見出そう」の意）と名づけた。今日、そこはヤハウェ（主）が顕現する山にある、と言われる」が典型的である（創世記26章32–33節を参照）。このように、史実と乖離する昇華のプロセス、換言すれば、中核の史実→[虚構の影]→幻想の誕生というパイパスの夜を抱く経路は、オーラル・ヒストリーの観点から、牛島 2014、77頁 が言及し、古田織部（1544–1615年）の墓とそれをめぐる薩摩流寓伝説を題材にした、司馬遼太郎『割って、城を』（1963年）に垣間見える。さらに、山崎 2003、80–104頁；手嶋 2012、191–209頁を参照。
- 5) ディアスポラをめぐる歴史的背景、ことに離散の地における個別のユダヤ人

の名前とその特色に関しては、Kaganoff 1977 を参照。

- 6) 池田 2004、91-97頁ほか。
- 7) 本稿が触媒として、ハンナ・アーレントの著作に留意したのは事実である。「複数性」をめぐる彼女の思想に関しては、Kageura 2016 を参照。初谷譲次はメキシコの歴史学者エドモンド・オゴルマンに依拠して、アメリカスの活動特徴づけ、『『アメリカス』という発想は、……そこに暮らす人びとのアメリカ、つまり複数形のアメリカの実現を希求するものであると、少なくとも筆者は考える』と述べる。初谷 2003、108頁。
- 8) ポニアトウスカ 2005、6-22頁。
- 9) この作品の枠組みを知るうえで、パス 1991が役立つ。とくに、彼の死生観を表現する、まるで舞踏のごとき変化を内包した「流れゆく日々」に関する描写には、スウェーデン映画『第七の封印 (*Det sjunde inseglet*)』(1957年／イングマル・ベルイマン監督)と通底する要素が見え隠れしている。
- 10) 片倉 2003、224-226頁。
- 11) 詩人の田村さと子は「混沌と静謐—中南米の文学者群像—」という設定により、フエンテスの文明論『埋められた鏡 (*El espejo enterrado*)』(1992年)へ切り込み、米国とメキシコの国境が実は国境ではなく傷口だと指摘する。2015年11月6日付の『京都新聞朝刊』を参照。そうした容易ならぬ国境／境界の性格を端的に反映した歴史叙述 (*The Histoigraphy of Frontiers*) に関しては、Whittaker 1994, pp. 1-7 がわかりやすく伝える。
- 12) スペイン語において、tiempo は「時間」と「天気」の両方の意味を有するが、それだけに曖昧な部分が拭えない。他方、より明瞭な空間の用語は、ラテン語 *caelum* に由来する *cielo* であり、*El cielo está nublado* (空は曇っている)／*El cielo está despejado* (空は晴れている) という対比が成立する。
- 13) そこで浮き彫りにされるのは、呉茂一が叙述を試みた(西方浄土の概念に惹かれる)ギリシア神話の風景、ひいてはギリシア悲劇の根底に潜む明暗の交流であろう。バクストン 2007、178-213頁。
- 14) パス 2014、17-18頁および26頁。1人称で物語られるこの長編詩は各国語に翻訳されてきたが、本稿では、最近出版された、パス 2014における新訳と解説を参考にする。
- 15) この表現に関しては、日本のテレビアニメ『進撃の巨人 (第1期)』第13話「原初の欲求」(2013年6月29日放送)とそのエンディングテーマ(ミカサ・アッカーマンの歌)を参照。そこで忽然と浮かび上がるものが、牢固として眼前にそびえ立つ〈壁〉の姿形であることは疑えない。
- 16) 伊藤敏朗「映画の中の夕日」考 (<http://www.rsch.tuis.ac.jp/~ito/research/yuhi/yuhi.htm>)。2つの映画は夕日により、没落や虚無への予感を暗示する。さらに、パス 2014、10頁の表現—「小鳥たちがついばむ光の時間／掌から逃げ

去る予兆 (presagios)」を参照。これらと同様の趣向を凝らすのが、米国映画『屋根の上のバイオリン弾き (Fiddler on the Roof)』(1971年／ノーマン・ジュイソン監督)である。

- 17) 創世記 1-2 章に関しては、Tsumura 1989 の言語学的分析が有意義である。
- 18) 赤坂 2002、13-34頁、316-321頁。パス 2014、19頁および59頁では、ペルセポネー(冥府の女王)とマリア(天界の女王)が登場するが、母性という神話から、このリフレインは、パス 2014、58頁の「存在への飢え、ああ死よ、万人の糧 (hambre de ser, oh muerte, pan de todos)」と対応し、「死者との交わり」の重要性を訴える機縁になった。
- 19) パス 2014、70頁。この論評において、「限界状況にある人間」に対峙する「包括者たる神」という、ある意味で神秘主義に見紛うヤスパース的な問題意識へ想到することは、理由のないことでない。だから本稿では、インディオ固有の文化的要素に直結させず、広義の「先スペイン的宇宙観」が帰着する状況として、キリスト教以前の説話的世界(古代地中海文明)を俎上に載せたわけである。さらに、パス 2014、67頁を参照。
- 20) 隣接する「複数性」のアナロジー(=時に乱舞する、孤独な群^{モブシーン}集)を学ぶため、1921年に発表された、日本の童謡『赤とんぼ』(作詞：三木露風、作曲：山田耕筰)の郷愁が滲み出す調べは妙趣を發揮する。さらに、禅語録『無門関』の「百尺竿頭進一步」という公案を参照。現代ヘブライ語の生成過程で新しく誕生した女性名詞とんぼ—「シャピリート (שפירית)」は、「小さき美しきもの」を意味する。池田 2006、20-22頁。
- 21) パス 2014、58頁。
- 22) ドイツ語の「地平線 (Horizont)」をめぐるパラレルワールドに関しては、古畑 2009、10頁の表2を参照。この問題に関連して、ハイデッガー 1997、75頁は、「……企投は、本質的に、被投的な企投なのである。企投の働きのなかで投げる働きを行っているものは、人間ではなく、むしろ存在そのものである」と、能動／受動の共生—同時性を主張する。この感性は、ボルヘス 2001が主唱する二重概念—「永遠の歴史／物語 (Historia de la eternidad)」を思い出させる。
- 23) 池田 2004、92頁。それによると、ツファットは当時、ユダヤ教の神秘主義カバラーの中心地だった。神秘主義者たちは、旧約聖書の雅歌により宗教的シンボルを擬人化したうえで、花嫁としてのシャバットの概念を発展させたが、とりわけ少女(おとめ)が恋人の青年に呼びかけ、その声が風(רוח)に乗って、双方の魂が固着(דבקות)する瞬間を愛した。
- 24) Moisi 2009, p. 12; 辰巳 2016、93頁。ラディーノ語の歴史的展開の諸相に関しては、Lazar 1972, pp. 26-29、『アムノンとタマル』(サムエル記下13章)のテクスト批判に関しては、Alvar 2003, pp. 125-202 を参照。たとえば、雅歌2章から導入される、ラディーノ語の恋歌—『夜の愛』^{ロマンセ}の歌詞(英訳：Lazar 1972,

- p. 46) は、次のとおりである。I saw the maiden at her door,/Spinning golden thread;/Blonde and fair and rosy-cheeked/With such a graceful head,/That I did love her so,/I told her suddenly,/And hearing this she rose at once/To open the door for me.
- 25) この歌は、1967年に発表された、ナオミ・シュメル作詞・作曲『イエルシャライム・シェル・ザハヴ (ירושלים של זהב)』(「黄金のエルサレム」の意)を原型にしている。そこでは、夕映えの光 (אור) 輝く、暮れなずむ街や城壁 (חומה) が展望されるだけでなく、赤銅 (נחשת) という色彩も茜雲のメタファーとして働くことは明らかである。手嶋 2012、299-301頁。
- 26) Klich & Lesser 1998 を概観すれば、ラテンアメリカへ移住し、そのコミュニティに属すユダヤ人はアシュケナジーが主体であったことが確認される。
- 27) この歌を鑑賞するには、ヌリット・ヒルシュが回想するとおり、1968年に戦争で弟のイエフダ (Yehuda) を失って、消えゆく幻の明日に浮かぶ晩景の中で、引き裂かれた家族の物語を追跡することを余儀なくされた、詩人エフード・マノールの哀愁も加味すべきである。村上 2014、56-58頁。関連認識として、死海文書 (11QPsa xxii) は「あなたについて語る幻を受け取れ、あなたを求める預言者たちの夢を」と記す。この試訳に関しては、月本 2016、71頁を参照。してみれば、ヨエル書3章1節が示唆的であろう。
- 28) たとえば、ギリシア神話に現われる、葡萄のイメージは oinops pontos (wine-dark sea) と表現される (『イーリアス』第23歌、『オデュッセイア』第5歌)。旧約聖書に散りばめられ、読者の蔵する「ワインレッドの心」(安全地帯)に染み渡る、葡萄のエピソードを、池田 2004、72-73頁が上手く整理する。さらに、高橋真梨子の歌『桃色吐息』(1984年)を参照。なお、「先スペイン的宇宙観」を示す語彙は、ミラー&タウベ 2000に集められているが、純粋なメソアメリカの風土で、葡萄は結実しないことがわかる。
- 29) 日本人のまなざしにも、茜雲は馴染み深い自然のなせる業であり、通り過ぎた女神の似姿として「女性性」を見出す漫画も存在する。諸星大二郎の連作短編『雲の横顔』『茜空の女』『彼女』(以上、『あもくん』、角川書店、2015年所収)ほか。
- 30) したがって、〈資料2〉の2番の歌詞に登場する、אם הדרך は境界を呈示する「街道の辻」と翻訳することができる。Alcalay 1965, p. 103. メソアメリカにおける「十字路 (crossroads)」の性格に関しては、ミラー&タウベ 2000、169-170頁を参照。
- 31) パス 2014、24-25頁。それに続く、釣瓶落としの言い方が、「瞬間は次の瞬間へと次々に落ちて行った (se despenó el instante en otro y otro)」である。パス 2014、64頁。
- 32) 聖地における渡り鳥の生態に関しては、池田 2006、15-20頁を参照。旧約聖

- 書（創世記～王国時代）の通奏低音となった「ノマドの思想」、あるいは商人・隊商のテーマに関しては、池田 2001；Ikeda 1991 が正鵠を射ている。
- 33) パス 2014、19頁。これと結びつく箇所（パス 2014、63頁）が、「……僕らすべての顔が溶け合っていく根源／名もなき顔の中へと／顔なき存在／名づけがたい実在のなかの実在（manantial que disuelve nuestros rostros/en el rostro sin nombre, el ser sin rostro/indecible presencia de presencias）」といえる。パス 2014、26頁により、あえて喩えて言えば、それは「心の樹（árbol mental）」であり、神話的な巨大樹（世界樹＝生命の木）に相当するだろう。Parpola 1993；ミラー&タウベ 2000、191－192頁を参照。マヤ地域では古典期後期から、世界樹の上に鳥を配する手法が用いられていた。
- 34) パスの「先スペインの宇宙観」には、時として、メソアメリカの記憶がはっきり交叉する。『ボルジア絵文書』によれば、狩猟の神ミシュコアトルは「雲の蛇」を意味し、天の川をたなびく雲として見立てたものといえる。ミラー&タウベ 2000、56－57頁、296頁。この問題に関しては、芭蕉『奥の細道（*Sendas de Oku*）』にみる自然描写と万物流転－「不易流行」の精神が示唆に富む。さらに、ハイデッガー 1997、146頁を参照。
- 35) パス 2014、8頁。スペイン語の原文は、como el deslumbramiento de las alas/cuando se abren en mitad del cielo である。これは、〈資料2〉の3番の歌詞と符節を合わせている。
- 36) この問題に関しては、日本武尊の魂（*ハルカ*）が「白い鳥（白鷺）」と同一視される様子に是非とも着目したい。松村 1993を参照。また、*BDB*, p. 733 に登場する hollow verb：動詞 *עוּף*＝「鳥が飛ぶ（hover の意もあり）」から派生した「アフイーフォーン（*עפיון*）」は、ヘブライ語で「風（紙鳶）」を指し示し、大気中に滞留して、揺れ動く鳥≡風≡人の類似性がそこから必然的に予想される。
- 37) パスの生々しい筆致により、彼らの気持は「稲妻と嵐の顔を／夜の木々のあいだを駆け抜ける（un rostro de relámpago y tormenta/corriendo entre los árboles nocturnos）」と刻まれている。パス 2014、16頁。
- 38) 古畑 2009、12頁。白黒のネガを反転させる予兆に満ちた事例として、フランク・カフカ『変身』（1915年）の終幕を挙げる。関連認識として、荒巻 1980、7－8頁を参照。
- 39) ベンヤミン『パサージュ論（*Das Passagen-Werk*）』（1927－1940年）における断片的な通過の文明構造を把握するに際し、影浦 2014、70－71頁の認める赤裸々な「ベンヤミン素描」、すなわち彼の剥き出しの生（das bloße Leben＝la nuda vita）が媒介作用の要諦であり、本書の記述もそれを踏襲している（ヨブ記1章21節を参照）。
- 40) パス 2014、14－15頁。ここで、パスの言葉（パス 2014、23頁）を借りれば、

暗中模索で肉体を欠いたまま、かけらとなった魂 (ánima) の状態で進む、「僕の影 (mi sombra)」に比すべき「僕の心 (mi alma)」の扉を、世界が叩くのである。分身 (Doppelgänger) を含む、影の現象学に関しては、河合 1987 の心理学的な見方が面白い。また、ハイデッガーとアーレントの関係性について、森 2008 の論旨は傾聴に値するものである。

- 41) ベンヤミンに顕著な複製もしくは複製^{レプリカ}の観念と囲い込みの再現性に関しては、古畑 2008、26頁および27頁の表1を参照。それゆえ、来るべき世界として原点回帰を企てた、昭和期のゴジラシリーズ (1954-1984年) は囲い込みの範疇に入るだろう。
- 42) パス 2014、8頁ならびに64-65頁。ただし、後景としては、夕方ではなく、自己を「幾世期にも及んだ石の眠り (dormir siglos de piedra)」から解き放った朝=夜明けとの前提である (61、64頁)。
- 43) アーレント 2012、19-21頁は、「現在のなもの、そのみが現実的であり、未来は、現在にとって、ただ脅威でしかあり得ない」と力説する。
- 44) パスにとって、未来の日々 (de los días futuros) は仮想現実であり、「幻の歳月、巡りくる日々 (años fantasmas, días circulares)」に他ならない。パス 2014、9頁、22頁。だからこそ、「迫りくる幸せ (las felicidades inminentes)」は現在形の形容詞で描かれるが、これは継起的様相の中に「未来 (עַתִּיד)」の存在を仄めかす現代ヘブライ語の詩と比較される。こうしたパスの特徴を、未来の代用として現在を使用する、俗ラテン語→現代のロマンス諸語の用法に重ね合わせることは生産的である。寺崎 2011、36頁を参照。
- 45) 柿木 2014、364頁；今村 2000、16-50頁。影浦 2014、62-64頁も「現在の時間における過去の解釈は、常に現在の時間から構成されるものであり、それは過去の時間からその本来の在り方を捨象し、現在の我々から了解可能な形で回収される」と要約する。
- 46) この問題に関しては、手嶋 2012、155-157頁を挙げておく。
- 47) 詩編2編7節の文学類型と思想的背景について、本稿は、古畑 2016、79-96頁を拠り所とするが、ここには、Masatomi KOBATA, “An Analysis of Ps 2: With a Special Reference to Ps 2: 7b” が収録されている。「今日 (Today)」という、現在を指示する用語に関しては、Brettler 1989, pp. 136-137 を参照。
- 48) コルドバ出身のスファラディー系ユダヤ人哲学者マイモニデス (1135-1204年) に関しては、石田 1980、279-281頁の概略が有益である。
- 49) Lambdin 1971, *passim*.
- 50) 本稿が期せずして、松本清張『点と線』(1958年) に蟠る〈破調の美〉から刺激を受けたのは、「残酷な、血に飢えた時刻表 (horario carnicero)」というアフォリズムを見つけたからである。パス 2014、24頁。
- 51) [過去⇔現在] という互換性について、殊に、メキシコやラテンアメリカのス

ペイン語では、「今日、私は水を飲んだ」という文章が、he bebido agua hoy（現在完了）に代わり、Bebí agua hoy（点過去）を使用する傾向にあることを傍証しておきたい。

- 52) 文法における古典的なアスペクト説に関しては、寺崎 2011、158–159頁（スペイン語）；手嶋 2012、104–105頁（ヘブライ語）を参照。
- 53) 筆者は、研究発表「ハイム・ラビン『ヘブライ語小史』（1973年）にみる歴史叙述の特徴（2015年6月20日／於：京都外国語大学 国際言語文化学会第3回大会）に際して、この結論へ到達した（要旨：『国際言語文化』2、83頁を参照）。ここで、現在を境界として、過去への「跳躍」と未来への「飛躍」が並列処理されるなら、過去→現在→未来：線形方程式（ x^2 ）から、[過去⇔現在]→未来：非線形方程式（ x^2 ）に変形され、過去⇔現在⇔未来へ遷移する2次曲線的なルート（ x/x^2 ）と符合する。循環史観⇔円環的時間観について、本稿では、円を任意の一点（現在）で切り開いて伸ばせば、そこに二重の鶴翼（遠過去・近過去＋近未来・遠未来）が直線的な時間の形で現われるという図式を採用した。古畑 2013、86頁の注17；アーレント 2012、73–74頁を参照。
- 54) 終幕で円環的時間観に結合される、モーリス・メーテルリンクの童話劇『青い鳥（*L'Oiseau bleu*）』（1908年）が意味深長である。さらに、ニカラグアの放浪詩人ルベン・ダリオ（1867–1916年）の作品を参照。近現代のユダヤ民族史（*World History of the Jewish People*）において、そうした苦悩に満ちた使命に殉じることを選択した代表的人物のひとりが、現在のリトアニアに生まれ、ヘブライ語の復活に尽力したエリエゼル・ベン・イエフダ（1858–1922年）である。ベン・イエフダのプロソポグラフィーに即した考察を的確に行なうため、Rabin 1985；池田裕 2004、86–89頁；ラビン&ハラン 2012、9–10頁および71–77頁を参照。
- 55) 影浦 2014、87頁。アーレントの唱道する、「自己否定」に端を発した「自己自身への立ち帰り（*redire ad se*）」に関しては、阿部 2011が克明に分析した。アーレント 2012、66–68頁ほか。また、シューラー 2015、157頁によれば、ユダヤ教の礼拝で朗唱された「シュモネ・エスレー（שמונה עשרה）」第5の祈祷[パレスチナ版]で、「立ち帰り」の概念が早くも印されている。
- 56) この技巧的な言い回しは、山田風太郎『忍法死のうは一定』（1970年）によみがえる。
- 57) パス 1982、207–226頁。さらに、ハイデッガー 1997、131–135頁を参照。
- 58) パス 2014、17頁。オクタビオ・パス『レンガ（*Renga*）』（1969年）の一節にも、回廊の柱の影と重なる葡萄が登場する。「そして身振りを持たぬ物の言葉が解き放たれる／影（*sombra*）が、柱（*columna*）の縦溝装飾の／張り出した直線の縁の下に集まって／そのインクの染みを風雨にさらされた石の割れ目の中にこぼすように—／なぜなら石はおそらく葡萄の木なのだから……（*Porque la*

- piedra es quizá una viña...」)。太田 2011、187頁。
- 59) 三谷 2013、234頁。
- 60) 近代ドイツ（19世紀）における歴史の科学化／科学の歴史化という命題に関しては、南川 2007、167－192頁を参照。
- 61) この問題は、大戸 2012に詳しい。さらに、浜野 1989、390－408頁を参照。
- 62) その際、本稿は、柴田修子による研究発表「記憶の歴史化をめぐる一断章」（2010年11月27日／於：天理大学アメリカス学会第15回年次大会）で提供された情報を充分考慮に入れている。
- 63) ノラ 2002、42頁。
- 64) パス 2014、25頁は、「瞬間はそれ自体の深い淵へ沈み、入り込む（＝浸透する）／握りしめたこぶしのごとく、内側に向いながら／熟れてゆく果実のごとく」と語る。スペイン語の原文は、el instante se abisma y se penetra/como un puño se cierra, como un fruto/que madura hacia dentro de si mismo である。
- 65) パス 2014、26頁。
- 66) この構図と合致する、ハイデッガーによる存在の思索を挙げるならば、「人間の本質は、存在によって語りかけられ要求され、『存在へと身を開きーそこへと出で立つあり方』にある」といえるだろう。同時に、それは世界内存在に呼びかける働き（der Zuruf）である。ハイデッガー 1997、40－41頁、105－107頁ほか。
- 67) ハイデッガー 1997、77－78頁。さらに、作詞：土井晩翠、作曲：瀧廉太郎『荒城の月』（1901年）；Friedrich Hölderlin, *Brot und Wein: An Heinze* (1800/1801)、その他を参照。
- 68) 近代的人間の「故郷喪失の運命」に関しては、ハイデッガー 1997、75－85頁；古畑 2009、11頁を参照。
- 69) 「歴史叙述は芸術作品に等しい」ことを標榜した、ローマ史家テオドル・モムゼンの歴史叙述は、パスと同様、「序文（das Vorwort）」に比重を掛けており、Stefan Zweig, *Joseph Fouché: Bildnis eines politischen Menschen* (1929) と類比される。その点、モムゼン 2015の「訳者解説」（457－467頁）が妥当である。
- 70) パス 2006、xii。現代メキシコの画期となった歴史的事件を背景として、理想、利害、願望という移ろう感情を見つめ、それを夢一心の住処／居場所（ethos）と理解し、人間精神の変遷を跡づけることを企図する歴史叙述は、Garciadiego 2015などに活写される。
- 71) パス 1982、470－508頁、612－632頁。
- 72) シューベルト『冬の旅（Winterreise）』（1827年）の冒頭（Gute Nacht）に付けられたヴィルヘルム・ミュラーの詩は、主人公の「僕」の眼を通し、ドイツ語の男性名詞－月光（Mondenschein）と月影（Mondenschatten）の価値を同位に考えている。古畑 2008、29頁。

- 73) 矢野 2014、28－29頁。この書簡は1925年4月、ハイデッガーに贈られている。
- 74) エゴドキュメントに関しては、長谷川貴彦 2012、91頁の注6；森田 2016、50頁および57頁の注85を参照。これらを総合すると、エゴドキュメントは手紙、信書、手記、日記、旅行記や体験談など、1人称または3人称の語りをもつパーソナル・ナラティブである。とくに回想録の様式をとった場合、主体／客体の位相を転回させた「個人の語り」を表す、ユリウス・カエサル『ガリア戦記』のようなケースも珍しくない。
- 75) アーレント 2012、242－245頁；矢野 2014、22－27頁。今や、夕刻の逢魔が時を迎えたローマ世界で、ヒッポ教会の司教職（396－430年）を勤めた、アウグスティヌスは牧人として、会衆の内部に巣くう「複数性」の闇を直観し、多元的な社会階層間の緊張や摩擦を調整しようと煩悶した。とすれば、意外なことに、アウグスティヌスの揺れ動く画像の意味合いを掴むとき、そこには、ある程度、後期ハイデッガーと共通した要素が存在する。この問題に関しては、長谷川宜之 2009、171－205頁を参照。
- 76) アーレント 1999；アーレント 2012、267－269頁；矢野 2014、39－43頁。「わたしがわたし自身にとって問題となった（*Quaestio mihi factus sum*）」というアウグスティヌスの言葉は「人間の条件」に匹敵するものとして、彼女の実存主義的な哲学のモットーになった。アーレント 2012、245頁および256頁を参照。
- 77) アーレント 2012、24－47頁、128－168頁、255頁。女の2つのからだをめぐる思索に関しては、池上 1992、99－160頁で簡潔にまとめられている。
- 78) Arendt 1961, p. 167；アーレント 2012、61－100頁ほか。ここで、ハイデッガーの根本語が、比較級を有する形容詞の「原初的（*anfänglich*）」であり、人間のさらなる始原への欲求（*appetitus*）を追究するものだったことを忘れてはならない。ハイデッガー 1997、91－93頁、293－294頁。
- 79) ハイデッガー 1997、84－85頁。
- 80) ハイデッガー 1997、90－91頁、349頁。
- 81) 古代的主体の発掘を狙い、フーコーが提案する「自己への配慮」に関しては、坂井 2015、248－249頁を参照。ハイデッガーは、人間＝存在の牧人の「気遣い（*Sorge*）」との用語で、同一の地平を眺めたと考えられる。ハイデッガー 1997、57頁、239－240頁。
- 82) ドストエフスキーの視線と作風に近い、手塚治虫のストーリー漫画『地球を呑む』（1968－1969年）の最終節が、殊に「コーダ」と命名されている。また、「甘美なる平和よ、来たれ、ああ来たれ、わが胸に！（*Süsser Friede, Komm, ach komm in meine Brust!*）」との余韻を響かせる、ゲーテ『旅人の夜の歌（*Wandrer's Nachtlid*）』（1776年）を参照。
- 83) 櫻井 2015、113頁。
- 84) アーレント 2012、102－103頁。演繹的であり、具体性を欠いているが、ハイ

デッガー 1997、21-22頁も文化的多元主義の原則を記すことに注意して欲しい。
85) 斬新な、しかも幅広い史料の発掘と渉猟のため、黒川 2012、1-17頁、311-323頁は「近世の魔女、近代の他者」というテーマを掲げ、メランコリー解釈史に重点を置くことを提言する。

参考文献

- 赤坂憲雄 (2002) 『境界の発生』、講談社学術文庫。
- 阿部里加 (2011) 「ハンナ・アーレントにおける私的なものの再解釈—否定性に立脚する自己の持続と世界疎外—」、博士学位論文、一橋大学大学院社会学研究科・社会学部。
- 荒巻義雄 (1980) 『神聖代』、徳間文庫。
- アーレント、ハンナ (1999) 『ラーエル・ファルンハーゲン—ドイツ・ロマン派のあるユダヤ女性の伝記—』、大島かおり (訳)、みすず書房。
- アーレント、ハンナ (2012) 『アウグスティヌスの愛の概念』(始まりの本)、千葉真 (訳)、みすず書房。
- 池上俊一 (1992) 『魔女と聖女—ヨーロッパ中・近世の女たち—』、講談社現代新書。
- 池田裕 (2001) 『旧約聖書の世界』、岩波現代文庫。
- 池田裕 (2004) 「共存の光を求めて」、『現代イスラーム世界における宗教復興主義に関する比較宗教学的的研究』、塩尻和子 (編)、46-114頁、平成12年度～平成15年度科学研究費補助金 (基盤研究 (B) (2)) 研究成果報告書 (研究課題番号 1257001)。
- 池田裕 (2006) 「詩と自然と旧約聖書」、『聖書学論集』 38、1-30頁。
- 石田友雄 (1980) 『ユダヤ教史』、山川出版社。
- 今村仁司 (2000) 『ベンヤミン「歴史哲学テーゼ」精読』、岩波現代文庫。
- 牛島万 (2014) 「『アラモ砦』事件をめぐる史実と伝説の相克—生き証人による語りの伝承における問題を中心に—」、『成城大学共通教育論集』 7、63-80頁。
- 太田靖子 (2011) 「日本に向けられたメキシコ詩人たちの眼差し—タブラダ、レボジェド、マプレス、パスの場合—」、『アメリカス世界のなかのメキシコ』、天理大学アメリカス学会 (編)、175-191頁、天理大学出版部。
- 大戸千之 (2012) 『歴史と事実—ポストモダンの歴史学批判をこえて—』、京都大学学術出版会。
- 柿木伸之 (2014) 『ベンヤミンの言語哲学—翻訳としての言語、想起からの歴史—』、平凡社。
- 影浦亮平 (2014) 「ベンヤミンにおける革命と芸術」、『文明構造論』 10、59-97頁。
- 片倉充造 (2003) 「映画作品〈古いぼれグリンゴ〉で読むフエンテスとメキシコ世界」、『アメリカス学の現在』、天理大学アメリカス学会 (編)、214-229頁、天

- 理大学出版部。
- 河合隼雄（1987）『影の現象学』、講談社学術文庫。
- ギンズブルグ、カルロ（2009）『糸と痕跡』、上村忠男（訳）、みすず書房。
- 草生久嗣（2014）「書評：井上浩一&根津由喜夫（編）（2013）『ビザンツ 交流と共生の千年帝国』、昭和堂」、『史学雑誌』123-1、96-102頁。
- 黒川正剛（2012）『魔女とメランコリー』、新評論。
- 古畑正富（2008）「オクタビオ・パスの作品に見るメキシコ民衆の心性—『孤独の迷宮』をめぐる問題を踏まえて—」、『京都ラテンアメリカ研究所紀要』8、23-38頁。
- 古畑正富（2009）「旅人の物語と反復される『故郷喪失者』のイメージ—パラレルワールドの『スペイン人』に関する二つの事例—」、『京都ラテンアメリカ研究所紀要』9、7-20頁。
- 古畑正富（2013）「カトリックとプロテスタントの狭間に生きる人々—メキシコのカトリック教会に関する統計量（1950-2000年）を巡って—」、『アメリカス研究』18、73-93頁。
- 古畑正富（2016）『「戦争と平和」の二重概念に関する予備的考察—京都外国語大学の歴史授業に応用された二つの論考—』、『「戦争と平和」を知るための平和論序説Ⅰ—平成27年度京都外国語大学国際言語平和研究所 教育メソッド・教育コンテンツ研究「世界の平和教育の実態と本学における教育メソッド研究」成果報告書—』、牛島万&古畑正富、59-96頁、京都外国語大学。
- 坂井礼文（2015）「フーコーにおける人間の終わりと主体の復権—近代的主体の死から古代の主体の発掘へ—」、『京都外国語大学研究論叢』85、241-250頁。
- 櫻井康人（2015）「書評：甚野尚志&踊 共二（編）（2014）『中近世ヨーロッパの宗教と政治—キリスト教世界の統一性と多元性—』、ミネルヴァ書房」、『史学雑誌』124-4、108-113頁。
- シューラー、エミール（2015）『イエス・キリスト時代のユダヤ民族史Ⅳ』、上村静・大庭昭博・小河陽（訳）、教文館。
- 辰巳遼（2016）「メディア実践とアイデンティティーラカンの主体の概念を通して—」、『京都外国語大学 日本学研究』創刊号、81-98頁。
- 月本昭男（2016）「詩篇の思想と信仰135—詩篇129編—」、『福音と世界』6、66-71頁。
- 手島勲矢（編）（2012）『近代精神と古典解釈—伝統の崩壊と再構築—』、高等研報告書1102、財団法人国際高等研究所。
- 寺崎英樹（2011）『スペイン語史』、大学書林。
- ノラ、ピエール（編）（2002）『記憶の場Ⅰ 対立—フランス国民意識の文化—社会史—』、谷川稔（監訳）、岩波書店。
- ハイデッガー、マルティン（1997）『「ヒューマニズム」について—パリのジャン・

- ボーフレに宛てた書簡一』、渡邊二郎（訳）、ちくま学芸文庫。
- バクストン、リチャード（2007）『ビジュアル版 ギリシア神話の世界』、池田裕・古畑正富・服部厚子・池田太郎（訳）、東洋書林。
- 長谷川貴彦（2012）「書評：大野誠（編）（2009）『近代イギリスと公共圏』、昭和堂」、『史学雑誌』121-3、87-94頁。
- 長谷川宜之（2009）『ローマ帝国とアウグスティヌス—古代末期北アフリカ社会の司教』、東北大学出版会。
- 初谷譲次（2003）「構築されるマヤ・イメージ—他者のまなざしからの解放をめざして—」、『アメリカス学の現在』、天理大学アメリカス学会（編）、108-121頁、天理大学出版部。
- パス、オクタビオ（1982）『孤独の迷宮—メキシコの文化と歴史—』、高山智博・熊谷明子（訳）、法政大学出版局。
- パス、オクタビオ（1991）『くもり空』、井上義一・飯島みどり（訳）、現代企画室。
- パス、オクタビオ（2006）『ソル・ファナ＝イネス・デ・ラ・クルスの生涯—信仰の罫—』、林美智代（訳）、土曜美術社出版販売。
- パス、オクタビオ（2014）『太陽の石』、伊藤昌輝・三好勝・阿波弓夫（監訳）、文化科学高等研究院出版局。
- 浜野成生（編）（1989）『アメリカ文学と時代変貌』、研究社出版。
- ポニアトウスカ、エレナ（2005）『トラテロルコの夜—メキシコの1968年—』（オクタビオ・パス＝序）、北條ゆかり（訳）、藤原書店。
- ボルヘス、ホルヘ・ルイス（2001）『永遠の歴史』、ちくま学芸文庫。
- 松村一男（1993）「日本神話における鳥と聖空間」、『聖なる空間』、宮家準&小川英雄（編）、225-260頁、リトン。
- 三谷太一郎（2013）『学問は現実に関わるか』、東京大学出版会。
- 南川高志（編）（2007）『知と学びのヨーロッパ史—人文学・人文主義の歴史的展開—』、ミネルヴァ書房。
- ミラー、メアリ&カール・タウベ（編）（2000）『図説マヤ・アステカ神話宗教事典』、増田義郎（監修）・武井摩利（訳）、東洋書林。
- 村上義弥（2014）「イスラエル音楽家との出会い30 ヌリート・ヒルシュさん [下]—ようやく果たせた再会の時—」、『みるとす』135、54-58頁。
- モムゼン、テオドル（2005）『ローマの歴史Ⅰ：ローマの成立』、長谷川博隆（訳）、名古屋大学出版会。
- 森一郎（2008）『死と誕生—ハイデガー・九鬼周造・アーレント—』、東京大学出版会。
- 森田直子（2016）「研究動向：感情史を考える」、『史学雑誌』125-3、39-57頁。
- 矢野久美子（2014）『ハンナ・アーレント—「戦争の世紀」を生きた政治哲学者—』、中公新書。

山崎良介 (2003) 『虚構と現実—ハイネとデュレンマットの座標—』、近代文芸社。
ラビン、ハイム & メナヘム・ハラン (2012) 『ヘブライ語小史／ヘブライ語による
聖書研究—その特色と傾向について—』、毛利稔勝 (訳)、三秀舎。

- Alcalay, Reuben (1965), *The Complete Hebrew-English Dictionary*, Massadah Publishing, Tel Aviv-Jerusalem.
- Alvar, Manuel (2003), *Estudios sefardíes*, edición al cuidado de Antonio Alvar Ezquerra, Universidad de Alcalá, Alcalá de Henares, Spain.
- Arendt, Hannah (1961), *Between Past and Future*, Viking Press, New York.
- BDB = Brown, Francis, Driver, Samuel R. and Charles A. Briggs (1906), *A Hebrew and English lexicon of the Old Testament: with an appendix containing the biblical Aramaic*, Clarendon Press, Oxford.
- Brettler, Marc Z. (1989), *God is King: Understanding an Israelite Metaphor*, Sheffield Academic Press, Sheffield.
- Garciadiego, Javier (2015), “La Revolución: características esenciales y procesos definitorios”, *Boletín del Instituto de Estudios Latinoamericanos de Kyoto* 15, pp. 1–21.
- Ikeda, Yutaka (1991), “King Solomon and His Red Sea Trade”, Mori, Masao et al. (eds.), *Near Eastern Studies Dedicated to H. I. H. Prince Takahito Mikasa on the Occasion of His Seventy-Fifth Birthday*, pp. 113–132, Otto Harrassowitz, Wiesbaden.
- Kaganoff, Ben Zion C. (1977), *A Dictionary of Jewish Names and their History*, Schocken Books, New York.
- Kageura, Ryohei (2016), “Le pluralisme chez Arendt”, *Academic Bulletin of Kyoto University of Foreign Studies* 86, pp. 157–171.
- Klich, Ignacio and Jeffrey Lesser (1998), *Arab and Jewish Immigrants in Latin America: Images and Realities*, Frank Cass, London.
- Lambdin, Thomas O. (1971), *Introduction to Biblical Hebrew*, Darton, Longman & Todd, London.
- Lazar, Moshe (ed.) (1972), *The Sephardic tradition: Ladino and Spanish-Jewish literature*, texts translated by David Herman, W. W. Norton, New York.
- Moisi, Dominique (2009), *Geopolitics of Emotion: How Cultures of Fear, Humiliation, and Hope Reshaping the World*, Anchor Books, New York.
- Parpola, Simo (1993), “The Assyrian Tree of Life: Tracing the Origins of Jewish Monotheism and Greek Philosophy”, *Journal of Near Eastern Studies* 52, pp. 161–208.
- Rabin, Chaim (1985), “The Origins of Present-day Hebrew”, *Ariel: A Review of Arts and Letters in Israel* 59, Jerusalem, pp. 4–13.
- Tsumura, David T. (1989), *The Earth and the Waters in Genesis 1 and 2*, Sheffield Academic Press, Sheffield.

- White, Hayden (1973), *Metahistory: The Historical Imagination in Nineteenth Century Europe*, Johns Hopkins University Press, Baltimore/London.
- Whittaker, Charles R. (1994), *Frontiers of the Roman Empire: A Social and Economic Study* (Ancient Society and History), Johns Hopkins University Press, Baltimore/London.

「現集団」概念と経済人類学の射程

その 3

——基軸通貨国特権とグローバリゼーション・
パラドクスの視角から——

森 田 成 男

は じ め に

18世紀以降の世界は、仕組みとルールをつくった者が勝者となってきた。誰が「制度設計」の決定に加わっているか、誰が人々の同意を管理し、操作しているかのライト・ミルズの考察や、高田保馬の『勢力論』、蔵内数太の《理念型》概念の「前集団・現集団・後集団」は、現代の世界構造の解説に大きな示唆を与えている。とくに、特殊歴史的な利権、特権の制度設計、勢力を担う「現集団」の動態分析が求められている。調査報道の堤未果によれば、米国上院財務委員会の通商小委員会委員長のトップ議員が、自身が監督する立場にある TPP 交渉に関する情報へアクセスすることができない奇妙な現実があった。交渉内容は USTR（米国通商代表部）が仕切っており、600社の企業代表だけが、閲覧や修正を許可されているからだ。国民の代表である議員が交渉内容を自由に見ることもできず、それに関し USTR と協議する場も与えられていない。通商交渉委員会のスタッフディレクターは、この状況をこう語る。「この異常な状況が、今の米国をよく表していると言えるでしょう。TPP 交渉一つとっても、日本を含む各国政府が交渉を進めている相手が、かつてのような国家としてのアメリカだと思わない方がいい。今政府の後ろ¹⁾にいるのは、もっとずっと大きな力をもった、顔の見えない集団なのです」と。

今回は国際金融に焦点をあてながら、「現集団」と経済人類学の視座から考察を深めていく。とりわけ、重要な「基軸通貨国特権」、及び2014年7月より

米国で施行の FATCA（ファトカ、外国口座税務規律順守法）を押さえ、世界経済に埋め込まれた骨組みの解明を目指す。そして「グローバリゼーション・パラドクス」、すなわちグローバリゼーション化（タックスヘイブン含む）と民主主義、国家主権との三つどもえの歴史的緊張関係にもふれる。通常の間取引の最終的決済は、資産決済でなければならない。金ドル交換停止後のドル体制は、米国による赤字の最終的決済が全く欠如した国際通貨制度である。通貨制度研究のジャック・リュエフや山田喜志夫、草野昭一たちが示唆するように、国際間の債権債務関係が何時までも繰り延べられ解消されない世界でもある。³⁾ 水野和夫たちが表現する「電子・金融空間」の通貨膨張も、同じ経済現象を指している。金ドル交換停止後の特異な金融構造が、通貨量の果てしない膨張と、生産労働が生み出す正味の価値を希薄化させる世界経済の根本問題に繋がっている。先行研究をふまえ、基軸通貨国に有利な、基幹的メカニズムも経済社会の連関の中で検証していく。⁴⁾

1. 「米国社会の変容」の現況

堤未果は、米国野村証券に勤務中、9・11同時多発テロに遭遇し、以後、ジャーナリストとして調査報道の発信を続けている。とくに米国シリーズ三作目の『(株)貧困大国アメリカ』（2013）では、米国立法交流評議会（ALEC）他、グローバル企業による州議会の法律制定プロセスの利益誘導的傾向の重要な問題にふれている。ALEC は NPO（特定非営利団体）として登録されているが、「フォーチュン500」の上位100企業の半数がメンバーで、彼らに都合がよい様々な政策草案を彼ら自身が日々練っている。そして、通常のロビイストや政治団体より、はるかに強大な力をもつ。ALEC には現在全米50州の州議会議員の3分の1にあたる2000人、85人の下院議員と14人の元州知事、それに300人の企業や基金などの民間代表が所属している。

政治と業界の関係性などを調査する市民団体「責任ある政治センター」のデータによると、近年、金融業界と政府の間の回転ドアは猛スピードで回り続けたという。政府関係者1447人がオバマの選挙献金大口スポンサーである銀行、証券会社、保険会社、不動産会社などにロビイストとして転職する一方で、業界出身者が次々に閣僚に指名された。「ロビイストの入閣は禁止する」という選挙期間中のオバマの公約は、あっさりと翻されている。「医療複合体には民間医療保険入会を義務化する「オバマ・ケア」を導入し、教育産業にはチャータースクールと教育ビジネス推進政策、食産複合体にはモンサント保護法など、今では巨大多国籍企業と政府間の回転ドアはワシントンでは常識と言われている」。

また、モンサント社は、イラクで有名になった民間軍事会社であるアカデミ社（旧ブラックウォーター社）を買収している。その後、ビル&メリンダ・ゲイツ財団はモンサント社の株50万株を取得。食、情報、軍事の三分野における世界トップクラスの統合は、この流れをますます加速させている。グローバル企業によるイメージ戦略は、公益と逆行する法律内容を国民の目から隠している。国家、国民主権、人権、自由、民主主義、三権分立の基本的な価値あるものすべてが、1%の側によって奪われようとしている。堤未果が指摘するように、しかけられているのは、多様性に対する攻撃なのだ。米国の未来は、日本の未来に深くつながっている⁵⁾。

すでに1999年には、広瀬隆が『アメリカの経済支配者たち』で、タックスヘイブンの経済実態にふれている。ケイマン諸島、香港・シンガポール貿易とWTO（世界貿易機関）コネクション、スイスに集約される黄金のトライアングル、穀物商社が手引きするタックスヘイブン、及びBIS（国際決済銀行）との関係が言及されている。彼によれば、米ソ冷戦時代、東西貿易の支払い窓口として、スイスにあるBISこそがソ連の金塊を受け取る窓口になっていた。さらに「1999年には、ロシア中央銀行が英領ジャージー島のタックスヘイブンに500億ドル（6兆円）の外貨を移し替え、極秘に運用していたことが発覚した。続いて、IMF（国際通貨基金）のロシア融資200億ドルの半分が、米国最古の銀行であるニューヨーク銀行を通じてロシア・マフィアに流れていた⁶⁾」。

米国において、なぜ大統領公開討論会に第三党は出してもらえないのだろうか。実は前回の大統領選挙でも、両陣営が事前談合で討論内容を詳細に決めていたことが、第三者機関によって暴露されている。二大政党が触れたがらない政策は、普通なら国民の声の代弁者として第三党がすくいあげる。ところが、この民主主義国家のバランス感覚は、1987年に討論会を主催する権利を手に入れた独立法人「大統領討論委員会」によって終わりを迎えた。候補者の参加条件を「全国得票率15%」まで大幅に引き上げた。そのため二大政党が基本合意ずみのテーマばかりになったといわれている。この委員会の設立者は二大政党で、会長二人はどちらも大企業のロビイスト、そして財源はすべて民間からの企業献金である。よって討論会の参加者や議題、司会者からの質問は、どれも献金元企業に配慮した内容のみになってゆく⁷⁾。

グローバル企業の利益のため、次々と実施された規制緩和政策と、国境を越えて半ば強制的にそれらを適用させた国際法の数々。そして一見、合法の衣を着た「株主至上主義」環境が法制化される背景には、それを望む経済界と金融界の「勢力集団」が政府と結びつく、利権を中心の持ちつ持たれつの常態が見

え隠れする。2010年1月、米国において、ついに企業の政治献金が無制限になった。保守派主導の最高裁が5対4で出した「企業による選挙広告費の制限は言論の自由に反する」という違憲判決で企業献金の上限が事実上撤廃されたのだ。この判決は、企業も有権者と同等に政治に意向を伝える権利があるという意味で、「市民連合判決 (Citizens United)」と呼ばれている。これまでの連邦法は外国企業や外国籍を持つ者の政治献金を禁止していたが、匿名寄付を可能にした「市民連合判決」のおかげで、諸外国の業界ロビイストが、企業名を出さずに好きなだけ献金できるようになった。寄付者は匿名でいられるために、まったく不透明で、結果的に企業が選挙運動に参加して、それが米国の政治活動全体の腐敗に結びついている。世界中の富裕層が米国の政策に介入し、米国社会が傷を受け続けるメカニズムである。

2. 大手会計事務所とウォール街のインサイダー・コネクション

現実には生起する不思議な数々の事象の点と線の考察から、世界を構成するメカニズムが見えてくる。この章では、国際金融村のHSBC(香港上海銀行)やBCCI(国際商業信用銀行)、及びエンロン倒産事件を振り返ってみる。2001年頃、ロシア企業ガスプロムの大手株主に、エルミタージュ・キャピタルという投資顧問会社があった。幹部はほとんどがHSBC リパブリックという英国・米国連合のバンカーたちであった。ここは多くの日本企業が被害にあった、一瞬で1200億円が消えた、プリンス頓債というドル建て債券詐欺事件の本部でもあった。HSBCは香港上海銀行の持株会社である。1999年に米国のリパブリック・ニューヨークとサフラ・リパブリックの買収で誕生したのが、ガスプロムに関わったサフラ財閥の「HSBC リパブリック」であった。ロシア支援のための資金を、ウォール街のバンカーがルーブルをドルに換金して国外に持ち出し、一度タックスヘイブンに移し替えてから、米国の銀行資産が急増した。2002年になぜ、ロシアのガスプロム社の株式を、「HSBC リパブリック」が握っていたのか、不思議な経緯である。広瀬隆はこの「プーチンと国富窃盗新興財閥との闘い」の構図を、『世界金融戦争』(2002)で描いている。

1979年のソ連のアフガン侵攻後、米国は世界的な金融機関のBCCIが持つアンダーグラウンドのマネールートを求めていた。巨大な資金量を持ったイスラム金融機関のBCCIは、米国政府と英国政府に忠実に仕え、潤沢なオイルマネーをもたらし、彼らが必要だという資金づくりに長年協力してきた。が、湾岸戦争終結からわずか4ヶ月余り後の91年7月5日午後1時、イングランド銀行がBCCIの英国内5支店の従業員にいきなり退去を命じた。英国と呼吸を合わせ

てフランス、ケイマン諸島、スペイン、スイスでも BCCI 支店が一挙に差し押さえられた。大西洋を越えた米国でも同じ金曜日に FRB（連邦準備制度）の監査官が捜査に入り、その週末のうちに世界18カ国で BCCI 銀行が閉鎖された。73カ国400支店、資産200億ドルを持つ、世界最大級の民間銀行に対して、7カ国当局が動いて、イスラム銀行を閉鎖に追い込んだのである。西側のジャーナリズムは、BCCI が武器と麻薬の密輸に関与していたと暴き立てたが、米国がアフガン支援に BCCI を利用してきたことは公然の秘密であった。広瀬隆は「アフガン内戦と BCCI コネクション」、及びイスラム・マネーを一瞬で消滅させた、BCCI を閉鎖に追い込む国際金融権力の不透明な経緯にふれている。⁹⁾

さらに、2001年12月2日、米国の世界的総合エネルギー企業のエンロンが倒産した。エンロンの足は各タックスヘイブンに分散して3000本にも達していた。利益を水増し、債務を帳簿から消し、財務は最高に見えた。結局、全体の債務は160億ドル（ほぼ2兆円）にも達し、米国史上最大の会社倒産となった。呆れた話、倒産の4日前、S&P（スタンダード&プアーズ）によるエンロンの格付けは BBB（投資適格）であった。エンロン破綻の翌月には、全米第三位のディスカウント店Kマートが破綻した。エンロンの監査はアーサー・アンダーセン、Kマートの監査はプライス・ウォーター・ハウスで、いずれも監査事務所にも重大なミスと不正があった。クリントン政権のもとで SEC（証券取引委員会）長官を務めたアーサー・レビットは、利益相反の観点から、会計監査業務とコンサルティング・サービスを分離させようとしたが、大手監査法人側の強烈なロビー活動で改革案が潰され、今日に至った経緯である。残りの巨大監査事務所のデロイト・トゥーシェー・トーマツ、アーンスト・ヤング、¹⁰⁾ KPMG（旧名ピート・マーウィック）も様々な不祥事を起こしていた。

米国の巨大監査事務所は、不思議なメカニズムをもつ。彼らは企業の監査をするだけでなく、ウォール街を監視する SEC も兼ねている。例えば、世界貿易センタービルが崩壊する40日前に、米国上院は、SEC 委員長にブッシュ政権指名のハーヴェイ・ピットが就任する人事を承認した。ピットは SEC の法律顧問だったが、証券問題の弁護士時代に5大会計事務所すべての代理人をつとめ、会計事務所のロビー団体の代理人でもあった。さらにブッシュは、アーンスト・ヤングのW氏を税務担当の財務長官補佐官に指名し、プライス・ウォーター・ハウスの経営者（パートナー）であるA氏と、アーンスト・ヤング幹部であるG女史を SEC の委員に指名した。また、ピット委員長は、アーンスト・ヤングの副会長を SEC の主任会計士に任命した。このように米国では、大手会計事務所および公的官僚群の人脈と情報ネットワークが、金融村の証券機構

と格付け会社、投資銀行、税政のすみずみに入り込んでいる。2002年に会計スキャンダルが追求され、プライス・ウォーターハウスがSECに500万ドルの罰金を支払う和解を認めたので、疑惑のある前述のA氏は2001年12月に指名されながら議会で承認されなかった。2002年8月9日になって、ようやくSEC委員に就任する。

調査報道の広瀬隆は、その経緯を俯瞰して指摘する。「SEC委員G女史の母体アーンスト・ヤングは、1997年の山一証券破綻後の恐慌状態にある日本にジャック・ロドマンを送り込んで、98年初めだけで十件の不良債権の土地を買いあさり、たちまち6000億円の取引を成立させたことで業界に名高い。ムーディーズなどの銀行格付けのための最大の資料提供会社だが、アーンスト・ヤングだったからである。彼らが手を組んで日本のバブルを生み出し、のちに崩壊させ、日本の金融機関倒産で不良債権をつくる黒幕の役割を果たした。その張本人が日本に上陸して不良債権を買いあさるとは、漫画のような本当の話である。しかも土地を買い占め、濡れ手に粟の手法で拠点を次々と増やしてきた¹¹⁾」と。

米国の会計スキャンダルでは、どの大手会計事務所も過失を認めるか、もしくは過失は認めないまま多額の罰金を支払った。ウォール街と財務省幹部職と上下院銀行委員会の三者の間を、政府任用によって関係者が往復する。そこには、将来の採用を期待する者同士が持つ強い共感があり、金融業界に対する政府の圧力は限定的になりがちである。米国の官僚機構が、格付け会社の寡占体制を支えている。クリントン政権の元労働長官のロバート・ライシュは、それらを「富が集中するように仕組まれたゲーム」と表現している。格付け会社スタンダード&プアーズやムーディーズによる格付けが、世界中の上場企業の生殺与奪の実権を握っている。大手会計監査事務所は、コンサルティング業務と会計監査業務という二律背反の矛盾を抱えて現在も活動する。当時、エンロンの株主たちは、続々と集団訴訟を起こし、エンロンの経営者、会計事務所アーサー・アンダーセン幹部と共に、名だたる多数の投資銀行が告訴された。

元フランス大使のクリスチャン・グレフは、リビア騒乱がカダフィの殺害によって幕を閉じた時、NATO（北大西洋条約機構）による軍事介入を激しく批判している。ロサンゼルス在住のロシア人ジャーナリスト、イアン・ブリューソフもまた、高福祉の国リビアの実態と西側メディアの報道の乖離の裏にある、もうひとつの側面を語る。「リビアは144トンもの金を保有していました。カダフィはその金を原資に、ドルやユーロに対抗するアフリカとアラブの統一通貨、ディナの発行を計画していたのです」。堤未果は、報道されなかったもうひとつのリビアにふれている¹⁴⁾。

3. 穀物メジャーのネットワーク構造

アーチャー・ダニエルズ・ミッドランド (ADM) 社などの事例は、食料産業が巨額の政治献金を行うことで、どんなものを手に入れられるのかを教えてくれる。1971年から1997年まで ADM の最高経営責任者を務めたドウェイン・アンドレアスは、巨額の現金という貢ぎ物によって、米議会の議員たちから国益(?)への多大な関心を引き出すことに成功した。アグリビジネスが、政治家に資金を提供するということは、時には政治家自身を買うことを意味している。ADM は、1976年、平和のための食料プログラムの下でソ連に穀物を輸出した際に、犯罪行為を行ったと認めている。また、アンドレアスは、リジンの価格操作スキャンダルで、息子が刑務所に入れられるのを阻止できなかった。

トウモロコシ農家の支援が米国の国益に資するという穀物メジャーの強い主張のもとに、国際価格からすれば、あり得ないほど大量のトウモロコシ生産助長の、米国の補助金制度が設けられた。この国益論議は、ラジ・パテルによれば、巨大穀物商社にとって重要な意味を持っていた。米国で生産されるトウモロコシの1割近くが HFCS (ブドウ糖果糖液糖) の原料で、この生産は、ADM、カーギル、テート・アンド・ライル社の子会社のステイレー社の三社によって、ほぼ独占されている。「ADM は、トウモロコシ由来の甘味料1ポンドを9~12セントで生産し、国内で精製された砂糖よりも安い18~19セントで販売することで大儲けしている」。国益擁護の政策で、穀物商社は HFCS の原料を安く入手できるようになった。現在、この安価な甘味料が、あらゆる加工食品に使われている。これはすべて、米国の国益という名の下に起きている奇妙な現実なのである。

コカコーラ社とペプシコの二社は、1990年代初めに、この HFCS の製造業界が価格談合していたと、ADM 社、カーギル社などに集団訴訟を起こした。結局、この二社がカーギルや ADM から和解金を得ることで決着した。ラジ・パテルによれば、「例えばカーギルは、モンサントと連携して加工および物流のネットワークを形成しており、このネットワークを通じて農薬と種子を入手している。ノバルティス社と ADM も同様の提携関係にある。(中略) フードシステムを構成する要素のほとんどは民間セクターによって支配されているが、その市場自体のあり方を決定しているのは、社会と政府なのである」¹⁵⁾と。

英国のリヨンズ社(株式はネスレ社と、アリード・リヨンズ社が所有)が前世紀の「食品帝国」の巨人ならアルトリアは現代の巨人である。同社の食品事業は、オレオ(クッキー)からスターバックス、トブルローン(チョコレート)、

オスカー・メイヤー（肉加工品）、そしてマルボロからフィリップ・モリス持株会社まで、数々のブランドを傘下に抱える巨大コングロマリットである。パテルによれば、リオンズと同様に、アルトリアもその市場支配力によって、市場のルール自体を自社の都合に合わせて熱心に作り変えている。アルトリアは、米通商代表部の農業技術諮問委員会のメンバーを務めるなど、米政権の中核とも近い関係にある。同社は1998年から2004年の間に、米農務省から鉄道退職者委員会にいたる、20以上もの連邦政府機関に働きかけるために50社以上のロビイング団体を雇っていた。1995年に GATT を継承して WTO が発足した際、WTO に農業分野が盛り込まれたことは不自然であった。市場が彼らにつくり変えられる秘密のプロセスは、WTO（世界貿易機関）において最も顕在化している。つまり、「各国政府の交渉のアジェンダは WTO では決定されてはならず、ワシントン DC やロンドン、あるいは北京のホテルの会議室でつくられているのだ。こうした非公式の会合に参加する政府高官に提供される軽食や娯楽は、食品会社が菓子やタバコを売って得た利益から支払われている」。戦後、国内農業に補助金制度を拡大してきた EU と米国は、南側諸国から農業生産の主権を取り上げておきながら、巨大な権力をもつアグリビジネスへの自国の補助制度の削減には乗り気でなかった。例えば、WTO（世界貿易機関）は自らを「国連の教義から外れた」機関とみなし、その「使命をもっぱら貿易」と考え、「国際法に従属する必要はない」と自認している。こうして WTO は、「富むものがさらに富むシステム」を構築し、市場原理主義経済学が唯一絶対のイデオロギー優位の現状をつくり出している。¹⁶⁾

今日、カーギルと ADM はブラジルで生産される大豆の60%に出資しており、ブラジルから輸出した大豆を加工する欧州の工場すべての4分の3を所有している。つまり、アグリビジネスが連携する際には、他業種と垂直的な関係を結ぶ。例えば、大豆貿易を行っているカーギルなら、大豆の種子を生産しているモンサントと手を組むことで、大豆の生産から輸出までの全プロセスの支配が可能になる。¹⁷⁾

世界最大の穀物メジャーたちにとって、世界で最も買収したい競合相手は、（株式会社ではないため）株式買収が不可能な協同組合である全国農業協同組合連合会（全農）である。危険なことに、2015年の農協改革（改悪）で、全農の株式会社化への道筋がつけられた。米国は世界をコントロールするための、一番安い武器として補助金漬けの食料輸出を位置づけ、官民一体となり外国市場のシェアを広げる。米、小麦、トウモロコシという穀物3品目について、米国は約1兆円もの輸出補助金を投じている。日本がTPPに加盟してしまえば、

残念ながら、サービス（金融）部門の市場をこじ開けられ、農林中央金庫と JA 共済は農業協同組合法から切り離され、金融庁傘下に移されるだろう。すなわち、総合農業協同組合制度の崩壊である。各地の単位農協は、単なる農林中金や JA 共済の「代理店」と化し、利益を出すことが難しい経済事業に特化させられていくだろう。先に米韓 FTA（自由貿易協定）により、株式会社化された韓国の農協に見るように、地域は消滅に向けて、転がり続ける。日本の食料安全保障が辛うじて維持されているのは、総合農協としての単位農協や各連合会のおかげである。亡国の協定である TPP（ラチェット条項付き）に加盟すると、国家主権に基づき外資規制をかけることすら困難になる。¹⁸⁾

4. 世界の「プランテーション構造」の変遷

1813年に東インド会社は、中国へのアヘンの輸出を倍加させた。インドは英国の指示のもとにアヘンの輸出によって、英国に茶を供給する助けをし、中国はアヘンを消費することで、英国の歳入を助ける。この三角の形を成すアヘン貿易は、大英帝国にとって「金融の帝国循環」の中心となっていた。具体的には、悪名高い本国費と、インドの外国為替準備金をイングランド銀行が管理していた。¹⁹⁾

このいわゆる「帝国循環」は、1980年代以降、米国の毎年の貿易赤字に対して、官民あがて米国債などの絶え間ない購入や、円高の為替状況へのドル買い介入などで、日本の莫大な国富を米国に絶えず還流させてきたメカニズムと瓜二つである。ジョバンニ・アリギは『北京のアダム・スミス』（2007年）で、「国際金融権力」と「ドル化」（dollarization）メカニズムの作用の本質を洞察している。中心に位置する巨大な国際金融資本（国際銀行家）集団が、民衆の生活と国益を犠牲にして、ひたすら自分たちの利益を増すだけの巨大な権力を持っている。その広がりや、20世紀におけるバーゼル BIS の支配力——「きわめて慎重で洗練されているため、歴史家が長いこと気づかないほどであった支配力」——に匹敵する。つまり、1985年9月の「プラザ合意」で円とマルクの資産価値を毀損させ、1995年4月に円は1ドル＝79円という最高額に至らしめられた。カネは少しでも金利の高い方へ流れる。米国よりも日本の金利をさらに下げることで米国債などのドル建て証券の買い入れを強化させた。いわゆる、当時の円キャリー・トレードである。地球的に俯瞰すれば、国際金融資本と超多国籍企業の中枢に位置する「勢力集団」は、国際的な信用制度を通じた余剰資本の再利用によって、互いに結び付いて活動している。アリギによれば、すでに覇権をにぎっている「勢力集団」が、あらゆる分野で得をするように世界

構造が組み立てられている。²⁰⁾

17世紀以降の植民地支配の時代、英国はインドで綿を、マレーでゴムをつくり、オランダはインドネシアで胡椒を栽培するなど、農業プランテーションを展開していた。世界の基本的な構造は、17世紀以降の農業プランテーションが、資本を持つ国際金融による工業プランテーションに形を変えただけで、基本的に搾取構造という本質は、21世紀の今日、何も変わっていない。1990年代からは、日本のビジネス能力を米国（ウォール街）が次第に牽制、束縛し始めた。アリギによれば、終戦前後の米国による「寛大な」貿易の体制が変質し始めたのである。無条件での保護費用の支払いを強請するだけでなく、大規模な円の平価切下げや輸出自主規制など、貿易での譲歩をも日本に強いた。日本のバブル崩壊をハードランディングに導いたのは、銀行の自己資本に関するルールである BIS 規制であった。バブルが急降下で崩壊していく中、BIS 規制を当時の大蔵省（現在は財務省）が受け入れたため、日本の金融機関の自己資本比率が急激に低下し、これが貸し剥がし貸し渋りを促進した。多くの保険会社や証券会社が破綻や経営危機に追い込まれ、日本の中核的な資産が、海外に底値で食われてしまった。²¹⁾

信用収縮の地獄の過程で、1998年に日産生命保険が破綻し、その後の二年間で実に6社の生保が外資の傘下に入った。6社の保険契約高の合計は約100兆円にも及んだ。当時、ゼネラル・エレクトリック社のGEキャピタルは、消費者金融のレイク、日本リース、東邦生命などの買収後、大手信販ライフの消費者金融部門を傘下に収めた。負債総額が2兆円を超えていた日本リースの管財人は、当時、会社更生法を軌道にのせた苦難の経緯を世に問うている。²²⁾重要なことは、面倒見のよい銀行であればあるほど、銀行の自己資本比率は小さくなるという点である。

当時の「そごう債務問題」の本質は、日本長期信用銀行を買収した外資が、そごうを窮地に追い込むことで利益を見出せる構図にあった。米投資会社リップル・ウッドは、自らが買収した新生銀行（旧日本長期信用銀行）の保有するそごう向け債権2000億円を、国（預金保険機構）に買いとらせた。普通なら、融資先企業が倒産すれば困るはずだが、瑕疵担保条項をたてに彼らはつぶして儲けたのである。国会審議でも疑義が出たように、売却側（政府）のアドバイザーの米国投資銀行のもとでの契約内容が、誰を利していたのかの問題であった。ライフ、第一ホテルなど、旧長銀のメイン融資先は、次々と会社更生法の申請を余儀なくされた。1990年代以降、米国は、東アジア経済の「米国化」＝「ドル化」を目論んだ。日本国民の税金が、米国資本に移転する絵に描いたよ

うな日本の国富の収奪劇であった。²³⁾

1987年から1990年にかけての銀行及びノンバンクの貸出残高は、日銀の旗振りもあって約200兆円増加していた。融資された200兆円は、ほとんどが株式、不動産、ゴルフ会員権、絵画の購入に注がれた。しかし、1989年末以降、これらの資産価格が暴落した。平均すれば、200兆円で購入した資産が100兆円になり、融資を実行した金融機関に100兆円の損失が計上された。銀行の本業の利益である業務利益は、年間5兆円を確保し続けたが、この業務純益が損失の処理に充当された。「5兆円の利益を不良債権処理にすべて投入すれば、100兆円の損失は20年で処理できる。こうして、日本の銀行は20年の時間をかけて不良債権問題を処理したのである。これが、日本の「失われた20年」の一断面である。(中略) 銀行は救済されたが、その救済のために、20兆円のおカネが家計部門から銀行部門に移転された²⁴⁾」。以後、円高で輸出が困難になった日本企業は、海外に進出するようになり、日本経済の空洞化が始まった。戦後の日本を動かしてきた力は、米国から加えられる圧力と、それに対する日本の自主路線²⁵⁾と米国追随路線のせめぎ合い、相克でもあった。

「グローバリズムの本質」を簡単に説明すれば、世界を股にかけた国際金融資本が「儲かる国」を目指して投資を雪崩れ込ませ、相手国から配当金、金利収入などの所得を吸い上げるための仕組みである。1991年のソ連崩壊以降、世界はグローバリズム（タックスヘイブンを含む）の名のもとで、少しずつ、1%の側が有利な方向に、ほとんどの分野で変容されてきた。国民経済の目的は、国民の所得を増やすことにある。ところが、グローバリズムは国境を取り払い、²⁶⁾「グローバルな誰かの所得」（1%の側）を最大化することを目指すものである。

5. ダニ・ロドリック『グローバリゼーション・パラドクス』の視角

一般的な理解では、新自由主義は、規制緩和と私企業化（民営化）を車の両輪としている。が、国家を一方で排除しながら、他方で、損失が出た際の救済の補填源にするというダブル・スタンダードを本質としている。とくに、超グローバル企業の倒産回避名目による私的債務の公的債務への付け替えが問題となっている。

金融投資家、民間の私的領域にある格付け会社、IFRS（国際財務報告規準）、IMF や WTO などの国際機関によって、国民国家及び公的な国民の権利が侵食され続けている。合法とされてきたオフショア市場（タックスヘイブン含む）の一番の問題点は、「債務による支配と金融独占の視角」の拙稿（2012）でミッタルの LMN ホールディングの例に触れたように、税収を逃れることで超高速

成長できる事実である。1989年創業のインドの小さな鉄スクラップを原料とする鉄鋼メーカーが、明治時代創業の新日本製鐵（現新日鉄住金）を抜き、他社を買収しながらわずかの期間で世界第一位となった経緯である。ブリテイン＝キャトリンや広瀬隆たちが指摘するように、法人税など法令遵守の企業を出し抜き、資本蓄積するなど、国際競争のフィールドの舞台自体が公正かの問題である。²⁷⁾

しかも、貿易や金融の現実、通貨投機やCDS（クレジット・デフォルト・スワップ、倒産保険のようなもの）を道具とした、果てしのないマネーゲームの舞台となっている。実質の世界経済の景気循環は、オフショア市場（タックス・ヘイブン含む）の国際金融に翻弄されているのである。国家というより、大国に属する利権と権力を握る企業集団によって、周辺国の民衆の生活と食糧安全保障が奪われ続けている。とくに、最近の30年間で、税収を奪われ、弱体化した国民国家の統治が目立つようになってきた。自己増殖した貨幣は、過度の金融緩和によるバブルの発生・崩壊のメカニズムのもと、貧富の格差をさらに広げ、国家成立の基盤である実体経済の機能を一部失わせるところまできている。そもそも国民の安全保障の強化は、国家主権を執行する、その国の政府にしかできない。ここにグローバル経済の抱える最大の懸案があるとの問題提議である。つまり、グローバリゼーションのさらなる拡大、国家主権、民主主義の三つのうち二つしかとることができないとロドリックは主張する。

①国家主権と民主主義を取ってグローバリゼーションに制約を加えるか、②グローバリゼーションと国家の見せかけの維持を取って民主主義を捨てるか、③グローバリゼーションと民主主義を取って国家主権を捨て去るか、の選択肢である。国家主権と民主主義に基づくナショナル・ガバナンスの強化は、国家間の対立を深めて今よりも世界経済を不安定にしかねない。ロドリックが期待をよせるのは①の道である。グローバリゼーションを「薄く」とどめることで、世界経済に安定を取り戻そうというのである。²⁸⁾

もちろん、すでに民主主義そのものが機能していない、という立場も存在する。現在の国際金融を担う英国のHSBCにしても、スタンダード・チャータード銀行にしても、さかのばれば東インド会社にたどりつく。新興国が生み出した利益を配当と金利で吸い上げ、それを母国に循環させるサイクルが行われてきた。経済の歴史家のバリー・アイケングリーンは、『グローバル・インバランス』（2010）と、『とてつもない特権——君臨する基軸通貨ドルの不安』（2012）において、基軸通貨ドルを中心にした戦後70年の潮流を俯瞰している。グローバル企業が利益を恒常的に吸い上げる手法として、ワシントン・コンセ

ンサスや、新自由主義・市場原理主義が世界中に過度に宣伝されてきた。金融や貿易を通じて、世界の国々が簡単に逃げられないように、国際制度の網の目や、財とカネの流れが意図的に仕組まれてきた側面を分析している²⁹⁾。

現実のトレンドとして、経常収支の黒字国、赤字国は固定化する傾向にある。黒字国の黒字額、赤字国の赤字額が広がりすぎると、いわゆる「グローバル・インバランス」、が、世界的な混乱につながっていく。ブレトンウッズ体制から現在にかけて、一貫して米国が巨大な経常収支赤字を生み出しやすい環境を作り出していた。グローバル・インバランスは、世界経済の2つの構造変化を反映している。ひとつは、貯蓄・投資バランスの偏在と、それらをファイナンスする国際資本フローの構造変化の側面。もうひとつは、ワシントン・コンセンサス政策のもと、新興国において資本規制や為替管理が撤廃・緩和され、資本が収益を求めて自由に移動するようになった構造変化の側面である³⁰⁾。

1979年にカーター政権が、円建てなど非ドル建ての米国債の発行を検討したことがあった。しかし、当時の議会がその試みに対して、それは非ドル通貨に対するドル価値の正味の保証のことに他ならないとして強力に反対した³¹⁾。各国のエコノミストがそろって指摘するのは、米国としてはどれだけ貿易赤字が拡大しても、支払った代金が自国内に貸し付けられれば、ドルが自国民の所得に戻ってくる。さらに貿易赤字により膨らんだ対外債務は、ドルが長期的に下落することで事実上「〈帳消し〉」にされていくことだ³²⁾。いずれにしても、そのグローバル・インバランスの根底には、ドルでしか石油が買えない「ペトロダラー体制³³⁾」という国際通貨体制のアンカー（構造的な中心・重し）のリアルな現実がある。

6. 国際金融とチャイナ・クライシスの実態

現在、中国は毎年、財政赤字を続けており、累積赤字額は30兆元（約480兆円、2010年10月時点のIMFの推計）に及ぶ。米国は2013年12月以降、中国からの不正な資金の流れを調査しており、レポートによれば1兆6000億から3兆ドルもの資金が、中国から米国に流れたという。2012年6月、ブルームバーグは習近平の姉夫婦の300億円という巨額な不正蓄財を報じた。中国では共産党幹部多数が、汚職で得た資金をタックスヘイブンのペーパーカンパニー経由で海外の口座に逃がしている現実がある。

中国バブル崩壊の2年前から、中国の外貨準備高の中身への疑念が、国際金融市場で広がっていた。中国の持つ額面上の外貨準備3.6兆ドルに対して、中国の保有する米国債はなんと1.2兆ドルと、3分の1でしかなかった。中国の

外貨準備は、政府中央銀行に加え、国有銀行分（米国債が担保に入っていると推測）も含まれている。つまり、借り入れの担保の外貨保有まで、外貨準備に含まれているわけである。中国が変動相場制にしたとたん、世界的な人民元売りが起きる可能性もある³⁴⁾。

2013年には、ゴールドマンサックスが中国工商銀行の株をすべて売却して撤退したほか、バンク・オブ・アメリカも中国建設銀行の持ち株を売却して撤退している。リーバイスやレブロンが撤退し、マイクロソフトも北京と東莞の工場を閉鎖してベトナムに移転している。チャイナでは、地方政府の借金が積み上がり、その額は約500兆円に上るとも言われている。さらに「影の金融ネットワーク」、いわゆるシャドーパーキングの不良債権も約500兆円と言われ、合わせて1000兆円もの膨大な不良債権を抱えると推定される。国内では毎日暴動が起き、その治安対策費用はすでに国防費を上回っており、金持ちのエリート層は全財産をもって外国へ逃げることを考えているようである。

中国の4大銀行は国有であり、共産党幹部や国家そのものが関わっている。そのような共産党の国有銀行が、世界の銀行総資産ランキングで、トップ3を独占している。渡邊哲也たちが指摘するように、本来、政府保有率の高い企業は、完全な民間企業ではないので、外国の市場に参入する際には、政府支援を受けているとされて非関税障壁をかけられる理由となる。民間人どうしのマーケットのなかで、中国政府という巨大な資本を背景にもった国営企業が入ると、非常に不当な競争になるからである。クリントン政権以来、このようなことを中国に許してきたのは、問題であったとの国際的な共通認識が広まってきた。

香港ドルは、英国の金融グループ HSBC 系列の香港上海銀行、スタンダード・チャータード銀行、そして中国本土系の中国銀行の3行によって発行されている。香港ドルは「ドル預託通貨」とも呼ばれており、香港の銀行が持つドル資産を担保にカネを発行することができる通貨でもある。つまり、裏づけになるドル資産の保有量によって、その発行額が決められ、ドル支配体制に絡めとられる構造となっている。英国はロンドンのシティを通じてインフラ投資のための起債の幹事となり、手数料を稼ぐ皮算用もあり、西側諸国で最初に中国主導の AIIB（アジアインフラ投資銀行）への参加を表明した。この結果、中国は英国で人民元建ての国債発行を決めた。この発行業務は、中国工商銀行と英国の HSBC が担当する。中国がかつて持っていたドルは、新興国への投資に使われてきた。昨今の資源ブームの崩壊や原油安などで、その投資はことごとく毀損し、100兆円に上る損失を抱えていると見られている³⁵⁾。

2000年以降、中国は実際の需要がないのに、世界中の資源国から鉄鉱石、銅、

ニッケルなどの鉱物資源、エネルギーの爆買いをしてきた。中国国内に溜まった膨大な余剰產品と原材料を新興国に輸出することによって、需給のバランスを整えるのが、中国の喫緊の課題であった。そうすると、渡邊哲也たちが示唆したように、AIIBとは、断末魔の、中国の余剰在庫の処分の押し付け先を探すためのものあり、あくまでも中国経済のための銀行なのである。だからこそ、中国はAIIBの出資比率において、断トツの29.7%、議決権においても25.58%と拒否権を行使できる体制をつくった。重要なことは、AIIBの出資金や融資は人民元決済ではなく、ドル決済が行われる仕組みである。人民元を刷って海外に投資する過程において、中国は依然としてドルに両替する手続きを踏まなくてはならない。起債において高い格付けが望めない、AIIBの資金調達が難航するのではないだろうか。恣意的な甘い審査で、焦げ付き事案が続出の懸念もある。

というのは、AIIBで融資を行う際は、各国の出資金を担保に参加国の信用を利用して債権を発行して融資の原資を得る流れだからである。当然、高いリスクプレミアム金利が予想され、高利で調達した資金を元手に、新興国に対してどれだけ安い金利で融資できるか、という問題が存在している。

2015年2月、スイス・ジュネーブにあるHSBCのプライベート・バンキング部門が、富裕層向け秘密口座を開設し、巨額の脱税幫助をしていたことがハッキングで明らかになった。この情報はインターネットで公開されており、「スイスリークス」と呼ばれる。また、米国IRS（内国歳入庁）は、スイス金融大手UBSに対して、米国富裕層の脱税を幫助した罪で制裁金を科した。参考までに言うと、タックスヘイブンのオフショア・ネットワークを熱心に利用しているのは、中国企業と中国の大富豪、そして共産党幹部たちである。例えば、中国最大の検索エンジンである「バイドゥ」や中国最大の旅行サイト「Qunar.com」は、中国企業でも香港企業でもなくケイマン企業である。ケイマン企業としてニューヨーク証券取引所や香港証券取引所に上場している。タックスヘイブンからAIIBへ出資金が集まったとしても、その融資が順調に回収できるかどうかはわからない。³⁷⁾

7. 米国のFATCAと基軸通貨国特権

そもそも1950年代後半にロンドンで生まれたユーロダラーは、タックスヘイブンの枠組みの元祖であり、ソ連が西側への輸出で稼いだドル資金を欧州拠点で運用することから生まれたものであった。ロンドンのシティの金融街は、国際的なドルや他の通貨を扱う別の口座を設けて、これを国内法の規制の範囲外

とした。ロンドンのシティ及びスイスのプライベート・バンクの秘密口座、英領ケイマン諸島をはじめとする、世界で約80か所の租税回避地において、それぞれがお互いに得をする構図が成り立ってきた。タックスヘイブンは、犯罪マネー、アングラマネーの巢窟であるばかりでなく、金融業界の不良債権を隠ぺいする場所でもある。例えば、証券業界でいう「トバシ」（損失を帳簿上先延ばし操作する手法）³⁸⁾をやる時の受け皿として、タックスヘイブンのペーパーカンパニーが使われてきた。ただし、今日のスイスでは、番号だけの口座名義はマネー・ロンダリング防止法によって禁止されたので、信託、財団、幽霊会社などの名称が利用されている。「今日、幽霊会社が籍を置くのは、法人を安い費用で迅速かつ確実に設立できるオフショアである。信託の設立を専門にするのは、大英帝国系の小国だ。2013年、スイスの銀行口座の6割以上は、パナマ籍の幽霊会社、英領ヴァージン諸島の信託、リヒテンシュタイン籍の財団などの仲介で保有されていた。（中略）国際的な資産管理の大掛かりな仕組みの中核に位置し続けるのは、今後もスイスだと理解しなければならない」。ガブリエル・ズックマンによれば、購入する投資ファンドの選定について顧客にアドバイスするのは、たいていはスイスの銀行である。³⁹⁾新興のオフショアとの競争は、実際にはうわべの出来ごとにはすぎない。

決済システムは、通貨流通に不可欠のインフラである。米国には連邦準備制度が運営する、米国内での資金取引決済の Fedwire と、外為取引など国際的な取引に関する CHIPS という2つの大口決済システムがある。国際金融市場におけるドル取引の最終尻の決済は、主として CHIPS を媒介とした⁴⁰⁾ニューヨークのドル建て当座預金の振替で行われる。

2008年のリーマン・ショックによる世界的な金融崩壊を受けて、2010年に米国で制定された外国口座税務規律順守法（FATCA）がついに、2014年7月1日から施行された。これは米国の富裕層や大企業が国際的に脱税するのを防止する仕組みで、「Foreign Account Tax Compliance Act」の略称である。反対派の政治圧力もあり、施行が2回延期されたが、ついに米国のみならず、世界的に脱税を取り締まる根幹的な規制が、ボルカー・ルール（商業銀行と投資銀行の区別の復活）とともに動き出した。今後、米国外の銀行、証券会社、保険会社はもとより、ヘッジファンドやペーパーカンパニーなど資産運用に携わる会社も、顧客の口座の残高が5万ドルを超える場合には、その口座の最終受益者が米国の市民か居住者か法人であるかを常に確認し、米国の内国歳入庁に口座の詳細を報告する義務を負うことになった。また、口座の最終所有者が米国の市民、居住者、法人でない場合でも、その口座の資産が米国の有価証券やそれに

関わる金融商品であった場合には、同じ義務を負うことになる。それを拒否する外国の金融機関には、罰則として、米国の証券への投資に対する利息、配当及びその譲渡価格に対して、一律30%の源泉徴収税が課される。さらにはFATCAを拒否する金融機関が、証券の売り買いに1回でも介在してしまうと、それ以降の売り買いにはすべて30%の源泉徴収税が課される。つまり、事実上、FATCAを拒否する金融機関は、自動的に国際金融市場から締め出されることになった。イスラエルは自国中央銀行の総裁であったスタンレー・フィッシャーを、米国FRBの副議長に送り込み、国際的な反タックスヘイブン協調体制に協力する姿勢を見せている。また、ロシアの蔵相は、すでに2014年3月の時点で、米国とFATCA協定を締結し、予定通り7月1日からの実施を確認していた。⁴¹⁾

ところで、米国の経常収支の現実の決済では、債権と債務の相殺関係が成立し、赤字部分は非居住者名義のドル預金の増加によって決済されている。しかし、そのことは米国の銀行にとって、自己宛ての対外債務であり、経常収支の赤字という対外債務を、非居住者名義のドル預金という対外債務の日々の増加によって支払っていることでもある。つまり、米国が「赤字を継続してドルが流出する」とは言うが、実態は、米国の銀行の信用創造によって創出されたドル預金（銀行の債務）が、銀行システム内部で居住者口座から非居住者口座に置き換わるだけの話である。経常収支赤字がいかに巨額であろうと、米国は巨額の資本輸出が可能である。もちろん、資本輸出はドル安要因であるから、為替相場面からの制約はある。しかし、厳しく言えば、「金ドル交換停止後の現状のドル体制は、米国による赤字の最終的決済がまったく欠如した国際通貨制度であり、国際間の債権債務関係が何時までも繰り延べられ解消されない世界である」⁴²⁾。

基軸通貨国特権とはこのように、自国の銀行の信用創造によって基軸通貨ドルを創出できるので、経常収支の赤字を補う必要性は、もともと存在しないことにもなる。また、結果的に、米国の周辺にある黒字国の通貨当局は、保有するドル残高の相当部分を米国財務省証券の購入にあててが、これを米国側から見ると、民間の対外債務超過額の一部を公的債務（国家の対外債務）で肩代わりしたことを意味する。米国の銀行システムにおいて、非居住者ドル預金が、米国政府名義のドル預金（居住者預金）に振替えられるのである。借金の全部をさらにまた借金で支払っているにすぎない。⁴³⁾ 周辺の黒字国がドル（対米債権）を受け取り、米国の銀行システムの中で非居住者預金として保有する限り、米国は永久的に自動的に、かつ一方的に、経常収支の赤字額に相当する信用を供

与されるメカニズムが隠れている。アカデミーフランセーズ会員のジャック・リュエフは、いずれ「歴史上類をみないこの横領にも似た制度の実体」があらわれることとなろうと述べている。⁴⁴⁾ 基軸通貨国特権（背景の金融集団を含む）の権益の総体は測り知れないものがある。ただし副作用として、巨額の経常収支赤字とドル残高（通貨量）は増え続ける。

つまるところ、FATCA とは、基軸通貨として金融秩序の安定化をはかりながら、ドルの一極支配体制の更なる強化を狙ったものとみることができる。

むすび——「国際金融」の経済人類学——

現状のユーロは、ドルに対して有力な基軸通貨候補だが、国家の強力な後ろ盾がない通貨だという弱点がある。歴史上初めて裏づけとなる政府のない通貨がユーロであり、グローバリズムに国家を乗っ取られた典型が、欧州諸国とみることでもある。欧州委員会は、メンバー国の国益に反するとみなされた政策については、その実行を強制するには限られた権限しかないからである。⁴⁵⁾

水野和夫たちが指摘するように、一国の経済が国内で自己完結していた時代、資本主義と国家はギブ・アンド・テイクの関係であった。が、いまやグローバル資本、大手会計事務所、格付け会社、投資銀行などを含む「国際金融村（債権者側）」が主人で、国家が使用人のような体たらくである。それがさらに国民を貧窮化させている。超大国の米国を含め、多数の国々が、公的債務（国際金融村への借金）の返済を通して債権者側に利子を払わねばならない仕組みの中にある。債権者・債務者の関係は、現在の全米民衆のみならず、今後生まれてくる未来の世代にもかかわっている。経済学者ガブリエル・アルダン⁴⁶⁾は、すでに1970年代に、新自由主義の金融システムが、「強力な搾取のメカニズム」であるとみなしていた。

換言すれば、新自由主義の戦略的過程は、「社会的諸権利」（最低賃金、健康保険などの最低保障）を「社会的負債」に漸進的に変えることでもある。そしてこの社会的負債を、さらに私的負債に変え、国家の最低保障に働きかけて「権利継承人」を「債務者」に変えていく。経済社会学、哲学のマウリツィオ・ラッツァラートは、「国家を破産状態に追い込むことによって、新自由主義が1970年代以来夢見ていた賃金や社会保障費の削減の政策を、赤字国家に押しつけることが可能になった。（中略）新自由主義による統治は、負債を中心にして組み立てられている」と洞察している。⁴⁷⁾

さらに、現実の社会において「個人」は裸の個人として均等に世の中に生まれ出るのではなく、家族あるいは家系というものが存在し、そうしたいわば世

代間の継承性の中で個人は存在する。「相続という私的な営みに関して何らかの再分配ないし社会化を行わなければ、前の世代の個人に関して生じた格差はそのまま次の世代に継承されていくことになる」リアルな現実がある⁴⁸⁾。

カール・ポランニーは、経済人類学的見地から、通常の共同体においては、いかなる時代においても、構成員が必ず生活を維持できる、つつましい互酬の再分配機構を、共同体（村や都市）が基底に持つことを明らかにしてきた。村人に最低限の生存保障を供与する慣行は、伝統的社会において普遍的に見られる⁴⁹⁾。経済と法制度、利益集団、国際金融メカニズムの論考及び、様々な社会的領域での「中範囲の理論」の蓄積を、調査報道ジャーナリストたちを含む研究者間の連携で厚くすることが、世界経済を一望する「全体的鳥瞰」に繋がっていく。特殊歴史的な人間集団の、独自の法則性や特別の独善的慣行、財の収奪、逸脱、抗争が可視化されてくるのだ。2008年の金融危機を生み出したのが、天文学的報酬を受け取る「スーパー経営者」であった。信頼関係であるべき「〈会社〉」とその経営者との関係と、単なる雇用関係にすぎない「〈企業〉」とその経営者との関係が混同されてしまっている。岩井克人は「ヒト・モノ・法人」論（1999）の英語版の中で、所得の不平等、とくにトップ所得層への所得集中⁵⁰⁾を押しとどめる方策に触れている。

社会全体が作った以上の価値を、誰かが勝手に借りて額面金額を増殖させ、実質の価値を減価させる可能性を、私たちは考え及びもしなかった。が、等価交換原則が支配する正味の実体経済の、まったくの外から、富の横取りが行われるようになった。リーマン・ショック時のように、私的負債を公的債務（国、民衆）に付け替え、平然としているグローバル企業の役員たち、そして基軸通貨国特権の存在。生産過程の外部から生産の果実を奪う脱法的な回路、借りた「価値」を返さなくても罰せられない仕組みが、地球規模で形成されている。金融技術のデリバティブ（CDS 保険など）が、現実の実体経済の価値総額を超え、損失をカバーするという虚構の世界に、私たちを引き込んでしまった。

貨幣はレントとして、正確にはレントであることによって共同体のなかを循環し、一種の「経済表」を共同体のなかに作り上げる。現在、損害保険が約束している「安全」装置が、人類全体が作った価値の総金額以上に借りている。実体経済の財貨（カネの量）以上の、はるかに巨大量の、金などの裏付けのない紙幣が乱舞する貨幣循環である⁵¹⁾。このままでは、リーマン・ショックでみられた、急速な金融崩壊プロセスの「ミンスキー・モーメント」は、きつかけ⁵²⁾がもしあれば、さらに規模を拡大して実体経済に大災禍を及ぼすであろう。

日本の外貨準備高のほとんどを米国債購入に充て、塩漬けの一方において、

すでに日本国民の借金は、事実上の長期国債となって国家予算より多い⁵³⁾。日本国民の生活と安全を護るのに、どのような方策が残されているのか。オモテの憲法をどう変えても、その上位法である安保法体系、密約法体系との関係を修正しないかぎり、前には進めない現実がある⁵⁴⁾。「戦後レジーム」を脱却するなら、日米地位協定の内容を国民にありのまま説明して、「萎縮することなく一度本音をぶつけてみて、普通の交渉としてはじめていく」時期にきているのではなかろうか。理不尽な国際的「制度設計」が、どのように成立しているのか、私たちがどのような経済的法的メカニズムの中にあるのか。魑魅魍魎が闊歩する現代世界の中で、真贋を判定する学術や調査報道の責務は重い。

注

- 1) C・ライト・ミルズ著、I・L・ホロビッツ編『権力・政治・民衆』みすず書房、1971年、34～46頁。高田保馬著、盛山和夫解説『高田保馬・社会学セクション① 勢力論』ミネルヴァ書房、2003年。蔵内数太「前集団・現集団・後集団」『蔵内数太著作集 第四巻』関西学院大学生生活協同組合出版会、1979年、所収。
- 2) 堤未果『株貧困大国アメリカ』岩波新書、2013年、16～17頁。
- 3) ジャック・リュエフ著、長谷川公昭・村瀬満男訳『ドル体制の崩壊』サイマル出版会、1973年。山田喜志夫『現代経済の分析視角』桜井書店、2011年。草野昭一「地域共同体と国際通貨制度改革」、田中祐二・中本悟編著『地域共同体とグローバリゼーション』晃洋書房、2010年。
- 4) 水野和夫『国貧論』太田出版、2016年、69～85頁。水野和夫・萱野稔人『超マクロ展望世界経済の真実』集英社、2010年。
- 5) 堤未果『株貧困大国アメリカ』岩波新書、2013年、200～225、236～237、276頁。
- 6) 広瀬隆『アメリカの経済支配者たち』集英社新書、1999年、192～220頁。
- 7) 増田悦佐『いま、日本が直視すべきアメリカの巨大な病』ワック株式会社、2015年。堤未果『株貧困大国アメリカ』岩波新書、2013年、246～248頁。
- 8) 堤未果『株貧困大国アメリカ』岩波新書、2013年、226～231頁。
- 9) 広瀬隆『世界金融戦争』NHK出版、2002年、192～202、289～299頁。
- 10) S・E・スクワイヤ、C・J・スミス、L・マクドゥーガル、W・R・イーク著、平野皓政訳、森田松太郎監修『アーサー・アンダーセン消滅の軌跡』シュブリンガー・フェアラーク東京、2003年、152～160頁。
- 11) 広瀬隆『世界金融戦争』NHK出版、2002年、102頁。
- 12) ロバート・B・ライシュ著、雨宮寛・今井章子訳『余震——そして中間層が

- いなくなる』東洋経済新報社、2011年、122～137頁。
- 13) 広瀬隆『世界金融戦争』NHK 出版、2002年、101～156頁。S・E・スクワイヤ、C・J・スミス、L・マクドゥーガル、W・R・イーグ著、平野皓政訳、森田松太郎監修『アーサー・アンダーセン消滅の軌跡』シュプリンガー・フェアラーク東京、2003年。
 - 14) 堤未果『政府は必ず嘘をつく(増補版)』角川新書、2016年、121～145頁。
 - 15) ラジ・パテル著、佐久間智子訳『肥満と飢餓』作品社、2010年、138～148頁。
 - 16) スーザン・ジョージ著、杉村晶昭訳『WTO 徹底批判』作品社、2002年。
 - 17) ラジ・パテル著、佐久間智子訳『肥満と飢餓』作品社、2010年、125、136～137、233～241頁。
 - 18) 三橋貴明『亡国の農協改革——日本の食料安保の解体を許すな』飛鳥新社、2015年、11～12、265～296頁。鈴木宣弘『悪夢の食卓——TPP 批准・農協解体がもたらす未来』KADOKAWA、2016年、159頁。日本の農産物の輸出補助金はゼロである。安い農産物をさらに1兆円規模の補助金で、さらに安くして売っている米国とでは輸出競争でも勝負にならない。しかも TPP 発効後も、関税を撤廃・削減した日本に、輸出補助金を使っていくらかでも攻めてこられる構造になっている問題がある。
 - 19) ジョバンニ・アリギ著、中山智香子監訳、山下範久解説『北京のアダム・スミス』作品社、2011年、345～346、472～474頁。秋田茂「イギリス帝国と近代アジア・日本」『世界史を書き直す 日本史を書き直す——阪大史学の挑戦』懷徳堂記念会編、和泉書院、2008年、所収。宇沢弘文「ケインズ＝ベヴァリッジの時代を振り返って」『現代思想』2009年5月号、青土社。
 - 20) ジョバンニ・アリギ著、中山智香子監訳、山下範久解説『北京のアダム・スミス』作品社、2011年、191～211、222～244、480～487、528～539頁。
 - 21) 日下公人、渡邊哲也『新聞の経済記事は読むな、バカになる』ビジネス社、2013年、219～230頁。
 - 22) 奥野善彦『会社再建——史上最大の巨大倒産管財人の記録』小学館、2000年。
 - 23) 本山美彦『ドル化——米国金融覇権の道』シュプリンガー・フェアラーク東京、2001年、90、156～165、215頁。浜田和幸『ハゲタカが嗤った日』集英社インターナショナル、2004年。
 - 24) 植草一秀『日本経済復活の条件』ビジネス社、2016年、155～156頁。
 - 25) 孫崎享『戦後史の正体——1945～2012』創元社、2012年、298頁。
 - 26) 三橋貴明『脱グローバリズムが日本経済を大復活させる』青春出版社、2012年、4～8頁。
 - 27) ウィリアム・ブリテン＝キャトリン著、森谷博之監訳『秘密の国オフショア市場』東洋経済新報社、2008年。広瀬隆『日本のゆくえアジアのゆくえ』日本実業出版社、2004年、73～76頁。

- 28) ダニ・ロドリック著、柴山佳太・大川良文訳『グローバリゼーション・パラドクス——世界経済の未来を決める三つの道』白水社、2014年。
- 29) バリー・アイケングリーン著、畑瀬真理子、松林洋一訳『グローバル・インバランス』東洋経済新報社、2010年。
- 30) 小川英治『グローバル・インバランスと国際通貨体制』東洋経済新報社、2013年。
- 31) 本山美彦『ドル化——米国金融覇権の道』シュプリンガー・フェアラーク東京、2001年、197頁。
- 32) 三橋貴明『脱グローバリズムが日本経済を大復活させる』青春出版社、2012年、71頁。
- 33) ウイリアム・R・クラーク著、高澤洋志訳『ペトロダラー戦争——イラク戦争の秘密、そしてドルとエネルギーの未来』作品社、2013年、258頁。
- 34) 渡邊哲也『余命半年の中国経済』ビジネス社、2015年。
- 35) 渡邊哲也『戦争へ突入する世界 大激変する日本経済』徳間書店、2015年。
- 36) 朝倉慶『世界経済のトレンドが変わった』幻冬舎、2016年、82～83頁。
- 37) 山田順『円安亡国——ドルで見る日本経済の真実』文芸春秋、2015年、213～218頁。
- 38) 田中週紀『国税記者実録マルサの世界』講談社、2011年、204頁。
- 39) ガブリエル・ブックマン著、林昌宏訳、渡辺智之解説『失われた国家の富——タックスヘイブンの経済学』NTT出版、2015年。
- 40) 草野昭一「ドル決済システムの解明」、愛知県立大学外国語学部『紀要 第48号地域研究・国際学編』2016年。尚、この論考は、多通貨決済システムとしての、米国における特別目的銀行としてのCLS銀行や、欧州に本部を置く送金に関する電文送受信のSWIFTシステムにも言及している。
- 41) 菅沼光弘、藤井厳喜『世界経済の支配構造が崩壊する』ビジネス社、2015年、34～62頁。
- 42) 山田喜志夫「国際通貨国特権とアメリカの経常・資本取引」、秋山誠一・吉田真広編著『ドル体制とグローバリゼーション』駿河台出版社、2008年、37～49頁。
- 43) 草野昭一「地域共同体と国際通貨制度改革」、田中祐二・中本悟編著『地域共同体とグローバリゼーション』晃洋書房、2010年、212～218頁。
- 44) ジャック・リュエフ著、長谷川公昭・村瀬満男訳『ドル体制の崩壊』サイマル出版会、1973年、233～237頁。山田喜志夫『現代経済の分析視角』桜井書店、2011年。
- 45) バリー・アイケングリーン著、小浜裕久監訳、浅沼信爾解題『とてつもない特権——君臨する基軸通貨ドルの不安』勁草書房、2012年、194～198頁。
- 46) 水野和夫『国貧論』太田出版、2016年、75～85頁。マンデス・フランス&ガ

- ブリエル・アルダン共著、森有正訳『経済学と経済政策』日本経済新聞社、1956年。
- 47) マウリツィオ・ラッツァラート著、杉村昌昭訳『借金人間製造工場——負債の政治経済学』作品社、2012年、34～52頁、133～147頁。
- 48) 広井良典『ポスト資本主義——科学・人間・社会の未来』岩波新書、2015年、158～161頁。
- 49) ジェームズ・C・スコット著、高橋彰訳『モラル・エコノミー』勁草書房、1999年。
- 50) ロバート・K・マートン著、森東吾・森好夫・金澤実訳『社会理論と機能分析』青木書店、1969年。岩井克人・前田裕之『経済学の宇宙』日本経済新聞出版社、2015年、380～390頁。会社法から強制条項をはずし、信任に関するルールを当事者の間で自由に選べるようにすることが、トップ経営陣に過剰な所得を当たり前のように享受させる「会社統治システム」を改善する確実な方法がある、と岩井克人はヒントを与えている。
- 51) 市田良彦・王寺賢太・小泉義之・長原豊『債務共和国の終焉——わたしたちはいつから奴隷になったのか』河出書房新社、2013年、38～47、141～158頁。
- 52) H・P・ミンスキー著、吉野紀・浅田統一郎・内田和男訳『金融不安定性の経済学』多賀出版、1989年。本山美彦『金融危機後の世界経済を見通すための経済学』作品社、2009年。
- 53) 吉川元忠、関岡英之『国富消尽——対米隷従の果てに』PHP 研究所、2006年。宇沢弘文「パックス・アメリカナの軛を断ち切る」『詩人会議』2011年3月、所収。
- 54) 矢部宏治『日本はなぜ、「基地」と「原発」を止められないのか』集英社インターナショナル、2014年、273～279頁。
- 55) 田母神俊雄・関岡英之『日本は「戦後」を脱却できるか 真の自主独立のために』祥伝社、2014年、88～108頁。

書 評

G・ガルシア＝マルケス著 P・A・メンドーサ 聞き手 『グアバ
の香り ガルシア＝マルケスとの対話』

木村榮一訳 岩波書店 213頁 2013年

片 倉 充 造

本書は、ラテンアメリカを代表する《ブーム》の作家 G・ガルシア＝マルケス（1928～2014）と、コロンビアの作家・ジャーナリストであるプリニオ・アプレヨ・メンドーサによる1981年パリでのインタビュー記録（単行本）を邦訳化したものである。1982年度ノーベル文学賞受賞以前の発言集ではあるが、『百年の孤独』（1967）の文学的成功の手応えや熱気がそのまま読者に伝わってくる。

1970～80年代日本の出版界では、ラテンアメリカ文学の翻訳刊行が積極的に進められ、文学誌にも、短編紹介や特集がよく組まれたが、この対談の的確で味わい深い抄訳「私の人生と創造の核」（桑名一博訳）が、当時『すばる』（1983年8月号）に掲載されていた。原書（Gabriel García Márquez con Plinio Apuleyo Mendoza *El Olor de la Guayaba* Editorial Oveja Negra México 1982）を通読していた評者には、そこにマルケス文学の精髓が集約されていると受け留められた。

改まった形式の講演（近刊『ぼくは、スピーチをするために来たものではありません（*Yo no vengo a decir un discurso*, 2010）』木村訳新潮社 2014）よりも、やや砕けた会話のやり取りが楽しめる対談を好みとしたガボ（ガブリエルの愛称）ならでは、名口調が翻訳のここかしこに窺える。

表題書は14章構成（「一章生い立ち」「二章家族」「三章仕事」「四章自己形成」「五章読書と影響」「六章作品」「七章待機」「八章『百年の孤独』」「九章『族長の秋』」「十章現在」「十一章政治」「十二章女性」「十三章迷信、こだわり、嗜好」「十四章名声と著名人」。原書では章番号は付されていない。）であり、全176頁の訳文が、各章ほぼ12頁前後でまとめられているのがわかる。そのうち、一、四、七、十の各章については、対談の聞き手を務めるメンドーサ

によるマルケスの評伝を補足する手記が配置されている。

それでは主要な幾つかのテーマについて講評を進めてみよう。

1 作家マルケスの事始め

「ものを書くというのは職人仕事だよね。習作期間の長かった君は、誰を手本にしてその技術を学んだの？」という小説作法の核心的な問いに対しても、マルケスは、特に構えることもなく、「まず、祖母を挙げなくてはいけないだろうな。(略)祖母みたいにさまざまなイメージをちりばめ、澄ました顔をして語ると、どんなことでも本当らしく聞こえるということに気がついたんだ。祖母のそうした語り口を用いて書いたのが『百年の孤独』だ。」(三章35頁)と幼少時より耳に馴染んだ祖母の独特な語り口を筆頭にあげる。「三章仕事」、「四章自己形成」そして「五章読書と影響」では、ヘミングウェイ、グレアム・グリーン、コンラッド、ルベン・ダリオ、J. ラモン・ヒメネス、パブロ・ネルーダ、ドストエフスキー、トルストイ、ディッケンズ、フローベル、スタンダール、バルザック、ゾラ、『オイディプス王』、『アマディス・デ・ガウラ』、『ラサリーリョ』、『ペスト』、『マゼラン最初の世界一周航海』、サン＝テグジュペリ、フォークナー等数多の読書体験を認めながらも、マルケスは19歳にして究極の感動と驚嘆を覚えたF. カフカの短編『変身』(1916)のあの作風に近づける有効な手法は、祖母の語り口そのものであったと整理している。

2 ラテンアメリカの独裁者

作家は、「独裁者というのは、ラテンアメリカが生み出した唯一神話的な人物」(九章119頁)と指定し、こうした類型になみなみならぬ関心を寄せている。

幾多のクーデター、憲法改定等、政情不安がラテンアメリカ地域の代名詞とされるとおり、「九章『族長の秋』」は、1958年1月23日深夜での独裁者マルコ・ペレス・ヒメネス(ベネズエラ)のカラカスからの飛行機による亡命シーンをマルケスが回顧することで始まっている。作家マルケスをして権力へあくなき関心を抱かせているその事由は、政権交代に係わる会議を尻目に独裁者や指導的軍人たちが敗走して行く姿を目撃した歴史の証人としての原体験や、幼少時に祖父(元自由派の軍人)から聞かされていたバナナ会社暴力事件の逸話(「我々とは異なる世界における性質の違い」『ぼくはスピーチ…』所収、参照)を下敷きとしていることが読み取れる。こうした論調(権力への強迫観念)は、さらに後年の対談「激論黒澤明 VS ガルシア・マルケス」(『宝石』1999年6月号所収「私が人類のいろんなテーマなかでいちばん関心を持ってきたのは、権

力というものです。』)でも確認できる。また、アンヘル・エステバン他『絆と権力-ガルシア＝マルケスとカストロ-』(2004)の中でも、キューバのカストロ政権の中枢に繋がり「ガルシア＝マルケスは権力の厨房にいるのが好き」とまで評された作家の性向とも一致を見せている。

マルケスはラテンアメリカ全域の独裁者の共通項として、母親の強い存在感・父親の希薄性を指摘し、デウヴァリエ(ハイチ)、フアン・ピセンテ・ゴメス(ベネズエラ)、ソーサ・ブランコ(キューバ)、オマール・トリホス(パナマ)等の行動様式の特徴について言及する。ガボが描く独裁者像は、「ラテンアメリカすべての独裁者の断片を寄せ集め、一人の独裁者を作り上げることで満足せざるを得なかった」(九章120頁)、つまり、コラージュの技法を基本としたことを表白している。

3 マルケスと魔術的リアリズム

マルケスの小説世界では、突拍子もない事象が描き込まれることで、読者の意識が当惑させられる場面が、往々にして見られる。時空間の転回・複数の語り手等の特徴で知られる〈魔術的リアリズム〉についても作家の回答は明快である。「君の作品、とりわけ『百年の孤独』や『族長の秋』における現実の扱い方を取り上げて、例の名称、『魔術的リアリズム』という言葉が用いられるようになったよね。」「ラテンアメリカではふつうに暮らしているだけで、現実の途方もないことで溢れていると教えられる。(略)新聞に少し目を通してだけで、ぼくたちのまわりでは毎日のように途方もない出来事が起こっていることがわかるはずだ。(略)『百年の孤独』を読み、書かれている内容にびっくりしない人も大勢いる。」(三章42-43頁)略言すれば、驚異的現実を帯びたラテンアメリカの風土が、作品世界の基層であることをマルケスは主張している。

西洋合理主義的思考では顧みられない迷信・俗信・民間療法等の分野についても、マルケスは排除することなく、現実を構成する要素として肯定的に包括する認識を示して見せる。これは、“異質なものを”を受容し統合した近世セルバンテスの発想を彷彿とさせるものであり、さらには、セルバンテスに心酔したメキシコのカルロス・フエンテス(1928～2012)による『埋められた鏡』(1992)の主調とされるラテンアメリカ観(混血に依拠する統合思想)とも共通する着想と言える。カルロス・フエンテスがスペイン語圏の文化力でイスパノアメリカの統合を標榜していたとすれば、ガルシア＝マルケスはポルトニョール語(portuñol)に関心を示すなど、スペイン語圏・ポルトガル語圏の双方に留意しながら、ラテンアメリカの文化的統合を構想していたと言えるだろう。

「ぼくの小説には現実に基いていない箇所はただの一行もない。」(43頁)との回答は、シュルリアリズムの技法、デペイズマン(異郷送り:遠く離れた事物の連結)をも想起させる。

ヨーロッパで反響をもって迎えられた〈魔術的リアリズム〉を、マルケスは「カリブ海沿岸地方には、アフリカから連れてこられた黒人奴隷の奔放な想像力と、クリストバル・コロンの発見前からいる土着の人たちの想像力、アンダールシア人の幻想、ガリシア人の超自然的なものへの崇拝、そういったものが混然とひとつに溶け合っている。」(五章67-68頁)と解釈し、とりわけ、マコンドゆかりのカリブ海域文化の特質に着目する。

熱帯カリブの“グアバの香り”とは、《ブーム》に乗ったラテンアメリカ文学の本格的な台頭を表象する題名であり、ノーベル賞授賞式会場(ノルウェー、ストックホルム)にも燕尾服などではなく、グアジャベラあるいはリキリキとも称されるカリブ服で列席した実例と同様、この表題には、ラテンアメリカ人ガリシア＝マルケスの矜持が凝縮されている。

ロサリオ・カステリャノス著 「拒絶された恵み」

柴田修子

【解説】

この物語（スペイン語原題 “Don Rechazado”）は、『シウダー・レアル』（*Ciudad Real*. 1960）という短編集に収められた一編である。著者のロサリオ・カステリャノス（Rosario Castellanos 1925-1974）はインディヘニスモ、フェミニズムの書き手としてメキシコを代表する作家であり、1974年不慮の事故で亡くなるまで精力的に作品を発表し続けた（カステリャノスについては柴田2015を参照）。『シウダー・レアル』は彼女の体験や見聞した事柄をベースに書き上げられた短編集であり、町や周辺の村に暮らす人々の姿が見事に描かれている。

小説の題名であるシウダー・レアルとは、メキシコ南東部に位置するチアパス州に実在する都市である。1528年スペイン人征服者ディエゴ・デ・マサリエゴスによって建設されたこの町は、植民地時代チアパス地域の中心地であった。先住民の人権擁護に尽力したことで知られるバルトロメ・デ・ラス・カサス（Bartolomé de las Casas: 1484-1566）にちなみ、1823年にサン・クリストバル・デ・ラス・カサスに改称されたため現在はサン・クリストバルと呼ばれている。本編に登場するレアル・デ・グアダルルーベ通りも実際に存在する。先住民とラディノの商いの場として描かれるとおり、中心広場の北側を東に向かって伸びた町のメインストリートである。現在でもみやげ物屋や観光客向けのレストランなどが立ち並び、そのにぎわいを保っている。

サン・クリストバルはチアパス高地とよばれる高原地帯に位置し、周りを山々に囲まれている。そこには先住民村落が点在しており、植民地時代を通じて町に暮らすラディノと呼ばれる非先住民（白人層、混血層）と先住民（インディオ）のあいだで、完全に住み分けがなされていた。この住み分けは独立後も続

き、先住民にとってサン・クリストバルは住むところではなく仕事を得るための場であった。現在では大きく変化しつつあるがそれは別稿に譲るとして、この小説が書かれた時期は、村ではそれぞれの先住民言語が維持されておりスペイン語は使われなかった。ラディノにとって先住民は安価な労働力であると同時に、スペイン語を理解しない彼らは侮蔑の対象でもあった。先住民の社会にも豊饒な文化が存在することには無頓着であり、文字通り別の世界の住民だったのである。一方先住民の側もラディノの文化にすり寄ることなく自らの価値基準によって行動しており、両者のあいだには越えがたい溝が存在していた。カステリャノスの作品の真骨頂は、サン・クリストバルや周辺の村に住む人々の日常のなかにこの溝の深さを描き出しているところにある。植民地時代から続く構造的な差別を見据えながらも、一方の世界だけを美化するのではなく、歩み寄り契機を持たない相互不理解こそが最大の問題であると読者に訴えかけている。

この短編の主人公ホセ・アントニオ・ロメロは、「先住民を救済する」政府機関の職員として外部からやってきた人類学者である。サン・クリストバルのラディノたちに比べれば、先住民に対して同情的であり彼らを救いたいという使命感を持っているようにみえる。近代的な合理主義者であり、現状を変えていくには具体的な対策が必要であるという信念を持っている。その一方で困った家族を放っておけない好人物でもあり、どうにか彼らと歩み寄りたいと考えている。しかしその試みはことごとく失敗に終わり、本人はなぜ失敗したのかを最後まで理解できずにいるのである。このように外部からやってきた人物が、相互不理解の壁を乗り越えられず改革に挫折するというストーリーは、『シウダー・レアル』に収められた10篇のうち最後の3篇（本編を含む）に共通するモチーフとなっている。

カステリャノスがこの短編で描き出しているのは、一方的な価値観の押しつけとその拒絶という形の相互不理解である。ロメロは、先住民に歩み寄り「救済」したいと考えているが、彼らの文化を理解したいと願っているわけではない。それが劣ったものであるのは彼にとって自明のことであり、教育を通じて「こちら側の世界」に導くことこそが、唯一の救済の道なのである。自らの文化や習慣を捨ててまで救われることを望んでいないかもしれないとは想像することはできない。搾取しようとも自分たちの世界に干渉することはないラディノのほうがかままだという価値観は最後まで理解できないのである。先住民文化や歴史を十分に理解しているとは言い難い立場からの「救済」は、結局自分たちの世界に取り込むことにほかならず、真の問題解決にはならないことを

この物語は示している。

この「上からの救済」は、実際のモデルに基づいている。1948年に設立された国立先住民庁である。19世紀前半に独立を果たしたメキシコは、政治・経済的な混乱と革命を経て安定期に入ると「国民国家」の問題に直面することになる。すなわちスペイン語以外を母語とする先住民をどのように国民として国家に統合していくかという課題を抱えたのである。そこで、インディヘニスモと呼ばれる一連の政策によってこの問題の解決に当たることになった。インディヘニスモの理論的支柱となったのは、人類学者アギレ・ベルトラン（Aguirre Beltrán）が示した文化変容のプロセスである。彼によれば、植民地支配は先進的な産業社会と先住民の伝統社会という二重構造を作り出し、後者は地方エリートに支配されて近代化から疎外され続けてきた。メキシコ革命によってこの構造は一部緩和されたものの、いまなお近代化の恩恵を受けられずにいる先住民を、文化変容によって一つの社会に統合することが、先住民問題の解決につながるのである。この考え方に基づいて、先住民居住地域に国立先住民庁管轄のインディヘニスモ調整センターが設立され、スペイン語教育、保健衛生、農業指導等を通じて先住民地域の近代化が図られた。

統合政策は近代化を推進する経済発展モデルの破たんとともに失敗に終わり、その後多文化主義へと移行していくことになる。しかし1950年代には主人公同様「若き人類学者」たちが各地に派遣され、事業に携わった。カステリャノスもその一人である（ただし彼女は文学部出身で人類学者ではない）。幼年期をチアパス州で過ごした彼女は、1956年から1957年までの一年間サン・クリストバルの調整センターに派遣され、教育プロジェクトを担当した。先住民村落を精力的に訪ねる一方で、調整センターに保管されている人類学者たちの記録も読み、ままならない現実強い憤りを感じたようである。そのことが彼女を『シウダー・レアル』執筆に駆り立てたのであり、この短編におさめられた物語は実際の出来事に基づいたものもあるという（Navvarete 2007: 36-37）。

国立先住民庁の一年間は、彼女にとって挫折の連続であった。いくら先住民のために尽くそうとしてもそれは想像以上に困難な作業だった。思いが伝わらない焦燥感を、後に次のように語っている。

「どうやったら彼らに近づいて、彼らを悲惨な状態に閉じ込めている殻を突き破り、尊厳の記憶を取り戻せるのか、その方法を知っていたらいいのに！そして前を向いて気持ちを奮い立たせ、平等という名の道の領域で生き生きと動き回らせることができればいいのに」（Franco 1989: 134）

本編の主人公ホセの抱えた矛盾は、カステリャノス自身が体験した心の葛藤

だったのである。彼女の視点はどちらか一方に注がれているわけではなく、どの人もそれぞれの価値観に従って懸命に生きているにすぎないのだということが、淡々とつづられていく。しかし価値観の相違はときに悲劇を生み出し、両者の政治・経済的な力関係に圧倒的な違いがあることから、その相違は差別的な社会構造として固定化される。真の悲劇は、どちらが優れているか否かではなく、相互不理解にあることが浮かび上がってくる。本編の主人公ホセは、先住民とラディノの関係性を搾取者―被搾取者ととらえ、近代的な合理主義に基づいてこれを改革しようと努めたが、相手の声に耳を傾けるという姿勢に欠けていたため、結局最後まで理解し合うことができない。とはいえ、なにかが欠けているに違いないと気づく結末にかすかな希望が残されている。

なお翻訳にあたっては、Robert S. Rudder と Gloria Chacón de Arjona による英訳版 “*City of Kings*” を参照した。

【引用文献】

- Castellanos, Rosario, 1997 (first edition: 1960). *Ciudad Real*. México: Alfaguara.
- Castellanos, Rosario, 1992. *City of Kings*. translated by Rudder, Robert S. and Gloria Chacón de Arjona. Pittsburgh: Latin American Literary Review Press.
- Franco, María Estera, 1989. *Otro modo de ser humano y libre: sembranza psicoanalítica de Rosario Castellanos*. México: Plaza y Valdes.
- Navarrete Cáceres, Carlos, 2007. *Rosario Castellanos: su presencia en la antropología mexicana*. México: UNAM.
- 柴田修子 2015年 「モデスタ・ゴメス」(解説・翻訳)『天理大学学報』第66巻第2号(天理大学)。

【翻訳】

まずは自己紹介しなければなるまい。私の名はホセ・アントニオ・ロメロ、人類学者だ。そう、大学のなかではある意味新しい分野である。初代の教授たちの頃は、急ごしらえの混乱で望ましくない要素がまじったりしたが、それも少しずつ取り除かれつつあり、我々新しい世代は学問としてふさわしい地位に引き上げるべく、奮闘している。大学課程法が議論されている折には、上院にまで乗り込んだほどである。

さて本題からずれてしまった。私が語りたかったのはそんなことではなく、私の職場であるシウダー・レアルで起きたある奇妙な出来事についてである。

ご存知のように、シウダー・レアルにはインディオ救済ミッションがある。

もともとは民間の寄付で設立、運営されていたが、いまは政府機関となっている。

私はそこで働く多くの専門家の一人なのだが、仕事は多岐にわたっている。はき掃除から皿洗いまでということわざ通りなのである。研究者としての仕事に村同士の紛争の仲裁、果ては結婚式の仲人まで経験した。もちろん、のんきに事務所に座って仕事が舞い込むのを待っているわけにはいかない。外に出て、先手を打つ必要がある。となると車は必需品だ。手に入れるためにどんなに苦労したことか！ 医者も教師も技術者も、欲しがるものはみんな同じ、結局我々はある解決策にたどりついた。今は少なくとも一週間に数日ジープを好きに使えるというわけだ。

ジープと私は仲良くやれるようになった。くせを知っているし、限界もわかっている。町なかを走るよりハイウェイ（少なくともチアパスではそう呼んでいる）を走るほうが調子いいこともわかった。

なにせ町なかでは交通がムチャクチャなのだ。標識なんてないか、あったとしても間違っているし誰も守らない。白人連中は歩道など無視して、道のど真ん中を談笑しながら歩いていく。クラクションを鳴らす？ 時間を無駄にしたければそうするさ。歩行者はよけるどころか、振り向きもしない。

ところが、ある日とても不思議なことが起こった。それをこれからお話ししよう。ナベンチャウク村からの帰り道のこと、私はジープでリアル・デ・グアダルーベ通りにさしかかった。そこはインディオとラディノとの商いが行われるところで、時速十キロも進めずにいた。人ごみでごちゃごちゃ、値切るのを楽しんだり売り物の大きな荷物を担いでよろめく人たちに阻まれる。時速十キロと言ったが、それどころか時にはメーターの針すら動かなかった。

別に急ぐわけでもないのに、この立ち往生に私はすっかりいらついていた。すると突然、十二歳くらいのインディオ娘がどこからともなく飛び出し、ジープの前に身を投げ出した。急ブレーキを踏み、軽くバンパーに当てただけで事なきを得たものの、カッとなった私は悪態をつきながら車を降りた。恥じてはいるが、なにも隠すまい。普段はそんなことないのだが、シウダー・レアルのそのへんのラディノみたいに、汚い言葉が口からあふれ出てしまった。

娘はべそをかいて、涙など一粒も流れていない目をわざとらしく目をこすりながら私の罵詈雑言を聞いていた。私はその娘に同情を感じた。そして、物乞いには断固反対、その場限りの善意は効果がないという信念にもかかわらず、しかもセンチメンタリズムを嫌悪しているにもかかわらず、周りに集まってきた見物人たちの冷やかしのなか、私は小銭を取り出した。

その娘はお金を受け取ろうとはせず、私の袖を引っ張ってどこへか知らないが連れて行こうとした。もちろん野次馬たちは笑ったり、卑猥な意味のある言葉を言ったりしていたが、私は気にせずついて行くことにした。

誤解しないでもらいたい。下心などみじんも感じなかった。そんな気はさらさらなかったのだから。私は若い独身男性で、この不幸な村々のなかでときに劣情にかられることもある。だが私は政府機関で働く者、何というか職業倫理のようなものを大切にしている。それに正直に言えば、私の好みはもう少しレベルが高いのだ。

さて、我々がグアダルーペ通りの脇道に入ると、そこで一人の女性に出くわすことになる。娘と同じインディオで、生まれたばかりの赤ん坊を抱いたまま、明らかに意識を失って地面に倒れていた。

娘は彼女を指さしてなにやらわけのわからないことを言っていた。残念ながら私は、先住民言語を学んでいなかった。専門が社会人類学で言語学ではないことに加え、チアパスに赴任してまだ間もなかったこともある。そんなわけで、さっぱりわからなかったのだ。

その女性のほうにかかがんだとき、ハンカチで鼻を押さえたい衝動を抑えなければならなかった。とても強く濃厚でとても不快な、得も言われぬ匂いがだたよっていたのだ。その女性はたいそう不潔で羊毛の毛布は汗で薄汚れていたが、匂いはそれだけではなかった。なにかもっと濃密な……どう表現したらいいのか、生物的なものだった。

とりあえず（医学に関してはありふれた知識しか持っていないので）脈を測ってみた。鼓動がびっくりするほど激しく乱れている。おそらく、かなりの重体だろう。迷っている場合ではない。ジープに戻って、彼女をミッションの診療所に運んだ。

娘は片時も離れなかった。ジープの後部座席で、泣きわめく赤ん坊をあやしながら、女性が快適か、少なくとも安全であるように気を配っていた。

ミッションに戻ったときの大騒ぎを想像してもらいたい。何事が起きたかと皆が集まってきたが、私には彼らの好奇心を満足させることはできなかった。読者に語った以上のことは、何も語れなかったのだから。

診察した医師によると、彼女は産褥熱だそうだ。なんということだろう！ひどい衛生状態のなかで子どもを産み落とし、感染症で死にかけることで、そのつけを払っているのだ。

そのことがずしんと胸に響いた。ここ数日休暇を楽しんでいるようなものだったので、危機的状況で私にすがってきたこの人たちのために、時間を使うこと

にした。

ミッションの抗生剤が尽きると、めんどろな書類に煩わされるのが嫌で、私自らシウダー・レアルに薬を買いに行った。そこになれば、州都トゥクストラまでも出向いた。お金はだって？私のポケットマネーだ。ヒーローぶりたいって言ってるのではない、そんなことには興味はない。何も隠さないと約束したから言っているだけだ。だいたい私を英雄視する必要などあるだろうか？稼ぎがよく独身で、村にいたらお金を使うこともない。そんな私には貯金がある。そして私はあの女性に元気になってほしかったのだ。

ペニシリンは効きつつあるなか、赤ん坊は泣きっぱなしで、娘が抱っこして診療所の廊下を歩きまわった。おなかですいていたわけではない。人工乳を与えたし、ミッション職員の妻たち（琴線に触れると、親切なのだ）がおむつやらタルカムパウダーなど、一通りそろえてくれた。

ミッションに暮らす我々は、徐々にこの家族に情が湧くようになっていった。言語学者はちょうど出張中だったが、女中の一人がツェルタル語からスペイン語に通訳してくれたおかげで、彼らの不幸な物語を詳細に知ることとなった。

病気の女性はマヌエラといって、妊娠後まもなく未亡人となった。亡くなった夫が借りていた土地の地主は、鬼の首を取ったように清算を始めた。地主によると、小作人には、返済していない借金があるのだそうだ。現金に物品、前貸し、その他もろもろ今度は未亡人が返さなければいけないという。

マヌエラはそこから逃げ出し、親族のもとに身を寄せた。だが畑仕事は妊婦にはきつく、そもそも収穫が充分ではないので、このところどの村も窮乏していた。

気の毒な彼女にどんな選択肢が残されていただろう？シウダー・レアルに出て女中の口を探すしかなかった。考えても見てほしい。マヌエラが女中など！料理できるのはフリホール豆だけ、スペイン語がわからずお使いに行くこともできない。それになによりお腹に赤ん坊がいるのだ。

苦労の末見つけた居場所は、ドニャ・プラヘダという女性が切り盛りする宿屋だった。不幸にしてそこで働くことになった相手をボロ雑巾のようにこき使うことで、地元では有名な女性だった。

不運な我がマヌエラはそこに飛び込んだのだ。妊娠後期に入っていたので、生来とても賢く機転が効く長女マルタの助けを借りながら仕事をこなした。

二人はなんとか女主人の気に入ってもらえた。後で知ったのだが、プラヘダはマルタに目をつけて欲しがる男がいたら売りつけるつもりだったらしいが。

どんなに否定しようと、ドニャ・プラヘダはマヌエラの体に始めから気づい

ていたはずだ。それでも出産が近づくと初めて聞いたかのように大騒ぎした。この宿屋は避難所じゃないと言って彼女を市民病院に送る手続きをした。

哀れマヌエラはさめざめと泣いた。想像してみてもほしい。病院と聞いて彼女がなにを思い浮かべたか。刑務所のようなところ、罰を受ける苦行の場だろう。結局懇願の末、女主人が折れて彼女が家で出産するのを許してくれた。

ドニャ・プラヘダは人の頼みをおいそれと聞いてくれるような人物ではない。叫び声でわずらわされることがないように、マヌエラを馬小屋に閉じ込めた。蚊やら糞尿だの汚物まみれのなかで、彼女は息子を出産し、私が彼女を連れてくるきっかけとなった熱に冒されたのだった。

感染症の最初の兆候が出るやいなや女主人は怒り狂い、即座にこの家族を外に放り出した。もし慈悲深い誰かが同情してミッションに行くようマルタに助言してくれなかったら、彼らは炎天下の日差しにさらされ続けていたかもしれない。市民病院は母親にはもってのほかだったのだから。

マルタはミッションがどこにあるのか知らなかったが、ミッションのマークがついたジープが通りかかったとき、ジープが止まらせるために誰かがマルタを押し出してくれたのだった。

怖い思いをしたのと怒られたことを除けば、マルタたちにとってこの行動は悪くはなかった。ミッションはマヌエラの治療をただけでなく、彼女が入院した後の子どもたちのことまで考えてあげたのだから。

マヌエラは働ける状態ではなく、マルタはまだ学童期だった。それならマルタをミッションの寄宿生にしたらどうだろう？そこではいろいろな技術や簡単な読み書き、文明人として必要な生活習慣を教えてもらえる。卒業したら仕事をもらい、まずまずのお給料と新たなプライドを持って村に帰ることができる。

きっと喜ぶだろうとマヌエラに提案したのに、このインディオ女性は赤ん坊を抱きしめるばかりで、答えようとしなかった。

こうした反応に我々はとまどったが、ほかの人類学者たちと話すうちに、マヌエラが心配しているのは娘の給料、家族がやっていけるだけの給料かということがわかった。

なんら不思議のない展開になったとわかっていただけるだろう。私にとってもほかの誰にとってもだって、どうということのない月々のわずかな出費だ。私はある提案をするべく、通訳にとってもわかりやすく説明してみた。

「もしあなたが娘を愛人として買ってくれるなら、酒を一樽ととうもろこし二袋欲しいそうです。それ以下ではだめだと言っています」

おそらくその条件をのものが現実的だっただろう。それがインディオの習慣

で、彼女の常識では当たり前のことだったのだから。しかし私は、私自身とミッションのために、我々の目的はシウダー・レアルのラディノ連中とは違うのだと示そうとした。君たちを卑しめたり搾取するのではなく、君の娘に教育を与えてよりよい生活を送らせたいのだと。不可能だった。マヌエラは酒ととうもろこしと繰り返すばかりで、私が食い下がるにつれ、さらにフリホル豆一袋も要求した。

私は放っておくことにした。診療所では彼女の治療を続け、子どもたちを食べさせ、シラミが湧いた頭には DDT を振りかけた。

だが私はあきらめたわけではなかった。マルタのように利発な娘が行き当たりばったりの人生を送り、どんな悲惨な境遇に身を落とすかと思うと胸が痛んだ。

母親の信頼を得るには、宗教の力を借りればいいと誰かが言い出した。代父制はインディオがとても尊重する精神的なつながりである。赤ん坊はまだ洗礼を受けていない。マヌエラが私を息子の代父に選ぶように、少しずつ誘導してみたらどうだろう？

タンバリンや魔よけの琥珀玉など、赤ん坊におもちゃを買うことから始めた。看護師がお風呂に入れるときには必ずそばにつくようにし、どうにかおむつも替えられるようにまでなった。

マヌエラは私のやることを黙ってみていたが、信頼してくれたわけではなく、笑顔の下の不信任は隠せなかった。赤ん坊が自分の膝に戻るとようやくほっとするのだった。

それにもかかわらず、私は陣地を広げつつあるような気がしてある日洗礼のことを話す時が来たと思った。

一通りの堂々巡りの後、赤ん坊が名前もなく秘跡も受けないまま家畜のように生きることはできないと、通訳が伝えてきた。マヌエラは我々の道理に素直にうなずき、あまつさえ強く同意するしぐささえしているようだった。うまくいったと私は思った。

ところが代父を選ぶ段になると、マヌエラはにべもなかった。彼女のなかでは最初から決まっていた、話すまでもないのだ。

「誰にするの？」と通訳が聞いた。

病人が話しやすいように、私は数歩わきへよけた。

「ドニャ・プラデハ」と舌足らずに応えた。

私は自分を抑えられず、ベッドの柵をつかむと怒りにまかせて揺すった。

「ドニャ・プラヘダだと？」信じられない思いで繰り返した。

「君を馬小屋に押し込めて、汚物まみれのお産をさせた女だぞ？君が一番助けと安らぎを必要としているときに外に放り出したあの女？一度たりとも、君の生死を確かめにミッションにやってこなかったのに？」

「ドニャ・プラヘダは私の女主人。私たちは契約をやめていない。あの人の元からまだ私は自由になっていない」マヌエラは生真面目に答えた。

物語を長引かせないように端折るが、口論は何時間も続き、マヌエラと私が合意に至ることはできなかった。私は理性を失ったまま、自分と関係ないことに首を突っ込むのは金輪際やめようと誓って診療所を後にした。

数日後、すっかり回復したマヌエラは子どもたちを連れてミッションを出て行った。もちろん、ドニャ・プラヘダのところに戻ったのだ。

ときどき町で見かけると、彼女は私から目をそらす。だがそれは恥ずかしさや後ろめたさではなく、悪いものがつくのを恐れるかのようだった。

読者にお願いだ。どうか、マヌエラのことを恩知らず、卑劣なやつ、愚か者！などと決めつけないでほしい。インディオというのはどうしようもないと結論づけて、思考をストップするのはやめてくれ。彼女の態度はとてもわかりやすい。インディオ以外はみんな区別がつかないのだ。彼女には、我々は皆同じに見える。誰かが乱暴に近づけば、いつものことで対処の仕方がわかる。だが親切にされて見返りも要求されないと、わけがわからない。それはシウダー・レアルの秩序からはずれている。もっと危険な罠がひそんでいるのではないかと恐れて、彼らのやり方で身を守る。つまり逃げるのだ。

私はわかっている。我々ミッションの職員やほかのみんなが一生懸命がんばれば、いつの日か未来は変わるだろうと。

しかしマヌエラや、マルタは……その間にどうなるのだろうか？私が読者に教えてほしいのは、専門家として、男として、私がなにか間違っていたかということだ。何かあるはずだ。私が彼女たちにしてやれなかった何かが。

活動記録に見る天理大学 アメリカス学会の状況

——創設期を中心に——

新 井 正一郎

天理大学アメリカス学会（以下学会と略）は、昨年学会発足20周年を迎えた。この間会員各位の温かいお力添えで、結成以来学会がなげかけた波紋は、ゆっくりであるが、着実に広がりはじめ、それに対する評価もあらわれはじめている。たとえば、那須頼雅同志社大学名誉教授・日本マーク・トウェイン学会会長は当学会宛の書簡でこう書いている。

貴学会誌『アメリカス研究』をご恵送下さり有難う存じました。とくに「ホイットマンと移民」は好論文で、貴誌の掲げられるアメリカスの本旨を見事に踏まえたもので、面白く読ませて頂き、大いに啓発されました。そこで期待いたすのは南北をひとつに・・・を発展され、太平洋圏をひとつに・・・を目指すプロジェクトです。

また木全滋愛知県立大学教授はこう記す。

第三章はもともと南北アメリカを大きく一つの研究対象とみなすアメリカ学の視点から書かれた『アメリカス学の現在』に発表された論文である。まさしく、そのような研究態度にふさわしい論文である（『アメリカ文学研究』第44号）。

この度実績も知名度も資金もなにもない、ないないづくしでスタートした学会（当初の名称は天理大学アメリカス研究会）の歩みについて何か書くようにと依頼された。送られてきた活動記録から読める学会の状況について、創設期を中心に少しのべてみたい。学部・学科の大改革を行った1990年代の天理大学は獨創性がある新しいもの生みだそうとする氣運に溢れていた。1994年、それに刺激されて、國際文化学部の英米学科、イスパニア学科、ブラジル学科とお

やさと研究所そして宗教学科と教養部の発起人（山口房司、北詰洋一、古川博巳、吉川敏博、山倉明弘、木下民生、上谷博、片倉充造、初谷譲次、小坂允雄、矢持善和、北森絵里、野口茂、宮田元、太田耕軌各氏と小生）は新しい研究会をつくって外部になにか発信したいと思っていた。なにかないものか。結局、南北アメリカを一つの固まりと捉えるアメリカスという研究会をつくることになった。背景として市場のグローバル化と米国の人種を取り巻く状況の変化（2020年にはヨーロッパ系アメリカ人が50%を割り、ヒスパニック系が黒人を抜き最大のマイノリティーになるであろうという予測）があったと記憶する。そして天理大学アメリカス研究会設立の思いを、1994年11月15日発行のニューズレター *THE AMERICAS TODAY* で表明した。尤も何をどのように研究するかについては「十分な話し合いしもない見切り発車の感が」（*THE AMERICAS TODAY* 編集後記）強かった。まことに、薄氷を踏む思いの船出であった。

1996年11月、天理大学アメリカス研究会は天理大学アメリカス学会に改称した、というほどには、まだ堂々としていなかった。ともかくも、われわれ発起人は、研究の充実、若い研究者の育成、*THE AMERICAS TODAY* と『アメリカス研究』の発行、それに講演会と研究会の開催を学会活動の主目的にした。学会にとっていずれも多額の財源を伴うものであるが、その多くを学内外からの出版助成金と寄付（とくに天理大学前学長飯降政彦氏と酒本昌彦氏のお世話）によって実現可能としたのは、第2代会長故北詰氏である。私事だが、氏との個人的なかかわりについてはいろいろな思い出がある。氏は華を多分に持つが、氏を思い出させるものは、どちらかといえば目立たない面であった気がする。

1996年6月12日の特別講演会の際に、講演会場（天理市文化センター）でアメリカス研究会臨時総会を開いた。総会に諮るため、われわれはセンター内の一室（日本間）で学会規約に関する最後の検討会を開いた。参加者は発起人のほか、生涯教育専攻の大串免紀夫氏も顔を見せた。机に向かって正座している各氏は、配られた目の前の規約を食い入るように見入っていた。今でもそれを議論する氏たちの多分に熱っぽいものを感じさせる光景は忘れられない。12日の午後からの「日系人と日本」と題する特別講演で講師の猿谷要東京女子大名誉教授は、スピーチの冒頭で祝いの言葉とともに「研究会が学会に衣替えしたことは、植民地が独立国になるほど重要なことである」と、述べられた。「いい表現だ」、と初代会長の山口氏はつよくいわれた。ついであるが国際関係が緊密化しつつある今、アメリカス世界を中心に広がっている日系人の役割は実に大きいと、というのが猿谷氏の講演の要旨である。大きな会場は満員であった。前後するがその前日（11日）、猿谷ご夫婦、北詰氏と昼食をご一緒にした。会っ

ている者を心地よくさせるようなあたたかさが、猿谷氏の印象として残っている。その後、われわれは図書館の古書本の香りが漂う階に行った。「いいですね」と猿谷氏は、少年のように弾んだ声をあげながら、手渡された『日本書紀』や世間にはないとされていた古書本の表紙をさすったり、ページをめくって目を落とされていた。この時期、アメリカス研究会を応援された京大名誉教授がいた。猪木正道氏である。以下は *THE AMERICAS TODAY* (No.6) に寄せた氏の文である。

天理大学に南北を抱合したアメリカ研究会が発足したことは、まことに嬉しい。アメリカといえば、アメリカ合衆国だけを考えやすいが、カナダも中南米諸国もきわめて重要である。さいわい天理大学には、外語時代から貴伝統があり、ラテン・アメリカの研究には、大変な強みを持っている。アメリカ合衆国自体にも、近頃ヒスパニック系の人々が増大したことは、周知のとおりである。

にもかかわらず、飛躍をとげてよいはずの学会は、依然疑問視されることなく、知名人を招いてのイベントをくりかえしていた。学会活動記録でいうと、1996年11月の第1回年次大会（記念講演：野村達朗愛知学院大学教授「南北アメリカ大陸の近代——人種問題の相違中心に」、翌年（1997）の特別講演会（特別講演：セルジオ越後・スポーツ評論家「サッカーに見るブラジルと日本」、1997年11月の第2回年次大会（記念講演：釜田泰介同志社大学教授・アメリカ研究所所長「パブリック・フォーラムとしての米最高裁」）がその例である。つまり各研究者は個別テーマに沿って研究を進め、その成果を後述する『アメリカス研究』創刊号（1996年）や他の研究誌に掲載していたものの、学会としては独自の方法やテーマなどに関心を向ける研究はまだ準備できていなかったのである。1996年11月に創刊された『アメリカス研究』は山口氏以下9名の研究者によるアメリカスを対象とする論稿集である。本誌は193頁の小篇ながらアメリカスを新鮮な視角から捉えようとする気迫に満ちている。小さな学会がここに誕生したといえる。この創刊号を学内の雑誌で「これは事件である」と評したのは、教養部の小田健氏である。

学会が独自の研究方法を欠いていたことはすでに述べた。転機となったのが1998年10月に開催された研究会での初谷氏の研究報告である。エネケン（竜舌蘭の一種）産業を例に、奴隷制度を廃止するはずであった南北戦争がメキシコでは逆に奴隷制を生み出した点を鋭く指摘した氏の頭の中にあるのは、対象を複眼的にとらえようとする新たな研究のあり方である。氏が提示した斬新な見方は、やがて「1）北米の視点で中南米を見る、2）中南米の視点で北米を見る、

3) 南北アメリカスの政治・経済・文化・歴史などの比較」(『アメリカス研究』編集後記) という学会を特徴づける手法やテーマを生みだしてゆく。また年次大会とは別に、秋に不定期に開催されていた研究会は、2008年から定期夏季研究会として学会の年次行事に組み入れられることになった。

比較研究の視点に加え、もうひとつ重要な活動がこの頃生まれた。シンポジウムである。ブラジル日系移民百周年の節目を迎えた2007年の第12回年次大会の駒井洋筑波大学名誉教授の基調講演の後、4人のパネラー(本学の山本、野口、吉川各氏と城西国際大学の田島氏)による当時問題となっていた「多様な人の移動」というテーマをめぐるシンポジウムは、学会の多文化共生という現今的なものへの関心を示すだけでなく、それに連なるさまざまな問題の重要性の自覚を示すものであろう。シンポジウムは「日墨交流400周年」、「メキシコ独立20周年」の年に当たる2010年の第15回年次大会でも、「アメリカス世界のなかのメキシコ」という統一テーマのもとに、さらに2013年の第18回年次大会においても「創られた観光——イメージ古代文明と開発戦略——」というテーマについて活発に討論、議論された。これらの成果をそれぞれ『アメリカス世界のなかのメキシコ』(2011年)と『アメリカスのまなざし——再魔術化される観光——』(2014年)という単行本にまとめあげたのが第5代会長片倉氏、及び第6代会長矢持氏を代表とする編集委員である。余談をくわえれば、学会はすでに2000年に『アメリカからアメリカスへ欧米という発想を超えて』(創元社)、2003年に『アメリカスの現在』(行路社)、2005年に『アメリカス世界のなかの「帝国」』(天理大学出版部)そして2008年には『アメリカス世界における移動とグローバリズム』(天理大学出版部)を刊行しているので、『アメリカス世界のなかのメキシコ』は5冊目の単行本、『アメリカスのまなざし——再魔術化される観光——』は6冊目である。

テーマといえば、学会ならではのテーマの追求という理由から、見落とせないものがある。2007年7月の定例夏期研究会での矢持氏の「ブラジル伝道庁初代庁長大竹忠治郎その時代背景を通して」と山倉氏の「二つの帝国の狭間で——在米天理教布教師戦時抑留の史的文脈——」である。前者の功績は信仰姿勢と親心という2つの側面から、ブラジル伝道の父大竹忠治郎氏の足跡を浮かびあがらせた点に、また後者のそれは天理教北米伝導史を巡って2項対立で捉えがちだったマクロ(日米関係史、米国史)とミクロ(ライフ・ヒストリー)の視角の間にも対話があることをはじめて検証した点にある。それぞれは貴重な資料としても読める。2000年5月20日の特別講演会におでましを願った日本国際問題理事長(元国連大使)の小和田恆氏は、穏やかな学者のような方であ

る。ある夜、たまたま電源のスイッチを入れたテレビの画面にヨークシア州のヒースの原野に腰をおろし、そこを舞台としたイギリス文学の名作『嵐が丘』の一節を音読されているお姿が映し出された。きれいな発音だと思った。その小説は高校生の頃、原書で読んだ最初の外国文学だったこともあって、暫く画面を見ていた、ということが機になり、氏の勤務先宛に講演依頼の手紙を書いた。幸い承諾をいただき、講演日の午前10時半頃に奥様とご一緒に京都駅に着かれた。「国際秩序と米国」と題する講演の大教室は、200人近くの学生や市民らで埋め尽くされた。その要旨は地元の新聞に掲載された。以下はその引用である。

小和田さんは「世界では地球温暖化やエイズなど、抜き出た力を持つアメリカ一国だけでは解決できない問題が起きている。相互依存の今日の世界で秩序を維持するには、世界全体で協調的な秩序をつくらない、解決できないなど冷戦後、いまだに混沌している世界秩序をどう維持していくかを中心に講演した。

話は変わる。学会のひとつの目的である若い研究家の育成についてである。前記のように、学会が会員以外の研究者に研究成果の発表の場を設けたのが1996年。そして初の試みとして、1999年の研究会で、京都大学大学院でアメリカの作家ヘミングウェイを研究していた高野氏に報告してもらった。（「ヘミングウェイと『武器よさらば』」と題する氏の話は、これまで考察されてこなかった身体という観点から作品を分析し、彼の本質をえぐりとることに関するものだった）。その時のことは氏が後年（2008年）出版された『引き裂かれた身体——ゆらぎの中のヘミングウェイ文学——』（松籟社）のあとがきに記されているので、引かせていただく。

博士課程に在学中、アメリカ文学全国大会での初めての発表を聞いていた以来、天理大学の新井正一郎先生には継続的に発表や論文執筆の機会を与えていただいた。まだ自分の研究にそれほど自信の持てない頃、新井先生にお声をかけていただいたことがどれほど大きな励みになったか計りしれない。また天理大学アメリカス学会で発表した際にいただいた先生方ご意見は、他分野の先生が多数おられたこともあって大変刺激的で、視野を広げていただいた。

氏は京都大学大学院人間・環境学科博士課程終了後、岩手県立大学を経て現在九州大学大学院人文科学准教授として、ヘミングウェイだけでなく、ホーソーやポーなどに関するすぐれた研究をされている。広島大学院博士課程に在学中の増崎氏に初めてお会いしたのもアメリカ文学全国大会の発表会場であったと記憶している。2004年11月の本学の第9回年次大会で、氏はスティーヴン・

クレインの作品とキューバ人について話された。その口頭発表を加筆訂正したものは、前記『アメリカス世界のなかの「帝国」』の中の「ステイーヴン・クレインの描くニューヨークとキューバ人」である。それを讀まれた武藤脩二中央大学名誉教授は *THE AMERICAS TODAY* (No. 54) で「好論文」と高く評価された。氏は現在追手門学院大学国際教養学部准教授として、アメリカとの関わりを視野におさめながら、クレインを専門に研究されている。

以上創設期を中心にその研究動向を駆け足で見てきた学会について、どのような評価をくだすべきなのだろうか。学会設立時に掲げた学会の事業、つまり研究会、シンポジウム、講演会などの開催や学会誌『アメリカス研究』の刊行などは一応具現化された。これらによって個々人の研究領域も広がり、研究内容も探まったことは確かである。しっかりした基盤作りはひとまず成功したといえる。その一方ですでに触れたように、学会の独自色ともいべき北米の視座で中南米を見る、中南米から北米を見るという比較研究は、遺憾ながら十分でないように思われる。理由の一つは研究者の絶対数が不足していることにある。この状況を克服するには、なによりも南北アメリカを研究するまたは問題関心とする会員の数を増やしてゆくことだ。あるいは同じような研究分野を持つ他大学との共同研究も有効な方法だろう。アメリカス研究が総合的な視野に立つアメリカスの理解と考えるならば、環境整備は学会の将来の大きな課題の一つと思われる。

天理大学アメリカス学会活動記録（1996年6月～2016年7月）

1996年6月12日	【特別講演会】 特別講演：猿谷要（駒沢女子大学教授） 「日系人と日本」
1996年11月16日	【第1回年次大会】 記念講演：野村達郎（愛知学院大学教授） 「南北アメリカ大陸の近代——人種問題の相違中心に」
1997年6月14日	【特別講演会】 特別講演：セルジオ越後（スポーツ評論家） 「サッカーに見るブラジルと日本」
1997年11月15日	【第2回年次大会】 記念講演：釜田泰介（同志社大学教授） 「パブリック・フォーラムとしての米最高裁」
1998年6月4日	【特別講演会】

	特別講演：上谷博（天理大学元教授） 「アメリカス——その光と影」
1998年10月22日	【研究会】 研究報告：初谷譲次（天理大学助教授） 「アメリカ南北戦争と奴隷制の復活」
1998年11月14日	【第3回年次大会】 研究報告：Prof. Robert Goldberg（米国ユタ大学教授） 「アメリカのユダヤ人」 記念講演：中牧弘允（国立民族学博物館教授） 「南北アメリカの幻覚宗教——ペヨーテ、ガンジャ、アヤワスカー」
1999年5月22日	【特別講演会】 研究報告（1）：西川由美子（同志社大学大学院） 「2つの戦争とフォークナー——聴覚と視覚の関係をめぐって」 研究報告（2）：中川敬子（同志社大学大学院） 「アートとアカデミア——媒体としてのメディア」 特別講演：松本幹雄（北陸大学教授） 「南北アメリカの社会文化システムの類似と差異」
1999年11月16日	【研究会】 研究報告：高野康志（京都大学大学院） 「ヘミングウェイと『武器よさらば』」
1999年11月27日	【第4回年次大会】 研究報告：濱田洋子（神戸大学大学院） 「19世紀末とアメリカ」 特別講演：越智道雄（明治大学教授） 「変わるアメリカ」
2000年5月20日	【特別講演会】 研究報告：野口茂（天理大学おやさと研究所嘱託） 「ベネズエラの石油経済移行期における社会構造の変化」 特別講演：小和田恆（元国連大使） 「国際秩序と米国」
2000年11月25日	【第5回年次大会】 研究報告：中村艶子（同志社大学専任講師） 「アメリカ企業内保育所の動向」 記念講演：石川弘義（成城大学教授） 「アメリカ社会とセクシュアリティ」
2001年5月26日	【特別講演会】 特別講演：有馬朗人（参議院議員）

	「大学教育を考える——アメリカでの経験をふまえて」
2001年11月24日	【第6回年次大会】 研究報告：矢持善和（天理大学助教授） 「ブラジルにおける観光と都市開発」 記念講演：池上岑夫（天理大学教授） 「ウズ・ルジアダスールススの民のうたの翻訳を終えて」
2002年12月7日	【第7回年次大会】 研究報告（1）：古川哲史（同志社女子大学嘱託講師） 「米国社会の底辺を考える——オハイオ州立刑務所での体験を中心に——」 研究報告（2）：吉澤静香（同志社大学大学院） 「チカーノ・パークにみるチカーノ壁画と壁画家たち」
2003年12月13日	【第8回年次大会】 研究報告：高野泰志（岩手県立大学講師） 「自然な身体」への夢——『老人と海』に見るイデオロギーとしての身体」 記念講演：金七紀夫（天理大学教授） 「環大西洋圏におけるユダヤ人の移動とネットワーク」
2004年11月27日	【第9回年次大会】 研究報告（1）：増崎恒（広島経済大学非常勤講師） 「Stephen Crane のスラム作品とキューバ人—— “The Duel That Was Not Fought” に見る帝国主義イデオロギー」 研究報告（2）：山田政信（天理教海外部・天理大学非常勤講師） 「ブラジル産プロテスタント教会のグローバルな展開 ——ユニバーサル教会の世界戦略を事例に」 記念講演：給田英哉（国際交流基金理事・日米センター所長） 「グローバル経済下での日米関係と中南米」
2005年7月15日	【定例夏期研究会】 研究報告：小林貴徳（神戸市外国語大学大学院博士課程） 「現実を映す鏡としての祈祷」 研究報告：山本享史（天理高等学校教員） 「米国の多文化教育の展開——1980年代のハワイの事例を通して——」
2005年11月26日	【第10回年次大会】 記念講演：島田真杉（京都大学大学院人間・環境学研究科教授） 「アメリカ史の中の兵士——だれがなぜ戦うのか」 記念講演：大垣貴志郎（京都外国語大学教授、京都ラテンアメリカ研究所長）

	「メキシコの百年 1810-1910——権力者の列伝」
2006年1月30日	【特別講演会】 特別講演：大越翼（メキシコ国立自治大学文献学研究所マヤ研究センター） 「植民地時代のマヤ人の間における＜合意＞のありかた——空間、地図、テキスト——」
2006年7月15日	【定例夏期研究会】 研究報告：杓谷茂樹（中部大学国際関係学部助教授） 「まなごしの果ての「マヤ文明」」 研究報告：木全滋（愛知県立大学文学部助教授） 「ホイットマンと骨相学」
2006年11月25日	【第11回年次大会】 研究報告：森下和彦（前同志社大学嘱託講師） 「マーク・トウェインのアメリカン・ドリーム」 記念講演：立林良一（同志社大学助教授） 「マリオ・バルガス＝リョサに見られるメタフィクション性」
2007年7月7日	【定例夏期研究会】 研究報告：矢持善和（天理大学国際文化学部准教授） 「ブラジル伝道庁初代庁長大竹忠治郎——その時代背景を通して——」 研究報告：山倉明弘（天理大学国際文化学部教授） 「二つの帝国の狭間で——在米天理教布教師戦時抑留の史的文脈——」
2007年11月17日 2007年11月18日	【第12回年次大会】 国際シンポジウム「アメリカス世界と外国人問題」 【1日目】 基調講演：駒井洋（筑波大学名誉教授・中京女子大学教授） 「定住化する外国人」、 パネル（1）：山本匡史（天理大学准教授） 「メキシコ先住民にみるトランスナショナリズム」 パネル（2）：野口茂（天理大学おやさと研究所研究員） 「アメリカス世界における見えざる移民労働者の動き」 パネル（3）：吉川敏博（天理大学教授） 「米国におけるヒスパニック系労働移民と言語政策」 パネル（4）田島久敏（城西国際大学准教授） 「往復する日系ブラジル人デカセギの精神史」。

	【2日目】 基調講演：吉岡黎明 （ブラジル日伯交流年実行委員会文化部コーディネーター元天理大学教授） 「ブラジルにおける日本語教育」 報告（1）：高坂香津美（大阪大学大学院） 「高等学校におけるポルトガル語教育の役割」 報告（2）：藤本美知代（伊賀市立阿山中学校教諭） 「受け入れ校における組織とカリキュラムの見直し」 報告（3）北森絵里（天理大学准教授） 「在任ブラジル人の定住と同化をめぐる考察」 報告（4）武田千香（東京外国語大学准教授） 「多言語・多文化社会の求める人材育成を目指して」。
2008年7月12日	【夏期定例研究会】 研究報告（1）：野中モニカ（天理大学非常勤講師） 「「元」移民者の語り——Kさんのブラジル移民と日本帰国——」 研究報告（2）：山本利彦氏（東京外国語大学大学院生） 「ブラジル映画監督の思想」
2008年11月29日	【第13回年次大会】 研究報告（1）：小林貴徳（神戸外国語大学大学院） 「越境するツバメたち ——メキシコ、ゲレロ州山岳部農村とシナロア州農場地帯をむすんで——」 研究報告（2）：小林千穂（天理大学専任講師） 「ノンネイティブ ESL 教師が抱える問題と TESOL プログラムの改善点 ——北米の現状——」 特別講演：山本剛郎（関西学院大学名誉教授） 「グローバル化の日本でいま考えること——社会学的考察——」
2009年7月11日	【夏期定例研究会】 研究報告（1）：村松英理子（京都外国語大学、天理大学非常勤講師） 「CALL 授業の実践と展望——ポルトガル語 CALL 教材を例に——」 研究報告（2）：東馬場郁生 「海を渡った宗教学者 ——北川三夫と第二次世界大戦後のアメリカ宗教学の発展——」
2009年11月28日	【第14回年次大会】 研究報告（1）：加藤匡人（天理教海外部翻訳課）

	「日系アメリカ人天理教信者の研究 ——宗教、民族、人種アイデンティティをめぐって——」 研究報告(2): 杓谷茂樹(中部大学准教授) 「世界遺産としてのマヤ遺跡公園——チチェン・イツァの場合——」 特別講演: 藤本茂生(帝塚山大学教授) 「アメリカ史における「トランスナショナル」研究」
2010年7月11日	【夏期定例研究会】 研究報告(1): 魯ゼウオン(天理大学准教授) 「ニューヨーク市におけるコリアンタウンの展開過程と民族関係の再編 ——クイーンズ区のフラッシング地区を事例に——」 研究報告(2): 古畑正富 (京都外国語大学非常勤講師・京都ラテンアメリカ研究所客員研究員) 「軍事目的に供された聖母像——社会軍事史に照らしてみた、メキシコのグアダルーペ聖母信仰における一側面——」
2010年11月27日	【第15回年次大会——アメリカス世界のなかのメキシコ】 ■歴史のなかのメキシコ ①立岩礼子(京都外国語大学准教授) 「メキシコ独立に対するスペインの反応——1821年の新聞報道を中心に——」 ②牛島万(天理大学アメリカス学会特別研究員・慶應義塾大学非常勤講師) 「メキシコにとってのテキサス領有問題 ——アメリカ・メキシコ米墨戦争原因論との関連で——」 ③林美智代(関西外国語大学教授) 「近代における統治と先住民共同体」 ④柴田修子(天理大学非常勤講師) 「記憶の歴史化をめぐる一断章」 ■文学のなかのメキシコ ①太田靖子(京都外国語大学非常勤講師) 「日本に向けられたメキシコ詩人たちの眼差し ——タブラーダ、レボジェード、マブレス、パスの場合——」 ②高林則明(京都外国語大学教授) 「胎動はらむ地方社会の現実とポリフォニー ——ヤニェス『嵐がやってくる』(1947)」 ③田中敬一(愛知県立大学外国語学部教授)

	「ロサリオ・カステリャノスの小説世界に見るポストコロニアル」 ④片倉充造（天理大学国際学部教授） 「ルベン・ロメロの後期作品でたどるピト・ペレスと『ドン・キホーテ』 ——ピカレスク文学の踏襲と刷新——」 記念講演：加藤隆浩 （南山大学外国語学部教授・同ラテンアメリカ研究センター長） 「テキーラ出世物語」 ■パネルディスカッション 「アメリカスのなかのメキシコ——アメリカスという地域概念は可能か——」 （司会——山本匡史（天理大学国際学部教授） パネル①ブラジル——矢持善和（天理大学国際学部教授） パネル②ベネズエラ——野口茂（天理大学おやさと研究所准教授） パネル③米国——森田成男（天理大学アメリカス学会会員）
2011年7月16日	【夏期定例研究会】 研究報告（1）：森田成男（天理大学アメリカス学会） 「北米とカリブ海から見える世界経済」 研究報告（2）：山本匡史（天理大学教授） 「トランスアトランティック・ガリシアン ——イベリア半島北西部からのアメリカス移民における諸相と問題点——」
2011年12月3日	【第16回年次大会】 研究報告（1）：井上昭洋（天理大学地域文化研究センター准教授） 「ネイティブの内側から多民族社会を捉え直す——ハワイの事例より」 研究報告（2）：山田政信（天理大学地域文化学科准教授） 「在日ブラジル人におけるプロテスタントの伸展 ——ブラジルの宗教変容の文脈において」 特別講演：村川庸子（敬愛大学教授） 「日本人のアメリカ移民の歴史を読み替える?! ——immigration bureaucracy との関連で——」
2012年7月21日	【夏期定例研究会】 研究報告（1）：二瓶マリ子（東京大学大学院博士課程） 「ヌエバ・エスパーニャ境界地域テハスから眺めたメキシコ独立運動（1810～1813）」 研究報告（2）：森田成男（アメリカス学会会員） 「グローバル経済戦争を読み解く」

2012年11月24日	【第17回年次大会】 研究報告：梅谷昭範（天理大学付属天理参考館学芸員） 「移民と伝道——天理参考館所蔵の天理教海外伝道資料とペルー移民史料——」 記念講演：野崎京子（京都産業大学名誉教授） 「ザ パーソナル イズ ヒストリー わたしの日系人強制収容研究」
2013年 7 月20日	【夏期定例研究会】 研究報告(1)：野口茂（天理大学准教授） 「ベネズエラ・チャベス政権14年の光と影 ——大統領の国葬にみるチャベス神聖化のうごき——」 研究報告(2)：山倉明弘（天理大学教授） 「米国統治大変革としてのニューディール」
2013年11月23日	【第18回年次大会】 ——シンポジウム「創られた観光イメージ——古代文明と開発戦略——」 基調講演：關雄二（国立民族学博物館教授） 「南米ペルーにおける文化遺産観光とその問題点」 パネルディスカッション ①藤巻正己（立命館大学教授） 「東南アジアにおける遺産観光とポリティックス」 ②井上昭洋（天理大学准教授） 「観光と古代遺跡——ハワイの事例から考える」 ③桑原久男（天理大学教授） 「考古学と邪馬台国」 ④小林貴徳（同志社大学嘱託講師） 「観光大国メキシコのいま——文化遺産の観光資源化をめぐる」
2014年 7 月19日	【夏期定例研究会】 研究報告(1)：鳥居玲奈（大阪大学外国語学部助教） 「現代ブラジルの言語状況」 研究報告(2)：村山にな（玉川大学芸術学部准教授） 「ニューヨークにおけるキュビズム受容と芸術教育」
2014年11月29日	【第19回年次大会】 講演(1)：村山元英（千葉大学名誉教授） 「ユダヤ系アメリカ経営者の起源とその進化について」 講演(2)：河野彰先生（大阪大学名誉教授） 「人の移動とことばの移動——借用語について考える」

2015年7月11日	【夏期定例研究会】 研究報告(1): 松村光治 (天理教海外部・天理大学非常勤講師) 「パラグアイの日系社会の現在」 研究報告(2): 大野直樹 (天理大学非常勤講師) 「ベトナム戦争期における CIA の情報分析」
2015年11月28日	【第20回年次大会】 講演: 飯田耕二郎 (大阪商業大学元教授) 「星名謙一郎と天理外語の鹿野久市郎」 研究報告(1): 秋山かおり (総合研究大学院大学) 「ハワイの終戦と「強制収容」」 研究報告(2): 矢持善和 (天理大学教授) 「ブラジルの黄禍論再考」
2016年7月9日	【夏期定例研究会】 講演: 森田茂男 (天理大学非常勤講師) 「基軸通貨とグローバリゼーション・パラドクスの世界構造」

天理大学アメリカス学会規約

- 第1条 本会は、「天理大学アメリカス学会」と称する。
- 第2条 本会は、南北アメリカについての研究および啓蒙活動を目的とする。
- 第3条 本会は、学術誌『アメリカス研究』発行（年1回）、会員への配布、およびその他必要な事業を行う。
- 第4条 本会の会員は、第2条の趣旨に賛同する個人会員と賛助会員で構成する。個人会員の会費は年5,000円、賛助会員の会費は年1口30,000円とする。
- 第5条 会員には第3条に定めた活動への参加をそのつど案内する。

（入会希望者は、〒632-8510 天理市柚之内町1050 天理大学国際学部英米語専攻内 天理大学アメリカス学会へご連絡下さい。

電話：0743-63-9076、FAX：0743-62-1965）

E-mail: tuaas@sta.tenri-u.ac.jp

<http://www.tenri-u.ac.jp/tngai/americas/>

『アメリカス研究』投稿規定

1. 応募資格は原則としてアメリカス学会会員とします。
2. 投稿原稿は、図版・図表も含め400字詰め原稿用紙に換算して以下の枚数でお願いします。

研究論文	約50枚
研究ノート	約30枚
翻訳	30～40枚
資料紹介	約30枚
書評論文	30～40枚
書評	10～20枚
3. 原稿は原則としてパソコン・ワープロ作成でお願いします。その際は、枚数計算のしやすい体裁（例、1行40字詰め）で印字し、使用機種名、ソフト名を明記の上、電子ファイルも添えて下さい。
4. 抜き刷りは20部まで進呈いたします。それ以上の部数をご希望の場合、費用は自己負担となります。
5. 採否は編集委員会に一任下さい。

天理大学アメリカス学会役員

(敬称略、50音順、*印は実行委員)

名誉会長	永尾 教昭	天理大学長
会長	木下 民生*	天理大学国際学部教授
副会長	山倉 明弘*	天理大学国際学部教授
副会長	初谷 譲次*	天理大学国際学部教授
顧問	新井正一郎	天理大学アメリカス学会元会長・天理大学名誉教授
	上谷 博	天理大学アメリカス学会元副会長・天理大学名誉教授
	山口 房司	天理大学アメリカス学会元会長
評議員	石川 弘義	成城大学教授
	越智 道雄	明治大学教授
	片倉 充造*	天理大学国際学部教授
	釜田 泰介	同志社大学大学院名誉教授
監査	小林 千穂*	天理大学国際学部准教授
	中牧 弘允	吹田市立博物館館長、国立民族学博物館名誉教授
	野口 茂*	天理大学国際学部准教授
	野中モニカ	天理大学国際学部准教授
	野村 達朗	元愛知学院大学教授・アメリカ学会元会長
	春野 享	天理大学附属参考館館長
	東馬場郁生*	天理大学国際学部教授
	矢持 義和*	天理大学国際学部教授
	山田 史郎	同志社大学教授
	山田 政信*(会計)	天理大学国際学部教授
監査	山本 匡史*	天理大学国際学部教授
	吉川 敏博*	天理大学国際学部教授

『アメリカス研究』編集委員

片倉 充造

初谷 譲次(編集長)

東馬場郁生

山田 政信

執筆者紹介（五十音順）

新井正一郎	天理大学名誉教授	飯田耕二郎	大阪商業大学元教授
石黒 馨	神戸大学大学院経済学研究科教授	牛島 万	京都外国語大学嘱託研究員 慶應義塾大学非常勤講師
尾上 貴行	天理大学おやさと研究所	片倉 充造	天理大学教授
柴田 修子	天理大学非常勤講師	古畑 正富	京都外国語大学非常勤講師・ 京都外国語大学ラテンアメリカ 研究所客員研究員
森田 成男	天理大学非常勤講師	山倉 明弘	天理大学教授
山口 房司	天理大学アメリカス学会顧問	吉澤 静香	大阪大学 事務補佐員
吉野 達也	大阪経済大学非常勤講師		

編集後記

日常生活において「10進法」以外の数字システムを意識することは少ない。スマホをはじめ最近の電子機器に使用されているマルのうえに棒がささったような記号にお気づきだろうか。電源のマークである。じつはマルや棒ではなく、数字の0と1を表わしている。0がオフで1がオンである。つまり、コンピュータで使用される「2進法」の世界なのである。

他方で、古代マヤ文明においては「20進法」が使用されていた。さしずめ10進法を考えた人々は両手の指でかぞえ、マヤの人々はそれに加えて両足の指まで動員してかぞえていたのだろう。そのさまを想像すると楽しくなる。ともあれ「20」という数字は古代マヤの人々にとって特別な意味をもつものであった。マヤは1日をキン、1月（20日）をウイナル、1年（18ウイナル＝360日）をトゥンと呼んだ。さらに、20年をカトゥンという単位で表わした。つまり、20進法なのである。

前置きが長くなった。昨年、天理大学アメリカス学会は20周年の節目を迎えた。つまり、創立から1カトゥンが経過したことになる。そこで、学会の1カトゥンの歩みを振りかえるために、活動記録を掲載した。さらに、創設期を担った新井正一郎先生（3代目会長）に当時の様子を語っていただいた。5つ目のカトゥンを生きておられる初代会長の山口房司先生にも無理をいって玉稿をいただいた。また巻頭は昨年の年次大会で記念講演を賜った飯田耕二郎先生に飾っていただいた。編集委員の意気込みが伝わったのか、本号は12本の論考が集まり、新たなカトゥンの幕開けを記念するにふさわしいものとなった。

今後ともアメリカス学会の研究・出版にご支援・ご協力を賜りますよう、お願ひ申し上げます。（初谷）

『アメリカス研究』 第21号 2016年10月26日印刷

2016年11月25日発行

発行人 天理大学アメリカス学会（会長 木下民生）

〒632-8510 天理市柚之内町1050 天理大学国際学部
英米語専攻内

E-mail: tuaas@sta.tenri-u.ac.jp

<http://www.tenri-u.ac.jp/tngai/americas/>

編集者 『アメリカス研究』編集委員会（代表 初谷譲次）

印刷所 天理時報社

（郵便）振替口座番号 00900-5-70364 天理大学アメリカス学会

The Journal of the Americas Studies

No. 21

2016

Articles

- Ken-ichiro Hoshina and Kyuichiro Shikano, Professor of Tenri School of Foreign Language:
Reading Japanese Newspapers in Brazil of Taisho Period
Kojiro IIDA 1
- A Sketch of the Emergence of the Great Depression
to the "Constitutional Revolution"
Fusashi YAMAGUCHI 17
- Setting the Boundaries of United States Citizenship:
The Long Shadow of the Naturalization Act of 1790
Akihiro YAMAKURA 29
- A Study of Cross-Cultural Adaptation and Identity of Japanese "War Brides"
in America as "Grassroots Goodwill Ambassador
between Japan and America"
Takayuki ONOUE 49
- Chicano Community in San Diego:
Social Exclusion and Social Capital
Kaoru ISHIGURO and Shizuka YOSHIZAWA 87
- Turismo del Alamo y Texas-Mexicanismo
de la cultura turística en San Antonio:
En torno a la planificación urbana de la ciudad y las comidas mexicanas
Takashi USHIJIMA 109
- The Remarkable Progress of the National Action Party:
in the Case of the Guanajuato State of Mexico in the 1990s
Tatsuya YOSHINO 129
- A Spanish Poem and Present-Day Hebrew Songs in Comparative Perspective:
An Analysis of the Characteristics of Verbal Structure in the Light
of Philosophy of History
Masatomi KOBATA 141
- A Bird's-Eye View of Credit from a Perspective of Economic Anthropology
and Rollegruppe
Shigeo MORITA 167
- Book Review**
Gabriel García Márquez, *El olor de la guayaba: conversación con Plinio Apuleyo Mendoza*
Juzo KATAKURA 191
- Translation**
Rosario Castellanos, "Don Rechazado"
Nobuko SHIBATA 195
- Recollection: A 20-Year History**
Tenri University Association of the Americas Studies
as Is Reflected in Its Activity Records, Especially of Its Early Years
Shoichiro ARAI 205